

飛鳥井家歌学とその継承

日高, 愛子

<https://doi.org/10.15017/1654590>

出版情報：九州大学, 2015, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

飛鳥井家歌学とその継承

日高愛子

目次

論考編

序章 7

第一部 古今伝受の形成と享受 15

第一章 秘伝の形成 15

第一節 三木三鳥をめぐる秘説の形成 15

第二節 飛鳥井流切紙口伝のこと 35

第二章 『古今栄雅抄』の再編 49

第一節 『一禅御説』『柿本備材抄』との関連について 49

第二節 『歌林良材集』『伊勢物語愚見抄』『花鳥余情』との関連について 68

第三章 『蓮心院殿説古今集注』の伝本 82

第二部 歌道の継承をめぐって 99

第一章 定数歌にみる雅康の晩年 99

第二章 雅章と後水尾院周辺 117

第三章 雅豊『和歌樵談』にみる歌学継承 131

第四章	地下との交流ならびに歌書の伝来	151
第一節	雅章と鍋島直能	151
第二節	祐徳稻荷神社中川文庫伝来『飛鳥井雅俊卿五十首和歌』のこと	165
第五章	幕末期の古今伝受	182
終章		197

資料編

凡例		204
京都府立総合資料館蔵『古今集注』		205
徳島県立図書館山口文庫『古今和歌集伝授』		330
宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『飛鳥井雅親卿口伝』		345
国立公文書館内閣文庫蔵『飛鳥井家懐紙之法』		352
宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『和歌樵談』		357

初出一覧	391
主要参考文献	394

論
考
編

序章

飛鳥井家について

飛鳥井家の歴史は、飛鳥井雅経（一一七〇・一二三二）が飛鳥井を号したことに始まる。祖父は蹴鞠の名手と謳われた藤原頼輔（一一一一・一一八六）で、雅経は幼くより蹴鞠を能くしたために、後鳥羽院に近侍し、その師となった。また、建仁元年（一二〇一）に和歌所寄人となり、『新古今和歌集』の撰者として関わるなど、歌壇の中心的存在となった。以後、飛鳥井家は、教定（一二二〇・一二六六）、雅有（一二四一・一三〇一）、雅孝（一二八一・一三五三）、雅家（生年未詳・一三八五？）、雅縁（宋雅。一三五八・一四二八）と、代々和歌と蹴鞠の家として続いていくことになる。

室町期になると、足利家の寵を受け、歌蹴鞠の師範として、飛鳥井家はその存在を大きくしていった。雅縁は足利義満を指導し、歌壇において活躍した。更に、雅縁の長男雅世（一三九〇・一四五二）は後花園天皇の勅命により『新統古今和歌集』を撰している。息子の雅親（栄雅。一四一七・一四九〇）もまた足利義政・義尚の師範であったのを始め、三条西実隆や宗祇などに広く指導を行った。寛正六年（一四六五）には後花園天皇より第二十二代勅撰集の撰者を拜命するが、応仁の乱の混乱によって実現するに及ばなかった。書の評価も高く、栄雅流の祖とされる。その雅親に先ず学んだのは、猶子となった弟の雅康（宋世。一四三六・一五〇九）であった。雅康もまた諸芸に秀で、雅親に次いで足利家の師範となったのを始め、公武ともに広く活動したが、雅親は実子雅俊（一四六一・一五二三）に家督を継がせたために、雅康は庶流として生きることになった。ここに、歌道家の家継承をめぐる嫡流と庶流という問題が表出することになる。対する雅俊は、父雅親の跡を継ぎ、歌蹴鞠両道を通して公武と広く交わったが、晩年は大内義興（一四七七・一五二八）のもとに身を寄せ、周防の地で没した。雅康と雅俊の名は、伝存する飛鳥井流の口伝や作法書のなかにたびたび登場し、ゆえに、両者は飛鳥井流口伝や作法の形成において重要な役割を担っていたと推される。雅俊の後は、雅綱（二四八九・一五六七）、雅春（一五二〇・一五九四）、雅敦（一五四八・一五七八）、雅庸（一五六九・一六一五）へと家督が継承された。

中世から近世の過渡期に生きた雅庸は、近衛植家の息である聖護院道澄（一五四四・一六〇八）から古今伝授を受け、後水尾天皇の蹴鞠師範を奉仕した。細川忠興や島津家久らに対しても蹴鞠を指南しており、歌蹴鞠両道において家の再興を図ったと目される。また、雅庸の息雅章も後水尾院歌壇の中心的存在として、明暦三年（一六五七）には院より岩倉具起・堯然法親王・道晃法親王とともに古今切紙伝受を受けている。加えて、歌蹴鞠道の相伝を通して地方大名との交流も盛んであった。雅章の息雅知（一六三〇・一六四五）と雅直（一六三五・一六六二）は夭折したため、その後を継いだのは四男の雅豊（一六六四・一七一一）であった。若くして家を継いだ雅豊は、靈元院歌壇において活動、猶子雅香（一七〇三・一七六五）へと家督を継がせる。以後、雅重（一七二二・一七七九）、雅威（一七五八・一八一〇）、雅光（一七八二・一八五二）、雅久（一八〇〇・一八五七）と家督が引き継がれ、代々天皇の歌道師範として御所伝受を相伝されたが、雅久の息雅典（一八二五・一八八三）の時代に、明治維新を迎えた。

先行研究の概観

ここで、飛鳥井家の歌道や蹴鞠道に関連する主たる研究について概観する。

飛鳥井家の文芸活動に関わる最も総合的な研究としては、第一に、井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』（明治書院、一九六五年。改訂新版一九八七年）、同『中世歌壇史の研究 室町前期』（風間書房、一九六一年。改訂新版一九八四年）、同『中世歌壇史の研究 室町後期』（明治書院、一九七二年。改訂新版一九八八年）がある。井上氏は、全国に散在する膨大な歌書類について渉猟し、それまで未刊、未紹介であった資料も含めた実証的な研究を行い、中世歌壇における各歌道家の活動実態や、武家や連歌師といった歌道家周辺の文芸の様相を通史的に明らかにされた。とりわけ、同書に付録された「歌書伝本書目稿」では、南北朝期から室町期にかけての歌会を始めとする歌書を年譜としてまとめられ、これにより中世歌壇史をある程度俯瞰的に捉えることができるようになったといえる。また、同『中世歌壇と歌人伝の研究』（笠間書院、二〇〇七年）において、右の研究を更に補足するかたちで、鎌倉期から室町期にかけての二条家・冷泉家・飛鳥井家・三条西家などの歌道家の具体

的な動向を歌人伝としてまとめられ、中世歌壇の実態がより鮮明にされた。加えて、米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六年）も、歌道や文学の枠に留まらず、蹴鞠や茶湯、香道、書道といった芸道を大きく文芸として捉え、歴史的に明らかにした点で注目される。米原氏の研究によって、先の井上氏による一連の研究を補完するように、地方の武家と公家との文芸活動を通じた交流やコミュニティの具体相を把握し得るようになった。

一方、中世期の飛鳥井家による『古今集』注釈書に関する研究に、新井栄蔵「栄雅の〈古今集注〉をめぐる―古今集注釈史論―」（『国語と国文学』52巻9号、一九七五年九月）、泉紀子「飛鳥井家の古今集注釈―『蓮心院殿説古今集註』から『栄雅抄』へ―」（『国語国文』52巻3号、一九八三年三月）、片桐洋一『中世古今集注釈書解題 四』（赤尾照文堂、一九八四年）がある。これらの研究では、室町期に活躍した飛鳥井雅親（栄雅）の『古今集』講釈を聞き取った『蓮心院殿説古今集注』および『古今栄雅抄』の伝本の所在が明らかにされ、諸説入り混じる本文の性格について細かに検証された。

だが、右のような研究の後は、飛鳥井家の活動や関連資料に関する研究はそれほど進んでいない。特に、近世における飛鳥井家の活動については管見の限り注目されることが少なく、禁裏における歌壇の一員として断片的に扱われる程度に過ぎない。そのなかで、主だったものを幾つか取り上げるならば、鈴木健一『近世堂上歌壇の研究』（汲古書院、一九九六年、増訂版二〇〇九年）が禁裏を中心に据えた近世歌壇に関するまとまった研究として先ず挙げられよう。鈴木氏の研究は、後水尾院ならびに靈元院を中心とした近世前期における堂上歌壇の活動実態に迫るものであり、天皇を中心とする禁裏の体制の整備と文芸の流れを通史的に明らかにされた点で重要なものである。また、近世後期の堂上歌壇の様相について研究された盛田帝子『近世雅文壇の研究―光格天皇と賀茂季鷹を中心に―』（汲古書院、二〇一三年）は、従来あまり触れられることのなかった近世後期における御所伝受の様子について検証するもので、御所伝受に関わる飛鳥井家の動向も断片的ではあるが窺い知ることができる。そのほか、渡辺憲司『近世大名文芸圏研究』（八木書店、一九九七年）や、神作研一『近世和歌史の研究』（角川学芸出版、二〇一三年）などは、武家や国学者といった広く地下の和歌活動を総体するものであるが、ここにも飛鳥井家の地下との関わりを僅かに知ることができる。但し、これらに代表されるような従来の研究においては、飛鳥井家は、院

による歌道伝受や歌会のメンバーとして、あるいは地下の和歌活動のなかでその名が挙がるのみであり、家全体の系譜を把握することは難しい。

そもそも、飛鳥井家は二条家の傍流に過ぎない歌人として軽視されることさえあった。例えば、『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー、二〇一五年）「飛鳥井家」の項には、次のようにある。

雅綱息雅春は豊臣秀吉にその孫雅庸は徳川家康に、歌道を伝授しており、戦国期に没落せず江戸時代を迎えた。雅庸息雅章は後水尾院より古今伝授を受けて重きをなし、堂上の歌鞠門弟を集えて家の歌会始を催した。以後は目立った歌人はいないが、禁裏仙洞の歌会で諸役を務めるなど歌道家としての地位を保ちながら、武家町人に至るまでの多くの歌鞠門弟を指導しつつ近代に至った。……室町中期の一時期を除き、歌道家としては一番手となることはなかったが、蹴鞠道では二条家断絶後は中心的な家でありつづけ、歌鞠両道を指導できることを強みとして常に存在感を保った家であった。（佐々木孝浩）

この指摘が物語るように、殊に近世以後の飛鳥井家については、これまで殆ど関心を持たれてこなかったといえる。また、冷泉家などに比して、史料の乏しいことも一因となつていよう。飛鳥井家の蔵書をめぐっては、小川剛生「飛鳥井家の家学と蔵書―新統古今集まで」（『中世の学芸と古典注釈 中世文学と隣接諸学5』竹林舎、二〇一一年）において、その貧弱さが指摘され、先の佐々木氏も「室町中期の一時期を除き、歌道家としては一番手となることはなかった」と述べるような家の学問の実状が指摘されるところである。

他方、近年では、従来研究対象とされてきた歌書に限定されない新たな研究分野もしいに開拓されつつある。例えば、佐々木孝浩「鞠聖藤原成通影供と飛鳥井家の歌鞠二道」（『国文学研究資料館紀要』20号、一九九四年三月）では、蹴鞠詠の考察を通して、飛鳥井家における歌道と蹴鞠道との相関関係が指摘されている。また、作法書に関する研究も進展しつつある。廣木一人・松本麻子・山本啓介『文芸会席作法書集』（風間書房、二〇〇八年）や、山本啓介『詠歌としての和歌 和歌会作法・字余り歌―付（翻刻）和歌会作法書―』（新典社、二〇〇九年）では、二条流の歌会作法書と併せて飛鳥井流の歌会作法書が

複数翻刻紹介され、伝本の整理や本文の検討が進められた。こうした研究によって、作法書相伝の様相も解明されてきたといえる。また、従来では偽書としての扱いに終始していた秘伝書類についても、小川豊生編『日本古典偽書叢刊第一巻 和歌古今灌頂卷・玉伝深秘卷・伊勢物語髓脳』（現代思潮新社、二〇〇五年）などに見られるように、その資料的価値が認められつつある。

歌道家の活動について通史的且つ総合的に捉えるためには、古典文学や歌書だけに限定されず、広く文芸に関わる諸書を視野に入れる必要があり、隣接分野に属する資料も踏まえた複合的な研究が求められているといえよう。

本論の目的と構成

本論では、飛鳥井家の歌学の確立とその継承について通史的に捉えることを第一の目的としている。そのために、これまであまり研究対象とされてこなかった歌書以外の蹴鞠書や作法書、秘伝書といった類の資料も研究対象として扱っている。また、稿者の関心は、歌道家がいかにして時代を生きていったかという学芸の継承をめぐる問題だけではなく、その周辺に広がる文化的コミュニティの実相を解明することにもある。したがって、飛鳥井家の名を冠する資料以外の地方史料等にも目を向けるようにした。

以下、本論の構成について述べる。

第一部は、飛鳥井家の最も活躍した時代とされる室町期の歌学とその継承について考察するものである。

第一章では、飛鳥井流の秘伝として中世以後継承されていく内容の形成過程について検証した。このうち、第一節では、「三木三鳥」を中心とする飛鳥井流の秘伝を取り上げ、飛鳥井家が武家へ相伝した秘伝書類との関係から形成過程を明らかにした。続く第二節では、宋世（雅康）の本奥書として付される飛鳥井流切紙口伝の各切紙の内容を、二条流の切紙や秘伝書と具体的に比較し、切紙口伝の基となったものを明らかにし、構成を考察した。

第二章と第三章では、雅親による『古今集』の講釈を基とした聞書『古今栄雅抄』（以下、『栄雅抄』）ならびに『蓮心院殿

説古今集注』(以下、『蓮心院注』)の享受の一端を、本文の再編や伝本における書入れといった問題から見ていった。第二章では、『栄雅抄』の再編時における後人による追補について一条兼良の言説を中心に取り上げた。第一節では、兼良の講釈が反映されている『一禅御説』『柿本備材抄』の引用部分について具体的に検証し、第二節では、兼良の著作『歌林良材集』『伊勢物語愚見抄』『花鳥余情』との関係について検証することで、『栄雅抄』の再編者の人物像に迫り、諸注が折衷されていく享受の様子を明らかにした。

第三章では、『蓮心院注』について、近年新たに見出された東山御文庫本も含めて本文系統を整理し直した。そのうえで、広島大学附属図書館に蔵される伝冷泉為和筆『古今聞書』に見られる膨大な書入れの性格について再検証し、歌学書の享受と後世における追補や改変の問題について考えた。

一方、第二部は、歌道全般の継承について、堂上・地下の双方の視点から時代を追って考えるものである。

第一章では、歌道家の家督と家学の継承をめぐる勃発した嫡流と庶流という問題を念頭に置いたうえで、雅親の猶子として諸芸を相伝されながらも、家の相続を許されず、庶流として生きた雅康の生き方に着目した。特に中世以降の定数歌は形式的な詠草として捉えられることが多く、その内容はこれまであまり重視されてこなかったが、第一章では雅康の定数歌の内容を通して、庶流にとつての歌道・蹴鞠道の在り方について考察した。

第二章では、禁裏における作法書の相伝として、雅章の歌会作法書二種を取り上げた。雅章は、後水尾天皇の後である東福門院と、天皇の息子である尊光法親王に対して、それぞれ歌会作法書を相伝している。両内容について具体的に検証し、天皇による歌道伝受との関わりや歌会作法書の相伝を通した天皇家との繋がりとその意義について指摘した。

第三章では、雅章の没後に家督を継いだ雅豊がまとめた歌会作法書について考察した。その具体的内容と構成を明らかにすることで、歌道家の当主として歌会作法書をまとめることの意味について、家学の継承の問題と併せて考えた。

第四章では、地下との交流として、近世前期における歌道・蹴鞠道の相伝を始めとする肥前鍋島藩およびその支藩との関わりについて、地方資料を用いながら取り上げた。そのうち、第一節では、佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫を活用し、肥

前小城藩第二代藩主鍋島直能の年譜の記述に基づきながら、雅章の歌道・蹴鞠道の相伝の実態と周辺人物とのネットワークの拡がりについて考察した。続いて、第二節では、祐徳稲荷神社中川文庫に「飛鳥井雅俊卿五十首和歌」と冠して伝来してきた五十首の作者について真偽を明らかにし、肥前鹿島藩第四代藩主鍋島直條にみる地方大名による諸書の蒐集や書写の活動と飛鳥井家との接点を示す一例として言及した。

第五章では、従来の研究において触れられることのなかった幕末期の御所伝受について、最後の伝受保持者として箱開見を行った雅典の記録を取り上げた。記録内容に基づきながら、幕末期の御所伝受の流れを辿り、飛鳥井家の果たした役割について明らかにした。

以上の構成により、中世から幕末までの飛鳥井家の歌学の継承および周辺文芸の様相と展開について新たな知見を提示した。

なお、「古今伝受」ならびに「御所伝受」の表記には、従来では「伝授」が用いられてきたが、元来「伝受」と表記されていたことに鑑み、近年、表記を見直す動きがある。よって、本論文においても「古今伝受」「御所伝受」の表記には「伝受」を用いることとした。但し、書名や本文を引用する際には、原本の用字に従った。また、「古今伝受」「御所伝受」の名称を意味する場合とは別に、相伝を授ける意は「伝授」、受ける意は「伝受」と表記し、両者を区別した。

第一部 古今伝受の形成と享受

第一章 秘伝の形成

第一節 “三木三鳥”にみる秘説の形成

一

飛鳥井家の歌道伝授の様相を伝える資料として東北大学狩野文庫蔵『古今秘決』（二冊）がある。卷末には、
元龜元年辛酉三月二十五日 正二位 雅俊

大内権介殿

天文五年丙申八月八日

源宗迦入道

以高橋右衛門尉本写之訖 帯刀左衛門尉長次

延宝二年甲寅冬十一月日、以如上証本写了、可謂有神授者也。

如松子謹記

とあり、文龜元年三月二十五日に雅俊から大内義興（一四七七・一五二八）へ相伝された書であることが確認される。本書のこ
とは井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』（明治書院、一九七二年）が、

狩野文庫「古今秘決」は「文龜元年辛酉三月二十五日 正二位雅俊 大内権介殿」の奥書がある（更に天文五年八月源宗迦入道
の奥）。榮雅抄とは別本で、義興に与えたものという事になるが、未精査である。

と指摘したほか、米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九八〇年）も、

文亀元年義興は雅俊から古今注の「古今秘決」（「栄雅抄」とは別本）を贈られた模様である。それは東北大学狩野文庫本の奥に（井上宗雄・横田信義両氏教示）、

文亀元年辛酉三月二十五日 正二位 雅俊

大内権介殿

とあるによる（ついで天文五年八月八日、延宝二年十一月の奥書がある）。

として触れてはいるものの、具体的な内容については明らかにされていない。

今改めて内題を見ると、巻頭より順に「古今和歌集并序」「玉伝深秘卷」「阿古根浦口伝」「古今和歌集灌頂口伝」「作者系図」「両方読替」「冷泉家和歌血脈」とあり、これら秘伝書の合写本であることがわかる（但し、「阿古根浦口伝」は文字通り「口伝」であったのか、内容自体は書かれず、内題のみ存する）。

巻頭に「古今和歌集并序」と題して記される仮名序注は、現在、宮内庁書陵部図書寮文庫に蔵される『古今和歌集三条抄』（以下、『三条抄』）の仮名序注と同一のものである。『三条抄』は、『毘沙門堂古今集注』に類する注釈書とみられており、片桐氏は「鎌倉時代末期から室町時代にかけて、定家崇拜が徹底する時代より一時代前に、反御子左勢力である六条家末流に属する人々の中で形成された注釈書」¹と推定しているが、従来の注釈史研究では殆ど取り上げられなかったものである。一方、「玉伝深秘卷」「阿古根浦口伝」「古今和歌集灌頂口伝」は伝本も多く現存し、いずれも鎌倉時代末期から室町時代にかけて藤原為頭周辺で成されたものと考えられている²。

さて実は、この狩野文庫蔵『古今秘決』と同じ文亀元年の本奥書を持つものが徳島県立図書館山口文庫に蔵されている。外題に『古今和歌集伝授』とある一冊で、「国書総目録」に「古今和歌集伝校」として誤って記載されるものである。その内容は「古今相伝之次第」という秘伝書の写しである（内題「古今相伝之次第」）。

表紙見返しには次のようにある。

飛鳥井正二位 橘雅俊卿

古今和歌集伝授

授主大内義興

また、卷末には、

文龜元年辛酉三月廿一日 正二位橘雅俊

大内権助殿

天文五年八月八日

文上源宗迦入道判

此本乃事、大内義興御在京之時、飛鳥井殿御伝授之本也。而実成公建在山口之時、相良氏俚依入覽写之者也。努々不可及外見也。

右、以高橋右衛門尉証本写之訖

とあり、先の東北大学狩野文庫蔵『古今秘決』と同奥書を存することから、両書は合わせて文龜元年三月二十五日に飛鳥井家から大内家へ、更に天文五年八月八日に大内家から大内家被官へと相伝されたことが確認される。

二

ところで、栄雅の『古今集』講釈を聞きした『蓮心院殿説古今集注』（以下、『蓮心院注』）は、「秋風の吹きにし日より久方の天の河原に立たぬ日はなし」（秋上・一七三）について、次のような七夕にまつわる秘伝を記している³。

をもては銀河の事也。実は河内国交野の天川に、織女、彦星の二星をいわう社あり。これ、岩舟の明神也。此、天河へ老人夫婦出現して人に逢。それを問に、二星のよしを答ける。その神を筑前国大崎と云所にいわう。彦星の宮、織女の宮とて両社川を隔てあり。彦星の別当は男、織女の別当は女也。夫婦の事を祈に、たらいに水を入れて、星の影をうつして相する事あり。たらい上中下、三置く。男にても女にても上中下のしるし、是に知也。それを秋たてば、まつらんと

て、天川に人たつ也。此事、兼宗朝臣、俊成卿に問給ふに、彦是のいふかり思ふなるべしと答給ふ。合瀬をいそぐ心也。この秘伝については、片桐氏の次のような指摘がある⁴。

これは、『女子大文学』第二九号（昭和五三年）に翻刻紹介し、本書でも第五巻で詳述する予定の「玉伝深秘巻」に含まれている「星宮口伝」である。このような秘伝・秘説を、秘するのではなく書きつけるところに、この注釈の総合性と開放性が見られるのである。

一方、『古今栄雅抄』（以下、『栄雅抄』）には右の秘伝が次のように語られ、『蓮心院注』と同様の内容を見ることができ。

或説に、筑前国大島の星宮とて、北は彦星をいはひ、南は織女をあがむ。二社の間に河あり。天河となづく。女を得んとおもへば織女の宮にこもり、男をえんとおもへばひこぼしの宮にこもる。七月朔日より、七日の夜半に至り、河中に棚を結て、たらぬ上中下三に水を入れてならべて、たらぬ上中下に男の名を書て、祭をして、たらぬにうつりたるに随て、

その男女をさだむるなり。此祭をせんとて、天河原にたぬ日はなしといふといへり。

片桐氏が指摘する「玉伝深秘巻」は既述の狩野文庫蔵『古今秘決』にも所収されるものである。「玉伝深秘巻」における「星宮口伝」を、次に引用してみる。

そもそも、小野小町、大江惟章が妻になりて筑紫に住みける時、中将勅使に下りてありしに、かの小町は逢ひぬ。この時に尼になりて山に入るといふこと不審。実に尼になりたらんには、何ぞ後に住吉にて業平逢ふべき。如何。答へていはく、これは、尼になるとは、髪を剃るにはあらず。神をおろすになぞらへていふなり。これ筑前国大崎といふ所に星宮とてあり。川を隔てて、北なるをば彦星の宮といひ、南なるをば七夕の宮といふ。男を申す者は彦星の宮に籠り、女を申す者は織女の宮に籠る。七月一日より七日に及ぶまで籠りて、河の中に三重に棚を掛けて、星の祭をして、三の手洗に水を入れて、星の影を見るに、いづれにても我が思ふ人の名を書きて、手洗の星の影うつりて見ゆれば、その人に逢ふべきと知るなり。されば小町、この祭をせんために神をおろし奉るを、尼になるといふなり。山に入るとは、恋の病に入るをいふなり。病ふを山といふこと、常のことなり。

片桐氏の指摘するように、確かに『蓮心院注』や『榮雅抄』と内容的に類似するものはある。だが、同じく『古今秘決』にも合写される『三条抄』には、更に『蓮心院注』『榮雅抄』との関係を思わせる秘説が確認される（但し、『古今秘決』では仮名序注のみ写され、歌注は見られない）。次に『三条抄』の該当箇所を引用する。

これは、筑前国星宮とて、北には彦星をいはひ南には織女を崇む。二社の間に河あり。天河となづく。女をえむと思者は織女の宮にこもり、男をえむと思者は彦星の宮に籠也。七月一日より七日の夜まで河の中に棚をゆひて、盥を三水を入れて、男の上中下の名を書て星の影のうかぶに随て、其男女に定る也。此祭をせむとて天川原に立ぬ日はなしと也。…

（中略）…或曰、実の天河にはあらず。筑前国の天の川也。此あまの川と云は、日本記に云、河内国に岩船の大明神とてまします。彼明神は織女彦星を祝へる神なり。仍、此明神のほとりなる河をあまの川と云也。此織女、彦星を河の水上に天下玉ひしを貞賀丸と云ける翁の祝へると云り。彼河上に三日程雲立けるを行てみれば、男女二人化してあるを、何人ぞと問ければ、織女と答へけるを祝て神とせりと云へり。それを彼世に筑前国の大崎と云処に遷して祝也。彼社の中にある河也とあり。

傍線で示した部分が『榮雅抄』に「或説」として引用される内容と始ど一致していることが確認できるほか、「日本記に云：…」とする内容も『蓮心院注』にあるのと同様である。つまり、『蓮心院注』や『榮雅抄』に記される七夕の秘伝は、「玉伝深秘巻」というよりはむしろ『三条抄』の影響を受けているように考えられるのである。

『三条抄』の本文は『毘沙門堂古今集注』に近似しているので、『毘沙門堂古今集注』の本文も確認してみたい。

秋と云は、やがてあまの河原にたつと云。実の天河にはあらず。筑前のおあまの河也。此天河と云者、日本記には河内国に岩船大明神とてあり。彼明神は牽牛織女也。此を崇神也。仍、此明神の辺を天河と云也。此は織女、彦星の河の水にあまくだり給ひしを貞宿祢賀曆と云ける翁の崇ると云り。彼河上に三日が程雲のたちけるを行てみれば、男女二人化たりしを何人ぞと問ければ、たなばたと答ふ、崇て為神と云也。其を推古天皇の御宇に、筑前国住人橋下田主といふ人、依_二夢想_一、筑前国大崎と云所に遷崇也。彼二社は中に河を隔てあり。二神を七夕の宮、彦星の宮と名付、中なる河

を天河と云也。岩船の河と同名也。織女の宮には以女為神主、彦星の宮には以男為神主也。男を申女は織女の宮にこもり、女を申男は彦星の宮に籠るなり。自七月一日至七日籠て、七日に満する日、河中に棚をゆひて、たらひを三双て星の影をうつす祭をして、見ば星合の影うつる也。三のたらひに上中下をかきて棚にすへたれば、上のたらひにうつれば上の夫をすべしとなり。中下、又如此。又、其人と名をも定てかく也。此星合の影、必三が中に一にうつる也。其祭をせむとて、秋風のふきにし日より彼大嶋の天河原にたゝぬ日はなしと云也。

これを見比べるに、『榮雅抄』における「或説」以下の部分はやはり『三条抄』に依拠していることが明らかである。

三

右の例を見るに、『蓮心院注』や『榮雅抄』における秘説部分は、飛鳥井家が武家に対する相伝に用いた秘伝書に基づき構成されているらしいことがわかるが、他の秘説の場合はどうかであろうか。古今伝受の代表的な秘事である「三木三鳥」について見ていきたい。

『蓮心院注』は、「をがたまの木」について次のように説明する。

「木の名のつゞきに、ならべたれば、疑なき木の名とみえたり。」狭衣の歌に、

おく山にたつをだまきの夕だすきかけておもはぬ時のまぞなき

をだま木は「か」の字を略して也。此木、今更になし。ありつる事とおもひてあるべしと也。

この内容は、次の『僻案抄』の祖述である。

木の名のつゞきに、かきならべたれば、うたがひなき木の名とみゆ。されど、ちかき世に、さる木ありといふ人なし。

古歌とて、

おく山にたつをだま木のゆふだすきかけておもはぬ時のまぞなき

此歌、ふるくきこゆ。もし字ひとつを略していへるにや。さ衣と云物語に、

谷ふかくたつをだま木は我なれや思ふおもひのくちてやみぬる

此物語、祺子内親王前齋院宣旨つくりたりときこゆ。昔の女うたよみ、みなこのころの才人よりは、ふるき事もならひしりたれば、やうやありけむ、つたへねばしらず。

一方、『栄雅抄』は、

定家卿は木也。証歌云、

おく山にたつをだまきのゆうだすきかけて思はぬ時の間ぞなき

狭衣云、

谷ふかみたつをだまきは我なれやおもふおもひの朽てやみぬる

かゝる歌ぞふるく聞ゆる。もし一字を略していへるにやと也。たつをだまきも何物にか。それも不審なり。

として『僻案抄』を引用した後、次のように続ける。

又、吉野のおくに入て山人に尋ねしかば、稲麦などかりて、木をたてゝ、よこざまに木をゆひわたしてある物をこそ、をか玉の木と申せといひき。又、阿波国の土民、正月の料に、薪をとし木とも申すといふ。又、櫛、をか玉の木と云。これはさもと聞ゆ。或説、後嵯峨法皇御詠に

谷ふかみ日影に残る白雪や立をだまきの花と見ゆらん

然ば、朽木をいふといへり。又、日本紀竟宴の歌とて

玉かしはをか玉の木のかぐみ葉に神のひもろきそなへつる哉

柏は葉のまろければ、かぐみ葉と云。又、定家卿、或書に、交野の鳥柴つくる木をいふと書り。

末尾に引かれる定家説は、定家仮託の『愚秘抄』における、

当家の相伝には、交野の御狩に鳥をつけて奉る鳥柴と申す木を、をがたまの木といふ也。

というものによる。『栄雅抄』は、この『愚秘抄』の記述をあたかも定家正説の如く記載するほか、複数の秘説を列挙してい

る。

これらの秘説については、三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書房、一九九四年）に、以下のような指摘がある。

こゝにはすべて七説が掲げられる。第一は『僻案抄』の祖述である。第二、第三、第四は『浄弁注』の第二、第三、第四の祖述である。第五説は先の『古今大事』の冒頭で浅義とされた「朽木」説（これは『為相注』や、同じく鎌倉時代後期頃成立と見られる『古今集為家抄』の説いたものである）、第六には『日本紀竟宴歌』の用例があげられる。第七には「又定家卿、或書に交野の鳥柴つくる木をいふと書り」と記している。これは、先にとりあげた、定家に仮託された『愚秘抄』を、定家の真書として扱った結果であると理解される。

三輪氏の指摘する『浄弁注』の該当箇所を引用してみる。

定家卿説、松也。松は岡に生物也。玉はほむる詞也。家隆卿説、柳也。「をが」とは御賀をやはらげて云也。所詮何も東宮位に即位給時、御護に作て、錦袋に入て懸させまいらすると云々。又柏也。日本記歌に、

ちはやぶるをがたまの木のかゝみ葉に神のひもろぎ打とけにけり

又、年木をいふとも云々。又、栗木也。双の岡に栗の落たるが玉のごとし、仍云と云々。野道左大臣宅有、其時事也。委源中最秘抄にみゆ。俊成説、定家説云、木の名の木に書並たれば、うたがひなく木の名とみゆ。されど、ちかき世にさる木ありと云人もなし。古歌に、

おく山にたつをだまきのゆふだすきかけておもはぬ時のまぞなき

かゝる歌ぞふるくきこゆる。文字一を略していへるにや。狭衣物語に、

谷ふかくたつをだまきはわれなれや思おもひの朽てやみぬる

此物語は棋子内親王前斎院宣旨作たりときこゆ。昔の女のうたよ（み）には、此頃才人よりもふるき事を習知たれば、やうありなむ。つたへねばしらず。

『栄雅抄』と比べると、両者は内容的に類似するものの、『浄弁注』が『栄雅抄』の直接の典拠と見做し得るだけの積極的根

抛は認められない。加えて、飛鳥井家に『浄弁注』を目睹する機会があつたか否かについても確証を得ない。

他方、既述の飛鳥井家から大内家へ相伝された秘伝書群と比較してみると、「古今相伝之次第」に次のような内容が見られることが留意される。

此事、説々多し。京極黄門に正儀をすこしかきゐて、それを秘せんがために、かたのゝ鳥付柴の事にいひなぞらへ給へり。抑、をが玉の木と申は、天子御即位時、三笠山の松を長さ五寸、廻り五寸に削て、御守を朱にて上に書て、綿に包て、御胸にかけ、此を御即位の後、天子の生気の方に御宝物を添て埋置也。是に安陪・賀茂両家の陰陽の間の一大事也。柳にて作例も侍にや。松を用に付て、をがたまの木と申。玉は物をほむることば也。是を天子の御年木と申也。又、正月人民の門に年木とて立も此木になぞらえて立也。新年の神を迎奉て、人々今年に移さだまるいはひ也。其程にしめ繩を引、松を立ていはふ也。これ等、皆、をがたまの木なるべし。

『愚秘抄』を定家説として引用する点や、正月の土民の風習に基づく説として「年木」説を記す点において『栄雅抄』と類似していることが指摘できる。

次に、「めどにけづり花」について見たい。『蓮心院注』は、次のような内容である。

めどにけづりはなは、著也。占する事也。草也。それにうつくしく花をつくりてたてたる也。歳暮の仏名にも此花奉物にあり。仏名は今絶なし。極月をしはすと云も、仏名の僧などいそがしくするゆゑ也。師馳也。「ふりにし菓とは、此身によせて也。なるときは、成出時もがなと也。花さく物にはあらねども、造花なるに依て花開也。」

この内容は、以下の『頭注密勘』や『僻案抄』に基づくものといえる。

教長卿云、めどゝは、うつぎにゝたるものはべるに、けづりばなはさしけるなり。仏名にたてまつる花也。著也。或人云、木也云々。頭昭云、著は草也。神草也。靈草也。万葉に「はつ春のはつ子のけふのたまはゝき」とよめるは、玉箒を題にて読るなり。たまはゝきは是著也。(『頭注密勘』)

著、めどゝいふ物の名也。草類也。〔僻案抄〕

一方の『栄雅抄』は、

定家卿はめどゝいふ草有、その草につくり花したる也といへり。明日香井家の御説には、むかし仏名の時、めどといふ草を、花立のやうにむすびて、めどにつくり花をしたてたる事也。

として『僻案抄』定家説を引用するほか、『顕注密勘』と同様の説を飛鳥井家説として示した後、次のような記述が見られる。

又、著につくり花をしてかめにたてたるなりとも云。

これは、例えば、『愚秘抄』が、

めどにけづり花さすといふは、業平朝臣の、美しくつくり花をしたてゝ、ある女御の住みたまふつまどにさしたりけるなるべし。めどは妻戸也。けづり花はつくり花也。

と述べるような「妻戸」説とも異なるものである。同様の説を他に求めるならば、「古今和歌集灌頂口伝」の次のような記述が挙げられる。

今の義には、めどゝは亀の名なり。高麗瓶子のあをく焼たるが、はだのあらくて、口は内へまくり入、腹はふくらなる瓶也。花立料に、かやうに作れり。めどゝは異国の物なり。此めどゝ云也。よのつねになければ、しらず。花の盛には梅桜をさす。なき時は、けづり花をさすなり。

すなわち、「をがたまの木」の場合と同様、大内家へと相伝された飛鳥井家所持の秘伝書類にこれと似た秘説内容が確認されるのである。なお、右にみる「瓶」説は、『三条抄』に、

めどゝは花瓶也。ふりにしこの実とは、我身を木実に譬へて、よくなる時もがなと云意也。

として確認されるほか、「古今相伝之次第」にも、

此事、京極黄門、葦といふ字是也とばかり出されど、又、遷草とかくともいへり。又、めどとは花瓶の事など申。心ふかく秘し給へるなるべし。

として見られ、秘伝書においては比較的広く知られた説であつたことも確認される。

続いて、「かはな草」に関して見ていく。『僻案抄』や『顕注密勘』には特に何も記されないためか、『蓮心院注』は、和名には青女、かはな草也。不知草也。

と顕昭の指摘する『和名抄』を引くに留まる。これに対し、『栄雅抄』では、

河におひたる苔也。河菜草と書。青女とも。定家卿は河骨と云物なりと也。或説、小川の底に生たる也。苔草と書。烏羽玉の事、秦始皇父莊襄王の時、五尺の烏出来る。其羽の中にくろき玉有。これを烏羽玉といへり。

とある。ここには、

当家相伝云、河骨といふ草をいふなるべし。

という『愚秘抄』の秘伝部分を定家正説として引用するほか、「苔」説が掲げられることが特徴といえる。「苔」説については、『三條抄』に、

一には石の苔と云也。

とあり、「古今和歌集灌頂口伝」にも、

河な草とは、つねには、川のりとして水の中なる石に生たる河苔也。

として認められる。

更に、『栄雅抄』における「烏羽玉の事」以下の内容は、『三條抄』に「秦武政用記に云」として詳述される次のような本説によると見られる。

秦武政用記に云、秦皇に三の宝あり。渡角・烏羽玉・玉棒と云へり。注に云、…(中略)…烏羽玉と云は穆王のとき、五尺の鳥異国より来れり。天下忽に闇くなれり。是を取むとするに無_レ由。堪中と云し人はからひて、家の中に食物を置たりしに、万の鳥あつまりて是を食。彼鳥も入てくらふ時、家の戸にあみを張て、内へ入て、是をあみにをひ懸てとら

えぬ。此鳥のつばさに黒き玉あり。此玉、光黒き色也。此玉をはこに入れば天下明になり、此玉を取出せば闇にてあり。此玉を伝々して始皇に伝へたり。是に依て夜のみ不_レ成くらき事を云んとて皆羽鳥玉(鳥羽)のと云へり。

このように、「三木」説については、『蓮心院注』が定家の『頭注密勘』や『僻案抄』に殆ど依拠する一方、『栄雅抄』は定家仮託の『愚秘抄』における「当家相伝」をあたかも定家の正説の如く引用するほか、『三条抄』や「古今和歌集灌頂口伝」などに基づく秘伝の記述が認められるのである。

四

右のような『蓮心院注』や『栄雅抄』の秘説の構成に関して、「三鳥」についても同様に検討を試みたい。「ももち鳥」について『蓮心院注』では次のようにある。

鶯の一名と也。説々多し。鶯の歌より十一首をへだてゝあり。百千の鳥とて数々の鳥と一説あり。万葉に、我かどに榎のもりはむ百千鳥の歌は数々の鳥にてもありぬべし。此もゝ千どり鶯にてありぬべし。又、鶯のみに非ず。数々のとりも、すつべからず。

一方、『栄雅抄』は次のような内容である。

百千鳥は、鶯といふ。又、春きて、おほくの鳥の来り轉をもいふ両説也。後拾遺集歌に、

声たえずさえづれ野べの百千鳥のこりすくなき春にやはあらぬ

といふ歌、当集いづれも鶯の歌をはなれ、柳をへだてゝ入たるもおぼつかなし。只鶯をも百千鳥といひ、多の鳥をも百千鳥といふと心えてありなん。定家卿は、鶯にあらざとも一定しがたし。又、鶯にかぎるべからず。もゝちどりもひとつ先鶯歟。百花柳桜をのぞくべからずといへり。

我やどの榎の実むれはむ百千鳥とりはくれども君はきまさず

此うた、鶯は、榎の実はむれはむまじければおほくの鳥ときこゆ

両書ともに秘説というほど踏み込んだ内容は書かれない。その内容は、

もゝちどりとは、鶯を云と云りと申にこそ。春立てうらゝかなる諸の鳥のやはらぎなけば、百千の鳥とは申にこそ。萬葉に、

我宿のえのみもりはむもゝちどりちどりはくれど君はきまさず

とあれば、もろ／＼の鳥ときこゆ。もゝちどりとも萬葉にあれば、物心してあまたの鳥とは聞ゆる也。古今にも、後拾遺にも、鶯の歌をばはなれていれたり。うたがひあるべからず。月令の反舌、百舌などは、もずと云。又、百舌を百轉鳥によせて鶯歟と申つべけれど、それはとかく申つべし。不_レ定。家本、さへづる春を用。非_レ鶯とも、難_二一決_一、又、不_レ可_レ限_レ鶯。百鳥云も可_レ先_レ鶯歟。百花も柳、桜をのぞくべからず。

という『頭注密勘』の記述や、

もゝちどりとは、鶯ともいふ。又、春きては、さま／＼の鳥きたり囀るとて、おほくの鳥をもゝちのどりといふとも申。鶯の歌にはなれて、柳歌をへだてゝいれたるも、おぼつかなし。されど、もゝちどりといふも、うぐいすはなるべしとは、きこえず。

という『僻案抄』の記述に基づくものである。『ももち鳥』は『三鳥の大事』ではあるものの、殆どの注釈書が鶯か、多くの鳥かという二説をめぐる議論に終始している。よって、『蓮心院注』や『榮雅抄』も、『頭注密勘』や『僻案抄』の定家説を抄出するほかなかったであろう。

では、諸説様々見られる『よぶこ鳥』はどうであろうか。『三木』については秘説らしきものを一切記さない『蓮心院注』であるが、『よぶこ鳥』は、次のように秘説が列挙されている。

よぶこ鳥の事、説々多し。或は猿、或はつゝ鳥、又は鳩。はこ鳥とて、高麗に子を鶯にとられたる者の、子は／＼と云を、はこ鳥と云説あり。只、春山に鳴鳥によぶこ鳥と云鳥あると心得べしと也。

ここに見る『猿』『つづ鳥』『鳩』『はこ鳥』の四説のうち、『はこ鳥』説に着目したい。ここでは、高麗の子を鶯に取ら

れた者の話が「はこ鳥」の本説として引かれるが、これは次の『三条抄』の逸話に基づくものである。

万葉の注に云、三月の時分、はこ鳥とてわたるを云と見へたり。高麗国に永蘭石野に下女の子らいだきて通りけるが、驚にとられて、はやこ／＼とよび死にけるが鳥と成て、是今も、はやこ／＼とよぶを、喚子鳥と云と也。

同様の話は「古今相伝之次第」にも見られる。

当流には、はこ鳥をも。是、春の鳥、此集の春の歌に入によりてなり。昔、大唐人の子、春の山に入てかへらざりければ、其親、尋入て、わが子／＼と呼べどもあはず、歎死に死て、其魂鳥に化て、春山に鳴に、わが子といふをば、はこといふ也。

両説を比べると、『蓮心院注』の記述はやはり『三条抄』に依拠するとみてよいであろう。「はこ鳥」説は『榮雅抄』にも確認される。

よぶこ鳥、説々おほし。只、よぶこ鳥といふ鳥の春有にてこそあらめ。何鳥としりて異名を歌によまざれば、詮なき事也。口伝ありとも、かくこゝろえてありなん。はこ鳥といふ。此鳥のなく声、人を呼に似たり。実説、喚子鳥といふ。

右の通り、『榮雅抄』は『蓮心院注』ほどには詳細でない。ちなみに、『古今秘決』所収「古今和歌集灌頂口伝」には、

口伝云、人を云也。其故は、春の半にふかき山に入、迷ひ、互によびしらひ、たがひにいざよふを云なり。

とあるが、殆どの伝本は、

口伝云、人をいふなり。其ゆへは、はるの半にしづのめが、わかな・わらびとらんとて深き山に入、みちに迷ひ、よびしたひ、たがひにいざよふをいふ也

として、賤女の話が取り上げられる。「人を呼に似たり」とあるだけで具体性に欠ける『榮雅抄』の内容が高麗の話なのか、あるいは賤女の話の念頭に置いたものかは判然としないが、秘伝書の類に本説を求める点は『蓮心院注』と一致している。

更に、『蓮心院注』に挙がる「猿」説が『三条抄』や「古今相伝之次第」、「古今和歌集灌頂口伝」に共通して見える説であることも留意しておきたい。というのも、榮雅の弟、宋世（雅康）の文明十八年（一四八六）奥書を持つ飛鳥井流切紙口伝に

は、

本抄に多義をのせたり。其中に喚子鳥を猿と云義あり。但、猿は四季にわたるに、殊更秋の物也。古今は春の中部也。如何と云も、猿に二つあり。木の葉猿とて、又、猿は春の物也。雪消の木の葉をもとむとて、鳴て、あさりするなり。この心にて、よぶこ鳥と云なり。或は、はこ鳥とて郭公の来る頃なく鳥なり。この鳥は、はやこ／＼と云やうに鳴あひだ申となり。或は人と云と。其故は春の半に、しづのめ若葉やわらびやとらんとて、深山に入て、かへりざまに友をよびしろひて、しらせの事帰るとて人を山中にてよぶと云也。

として『蓮心院注』に挙がる「猿」説が大きく取り上げられているのである。一方、「古今和歌集灌頂口伝」には次のようである。

一つに、よぶこ鳥。本抄にさま／＼の義をのせたり。其中に、さるといふ義はよき也。但、さるは四季にわたれども、殊更秋の物なり。今は春の中ほどなり。如何にといふに、さるの義に二あり。木葉ざるとて、少きさるは春の物なり。冬間の木葉をかへして葉を取、草のねをこゝと鳴てあさり、もとむるなり。此心にて、よぶこ鳥といふ也。又、はこ鳥とて、四月のはじめ、ほとゝぎすの来比なく鳥をもいふ。此鳥ははこ／＼と鳴ゆへによぶこ鳥といふ。春ならで、よぶこ鳥といはん時は、この鳥なるべし。春ならばさるなるべし。口伝云、人をいふなり。其ゆへは、はるの半に、しづのめがわかな・わらびとらんとて、深き山に入、みちに迷ひ、よびしたひ、たがひにいざよふをいふ也。

傍線を付した「猿」説、および「賤女」説を始めとして、飛鳥井流切紙口伝が「古今和歌集灌頂口伝」の記述に倣って構成されていることがわかる。

次に、「いなおほせ鳥」について見てみたい。『蓮心院注』には次のようにある。

鳴なへ、な鳴からに也。いなおほせどに色々説あり。鶉たうとも、雁とも、稲負する馬ともあり。只、庭たゝき也。黄なる石礼也。此鳥の鳴時分、雁も又来也。「或抄云、清輔朝臣等の人々、説々をかきて事きらざるべし。此雁は来にけりと云

に、此鳥を雁といふ説は有べからず。時の景氣秋風涼しく成行ころ、庭たゞきなきたりて、衰へ行秋草の中におりゐて、色もこゑもめづらしき比、初雁の空に聞ゆる、当時ある事なれば、常の人の門庭などになれぬ鳥を遠くもとめで、さて、めのまへにみゆる鳥に付べしと思給也。」

対して、『榮雅抄』は次のような内容を持つ。

いなおほせ鳥は、庭たゞき也。黄鶺鴒をいへり。稻負鳥とかく。秋此鳥きなく時分、田よりいねをかりいるゝが故に、いなおほせ鳥といしくなきをいふと。安芸国、大和河内の土民ども、いづれもいへるよしあり。頭昭説、

あふ事をいなおほせどりのをしへずは人は恋路にまよはざらまし

此歌に付ては、庭たゞきをいふ。日本紀に、庭たゞきをば、とつぎ、をしへける鳥とぞ。尾をはたらかすを見て、神代の人の、嫁をならひたるといふ。此外の説々用べからず。公実は馬といふ。家隆卿は鶺鴒といふ。稻負と書故歟。秀能は水鶏と云。

両書の内容を見るに、いずれも『頭注密勘』や『僻案抄』の内容に従つて構成している。些か煩雑になるが、次に『頭注密勘』と『僻案抄』の該当箇所を引用する。

古歌に、

あふ事をいなおほせ鳥のをしへずは人は恋路にまどはざらまし

此歌につきなば、庭たゞきと云説侍り。日本紀、庭たゞきをば、とつぎをしへ鳥とて、尾をはたらかすをみて、神代の人のとつぎならへりといふ義侍れど、庭たゞきの外に別のいなおほせ鳥とあげたれば、別の鳥と聞ゆるなり。或は山鳥といへり。鳥のすがた、稻を負たるに似たりといへり。それも山鶏の外にあげたれば、別の物とみえたり。順、和名に、山鳥に、稻負の名ありといへり。惣じて、水獣葦鹿の号ありといふにむかへて山の鳥と云也。山鶏にはあらざるか。所詮、稻負鳥といふ物の侍歟。本書に其名字不入、鳥の我朝にその名許いひつたへて文字なき、其数ある歟。

いなおほせ鳥、先人説、これに同愚意。今案にぞ猶庭たゞきにやと思侍れど、無差、証同清輔朝臣。(頭注密勘)

此鳥、さまざまに清輔朝臣等の人々説々をかきて事きらざるべし。この雁はきにけりといふに、此鳥かりといふ説は、あるべからず。時の景氣、秋風すゞしくなり行ころ、庭たゞき、なれきたりて、おとろへゆく秋草の中におりみて、色もこゑもめづらしきころ、初雁の空にきこゆる、当時ある事なれば、つねの人の門庭などになれこぬ鳥を遠くもとめいださで、目の前にみゆる事につくべしと思給也。後年に追注付。ある好士、安芸国にまかれりけるに、宿所よりたぢいでたりけるに、にはたゞきのおりみて鳴きけるを、女のありけるを見て、いなおほせどりよといひけるをきゝて、などこの鳥をいなおほせ鳥とはいふぞと問ければ、この鳥きたりなく時、田より稲をおひて家々に運びおけば申也といひけり。国々田舎の人は、かやうの事をやすらかにいひだす、をかしくきこゆ。この事きゝて後、安芸国にかよふ人に問へば、みな同じさまにきゝたるよしを申也。(大和・河内などにも、あまねく申よしきこゆ。)一州一村にも、当時かく申さむにとりては、ひとへにおしていはむよりは、用ゐるべし。但、可^レ随^二人々所^一好。(僻案抄)

ここで先ず注目したのは、『僻案抄』に見る如き安芸国等における土民の風俗について『榮雅抄』が記すことである。〃をがたまの木〃において土民の正月の風習を取り上げたのと共通する姿勢であり、こうした点に『榮雅抄』の一貫した注釈態度を見出せる。〃をがたまの木〃の『愚秘抄』に見る〃柴〃説と、右の〃いなおほせ鳥〃の〃稲負鳥〃説という土民の説に關して、三輪氏は次のように指摘している¹⁰。

定家は『僻案抄』において、〃おかたまのき〃については、その見解を示し得なかつた。しかし、〃いなおほせ鳥〃(これこそ〃古今伝授〃の三鳥の大事の一であるのだが)については、諸説を駁したのち、〃にはたゞき〃説を出したのである。その際、最大の論証となつたのは、ある好士が安芸国へ下向した時、その土地の人が、事もなげに、都の〃にはたゞき〃を〃いなおほせ鳥〃と称した事なのである。この事実から定家は「国々土民の説」による重要性を、正に古代民俗学とも云うべき立場を提示したのである。『愚秘抄』は、当時一つの勢力であつた、陰陽家的勢力の強い秘伝に對して、あくまでも、「国々土民の説」に依る歌道家の伝統的方法に準拠し、一見奇異な、交野の戸柴説を打ち出したのであろう。

今、氏の説につくならば、『栄雅抄』もまた定家の説く「国々土民の説」を継承する歌道家として、このような説を積極的に取り込んでいったに相違ない。だが、それに加えて、「いなおほせ鳥」に関しては、『栄雅抄』『蓮心院註』ともに定家説などには見出すことのできない「馬」説をも挙げている。『栄雅抄』によれば、この「馬」説は公実説として取り上げられるのであるが、『蓮心院註』に「稲負する馬ともあり」と示されるように、先の土民の説である「稲負鳥」から派生した説として採用したと推される。そのことは、次の「古今和歌集灌頂口伝」や「古今相伝之次第」に見られる記述内容からも想像される。

いなおほせ鳥とは、万葉に、稲負鳥と書り。仍、秋の稲をおほせて我家に運ぶ馬也。（古今和歌集灌頂口伝）

はやはこべ刈田の面の駒の足稲負鳥の声いそぐ也

神の田よりは馬に稲おふせて村里に道は馬を稲負にと云説の歌也。（古今相伝之次第）

改めて「三鳥」についてまとめてみると、「鶯」と「多くの鳥」の二説に終始する「ももち鳥」に関しては『蓮心院註』『栄雅抄』ともに『頭注密勘』や『僻案抄』の定家説を逸脱しないものであるが、諸説錯綜する「よぶこ鳥」や「いなおほせ鳥」については『三条抄』や「古今和歌集灌頂口伝」「古今相伝之次第」に基づいて秘伝が構成されていることが指摘できるであろう。

五

東北大学狩野文庫蔵『古今秘決』と徳島県立図書館山口文庫蔵『古今和歌集伝授』は同奥書を有し、いずれも文亀元年三月二十五日に飛鳥井雅俊から大内義興へ相伝されたものであることが判明した。これらの秘伝書は従来いわゆる「偽書」として学術研究の対象にされてこなかったものが多いが、中世期における公家の武家に対する歌道相伝の様相を伝えるものとしての重要な資料的価値を存する。なかでも、これまで孤本とされてきた『三条抄』の序注部分が『古今秘決』に合写されていることは、『三条抄』が公家の家にも知られる秘伝書であったことを意味しているであろう。また、それだけでなく、『古

今秘決』に直接記載されない『三条抄』の歌注部分が『蓮心院注』や『栄雅抄』の秘伝を構成する際に少なからず取り込まれていることから、中世期において種々生成された秘伝書類が公家の歌道相伝にも活用されていたことが窺える。すなわち、『三条抄』のような秘伝書は、歌道相伝のための形式的な道具ではなく、『蓮心院注』や『栄雅抄』などのように、公家が対外的に「古今集」を講釈するような場においても実用されていたのである。

注

1 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 五』（赤尾照文堂、一九八六年）I・一「古今和歌集三条抄」について。

2 これらの秘伝については、注1片桐著書や、三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書房、一九九四年）第三章・第一節「為頭流——『竹園抄』系歌論」に詳しい。「古今和歌集灌頂口伝」「玉伝深秘卷」は伝本によって秘伝の項目数に違いが見られるが、『古今秘決』所収「古今和歌集灌頂口伝」は片桐氏が翻刻紹介したものと殆ど同じ内容である。一方、「玉伝深秘卷」の秘伝の内容は少なく、「抑此和歌者……」で始まる六義、「三十一文字文字極事」、「土句三種の深義」、「住吉大明神の御作也」とする奥書、「阿古根浦口伝」（但し、標題のみ）、「血脈年号奥書」の配列で抄出したものと考えられる。よって、「玉伝深秘卷」の本文引用は、これと配列の近い名古屋大学蔵本を底本とする小川豊生編『日本古典偽書叢刊 第一卷』（現代思潮新社、二〇〇五年）によった。

3 本文の引用は、東山御文庫蔵本により、別系統のみの本文については今治市河野信一記念館蔵本に基づき「」を付して補い、句読点等、私に表記を改めた。

4 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 四』（赤尾照文堂、一九八四年）I・二「蓮心院殿説古今集註」について。

5 本文の引用は、版本により、私に表記を改めた。

6 本文の引用は、『室町文学纂集 第二輯 古今和歌集三条抄』（三弥井書店、一九九〇年）により、私に表記を改めた。

7 本文の引用は、『未刊国文古註釈大系四』（帝国教育会出版会、一九三五年）により、私に表記を改めた。

8 本文の引用は、深津睦夫編『古今集古注釈書集成 浄弁注・内閣文庫本古今和歌集注』（笠間書院、一九九八年）により、私に表記を改めた。

9 宋世（雅康、一四三六・一五〇九）の名を冠する飛鳥井流切紙口伝の伝本については、注2三輪著書、第四章・第一節「灌頂伝授期の秘事の流転」において、書陵部本『古今和歌集切紙伝授』、天理図書館本『古今和歌集姫小松切紙口伝』、三輪氏所蔵A本「華溪筆」と記す紙片を中央に貼付した一冊本、三輪氏所蔵B本『古今切紙口伝全』の四本が紹介されている。いずれも切紙口伝の集成であり、宗祇流や為相流の秘事等と共に飛鳥井流の秘事が書かれている。なお、本文の引用は、飛鳥井流が他の秘事と独立した形で記される三輪氏所蔵A本を用い、私に句読点を付すなど表記を改めた。

10 注2三輪著書、第四章・第三節「三鳥三木の持つ意味」。

第二節 「飛鳥井流切紙口伝」のこと

『栄雅抄』や『蓮心院注』には、「三木三鳥」を始めとして秘説を記す傾向が間々見られる。前節では、『古今和歌集三条抄』（以下、『三条抄』）『古今和歌集灌頂口伝』（以下、『灌頂口伝』）『玉伝深秘卷』等を合綴した東北大学狩野文庫蔵『古今秘決』と、徳島県立図書館山口文庫蔵『古今和歌集伝授』（内容は『古今相伝之次第』）がともに文亀元年（一五〇一）三月二十五日付の奥書を有し、同日に飛鳥井雅俊（一四六二・一五二三）から大内義興（一四七七・一五二八）へと相伝されたものであることを指摘し、両書に収録される『三条抄』『灌頂口伝』『玉伝深秘卷』『古今相伝之次第』の秘伝と『栄雅抄』『蓮心院注』にみる秘説とに関連性が見られることを指摘した。本節では、その続きとして、「飛鳥井流切紙口伝」との関係や切紙の内実について具体的に見ていくことにしたい。

「飛鳥井流切紙口伝」は、飛鳥井雅康（末世、一四三六・一五〇九）の文明十八年（一四八六）の奥書を持つものが知られている。三輪正胤氏が『歌学秘伝の研究』¹の中で、

書陵部本『古今和歌集切紙伝授』と表題する二冊本に所収されるもの。

天理図書館本『古今和歌集姫小松切紙口伝』と表題する一冊本。

架蔵A本は、表題はなく「華溪筆」と記す紙片を中央に貼付した一冊本。

架蔵B本は、『古今切紙口伝全』と表題する一冊本。

として挙げられる四本である。いずれも切紙口伝の集成本で、氏の指摘によれば、四種のものから構成されているという。第一に、宗祇流の秘事、第二に、文明十八年の奥書を持つ宋世流の秘事、第三に、為相流の古今集注の『別紙口伝』に当たるもの、第四に、「古今切紙廿二帖本書等授与」と始めに記し、次に「古今秘抄」と題する三項目の秘事である。このうち、第二の宋世流の秘事が「飛鳥井流切紙口伝」である。

秘事の内容は、順に「三木」「三鳥」「人丸秘歌」「天地人の歌の事」「ほのぼのと明石の浦の歌の事」の五項目によって構成されている。但し、前掲の四本のうち、書陵部本と天理図書館本は第一の宗祇流の秘事の中に混在した形で書き込まれ、また三輪氏御所蔵B本も「三木」「三鳥」「人丸秘歌」は宗祇流の秘事の上部余白に頭書の形態で書かれているため、宋世流の秘事が完全に独立した形で記されるのはA本のみということになる。ゆえに、書写状態でいえば、完全に他秘事から独立して書かれるA本の方が望ましいようだが、A本には誤写等が散見される。よって、ここではB本を底本とし、誤脱と思しき部分については適宜A本を参照することにした。

二

飛鳥井流切紙口伝では、先ず「飛鳥井家説 宋世 古今三ヶ大事」と題して「三木」の秘事が記されるが、それらの説は、主に定家仮託の『愚秘抄』を基に形成されている。次に、両者を対照して掲げる。

飛鳥井流切紙口伝	愚秘抄
<p>或人云、をが玉の木と云は、帝御即位の時、三笠山の松の枝をとりて、長さ五寸まわり三寸にけづりて、御守を上朱にて書て、御頸にかけさせまいらせ、御即位過て後ち、かの才松まもりを種々の御たからの時たるをそへて、帝の生氣の方の土に埋なり。この木、をが玉の木と云ふなり云云。当家の口伝、をが玉の木と申は、片野の御狩とて、鳥を付てたてまつるとり柴と云木なり。更に書とむべからず。可口伝云云。</p>	<p>をがたまの木の時、家々にたつる義まことに侍り。或義には、帝王御即位の時、御笠山の松の枝をとりて、長さ五寸まはりも五寸又は三寸にけづりて、後に御まもりを書きて朱にて書く也。御頸にかけさせまいらせ、御即位はて後、御生氣の方に、五宝等の種々の珍宝をそへて、高き山にうづみ納むといへり。これををがたまの木といふなるべし。当家の相伝には、交野の御狩に鳥をつけて奉る鳥柴と申す木を、をがたまの木といふ也。</p>
<p>めどにけづり花さすと云事、是は業平朝臣、うつくしげにけづり花をして、ある女房の住玉ふ所の妻戸にさしたりけるとなむ申。めど、云つるは妻戸なるべし。けづり花と申は、つりけへつくり敷(花の事也。相伝云、めど、云は著と云もの、名なり。右近の馬場のひをりの日、まゆみの手結の舎人ども、まさしく褐をひき折て着たるを、ひをりと云なるべし。荒手結、同さまなれども、荒手結は、型のやうにて、真手結ばかりを、ひをりといはで、たがはずや。左右近衛につきて、習あるべし。けづり花は、かのまねにて、手結のかざりに花をさすを云ふ敷。</p>	<p>めどにけづり花さすといふは、業平朝臣の、美しくつくり花をしたて、ある女御の住みたまふつまどにさしたりけるなるべし。めどは妻戸也。けづり花はつくり花也。</p>
<p>河名草の事、是にあまたの説あり。或、菱。或、河みどり。或、河たで。或、をもだか。是ら河なぐさと申人侍り。相伝云、河骨と申草を云なるべし。是は、さながら此道の至極の大事なり。たやすく人に授くべからず。</p>	<p>河名草の事、又あまたの義あり。或は菱。或は河みどり。又は河たで。此等を申すにや。当家相伝云、河骨といふ草をいふなるべし。</p>

一読して、両者の関係の深さは疑うべくもないが、とりわけ“をがたまの木”については、『愚秘抄』の「当家の相伝」とする部分をそのまま「当家の口伝」として援用するといったあり様である。実は、これと同様のことは『栄雅抄』にも確認される。

定家、或書に、交野の鳥柴つくる木をいふと書り。

明らかに『栄雅抄』でも『愚秘抄』をあたかも定家の著作の如く引用し、『愚秘抄』を定家の秘説として重んじるという意識において切紙口伝と相通しているといえる。

これに続く“めどにけづり花”も同様に『愚秘抄』を引く。だが、『愚秘抄』には「相伝」に相当する内容が無いためか、著、めどいふ物の名也。草類也。

という『僻案抄』に基づく内容を「相伝」として採用している。その後続く「右近の馬場のひをりの日」以下の内容も、右近馬場のひをりの日

まゆみの手結に、とねりどものまさしく褐をひきをりてきたるを、ひをりといはむ、たがはずきこゆ。荒手結にも、おなじすがたなれど、あら手結は、かたのやうにて、真手結をむねとしたれば、この事あたりてきこゆ。

という『僻案抄』の「見ずもあらず見もせぬ人のこひしくはあやなくけふやながめくらさむ」(恋一・四七六)の詞書注によるものである。『僻案抄』の「古今の部」末尾には「物名部」と題し、「をがたまの木」「めどにけづり花させりける」「右近馬場のひをりの日」「人名籠」「あがた見にはえいでたじや」の五項目が秘事として列記されているが、「飛鳥井流切紙口伝」では、『僻案抄』の「めどにけづり花させりける」に続いて立項される「右近馬場のひをりの日」までを含めて引用し、「けづり花は、かのまねにて、手結のかざりに花をさすを云ふ敷」と附言することによって、両注を結び付けたのである。

“かはな草”についても『愚秘抄』に依拠することは“をがたまの木”“めどにけづり花”と同様で、『愚秘抄』に見える「当家相伝」を「相伝」として採用する。ところが、「飛鳥井流切紙口伝」では、『愚秘抄』に列挙される“菱”“河みどり”“河たで”説に加えて、“をもだか”説を併記しているのが目を引く。この“をもだか”説については、『三条抄』に清輔の

説として次のようにある。

かはな草とは、あまたの義あり。一には石の苔と云也。清輔は、をもだかの名と注せり。黄門は「さわなぐさ」とのたまへり。薬師のつかふ名也。名薬也。風を治するもの也。是は、をもだかの異名也。秘説との玉へり。是、第一の秘密也。別に在り口伝。⁴

管見の限り、〃をもだか〃説を清輔の著作のなかに実際に見出すことは出来ないが、右の『三条抄』によれば、清輔の説いたという〃をもだか〃は〃さわなぐさ〃の異名とされる。これに随えば、〃をもだか〃説と定家説とは密接な関係にあるのであつて、ゆえに「飛鳥井流切紙口伝」でも〃ヲモタカ〃説を『愚秘抄』の引用後に追加したのだと解される。

以上、「飛鳥井流切紙口伝」の〃三木〃の口伝内容が、定家仮託の『愚秘抄』を中心にしつつ、『愚秘抄』に「相伝」部分が見られない〃めぐにけづり花〃については『僻案抄』の内容を「相伝」とし、〃かはな草〃では『愚秘抄』の秘説の引用に加え〃をもだか〃説を追記するなどして、切紙の内容を再構築していることを確認した。

だが、これらの内容は飛鳥井流に限定されるものではない。『早稲田大学蔵資料影印叢書 中世歌書集』所収「古今伝受書」(三条西家旧蔵本。請求番号、特別へ2・四八六七・九。後述の切紙集成と区別するため、以下「古今伝受書」Iとする)には、右に見てきた〃三木〃説とほぼ一致する内容が確認されるのである。解題によれば、「古今伝受書」Iは、古今伝受切紙・注説等を集成したものであるが、ここで問題となる切紙部分は、「宗順殿相伝之分」「切紙の上口伝道暁伝」として東常縁から古今伝授を受けた門弟、宗順・道暁の名が記されているので、常縁流のものと思われる。また、同書所収「古今伝受書」(三条西家旧蔵本。請求番号、特別へ2・四八六七・七。三条西実隆筆とされる。前掲書と区別するため、以下「古今伝受書」IIとする)は、奥書に、

右、宗祇法師伝受事等、為輩卒爾候蒙仰記付之。正本函底彼書状等、又、可秘蔵此一巻、不可他見者也。

永正第七二月十八日雨中記之

とあり、宗祇流切紙の内容を存するものだが、ここにも飛鳥井流の〃三木〃説と殆ど一致する秘事を見出すことができる。すなわち、「飛鳥井流切紙口伝」の〃三木〃説は常縁流や宗祇流の切紙とも相似しているのである⁷。したがって、「飛鳥井

流切紙口伝」に見られる定家説や定家仮託書を重んじる姿勢は飛鳥井流独自というわけではなく、むしろ、常縁流や宗祇流の源流たる二条流の性格を汲むものとして捉えられるであろう。

三

では、「三木」と並ぶ秘事である「三鳥」の場合はどうであろうか。「飛鳥井流切紙口伝」に見られる「よぶこ鳥」の秘事は次のようなものである。

本抄に多義を載たり。其中に、喚子鳥を猿と云義あり。但、猿は四季にわたるに、殊更秋の物なり。古今は春部歌なり。如何と云に、猿に二つあり、木の葉猿とて、又、猿は春の物也。雪消の木の実を求むとて鳴てあさりするなり。此心にて、よぶこ鳥と云なり。或、はこ鳥とて郭公の来る比なく鳥なり。雄鳥をば、はやこ／＼と云様に鳴あひだ申となり。或は、人を云ふ。其故は、春の半に賤女若葉や蕨やとらんとて深山に入て、かへりざまに友をよびしらせてかへるとて、人を山中にてよぶと云ふなり。

この切紙の内容は、実は、次に示した『灌頂口伝』の祖述である。

一つに、よぶこ鳥

本抄にさま／＼の義をのせたり。其中に、さるといふ義はよき也。但、さるは四季にわたれども殊更秋の物なり。今は春の中ほどなり。如何にといふに、さるの義に二あり、木葉ざるとして少きさるは春の物なり。冬間の木葉をかへして菓を取、草のねをこゝと鳴てあさりもとむるなり。此心にてよぶこ鳥といふ也。又、はこ鳥とて四月のはじめ、ほとゝぎすの来比なく鳥をもいふ。此鳥ははこ／＼と鳴ゆへによぶこ鳥といふ。春ならでよぶこ鳥といはん時はこの鳥なるべし。春ならばさるなるべし。口伝云、人をいふなり。其ゆへは、はるの半にしづのめがわかな・わらびとらんとて深き山に入、みちに迷ひ、よびしたひ、たがひにいぎよぶをいふ也。*

「三木」とは異なり、「三鳥」についての秘事は『愚秘抄』には見られず、定家説の拠り所となる『僻案抄』や『頭注密勘』

にも「よぶこ鳥」は秘されて明示されない。それゆえ、「飛鳥井流切紙口伝」は、他書に秘伝とする内容を頼ったのであろう。このうち、「猿」説は、『毘沙門堂古今集注』や『三条抄』に「賀茂重保は猿と云」として賀茂重保の説として取り上げられる（真偽のほどは不明）ほか、『蓮心院注』にも、

よぶこ鳥の事、説々多し。或は猿、或はつゝ鳥、又は鳩。……

として「猿」説が挙がつており、注目される。ちなみに、「古今伝受書」Iも同様に、「猿」「はこ鳥」「人」の順に諸説を列挙するが、飛鳥井流のそれほど詳細でなく簡略化して記しているうえに、「つつ鳥」を「家の口伝」とする点で大きく異なる。他にも「飛鳥井流切紙口伝」と類似の内容が存するものに『弘安十年本古今集歌注』があるが、「猿」「はこ鳥」の二説は簡潔に併記されるだけで、「人」説の内容も『三条抄』などに見られる、高麗で鷲に子を取られた者が「子は／＼」というものであり、やはり「飛鳥井流切紙口伝」とは若干異なる。

続く「いなおほせ鳥」の「飛鳥井流切紙口伝」の内容は、

いなおほせ鳥の事、本抄多注せり。稲負鳥と書り。或人曰、馬を云となり。其故は、秋稲を負て我宿にはこぶと云云。或は、たうと云鳥、或は、すゞめと云鳥と云。或は、水鶏と云。然ども、当家口伝には、石たゝきと云鳥なり。其故は、

日本紀神代卷に委あり。

というもので、「馬」「たう」「すゞめ」「水鶏」のほか、「石たゝき」を「当家口伝」として挙げる。「いなおほせ鳥」については種々説があり錯綜を極めるが、ここでは特に「或人曰」として引かれる「馬」説に着目したい。この「馬」説は、雅俊から義興へ相伝した秘伝書類にも見られるのだが、そのなかでも、

万葉には、稲負馬とかけり。仍、秋の稲をおうて我家にはこぶ馬なるべし。

とする『灌頂口伝』の記述内容と「飛鳥井流切紙口伝」とは極めて近い本文にあるのである。

このように「よぶこ鳥」「いなおほせ鳥」の切紙には『灌頂口伝』の影響が認められるのであるが、「ももち鳥」については『灌頂口伝』と内容的には類似するものの、直接的な関係は見出せない。「飛鳥井流切紙口伝」には、次のようにある。

もゝち鳥、或人曰、万の鳥を云といへり。春は万の鳥さへづると云云。されば、もゝちどりとは一に限るべからずと云。本歌にも「我やどのえのみもりはむもゝちどり」云云。此えのみもりはむとは秋の鳥なり。鶯秋なかずといへり。しかれども、貫之既に鶯の異名と申上、源順和名にも、鶯の異名とあり。

前半の内容は『頭注密勘』や『僻案抄』等と変わらない。一方で、諸注釈書に証歌として引かれる「吾門之わがかどの榎実毛利喫えのみもりはむ百千鳥ももちどり千鳥者ちどり雖来はくれど君曾不來座きみぞきまざぬ」（万葉集・三八九四）について、「此えのみもりはむとは秋の鳥なり。鶯秋なかずといへり」と述べる。「飛鳥井流切紙口伝」と同様の内容が、

或曰、上のえのみもりはむの歌、えのみは秋也。然ば秋鶯の鳴事なし。

として『三条抄』に見えることは、留意すべきであろう。

なお、「三木」の内容が「飛鳥井流切紙口伝」と一致する「古今伝受書」Ⅱは、

よぶことりの事、一説、さる。一説、はこどり。この鳥は、はやこ／＼と云やうになくゆへに云といへり。又、人をも云といへり。春の山野にいでゝ、わかな・わらび風情とりあつめて、かへるさに友をよぶ故に、かく云とあり。これを家の口伝とす。

とある「よぶこ鳥」の内容は共通するものの、「いなおほせ鳥」「ももち鳥」については、いなおほせどりの事、家々に種々の説あれども、口伝、にはたゝきを云なり。

もゝちどりの事、鶯と云歟。家の口伝、うぐひす一にかぎらず、種々の鳥、春はおなじ心にさへづるを百千鳥と云なり。とあり、「飛鳥井流切紙口伝」と比べると詳述されない。また、「古今伝受切紙」Ⅰも、

よぶこ鳥、一説、さる。一説、はこどり。此鳥は、はやこ／＼と云やうになく故に云といへり。又、人をも云といへり。又、つゝ鳥、是を家の口伝。

いなおほせ鳥

家々種々あり。口伝、庭たゝき也。

百千鳥

鶯と云。家の口伝、鶯一にかぎらず、種々の鳥。

とあり、「飛鳥井流切紙口伝」とは異なる。「飛鳥井流切紙口伝」の「三鳥」は、「三木」の場合のように『愚秘抄』に依拠する秘説を求められない結果、「よぶこ鳥」「いなおほせ鳥」の場合は『灌頂口伝』により、また「もち鳥」の場合は『三条抄』による、というように、いずれも飛鳥井家の所持していた秘伝書の内容を加えながら、切紙口伝としての然るべき姿を形成させていったと考えられるのである。

とはいえ、「もち鳥」の僅かな一致のみで『三条抄』との関連を指摘するのは些か乱暴であろう。だが、次に示した「ほのぼ」と明石の浦の朝霧に島がくれ行く舟をしぞ思ふ」（羈旅・四〇九）の秘事を見てみると、両者の関係は確かなものになるう。

ほのぼと明石の歌に様々の義あり。但し、歌は面につくものなれば、先様の部について、一説、海路の心にて歌のおては別の義なし。然ども此歌に心あるべし。その心とは、天武天皇の第一の皇子、高市草壁敷の王子、十九にて世を早くし玉ひしをよめる歌なり。歌の心は、ほのぼと云に四の義あり。明・若・壽・風なり。万葉に、つかうところなり。明と云は、あきらかなる義なり。夜なんどの明るを云ふなり。又、左伝云、明旦と書て、ほのぼとよめり。若をほのぼと云、春草なむどのうらわかきに云へり。典義抄に云く、深草未出春宮若たりとよめり。壽風は帝に文道につかふ字なり。文選云、ほのかにつたふ壽風、三公政得之道と書り。又、文集によめるなり。ほのかにきく風聞と書り。此四の義の中に、今の万、ほのか壽の義なり。高市の皇子のはかなくなり玉へるを云なり。浦と云は、娑婆を隔てよみちへをはするを云なり。霧は物をへだつるを云なり。ある人は、朝霧と云は病をして死玉へるを云となり。嶋かくれ行とは、あきつ嶋をかくれて迷途へ行を云ふなり。あきつしまとは日本なり。ある人の云、生老病死の四魔にかくされゆくと云り。この義、不心得。舟をしぞ思と云ふは、王を舟と云なり。しかあれば、王子は春宮にて太子は儲の君なれば舟になるべき人なる故に、舟をしぞ思

といへり。王の死たるを、おしと思心なり。世をわたす義をも、この舟とたとふるなり。史記に云く、大公半政まつりごとけんなれば 賢タなをし、恵波流外めぐみのなみながるニ 千万濤貴賤渡ノなみ 世事能妙也、故号舟筏雖不敬ニ スせんはくと といへり。又、貞觀政要に云く、公如きみハ 舟ノ、臣如ハ 水、水能度ク 舟、水還覆かへりてくつがへす 舟在ヲ 臣と。(飛鳥井流切紙口伝)

或曰、此歌にさまづゝの義あり。但、歌は面に付物なれば、今旅の部に入上は、海路の義也。哥の面には別の子細なし。雖レ然、此歌には心あるべし。其故は、文武天皇の第一の王子、高市の皇子、十九にて死し給ひたりしを讀る歌也。ほのづゝと云に四の義あり。明・若・壽・風也。万葉につかう処也。明と云はあきらかなる義也。夜なむどの明るを云也。又、左伝云、明且とかきて、ほのづゝとよめり。若をほのづゝと云ことは、春草なむどのわかきに云也。典義抄に云、深草未ダ 出春宮若ほのづゝのわたり とよめり。歩風歩敷は常に文道につかふ字也。文選云、壽ほかに 伝三公政得之道フと書り。又、文集に、風聞とよめり。此四の中に今、此歌は壽の義也。高子王子のはかなく死したるを云也。浦と云は、娑婆を隔てゝよみちへおわするを云と也。朝霧と云は病をして死に給へるを云と云へり。嶋かくれゆくと云は、あきつ嶋をかくれて迷途へ行也。秋津嶋とは日本也。或人の云く、生老病死の四魔にかくされ行と云。此義、心得ず。舟をしぞ思と云は、王をば舟と云也。本文如シ 前然者王子春宮にて太子は儲の君なれば舟に成可き人なる故に舟をしぞ思と云へり。王の死し給を惜む義也。史記に云、大公主ノまつりごと 政賢ナレバ 悉直恵ノめぐみ 波流ル 外ニ 千万濤貴賤渡わたル 世事能妙ヲコトクナリニ 故号ス 舟筏ト 誰不カ 敬と云へり。又、貞觀政要に云、公如ハ 舟臣如ハ 水々能度ハ 舟水還覆舟在ハ 臣と云へり。又、云、ほのづゝとは曙と書り。(三条抄)

右に明らかなように、「飛鳥井流切紙口伝」における「ほのぼのと明石の歌」の秘事は、『三条抄』中に「或曰：」以下引かれる内容と一致しているのである。類似の内容は『毘沙門堂古今集注』など他書にも確認されるが、『三条抄』ほどの完全な一致は見ない。ちなみに、「古今伝受書」Ⅱを始めとする宗祇流切紙口伝にも同様のものは認められるが、その内容は「飛鳥井流切紙口伝」のようには細かくなく、『三条抄』との直接的な関係も認められない。

「いなおほせ鳥」「もち鳥」に関しては、なお検証を要する部分もあるが、『灌頂口伝』と一致する「よふこ鳥」の秘事や『三条抄』と一致する「ほのぼのと明石の浦の歌の事」の内容を踏まえるに、「飛鳥井流切紙口伝」の秘伝の一部が『灌頂口伝』と『三条抄』の記述に基づいていることは明らかであろう。

四

一方、「人丸秘歌」と「天地人の歌の事」の秘事では、右に見てきたような秘伝書に基づく記述は確認されない。「飛鳥井流切紙口伝」には、それぞれ次のようにある。

飛鳥井家宋世

一、吉野山の桜を人丸が目には雲かとなむ詠るは、さらになんと云云。当家の口伝にも、人丸の家集にあり、文武天皇、吉野山に御遊覧の時、

白雲の色の千種にみえつるは此も彼もの桜なりけり

相構て他人に授くべからず

飛鳥井家之説

一、天地人の歌事

地の歌といふは、天の浮橋の下にして、めがみ・お神となり給へる事を云ふといへり。

これは此集大事なり。浮橋といふは、たゞ此国をつくりたまはむとおぼす、いざなぎ・いざなみの尊の一念を申すといへり。浮橋の下とは地の事なり。されば、いざなぎのこの国に下りまして両方へはしりて夫婦あひ玉へる時に、いざなみの尊、先唱ての玉はく、

あなうれしゑやおとこにあひぬ

又、いざなぎの尊唱ての玉はく、

あなうれしゑやおとめにあひぬ

又、これ地のうたなりといへり。

一、久方の天にしては下照姫にはじまるといへり。天上にての歌なり。下照姫は天稚彦の妾なり。あめわかひこの死のときに喪屋をあめにつくりて殯。下照姫とせうと味秬高彦根の神とぶらはむとて天にのぼりけるとときに、其の形うる

はしくして、二の岳と二の谷との間にてりかゞやくをみて、下照姫、この事を人にしらせんとて歌よみて曰く、

阿妹奈屨夜 乙登多奈婆多廻行奈餓勢屨 多磨廻弥素磨屨屨 阿奈絶磨婆夜 弥多尔輔絶和絶邏須 阿泥素企
多枷暹顧祢

今按、此歌返歌にはあらず。下照姫始て舅姑に対面して挨拶によめる歌なり。

この歌の事なるべし。又、此事返歌に云く、

阿磨室迦屨 非理妻廻 伴禾多暹須广志登 伊志迦婆迦多武多 迦多宇勝尔 阿广婆理示多志 广吕与志尔 与理故示
伊志迦婆輔多輔治と云り。

一、人の歌の事、これ、あらかねのつちにしては、すさのをの尊の歌を云なるべし。出雲国にて大蛇をうち玉ひて宮造して、すさのをの尊、歌よみしての玉はく、

八雲立いづもやへがきつまごめしやへがきつくる云云。

これを人の歌と云説あり。

右に示した切紙の多くは、「古今伝受書」Ⅱを始めとする宗祇流のものと相似する。とりわけ「人丸秘歌」のなかで「当家の口伝」とされる内容を見てみると、「古今伝受書」Ⅱにも、

吉野の山の桜事

此集にさる歌見えず。撰者をして云べからず。其上対して書、たつた河の歌はあり。吉野不審あるべきことなり。当家の口伝、文武天皇、吉野山に御遊覧のとき御ともにありて、人丸、

白雲に色のちぐさに見えつるはこのもかのもの桜なりけり

と云々。又、説、

ちるは雪ちらぬは雲と見るかなよしの、山の花のよそめは

と云々。相構々々可秘蔵也。

とあり、両切紙の口伝部分が一致している。すなわち、「飛鳥井流切紙口伝」は二条流の口伝内容を「当家の口伝」として継承しており、いわば二条家傍流としての飛鳥井流の実態が改めて確認されるのである。

但し、「天地人の歌の事」については、伊弉諾尊と伊弉冉尊の唱和を「地の歌」、下照姫の詠歌を「天上にての歌」とし、素戔嗚尊の「八雲立つ出雲八重垣妻籠めに八重垣つくるその八重垣を」（仮名序）を「人の歌」と定義する「飛鳥井流切紙口伝」に対し、宗祇流の切紙口伝では、下照姫の詠歌を天の歌、素戔嗚尊の歌を地の歌とし、素戔嗚尊の歌以後の三十一文字で詠まれるようになった歌を人の歌として説いており、両者の間で地の歌に対する理解に相違が見られる。また、「天上にての歌」として取り上げる下照姫の歌への返歌について、「飛鳥井流切紙口伝」は、これを返歌と解さず、下照姫が舅姑への挨拶として読んだ歌であると注記している。こうした内容は、「古今伝受書」Ⅱに確認できないだけでなく、管見に入った二条家流の切紙口伝のどれにも見出すことができない。したがって、こうした部分に飛鳥井流の独自性を認めることができよう。

五

以上の検討結果をまとめると、宋世の奥書を存する「飛鳥井流切紙口伝」は、おおよそ次の三つの要素から構成されると考えられる。

(1) 定家仮託の『愚秘抄』を基とし、要所に『僻案抄』の定家説を補うなどして再構成した秘事。

↓三木

(2) 飛鳥井家が古今伝授の際にも使用していた『灌頂口伝』『三条抄』の内容を祖述することで再構成した秘事。

↓三鳥、ほのぼのと明石の浦の歌の事

(3) 二条家流の秘伝を継承し、宗祇流と相似した内容を有する秘事。

↓人丸秘歌、天地人の歌の事

このうち、(2)の秘事構成において、『栄雅抄』や『蓮心院注』と共通して『三条抄』に基づく記述が見られることは、注目に値する。『三条抄』の秘伝は、飛鳥井家の古今集の秘事を構築するうえで重要な役割を担ったのではあるまいか。

他方、宗祇流切紙口伝との相似点(殊に(3)に示した秘事)については、時代による切紙や口伝の増補の問題もあり、今なお混沌として未整理のものも多く残されている。こうした問題は、常縁流や宗祇流に留まらず、諸派に広がる切紙の様相をも視野に入れて、今後更に考えていく必要があるが、ここでは飛鳥井流と宗祇流の相似点を述べるに留めておきたい。

注

1 三輪正胤『歌学秘伝の研究』(風間書院、一九九四年)三五―一頁。

2 なお、片桐洋一『中世古今集注釈書解題 六』(赤尾照文堂、一九八七年)一一〇頁に、片桐氏所蔵の壺井義知筆「古今切紙口伝」と表題し「文明十八年陽日五日書之 宋世」の奥書のある一本が紹介されている。注1三輪著書によると、ほかに蓬左文庫・書陵部等にも同種の本が蔵されているとのことだが、稿者は未見である。

3 「飛鳥井流切紙口伝」の引用は原本、『愚秘抄』の引用は『日本歌学大系』により、私に句読点を付し、仮名表記に改め

るなどした。

4 本文の引用は、『室町文学纂集 第二輯 古今和歌集三條抄』（三弥井書店、一九九〇年）による。

5 『早稲田大学蔵資料影印叢書 中世歌書集』（早稲田大学出版部、一九八七年）。

6 「古今伝受書」Ⅰの六丁表裏、「三鳥之切紙口伝」の後に記される部分。

7 このほか、『京都大学国語国文資料叢書 40 古今切紙集 宮内庁書陵部蔵』（臨川書店、一九八三年）所収「当流切紙」のうち十八通の「三ヶ大事」や、「近衛尚通古今切紙」二十二通の「三ヶ大事の内」、「宗訊古今切紙」十五通の「三ヶ大事の内」など、二条家宗祇流の切紙と「飛鳥井流切紙口伝」の内容は概ね一致する。但し、「飛鳥井流切紙口伝」と併せて集成される宗祇流の切紙口伝は、これらの切紙の後ろに「重大事」として更に展開される解釈の内容にあたり、「飛鳥井流切紙口伝」とは異なる。〃三木〃以外の後述する秘事についても同様の本文傾向が見られる。

8 本文の引用は、東北大学図書館狩野文庫蔵『古今秘決』所収「古今和歌集灌頂口伝」により、私に句読点などを付した。但し、『蓮心院注』には、

9 はこ鳥とて、高麗に子を鷲にとられたる者の、子わ／＼と云を、はこ鳥と云説あり。
として、『三條抄』などと同じ高麗の話が引かれるほか、『栄雅抄』にも、

口伝ありとも、かくこゝろえてありなん。はこ鳥といふ。此鳥のなく声、人を呼に似たり。実説、喚子鳥といふ。

とある。この『栄雅抄』のいう「口伝」が「飛鳥井流切紙口伝」の内容を指すのだとすれば、切紙口伝で〃はこ鳥〃について詳述されることや、聞書である『蓮心院注』や『栄雅抄』には見られない〃賤女〃の話が引かれることも理解し得る。

第二章 『古今栄雅抄』の再編

第一節 『一禅御説』『柿本備材抄』との関連について

一

栄雅こと飛鳥井雅親(二四一六・一四九〇)による『古今和歌集』の講釈を聞書したという『栄雅抄』には、「一禅御説」などと記して一条兼良(一四〇二・一四八二)の説がしばしば引用される。該書の本奥書には、次のようにある。

(1)右此古今集之清書、一宗乱入之時、住宅炎上之間、被取火神成烟。雖然、大方端々覺之分、書集之畢。以其次、定家卿僻案抄之説等、并一条禅閣御説書之。(2)嘗彼御子前大僧正良鎮、内々古今可有御伝授之由在之。無余日御他界、言語道断之事、爾今不忘思之、此道少々涉指南之故、(3)当家之御説同心之所々令書加処也。

抑、此伝受之義者、於將軍家飛鳥井雅親御講尺之本在之、爰所為受持速水親祐、拙者数年知音之間、望之堅固随有恠惜強而懇望之条、以彼御本令伝受者也。末代之重宝明白儀、可貴仰者也。此集無義之歌随多之、不漏一首所注之也。定可有誤也。将又此本之表紙信夫摺也。是又於世間未曾有物也。昔者所用狩装束、今摺写白麻事、猶為珍重事也。疎相之物不用、丹青為賞翫故也。此摺之事、伊勢物語・当集之恋四、於融公之詠歌有其沙汰事也。今愚比丘余七十、以不見之老眼書之。落字書誤等、一覽之時可直之。唯是顯此道無二之志、老筆見苦敷而已。

永祿四年二月十八日書果畢

雅世 雅親 雅俊 御家系図略之三代記之

親祐玉信

これによると、引用される兼良説は、(1)焼失した原本を復原する際に後人の手によって定家の僻案抄の説等と併せて追補

されたものであり、それというのも、(2)兼良の息である良鎮(生年未詳・一五六一)より「少々」「指南」を受けていたため、「当家之御説」と「同心」の部分について書き加えたのだという。

この「一条禅閣御説」について、片桐洋一氏は、定家説を「僻案抄」と断って引用する例が極めて少ないのに対し、兼良説の場合は「一禅御説」と断って引くのが普通であり、またその引用が非常に多いのである。

と指摘している¹⁾。しかしながら、実際には「一禅御説」と断り書きのない歌注においても兼良関連文献からの援用は多々認められ、兼良説の受容をめぐっては猶検討すべき問題が残されている。

更に、片桐氏は、『栄雅抄』の再編にあたって編者が「一条兼良の「一禅御説」²⁾には特に執着し「歌林良材集」「伊勢物語愚見抄」「花鳥余情」に至るまで博覧して必要事項を応用して述べる」ことを明らかにしたうえで、

「栄雅抄」の引く「一禅御説」は、兼良やその息の良鎮大僧正から直接伝授されたものではなく、良鎮大僧正が約束しながら果せずに入寂したゆえに、このように兼良関係文献を渉猟したものを、「一禅御説」として所々に配置したというわけであろう。

とも述べている。

本節では、このような先学の指摘を踏まえつつ、「一禅御説」との断り書きの見られない歌注も含め、『栄雅抄』の復原過程において兼良説が摂取された経緯とその意味について再考する。

二

先ず、「一禅御説」と明示して引用される内容について、兼良関連文献と対照した結果を次に掲げる(表1)。

明らかに典拠だと思われるものは、『一禅御説』が最も多く十七箇所、次いで『伊勢物語愚見抄』が十箇所、『歌林良材集』が五箇所である。それに対し、兼良の古今集注釈である『古今集童蒙抄』からの引用はさほど認められない。兼良が顕昭の説、とりわけ『顕注密勘』を重視していたことは既に指摘されるところであるが³⁾、なかでも『古今集童蒙抄』は『顕注密

『勘』に依拠する部分が多くを占めるため、既に『頭注密勘』を多分に援用する『栄雅抄』にしてみれば、あまり利用価値がなかったであろう。

さて、『栄雅抄』において兼良説として最も多く引用される『一禅御説』とは、かつて武井和人氏によって兼良の言説の聞書として翻刻・紹介されたものである⁴。内容は『古今集』のみならず、『伊勢物語』や『源氏物語』

のほか、有職故実に至るまで多岐に亘り、文明十年（一四七八）から翌十一年にかけての講釈日と思しき年月日が逐一記録されることから、段階的な講釈に基づく聞書だと推測される。

そこで、この『一禅御説』なる聞書が、『栄雅抄』においてどのように受容されているか、今少し具体的に検討してみたい。

【表1】

古今集	一禅御説	童蒙抄	和歌題林抄	歌林良材集	愚見抄	花鳥余情
序(底本)	◎					
〃(ちりひぢ)	◎	△				
〃(ただこと歌)		△			一条禅閣伊物愚見抄△	
〃(吉野の桜)						
〃(深草の御国忌)	◎					
〃(小野小町)	◎					
〃(小野小町)					一条禅閣愚見抄◎	
3	◎					
59	◎					
152				△		△
169						
171				○		
191				◎		
268		△			◎	
351	◎					
368				○		
378					◎	
388						
402				◎		
407		◎	△			
410					◎	
418					◎	
476				◎		
508	◎			◎		
536	◎		△			
616		△			◎	
625	◎	△				
669						
775		◎				
785					◎	
845				歌林良材◎		
846	◎					
850					◎	
872	◎					
879					◎	
882	○					
892	◎					
933	◎					
1021	◎					
1060		△				◎
1081		○				△
1082		◎				
1086	◎	△				
1092	◎					

△…同内容を有するもの

○…一部一致、或いは小異はあるが概ね一致するもの

◎…ほぼ完全に一致するもの

『一禅御説』の全一三〇条のうち『古今集』に関わる内容について、『栄雅抄』ならびに同じく栄雅の『古今集』講釈の聞書『蓮心院注』と対照した結果を次に掲げる(表2)。

一見して明らかのように、『蓮心院注』とは関連性が見出せない一方、『栄雅抄』ではかなりの割合で一禅御説からの引用がなされている。例えば、「をがたまの木」

(物名・四三二)について、『栄雅抄』には次のようにある。

「をが玉の木」といふ事説々有。但一様にあるべからず。定家卿は木也。証歌云、
おく山にたつをだまきのゆうだすきかけて思はぬ時の間ぞなき
狭衣云、

谷ふくみたつをだまきは我なれやおもふおもひの朽てやみぬる
かゝる歌ぞふるく聞ゆる。もし一字を略していへるにやと也。

【表2】

一禅御説	古今集	蓮心院註	栄雅抄	典拠
1	1036	×	×	
6	1107	×	×	
7	1076	×	△	
8	39	△	◎	
9	476	×	◎	
11	652	×	×	
13	399	×	×	
14	序	×	◎	栄雅抄「一条禅閣」
〃	238	×	△	
16	*1120	-	-	
18	1086	△	◎	栄雅抄「一禅御説」
20	536	×	△	栄雅抄「一禅御説」
22	872	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
25	28	×	×	
26	3	×	△	栄雅抄「一禅」
28	29	×	×	
29	59	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
30	508	×	△	栄雅抄「一禅御説」
33	135	×	◎	
34	序	×	◎	栄雅抄「一条禅閣御説」
40	422	×	×	栄雅抄『顕昭注』に依るか
41	761	×	△	栄雅抄『顕注密勘』に依るか
46	序	×	△	栄雅抄『顕昭注』に依るか
49	1087	×	○	栄雅抄『顕注密勘』に依るか
52	456	×	×	
57	770	×	×	
59	431	△	◎	蓮心院註『僻案抄』に依るか
66	445	△	○	蓮心院註『僻案抄』に依るか
76	207	×	△	栄雅抄『顕注密勘』に依るか
81	序	×	×	
83	序	×	◎	栄雅抄「一条禅閣」
85	933	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
87	序	×	◎	栄雅抄「一条禅閣御説」
〃	846	×	△	栄雅抄「一禅御説」
89	351	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
93	1092	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
110	1021	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
120	892	×	◎	栄雅抄「一禅御説」
122	882	×	○	栄雅抄「一禅御説」
126	1071	×	◎	
128	1036	×	△	
129	*真名序	-	-	
130	625	×	◎	栄雅抄「一禅御説」

×…同内容無し

△…同内容を有する

○…一部或いは小異を除き概ね一致する

◎…ほぼ一致する

※真名序や墨減歌(*印)の項目は該当注が無いため-で示した

典拠は何も示されていないが、『一禅御説』を見てみると、

古今物名に「をがたまの木」といふ事説々有之。但不_レ可_二一樣_一。定家卿、太木也。証歌云、

おく山にたつをだまきのゆふだすきかけておりはぬ時の間ぞなき

狭衣云、

苔ふかくたつをたま木は我なれや思ふおもひの朽てやみぬる

かゝる歌ぞふるく聞ゆる。もじ一を略していへるとや。(59条)

とあり、『栄雅抄』はこの『一禅御説』の記述を取り込んだものであること、明白である。

また、「めどにけづり花」(物名・四四五)についても、『栄雅抄』に見られる、

詞書に「めどにけづりばなさせり」といふ事、古今三種の秘事なりといひて説々おほし。定家卿は、めどといふ草有、その草につくり花したる也といへり。

という記述は、

古今物名二種に秘事の中「めどにけづり花さす」とのふ事有。説々不同、家々所存各別也。定家卿の所用者めと云草あり、そのくきに作花をしたる也と云り。(66条)

という『一禅御説』に依ったものである。『栄雅抄』に引かれる「をがたまの木」と「めどにけづり花」の定家説は、をがたまの木

木の名のつゞきに、かきならべたれば、うたがひなき木の名とみゆ。されど、ちかき世に、さる木ありといふ人なし。

古歌として、

おく山にたつをだま木のゆふだすきかけておもはぬ時のまぞなき

此歌、ふるくきこゆ。もじ字ひとつを略していへるにや。さ衣と云物語に、

谷ふかくたつをだま木は我なれや思ふおもひのくちてやみぬる

めどにけづり花させりける

著、めどゝいふ物の名也。草類也。

という『僻案抄』の「古今集部」末尾に付された秘事に由来するが、『栄雅抄』ではこうした定家説を『僻案抄』そのものから引くのではなく、『一禅御説』から孫引きしているのである。秘事として重要な「三木」に関して、定家の著作を直接受けずに、歌道家ではない兼良の関連文献から敢えて援用する点、『栄雅抄』が如何に『一禅御説』を重視していたかがわかる。ところで、『一禅御説』には、「三木」と並ぶ秘事である「三鳥」のうち、「ももちどり」「よぶこどり」についても記事があるのだが、『栄雅抄』はそれを引用していない。『一禅御説』では「ももちどり」(春上・二八)について、

百千鳥とすみて可レ読と云説あり。聞よからず。只もちどりなるべしと奉。(52条)

として清濁の問題を取り上げるが、『栄雅抄』は『顕注密勘』を殆どそのまま祖述するのみである。現存する注釈書の多くが清濁について特に問題としていないことも考えるに、『栄雅抄』では「ももちどり」の清濁に関して殊更取り上げる必要を認めなかったであろう。

「よぶこどり」(春上・二九)については、『栄雅抄』では『顕注密勘』を引用した後、次の秘説を記す。

よぶこ鳥、説々おほし。只よぶこ鳥といふ鳥の春有にてこそあらめ。何鳥としりて、異名を歌によまざれば、詮なき事也。口伝ありとも、かくこゝろえてありなん。はこ鳥といふ。此鳥のなく声、人を呼に似たり。実説、喚子鳥といふ。一方、『一禅御説』には、次のようにある。

よぶこ鳥の事、家々説おほし。是は只よぶこ鳥と云鳥ありもやすらんと思ふべし。鳳鳥などのめでたき鳥も誰か見し。口伝有とも以二別名一よぶこ鳥と可レ詠やと奉畢。(28条)

表現に似たところもないわけではないが、直接的な関係は認め難い。『栄雅抄』の説く「はこ鳥」説の詳細は別章で取り上げることとするが、傍線で示した如く、実体のない「よぶこどり」を単に春に鳴く鳥と解すことについては、『蓮心院注』にも同様の記述を見出すことができる。

よぶこ鳥の事、説々多し。或は猿、或はつゝ鳥、又は鳩。はこ鳥とて、高麗に子を鷲にとられたる者の、子はと云を、はこ鳥と云説あり。只、春山に鳴鳥によぶこ鳥と云鳥あると心得べしと也。(東山御文庫蔵本)

したがって、両書に共通する記述内容は、栄雅の講釈段階から既に示されていたものとして考えられよう。

このように見てくると、『栄雅抄』の再編者が「三木」「三鳥」に関して、どのように『一禅御説』を取捨選択したかが推測される。もともと『栄雅抄』は『顕注密勘』に寄り掛かる注が多く、「ももちどり」「よぶこどり」についても『顕注密勘』の内容を第一に踏まえている。だが、「をがたまの木」「めどにけづり花」は『顕注密勘』では秘事として具体的な内容が秘されていることから、『僻案抄』を基にまとめられた『一禅御説』の記事を取り入れたのであろう。

それにしても、冒頭に示した永禄四年の本奥書によれば、兼良説は(1)焼失した原本を復原する際に後人の手によって定家の僻案抄の説等と併せて追補されたものである筈である。時に御子左家の言説を掲げることと歌道家としての権威を主張することもあった飛鳥井家の立場からすれば、兼良よりも定家の著作を何より尊重して然るべきであろう。にもかかわらず、「をがたまの木」「めどにけづり花」について、定家の『僻案抄』よりも優先し、兼良の『一禅御説』を引用するのは何故であらうか。

「桜花咲きにけらしなあしひきの山の峡より見ゆる白雲」(春上・五九)における、

定家卿密勘に、芦引を清てよむよしあり。たゞ濁てよしと、一禅御説也。

という記述にも、「をがたまの木」や「めどにけづり花」に見られたのと似た引用態度が認められる。ここに見る「一禅御説」は、

あしひきを、顕注密勘抄に定家卿勘申所に、あしひきと声をさせり、不審申せしかば不被見也。只あしびきと聞よきにしたがふべしと奉。(29条)

という『一禅御説』の内容に従ったものである。先述したように、『栄雅抄』は元来『顕注密勘』を重視するのだが、ここでは、

山峡説はあるべからず。あし引の事、此等説たれも申置たり。久方、足引など云て、かく云つゞけつる事、今はたどりしるべからずとぞ侍し。足ひきなどよむ人侍なれど、たゞ葦ひきとのみ申されき。

という『顕注密勘』の定家説に依らず、『一禅御説』を優先して採用しているのである。

また、「いたづらに過ぐす月日はおもほえて花見て暮らす春ぞすくなき」(賀・三五二)について、『栄雅抄』に、一禅御説、おもほえての清濁の説、濁説面白やと也。定家卿の説もこれにおなじ。

とあるのも同様である。ここでも『栄雅抄』は、『顕注密勘』における定家説より率先して、

いたづらに過る月日はおもほえて花見てくらす春ぞすくなき

古今歌「て」の字清濁有ニ沙汰等也。濁説おもしろくや両説也。(98条)

という『一禅御説』における兼良説を採用している。

『栄雅抄』の『一禅御説』を重要視する態度はこれだけに留まらない。『栄雅抄』の巻頭には次のような注記が見られる。明日香井の家には、嘉禄・貞応いづれもちあひながら、諸家に今、貞応の本をもちあひらるゝによりて、貞応の本にて、栄雅、將軍家におみて御講尺なり。一条の禅閣は、貞応の本はあやまりおほし、嘉禄の本をもちあひてよしと有。

栄雅が將軍家への講釈に貞応本を用いたことが記されるように、飛鳥井家では貞応本を用い、これに対して冷泉家では嘉禄本を用いたのは周知のことである。ところが、『栄雅抄』に引かれる「一条の禅閣」説では、「貞応の本はあやまりおほし」とし、嘉禄本を評価しているのである。飛鳥井家の立場からすれば、これは極めて不都合な内容と言わざるを得ないであろう。それにもかかわらず、

平定文、是を貞応の本には用ニ「貞」字一。然し嘉禄本には用ニ「定」字一尤よし。惣而嘉禄本はまされり。貞応には誤多と奉。(4条)

とする『一禅御説』に依拠すると思しい兼良説を敢えて取り上げたのは何故であろうか。次に示した仮名序に見られる「ちりひぢ」に関する記述についても同様である。

「ちりひぢ」とは、塵泥とも泥湿とも書。一条の禅閣御説、二条家には「ちりひぢ」とよめり。冷泉家には「ちりいぢ」とよむ。「ひ」の字を「い」とよむ事は、「おもひ」「こひ」勿論なるに、上におみて「ひ」を「い」とよむ事不審なり。たゞ「ちりひぢ」なるべき也。別に「ちりいぢ」といふ名あらばしかり。塵泥ならば「ちりひぢ」なるべしと也。明日香井の家には、「ちりいぢ」とよむべきと也。日本紀に、土を「ひぢ」とよむ。所謂、泥土煮、沙土煮といふ。「ちり」は、うるへる土とす。「ひぢ」は、ひたる土とす。しかれば、麓の塵泥よりなりてと心得べきにや。宗匠家にも、「いぢ」とよむべしとなり。但、日本紀の泥土の注に、干毘尼と付たり。沙土の注に、須毘に尼とつく。しかれば「ひぢ」といふを正とすべきにや。土泥の二字、いづれをも「ひぢ」とよむなり。よみあぐる時は「いぢ」をよむ。人いづれぞととはゞ、「ひぢ」とよむとこたへよ。口伝也。これをしらずして、顕昭など、「ひぢ」と計いへる説、おかしき事也。

傍線で示した「一条の禅閣御説」もまた、

古今序に「たかき山も麓の塵ひちより」と有は、塵泥とかけり。然は、二条家には「ちりひぢ」とよめり。冷泉家には「ちりいぢ」とよめり。「ひ」の字を下にをいて「い」とよむ事は、「恋」「思」勿論也。上に置いて「い」とよむへき事不審也。只「ちりひぢ」なるへき也。別に「ちりいぢ」といふ名あらば然り。塵泥ならば「ちりひぢ」成べしと奉（4条）と『一禅御説』にあるのを受けたものである。「明日香井の家には、『ちりいぢ』とよむべきと也」「よみあぐる時は、『いぢ』をよむ。人いづれぞとはゞ、『ひぢ』とよむとこたへよ。口伝也」と説く飛鳥井家にとつて、「一条の禅閣御説」は自家の説と対立する都合の悪い内容であった筈である。このような兼良説の引用は、永禄四年の奥書で述べる(3)「当家之御説」と「同心」の部分について書き加えたという内容とも矛盾するのではあるまいか。

『栄雅抄』の明応七年（一四九八）の本奥書には、

此本^{本云}以当家相伝之本校合之。相違之所直付乎可為証本歟。

明応七年四月日 飛鳥井栄雅自筆奥書也

従三位 在判

とあり、永禄四年の奥書にも、

抑此伝受之義者、於將軍家飛鳥井雅親御講尺之本在之、爰所為受持速水親祐、拙者数年知音之間、望之堅固隨有惜、強而懇望之条、以彼御本令伝受者也。

とあることを踏まえれば、当然ながら「当家」とは飛鳥井家のことを指しているはずである。つまり、『一禅御説』に依って引用される兼良説は、『栄雅抄』の本源であるはずの「当家」すなわち飛鳥井家の講釈内容を補強し深化させる役割を果たすものではないということになる。飛鳥井家説と齟齬をきたす内容であっても『一禅御説』を引く態度からは、飛鳥井家という枠組みに束縛されない『栄雅抄』再編者の人物像を髣髴させる。

このように考えたとき、先の講釈の底本や「ちりひぢ」の例を始めとして、留意しておきたいことがある。それは、奥書では「当家」と記されるものの、注釈内においては「当家」といった記述は一切見られず、飛鳥井家説はあくまでも「明日香井の家」「飛鳥井家」としか記されない点である。例えば、「ちりひぢ」の場合、『一禅御説』の記述に基づき「二条家には…」「冷泉家には…」と両家の説を列記した後、「当家」ではなく「明日香井の家には…」と述べるなど、その筆致を見るに、飛鳥井家から多少の距離を置いているように思われるのである。

このほかにも、例えば、仮名序や「草深き霞の谷に影かくし照る日のくれし今日にやはあらぬ」(哀傷・八四六)の詞書に「深草の帝の御国忌の日よめる」とある「御国忌」の読みについて、『栄雅抄』には、

一条禅閣御説には、御国忌を「みこつき」なるべし、「ごつ」と濁てよむはあしき也。飛鳥井家には「みこき」とよむべきと也。

とあり、

御国忌「みこつき」成べし。「ごつ」と濁てよむがあしき也。(87条)

という『一禅御説』を引用したうえで、飛鳥井家の「みこき」説を併記している。秘事としてもしばしば取り上げられる「御国忌」の読みであるが、『頭注密勘』や『僻案抄』に記述のないことも、『栄雅抄』が『一禅御説』を引くことになった一因

であつたらう。それにしても、時に宗匠家を厳しく批判もした兼良の説を飛鳥井家説と対等に並べる姿勢は注目される。こうした『一禅御説』の引用態度から、『栄雅抄』再編者の『一禅御説』に対する強い思い入れを認めることができるであろう。更に、先の「ちりひぢ」の歌注に、

宗匠家にも「いちぢ」とよむべしとなり。但、日本紀の泥土の注に、干毘尼と付たり。沙土の注に、須毘尼とつく。しかれば「ひぢ」といふを正とするべきにや。

とあることにも留意したい。そもそも、飛鳥井家が「ちりいちぢ」説をとるにも拘わらず、「宗匠家にも『いちぢ』とよむべしとなり」などと殊更記す必要があるであらうか。

また、仮名序の古注「天の浮橋のしたにて……」について、『栄雅抄』には、

此注は貫之奏覧の本にはなし。公任卿の所為なりといふ。宗匠家には、貫之所為といへる、誤也。古賢これを見わけられざるにや。

とある。この古注を貫之のものと見做すのは、『両度聞書』⁷にも、

此古注について説々あり。二条の家には、貫之注すと用なり。……二条家のをしへは貫之を別而あふぐゆへに、公任卿の書かといふ事をはぐかりて不_レ用_レ之。為家卿明疑抄にも、貫之の古注なり。山桜の歌、兼盛と云々。是真なるべし。

此注を古注と号する事、此注よりさきに古今の注なかりし故にやと云々。

とある如く、二条家の説である。ちなみに、『蓮心院注』には、

此注、或説、貫之自問自答と有。但、公任卿の注也と一説也。俊成卿、定家卿ともに褒美と云々。可用。

として両説を挙げ、飛鳥井家としては公任説を支持しているようである。それにしても、『栄雅抄』において、歌道家である飛鳥井家の人物が二条家を「宗匠家」と呼ぶことは、如何にも不自然である。同じく仮名序の「富士の山も煙たゞずなり」についても、『栄雅抄』は、

飛鳥井家には不断を用ゆ。雅経、為家卿に、不立・不断はいづれを用ひられしとありしに、不断を用ゆといへり。秘し

てにはあらず。むかしは物を正直にいへる也。宗匠家にも、富士の煙はむかしより今にいたるまで、たえぬ事なれば、不立といはん事しかるべからず。不断を用ゆといへり。

と記している。飛鳥井家の人物が家説と同じ「不断」説を「宗匠家にも：不断を用ゆといへり」と述べたのだとすると、不自然さを禁じ得ない。こうしたところに、『栄雅抄』の再編者が歌道家から聊か距離のある人物であったことが想像される。それゆえに、飛鳥井家の聞書を珍重こそすれ、復原するにあたって飛鳥井家の説を「当家」とは書き得なかつたのである。一方で、この再編者は、奥書に記される通り、兼良の息良鎮より確かに「少々」「指南」を受けていたと考えられる。ここに言う「指南」とは、『一禅御説』の如き兼良説をまとめた聞書等の相伝を指すのかもしれない。そうした事情から、『栄雅抄』の再編に際し、歌道家の中で特に重要とされる秘事においても、『一禅御説』における兼良説を採用することになったのであるまいか。『一禅御説』を閲覧し、撰取するには、当然ながら兼良に近い人物が介在しているはずであり、兼良の息子である良鎮は、まさにそのような人物であった。

四

このように考えるいま一つの理由は、『一禅御説』と同じく兼良説の聞書とされる『柿本備材抄』との関連が認められるからである。

例えば、「まかねふく吉備の中山帯にせる細谷川の音のさやけさ」(神遊びのうた・一〇八二)の「この歌は、承和の御嘗おほんべの吉備国の歌」という左注部分について、『栄雅抄』には次のような「一禅御説」の引用が見られる。

承和の御べとは、仁明の御事なり。一禅御説、「御べ」とは御贄なり。大嘗会の時、悠紀主基の国より、みつぎ物奉るを贄と云也。

この「一禅御説」は、『古今集童蒙抄』に、

仁明天皇の大嘗会の時、悠紀は近江、主基は備中なり。備中国より御贄をたてまつる時そへたる歌也。「御べ」は御贄

といふ心也。

とあり、『古今集秘抄』¹⁰にも、

悠紀は近江、主基は備中也。これは備中の国、大嘗会の時より御贄をたて奉る時、そへたる歌也。「御べ」は御贄とかく也。

とあるように、同様の内容が認められる。だが、『栄雅抄』に最も近似するのは、『柿本備材抄』の、

一、承和の御べ 「御べ」は御贄也。大嘗会の時、悠紀主基の国より、御つぎ物奉るを贄といふ也。代々の悠紀主基の歌をば本歌に准すべき由侍り。いかにも堪能人をえらびてよませらるべき物に侍り。歌の灌頂にて侍るべきとなん。という傍線で示した前半の記事なのである。

また、「玉垂れのこがめやいづらこよろぎの磯の波わけ沖にいでにけり」(雑上、八七四)について、『栄雅抄』は『頭注密勘』の引用後に、

一説御説、かめに玉のたれたるかたの有を云といへり。俊成卿、こがめの玉たるゝ事にくし。たゞ玉垂の鉤といはんとて「こがめ」とつゞけたるにて有なんと云々。玉だれの簾を云也。

とある。版本に「一説御説」とあるが、例えば、神宮文庫蔵本(外題は「詰訓抄」)には「一禅御説」と書かれており、「一禅御説」の誤記であることがわかる。この注部分について、『柿本備材抄』を見ると、

かめに玉のたれたるからまのあるをいふと云り。俊成卿、かめの玉たるゝ事にて候。たゞ玉垂の釣といはんとて小瓶とつゞけたるにても有なんと云々。玉だれは簾をいふ也。万葉には、玉垂(すのこ)のこすのともよめり。

とあり、果たして『栄雅抄』の「一禅御説」に殆ど一致するのである。

武井氏によれば、『柿本備材抄』は、寛正・文正・応仁・文明初年にかけて行われた兼良の良鎮への講釈が基となっているとされる。良鎮が聞書をまとめた後、兼良が改めて刪補したものを、兼良が死去した文明十三年(一四八一)四月二日以後に良鎮が再び奥書を加えたものだという¹¹。

『栄雅抄』には、『柿本備材抄』の内容と類似する箇所が他にも散見される。そもそも『柿本備材抄』自体に、『歌林良材集』や『古今童蒙抄』『伊勢物語愚見抄』『花鳥余情』とも重なる内容が多く見られるため、『栄雅抄』の類似する内容のなかには『柿本備材抄』によると断言し難いものも存在するが、少なくとも右の二例に関しては、『柿本備材抄』との直接的な関係が認められよう。

『一禅御説』をまとめた人物については未詳である¹²が、良鎮が深く関与したとされる『柿本備材抄』を以て補筆する点を考えてみても、『栄雅抄』再編者と良鎮との間に密接な交流があったらしいことは容易に想像される。奥書の書かれた永禄四年時に「今愚比丘余七十」だったという再編者は、逆算すると、良鎮の没した永正十三年には二十歳半ば頃であった。だとすれば、年齢的にも良鎮から「少々」「指南」を受けていたとしてもおかしくない。

五

では、良鎮より「少々」「指南」を受けたという『栄雅抄』再編者とは一体誰であろうか。片桐氏は、

奥書末尾の「御家系図略記」の左下に親祐に続いて見える「玉信」こそがその人であるとするほかないのではないか。版本では親祐の下に名が見えるだけだが、大阪府立図書館本・蓬左文庫本・東洋文庫本では「玉信」在判となっていて、

老比丘の名が玉信であることを明白に示している。

と指摘したうえで、「玉信の出自や閲歴については全く不明」と述べている。ちなみに、先述の神宮文庫蔵本では、「御家系図略之三代之」と記した後、

雅世—雅親—雅俊

└─ 親祐—玉信（花押）

とあって、片桐氏が指摘する、雅親—雅俊—親祐—玉信という相伝系譜がより明確に示されている。但し、『栄雅抄』が親祐から玉信なる人物の手に渡ったのがいつの時点であったのかは今なお判然としない。親祐が雅俊門下で大内家の被官であっ

た速水親祐（生没年未詳、一五二五年生存）であることは、夙に井上宗雄氏や米原正義氏などによって指摘されており¹³、玉信もまた大内家周辺の人物であった可能性が高い。

飛鳥井家の歌学と兼良・良鎮の学識の双方を折衷する役割を大内家が担ったことは、十分に想定されることである。『栄雅抄』の再編時期から若干時代は遡るが、大内政弘（一四四六―一四九五）は、文明年間に兼良から『花鳥余情』や『花鳥口伝抄』『伊勢物語愚見抄』を贈られ、延徳二年（一四九〇）には兼良筆『源氏物語』を良鎮から贈られるなどしており、一条家と大内家との頻繁な交流は井上氏や米原氏によっても既に明らかにされているところである。先に【表1】で示したように、『栄雅抄』には『伊勢物語愚見抄』や『花鳥余情』などによる引用も見られる。こうした大内家を取り巻く兼良や良鎮との親交が土壌となり、『栄雅抄』が再編されたとすれば、永禄四年の奥書に述べられる通り、良鎮から再編者へ向けて何かしらの「指南」があつたことも十分考え得るであろうし、縷述したような『一禅御説』や『柿本備材抄』の兼良説が援用されるに至った理由も納得されるのである。

兼良は豊かな学識を持ち、公家歌人としても有力な存在であり、歌合を催し、その判者となることもあつた。井上氏が詳述するように、兼良は冷泉家との密接な繋がりにゆえに、二条家や飛鳥井家に対しては対抗意識があつたというが¹⁴、兼良が歌人として当時の歌壇を牽引する一人であつたことは間違いない。博学多才、歌人としても歌道家と比肩できる兼良の言説を引くことは、歌学書を権威付けることにも成り得たであろう。

今一つ考えておきたいのは、『栄雅抄』の復原に際して、右に見てきたような兼良説が『僻案抄』の定家説と併せて追補されたことの意味である。『古今集童蒙抄』の序には、次のようにある。

此集に「頭注密勘」といふは、頭昭法師が注したりしを、京極中納言ひそかに是非を勘づけられたれば、歌の義理にきては事つき侍り。又、ひさしく世間に流布せれば、見のこす人もあるべからず。このほかに「僻案抄」といふ物は、三代集の難義を、これもおなじ中納言のかゝれたる物也。うちまかせては世にひろまらざれども、近年聞伝てうつしをける人も侍るにや。……すべて家々の諸説、人々の覚悟、更に巨細をしらずといへども、歌の道にをきては、定家卿の

説をはなれては、すこぶる傍若無人也。そのいはれは、基俊・俊成より此道を伝えて、三代になれり。和歌の奥義、秘事口伝、残る所有べからず。しかれども、近き世となりて、かの子孫のうち、邪僻を執し、あやまりを伝へたる事も侍にや。

この序に明らかかなように、定家を正統と仰ぎ継承する兼良が『顕注密勘』に加えて『僻案抄』を重視したことは、従来より度々指摘されてきた。当然ながら、兼良のこうした意思は良鎮にも引き継がれたであろう。『栄雅抄』の再編者に対して良鎮から多少なりとも「指南」があったとすれば、そこにもまたこのような兼良の考えは含まれていたに相違ない。『蓮心院注』にも引用され、『栄雅抄』の原聞書の時点で既に活用されていたはずの『顕注密勘』の記述はさておき、復原段階で兼良説と併せて『僻案抄』が補筆されたのには、「歌の道にをきては、定家卿の説をはなれては、すこぶる傍若無人也」とする兼良の言説も影響しているのではあるまいか。

『蓮心院注』の京都大学蔵本や今治市河野信一記念文化館蔵本にみる後人による改編や、広島大学蔵本の書入れからも、『僻案抄』が追補されたり、兼良説が僅かに記されたりした経緯が看取される。或いは、『両度聞書』にも兼良説の記述が僅かながら認められる。このように、『僻案抄』による定家説や兼良の言説を用いる動きは他書にも見出せるが、それは『栄雅抄』に見られるほど顕著ではない。時に『顕注密勘』や『僻案抄』の定家説に先んじて兼良説を述べようとする補筆態度を踏まえるに、『栄雅抄』の再編者は良鎮から「指南」された兼良の言説を尊重することに先ず意識が働いていたようである。結果的に見れば、学才高い兼良の言説が多用され、加えて歌道家の正統性の証でもある定家の名が処々で認められることは、歌学書を権威付けることにもなった。何より兼良説の引用は『栄雅抄』の注釈に一歌道家に束縛されない客観性をもたらし、それゆえに、爾後の注釈書としての評価を獲得することにも繋がったのである。

『栄雅抄』は、こうした高評価も相俟って、後に飛鳥井雅章の手を離れ、北村季吟の入手するところとなった。季吟がこれを『八代集抄』の『古今集』注として殆どそのまま組み込んだことはよく知られるところだが、その本文は、兼良説や『僻案抄』の引用に至るまで全て版本『栄雅抄』と一致している。つまり、玉信なる人物によって兼良説や『僻案抄』の加筆も

伴い復原された再編本『栄雅抄』は、季吟が目にするに至るまで、飛鳥井家の中で伝来していたのである。とすれば、『栄雅抄』は、大内家被官の速水親佑から玉信なる再編者の手を経て、再び飛鳥井家の手中に収まったということになるが、その経緯はいまだ詳らかでなく、なお検証する必要がある。

注

1 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 四』（赤尾照文堂、一九八四年）I・一「いわゆる「古今『栄雅抄』」をめぐる」。

2 ここで氏の述べる「一禅御説」とは、『栄雅抄』にみる断り書きのそれではなく、兼良説の聞書である『一禅御説』のことを指すものと思われる。【表1】で示した通り、「一禅御説」の引用典拠数に基づく指摘であろう。

3 例えば、武井和人『一条兼良の書誌的研究』（桜楓社、一九八七年）第1章・第3節「柿本備材抄」も、

兼良が頭注密勘を重んじていたことは、古今集童蒙抄の序文の中で、自身「此集に、頭注密勘といふは、頭昭法師が注したるを、京極中納言ひそかに是非を勘つけられたれば、歌の義理にをきては事つき侍り」と述べてゐるのが参考になる。

と指摘している。

4 注3 武井著書、第1章・第1節「一禅御説 附翻刻・静嘉堂文庫蔵本 全」（「一禅御説―翻刻と解題―」（『研究と資料』1輯、一九七九年四月、初出）。本文の引用も武井著書所収の翻刻による。なお、井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』（風間書房、一九六一年）二六一、二六二頁にも該書に関する指摘がある。

5 本文の引用は『日本歌学大系 別巻五』による。

6 『蓮心院注』（広島大学蔵本）には、次のように対冷泉家意識が明瞭に示されている。

一、冷泉家には嘉禄の本を用給。真名序なし。

一、定家卿は貞応の本を用給し。真名序の事なき分にて本の左にあり。

一、御当家には一本あると云ども、世間に各用るによりて貞応の本にて御相伝講尺あり。真名序用給はず。但、すて給には非ず。

7 本文の引用は、片桐洋一『中世古今集注釈書解題 三』（赤尾照文堂、一九八一年）による。

8 『柿本備材抄』については、注4武井著書第1章第3節「柿本備材抄」（『柿本備材抄』の成立―兼良の注釈の基底―）『国語国文』50巻11号、一九八一年十一月、初出）、『柿本備材抄』の成立―補遺―附翻刻・校異―」（『埼玉大学紀要 人文科学篇』32号、一九八三年十一月）、『蓮華王院旧蔵紀氏正本』『土左日記』のゆくへ―堯孝所持の確認―」（『言語と文藝』93号、一九八二年七月、初出）に詳しい。なお、本文の引用は、武井著書所収の翻刻による。

9 本文の引用は、『群書類従』による。

10 兼良の『古今集』講釈は幾度もまとめられる機会があったようであり、『古今集秘抄』は『古今集童蒙抄』の異本にあたる。なお、本文の引用は、武井著書所収の翻刻による。

11 注3武井著書。

12 武井氏は、『一禅御説』に奥書や識語が存在しないことから、冬良や良鎮等の一条家の人々が編んだ可能性は考えにくいとし、更に、兼良が歌学において歌道家より圧倒的に学識を有していたか疑問であるという点から、歌道家の人物による可能性も低いことを述べている。また、「追補」として、

孫姫か式、愚問賢注抄に当社御作とありいまた御覧しなすと仰らるゝ也（63）

と見え、事実愚問賢注に「浜成の式は、光仁の詔勅に応じ、孫姫の式は聖廟製作をのこさる」（歌学大系本・二二四頁）とある。「孫姫の式は聖廟製作をのこさる」の理解には、鳥居小路経厚講・尊鎮親王記愚問賢注抄の「孫姫式トハ天神ノ御孫ノ姫君ノ為ニ製作セラレシ者也」（宮内庁書陵部蔵五〇三・二一三本）といふ注が参考になる。聖廟・天神を「当社」といつてゐるのだから、天満宮の神人を第一に考へるべきである。まだ社を特定は出来ないけれども、これで一禪御説成立の背景の一端を知ることが出来た。

との見解を示している。

¹³ 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期〔改訂新版〕』（明治書院、一九八七年）第一章・2「飛鳥井家の動向 宋世と雅俊と」、米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九八〇年）第五章・第三節「義興および被官人の文芸」。

¹⁴ 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期〔改訂新版〕』（風間書房、一九八四年）第五章・1「冷泉家の復興と前撰政家歌合」。

第二節 『歌林良材集』『伊勢物語愚見抄』『花鳥余情』との関連について

一

前節では、『栄雅抄』に引用される一条兼良の言説について、兼良の講釈の聞書とされる『一禅御説』『柿本備材抄』との関連から検証した。その結果、『栄雅抄』における兼良説の引用は、従来指摘されてきた「一禅御説」と断り書きがなされるもの以外にも多々認められること、それらの聞書類に基づく内容は、永禄四年（一五六一）の奥書に、

嘗彼御子前大僧正良鎮、内々古今可有御伝受之由在之。無餘日御他界、言語道断之事、爾今不忘思之、此道少々涉指南之故、当家之御説同心之所々令書加处也。

と記されるように、『栄雅抄』再編者が兼良の子良鎮（生年未詳・一五六一）から「少々」「指南」を受けていたが故に補筆された可能性が高いことを指摘した。

本節では、前節で扱った聞書以外の『歌林良材集』『伊勢物語愚見抄』を初めとする兼良の著作と『栄雅抄』との関係について考えてみる。数多ある兼良の著作の中から、『栄雅抄』の再編者はどのような取捨選択によってこれらを援用したのか。具体的事例を挙げながら、『栄雅抄』の復原過程を再現し、再編者の作為とその人物像について迫りたい。

二

『栄雅抄』中に「一禅御説」と明示して引かれる兼良説で、『一禅御説』に次いで多く活用されたのが、『伊勢物語愚見抄』と『歌林良材集』である（前節【表1】参照）。このうち、先ずは『歌林良材集』との関連について見ていく。

『歌林良材集』は、武井和人氏によれば、文明年間（一四六九―一四八七）の成立とされるものだが¹、兼良が著した歌学書として広く享受されてきた。『栄雅抄』では、「一禅御説」として明記される内容全四十四箇所のうち五箇所に『歌林良材集』との完全な一致をみる。そこで、『歌林良材集』中の『古今集』に關係する項目と『栄雅抄』とを対照してみる（【表3】）。

【表3】

歌林良材集	古今集	栄雅抄	備考	歌林良材集	古今集	栄雅抄	備考
うたて	47	△	B	われて	1059	○	
あやなし	41	△	B	まだき	763	◎	
〃	123	△		まどほ	758	△	C
あやな	41	○	B	いとせめて	554	△	栄雅抄：両度聞書と同内容
〃	123	◎	B	なべに	208	△	
あやに	41	○	C	〃	211	◎	
いささめ	454	○	B	めもはる	604	◎	
けに	562	○	C	〃	868	○	C
ことならば	82	◎	B	事ぞともなく	635	△	C
あへず	262	○	B	このもかもの	1095	◎	
〃	286	x		みなれ	749	△	
ほに	547	△	歌林良材：顕注密勘に依拠	あさなけ	376	△	C
わくらば	962	○	B	玉のを	568	△	C
しのぐ	551	○	B	〃	673	△	
たわわ	223	△	C	〃	483	○	
いましは	773	△	C	かり庵	306	△	B
しづく	845	歌林良材◎	B	いやすくぬる	767	x	
ゆたのたゆた	508	一禪御説◎	C	〃	605	○	
いで	508	○		〃	1022	x	
〃	711	◎		あさなゆふな	683	○	C
〃	1040	△	C	めざし	1094	△	B
やよ	152	一禪御説△		わがせこ	25	△	C
いとなき	805	△		〃	171	○	B
いさよひ	690	○	B	〃	1089	x	
みがくれ	565	△	B	たらちね	368	一禪御説○	C
かはす	191	一禪御説◎		しづのをだまき	888	○	C
はた	143	△	B	心がへ	540	○	
すさめぬ	50	○	B	三輪のしるしの杉	982	△	
たれしか	58	◎	C	〃	780	△	B
こころ	109	○		ひをりの日	476	一禪御説◎	
〃	1062	△		反衣見夢	554	○	C
いつはとは	189	○	C	鴉のはねがき	761	△	B
くだち	891	○	C	〃	仮名序	x	
かて	550	○	C	柴のねずりの衣	652	△	A
よるべ	619	△	栄雅抄：僻案抄の祖述	末の松山	1093	○	B
そよ	584	◎		〃	326	△	
事なしが	674	△	A	忍ぶもちずり	724	△	C
こてふに似たり	692	○	B	宇治橋姫	689	△	C
なみに思ふ	699	△	C	〃	904	x	
やさしき	1063	○	C	志賀山越	115	x	
みながら	867	△	C	〃	303	○	
うらめづらし	171	一禪御説○	C	ぬれぎぬ	402	一禪御説◎	
うらびれ	216	△	C	野中の清水	887	○	C
とどろ	160	◎	C	尾花がもとの	497	△	C
〃	701	△		壱楽山事	878	△	歌林良材：顕注密勘に依拠
すべなし	1087	△	C				

x…該当内容なし △…同内容を有する ○…一部一致、或いは小異のみで概ね一致 ◎…完全一致

備考には、『栄雅抄』と『顕注密勘』とで、完全一致(A)・部分的に一致(B)・内容的に類似(C)があれば示した。

一見して、『歌林良材集』で取り上げられる『古今集』の関連項目について、『栄雅抄』はこれをほぼ全てを網羅しているといつてよい。なかには、僅かながら『歌林良材集』と類似する内容を認められず×と印した箇所もある(二八六「あへず」・七六七「いやすくぬる」・一〇二二「いやすくぬる」・一〇八九「わがせこ」・仮名序「鳴のはねがき」・九〇四「宇治橋姫」・一一五「志賀山越」の計七箇所)が、これらの項目はいずれも『古今集』内で重複して見られるものであり、別の歌注部分で『歌林良材集』と同様の説明がなされているので、内容の重複を避けたのだと考え得る。尤も、『歌林良材集』が『顕注密勘』を多く取り込んでいること、そして『栄雅抄』もまた『顕注密勘』に多分に依拠していることから、双方の内容が近似してくるのも極めて自然ではあろう。とはいえ、「水のおもにしづく花の色さやかに君がみかげのおもほゆるかな」の歌(哀傷・八四五)に、

石などの浪にゆられて、あらはれかくるゝを云也。これは歌林良材に注し給ふ。

とあるのによって、『栄雅抄』の再編者が『歌林良材

集』を参照していたことは確実である。更に、同じく栄雅の講釈の聞書である『蓮心院注』には『歌林良材集』との類似を全く見出せないことに鑑みると、『栄雅抄』にこのような『歌林良材集』との類似が認められることは看過できない特徴であるといえるだろう。そこで、次にその内容について具体的に取り上げてみたい。

先ず、「かきくらしことは降らなん春雨に濡れ衣着せて君をとどめむ」（離別・四〇二）について、『栄雅抄』には、次のようにある。

かきくらすごとくはふれ、春雨に君をぬらしてとどめんとなり。此「ぬれぎぬ」は、「春雨にぬれぎぬきせて」といふ也。一禅御説、「ぬれぎぬ」といふは、なき名をいふといへど、其来歴たしかならず。「春雨にぬれぎぬきせて」とは、一説には、人の旅に出んとするが、雨故にとまりたらば、出んといひし事がそらごとになるべきなり。さて「かきくらしことはふらなん」とはよめり。

春くればさくてふことをぬれぎぬにきする計の花こそ有けれ

花はさくといひたれど、程なくちれば、咲たりといふが名ばかりなりといふ心也。

ぬれぎぬと人にはいはん紫のねずりの衣うはぎなりとも

和泉式部が歌也。是はたしかになき名をよめると聞ゆ。教長卿云……

「教長卿云……」以降は『頸注密勘』に基づく教長卿説の引用なので省略するが、ここに示された兼良説は『一禅御説』には見えないものである。試みに『歌林良材集』の「ぬれぎぬ」の項を見てみると、当該歌を挙げた後、次のような記述が続く。

右、古今集離別の歌なり。「ぬれぎぬ」とはなき名をいふといへども、其来歴たしかならず。「春雨にぬれぎぬきせて」の歌は、一説にいはく、人の旅に出むといひしが、雨ゆゑにとまりたらば、出むといひし事が空事になるべきなり。さて「かきくらしことはふらなむ」とはよめる也。

春くればさくてふ事をぬれぎぬにきするばかりの花にぞ有ける 貫之

右、花はさくといひたれども、程もなくちれば、咲たりといふが名ばかりなりといふ心也。

御拾遺

ぬれぎぬと人にはいはむ紫のねずりの衣うはぎ成とも 和泉式部

右歌は、慥になき名をよめるときこゆ。

すなわち、『榮雅抄』は「濡れ衣」の来歴から証歌に至るまで全てを『歌林良材集』から援用していることがわかる。

また、例えば、「右近のむまばのひをりの日」(恋一・四七六)について、『榮雅抄』は、

まゆみの手結に、とねりどものまさしく裾をひきをりてきたるを、ひをりといはむ、たがはずきこゆ。荒手結にも、おなじすがたなれど、あら手結は、かたのやうにて、真手結をむねとしたれば、この事あたりてきこゆ。

という『僻案抄』の記事を引用した後、

一、一、禪御説、ひをりの日事、法性寺入道殿にて、五月五日に、

長きねも花の袂にかほる也けふやまゆみのひをり成らん

俊頼朝臣よめり。凡、左右近の騎射は、五月三日は左近の荒手結、四日は右近の荒手結、又、五日は左近の真手結、六日は右近の真手結なり。俊頼朝臣のうたは五日のまでつがひをよめり。「ひをり」と云は、隨身の、かちの尻を引折てきるゆへに「ひをり」とはいへり。引をる心なり。荒手結もおなじ姿なれど、それはならしなれば、かたのやうに引をる也。これによりて、までつがひの日をむねと「ひをりの日」とはいふ也。

として兼良説を引く。この兼良説もまた『一禪御説』によるものではなく、次に示した『歌林良材集』の「ひをりの日事」の項に依拠するものである。

法性寺入道殿にて五月五日

長きねも花の袂にかをる也けふやまゆみのひをりなるらむ 俊頼

右、古今第十一卷詞に云、「右近の馬場日をりの日」と云々。凡、左右近の騎射は、五月三日は左近の荒手結、四日は右近のあらてつがひ、又、五日は左近の真手結、六日は右近の真手つがひ也。俊頼の歌は、五日のまでつがひを讀り。

古今の詞は、六日の右近のまでつがひをいへり。「ひをり」といふは、隨身のかちの尻を引折てきるゆゑに「ひをり」とはいへり。ひきをる心也。荒手つがひもおなじすがたなれど、それはならしなれば、かたの様に引折るなり。是に

よりて、まてつがひの日をむねと「ひをりの日」とはいふ也。

この「ひをりの日」は、『僻案抄』が「古今部」末尾に注を配しているように、秘事として扱われる内容である。そのためか、『栄雅抄』や『蓮心院注』の最たる拠り処とされた『顕注密勘』には注釈が施されていない。然るに、『栄雅抄』では『僻案抄』の定家説を補筆すると同時にこの『歌林良材集』の兼良説を付加したのである。『栄雅抄』の永禄四年の奥書における、

定家卿僻案抄之説等、并一条禅閣御説書之。

という記述をそのまま素直に信ずるならば、定家の『僻案抄』と兼良の言説は併せて書き入れられたのであり、右に見てきたような『歌林良材集』の記述もまた『栄雅抄』を復原する際に、『僻案抄』と時を同じくして加筆されたものということになる。

さて、右のような例を見るならば、「一禅御説」と断り書きを施すのは、諸説と併記する際、兼良説と他説とを判別するための必然的措置であったと思われるが、引用部分の全てにおいてそうかといえば、必ずしもその限りではない。

例えば、「たらちねの親のまもりとあひそふる心ばかりはせきなとどめそ」(離別・三六八)の場合、

たらちね、たらちめ、通ニ父母一也。

たらちねのおやのそのふの桑も猶袖かくるきぬにきるといふ物を

たらちねのおやのまもりにあひそふる心ばかりはせきなとどめそ

たらちねはかゝれとしてもむば玉のわがくるかみをなでずや有けむ 遍照

たらちねやまたもろこしに松浦舟今年もくれぬ心づくしに 定家

という『歌林良材集』の内容を踏まえて、『栄雅抄』では、次のように注する。

一、禅御説、「たらちね」は父母に通ずる也。

万七
たらちねの親のそのふに桑も猶ねがへるきぬにきるといふ物を

これも母なり。

後
たらちねはかゝれとてしもうば玉の我くろかみをなでずや有けん

これは父なり。たらちねのおやは母なり。

だが、その内実は、すでに定家が『顕注密勘』において、

「たらちね」父母をあひかよはして用。わがせこ、夫妻に用るていの事は、本儀わきたるやうなれど、又、通用勿論事歟。

と述べる如く、既存のものであって、「一禅御説」として殊更に主張すべき理由は見当たらない。

それならば、「一禅御説」と記さないのは、どのような場合か。「一禅御説」と断り書きがなく『歌林良材集』が援用される例として、「筑波嶺のこのもかものにもに蔭はあれど君がみかげにますかげはなし」（東歌・一〇九五）が挙げられる。些か長文になるが、次に『榮雅抄』の全文を引用する。

筑波根のこなたおもて、かなたおもてに陰はあれども、君のひろき御めぐみの影にまさるかげはなしと也。「つくばね」は筑波山なり。常陸国のいぬゐの方にある山といへり。板東はあしがらの関より東は山などはなし。皆はるかなる野にて、木なども見えぬに、ひたちの国のつくば山に行いたりて、木陰涼しくめづらしければにや。陰ある山にいへり。「このもかもの」は、此面彼面なり。つくばねにかぎると云説は誤なり。源氏に、「このもかもの柴ふるひ人」と有。「君が御影」とは御めぐみを云。当集序にも、「あまねき御うつくしみのなみ、やしまの外までながれ、ひろき御めぐみのかげ、つくばやまの陰よりもしげくおはしまして」とあり。真字序には「仁流_三秋津州_之外_二恵茂_三筑波山_之陰_一」とかける同心なり。「つくばね」はつくば山の峰なり。四方いづれも眺望殊勝の景気なり。「かげ」は景気也。「君がみかげ」は御恵なり。

歌注の大部分は『顕注密勘』の祖述による。ところが、傍線で示した「このもかのも」を説明する部分だけは、

「此おも彼おも」は、こなたおもて、かなたおもてと云也。

とある『顕注密勘』とは異なる。実は、この「このもかのも」の説明部分のみ、

「このもかのも」此面、彼面也。つくばねに限るべしと云説はあやまり也。

つくばねのこのもかものもにかけはあれど君が御影にますかげはなし

山風の吹のまに／＼紅葉ばゝこのもかものもにちりぬべら也

源氏に云、「このもかものも柴ふる人」云々。

という『歌林良材集』に基づく記述内容に差し替えているのである。『顕注密勘』の祖述の中に兼良説を挿入するのであるから、「一禅御説」であることを明示すべきであるように思うのだが、『栄雅抄』では双方の注釈を実に自然な形で一体化させてしまっているのである。したがって、「一禅御説」と断り書きを添えるか否かという点において、再編者の明確な意図を汲み取ろうとしても、それは困難というほかはない。

一方で、歌語について見てみると、『顕注密勘』よりも詳述される『歌林良材集』の記述を活用することで内容の充実化を図ろうとする再編者の意識が明確に看取される。例えば、「いで人は言のみぞよき月草のうつし心は色ことにして」(恋四・七

一)に見る「いで」という表現について、『栄雅抄』には、

万葉に、「いで」は「乞」字を「いで」とよむ。請心にや。又、さてもなどいふ心になへる歌もあり。「いで」は是也。

むつかしきなどいひてくねる詞也。

とある。これは、

「いで」万葉には「乞」の字を書いて「いで」とよめり。請心にや。又、さてもなどいふ心になへる歌もあり。

という『歌林良材集』を採用したものである。

「いで人は」とは、いでや人はと云。

とだけしか言及しない『頭注密勘』などと比べて、『歌林良材集』の記述を引用する『栄雅抄』の注はより具体性を持っている。この部分、『蓮心院注』においても「いで」については全く触れられていないことを考えるに、『栄雅抄』の「いで」は是也。むつかしきなどいひてくねる詞也」との説明もまた再編者による追補と見るべきであろうか。

また、「津の国の難波の葦のめもはるに繁きわが恋人知るらめや」（恋二・六〇四）の場合、『頭注密勘』には、

「難波のあしの目もはるに」とは、めもはるかにと云也。はるどゝとあをみわたる葦原のつのがみわたりたるやうになん、我恋はしげきとよめり。それを「あしのめもはる」にそへたり。兼盛歌云、

難波江にしげれるあしのめもはるにおほくのよをば君にとぞおもふ

是のころ、同也。

とあるのだが、『栄雅抄』では、

「めもはるに」といふに、二の心有。雪消雪氣、又、刈穂借廬。此歌は草木の目のはる也。かねもり歌に、
難波江しげれる芦のめもはるにおほくの世をば君にとぞおもふ。

同心也。おひ出る芦なれば、芦によふし多ければ、おほくの世をばと、そへたり。

紫の色こき時は目もはるに野なる草木ぞわかれざりける

このうたは、目も遙なる也。貫之土佐日記に、「松原目もはるどゝなり」と書ると同じ。
とある。一方、『歌林良材集』には次のようにある。

「めもはる」、二つの心あり。一は、草木の目はる也。一は、目も遙也。

津の国のなにはのあしのめもはるにしげき我恋するらめや 貫之

難波江にしげれるあしのめもはるにおほくの世をば君にとぞ思ふ 兼盛

右、草木の目のはる也。

紫の色こき時はめもはるに野なる草木ぞわかれざりける 業平

右、目もはるかなり。貫之土左日記に、「松原目もはるくなり」とかけるもおなじ。

『栄雅抄』の記述は『頭注密勘』とも内容的に違いはないが、やはり直接的に影響しているのは、「めもはる」の二義について証歌を示しながら具体的に説く『歌林良材集』の記述である。

このように、『栄雅抄』の再編者は復原を試みるなかで、『歌林良材集』の内容を網羅的に活用することによって、歌語の由来や意味説明、表現技法についての説明の一層の充実を図ったのである。

三

次に、『伊勢物語愚見抄』の引用について確認していききたい。『栄雅抄』に「一禅御説」と明記される兼良説全四十四例のうち十例が『伊勢物語愚見抄』からの引用で、『古今集』と『伊勢物語』の重複歌の数から考えても、相当な割合で引用されていることを示唆している。そこで、『古今集』と『伊勢物語』の重複歌全てに関して、『栄雅抄』と『伊勢物語愚見抄』の内容を対照したところ、その殆どにおいて『伊勢物語愚見抄』に依拠する記述が認められた

【表4】。

このことは、『栄雅抄』再編者が、先の『歌林良材集』の場合と同じく、『伊勢物語愚見抄』の『古今集』に関わる内容についても網羅すべく意識的に取り込んだことを窺わせる。

例えば、「狩り暮したなばたつめに宿からむ
天の河原に我は来にけり」(羈旅・四一八)について、『栄雅抄』は、

【表4】

愚見抄 序(或説)	古今集 序(小町)	栄雅抄 一条禅閣愚見抄◎	備考
2	616	一禅御説○	
4	747	◎	
9	410	一禅御説◎	
12	17	◎	
19	785	一禅御説◎	
19	784	○	
25	623	△	
32	888	△	B
41	868	△	B
43	147	◎	
44	378	一禅御説◎	
47	707	○	
50	522	○	B
51	268	一禅御説◎	
67	170	○	
76	871	◎	
82	53	△	
82	418	一禅御説◎	
82	419	◎	
84	900	△	
88	879	一禅御説◎	
92	732	○	B
99	476	◎	
106	294	◎	C
107	1003	◎	B
109	850	一禅御説◎	
117	905	又説◎	

△…同内容を有する

○…一部或いは小異を除き概ね一致する

◎…ほぼ完全に一致する

備考には、『栄雅抄』と『頭注密勘』とで、部分的に一致(B)・内容的に類似(C)するものがあれば示した。

かりくらししてあまの河原にきたれば、たなばたつまに宿をからむと云、奇異なる作意也。「つめ」は「つま」也。一、禪、御説、なりひらならでは、かやうにやすくと誰人かよみ仕らん。神妙の歌也。

とある。ここでは、「一禪御説」であることを明示した上で、『伊勢物語愚見抄』(第八二段)における兼良の、

歌の心は、前のことばにみえたり。中将ならで、かやうにやすくとはたれかよみ侍らん。神妙の歌なり。²
という業平への讃辞を注末尾に添えている。

また、「花よりも人こそあだになりにつれいづれをさきに恋ひむとか見し」(哀傷・八五〇)には、次のようにある。

伊勢物語にては、なりひら歌と見えたり。かやうの事おほし。一、禪、御説、世のあだなさは、花と人をいづれかさきにこひんとすらむとおもひしに、此人のうせたるをさけば、花よりもさきに人を恋るといへり。余情あくまである歌なり。

この内容もまた、

古今集に、紀茂行が歌とあり。歌の心は、世のあだなさは、花と人をいづれかさきに恋んずらんとおもひしに、此人のうせたるをさけば、花よりもさきに人をこふるといへるなり。余情あくまである歌也。

という『伊勢物語愚見抄』(第一〇九段)によるものであり、『栄雅抄』は「余情あくまである歌なり」という末尾の讃も含めて『伊勢物語愚見抄』の兼良の言説に従っていることがわかる。

更に次のような例もある。「大原や小塩の山も今日こそは神世のことも思ひいづらめ」(雑上・八七二)について、『栄雅抄』は、

伊物に、此歌を書おはりて、「心にもかなしと思ひけん、いかゞおもひけん、しらずかし」と書り。なりひら、御供にさぶらひて、御車の内思ひやりて、たゞならず思ひけるにや。誠は心のうちしらずかしと物語の作者のいへる詞也。

とあり、『伊勢物語』第七六段の情景を説明するが、実はこれも、次の『伊勢物語愚見抄』の記述に基づくのである。

心にもかなしと思けんいかゞ思けむしらずかし

業平、御ともにさぶらひて、御車の中思やりて、たゞならずおもひけるにや。誠に心のうちしらずかしと物語の作者

のいへる詞也。

このように、『栄雅抄』は『伊勢物語愚見抄』を引用する際、歌（とりわけ業平の歌）に対する兼良の評のみならず、『伊勢物語』の作品理解に及ぶものまでこれを援用していることがわかる。『古今集』の注釈書でありながら、従来通りの詞書の説明に飽き足らず、『古今集』自体には描かれることのない物語のその後の進行や語り口にまで、それと断ることもなく『伊勢物語愚見抄』を取り入れる態度には留意すべきであろう。このほか、仮名序部分においても、

一条ノ禅閣愚見抄、伊勢物語に、或説、在中将、二条后をおかし奉らんはかりごとに出家せしが、そのち髪を生さんために、陸奥国八十島にいたりて、小野小町が髑髏の「秋風のふくにつけてもあなめ／＼」と吹る声を聞つけたるといふ事、江次第の第十四卷にのせ侍り。匡房の説、尤証拠とすべしと云々。

とあつて、有名な小野小町の逸話が、やはり『伊勢物語愚見抄』によって取り上げられている。『古今集』そのものに直結しない内容であっても『伊勢物語愚見抄』を踏まえながら収録する『栄雅抄』のこうした在り様が、『古今集』の注釈世界に広がりをもたらしめているのである。

四

ところで、『栄雅抄』に見る兼良関連文献のうち、『花鳥余情』に関しては、『歌林良材集』や『伊勢物語愚見抄』の引用に見られたような態度とは些か趣を異にしている。兼良は『源氏物語』を注するにあたり、随所に『古今集』を引く。ところが、『花鳥余情』に引かれる『古今集』歌の部分を参照してみても、『栄雅抄』の歌注への影響はあまり認められないのである。だが、『栄雅抄』の再編者が『花鳥余情』を参照しなかったのかという点、そうではない。

『栄雅抄』の編著者は、どのような場面で『花鳥余情』を用いたのであるか。「忘らるる身を宇治橋のなか絶えて人もかよはぬ年ぞ経にける」（恋五・八二五）や「ちはやぶる宇治の橋守汝をしぞあはれとは思ふ年の経ねれば」（雑上・九〇四）に見られる「宇治橋」について、『栄雅抄』はそれぞれ次のように説明している。

わがわすらるゝ身のうく、中たえて、人もかよはず年へぬるに、宇治橋の中絶たるによせたり。国史、孝徳天皇御時、大化二年、道昭和尚始造宇治橋云々。大化二年より延喜御時にいたりて二百卅余年をへたり。道昭造りたる後、此橋中絶たるにや。(恋五・八二五)

宇治のはしもり汝をぞ哀とは思ふ、年の経ぬればとなり。帝王系図に、孝徳天皇二年に、道昭和尚始て宇治橋をつくるといへり。大化二年より延喜御時にいたるまで二百卅余年をへたり。「なれをしぞ」は汝なり。源氏にも、「うぢはしのいと物ふりてみえわたさるゝ」とあり。(雑上・九〇四)

九〇四番歌注で『源氏物語』を引用しているのが目を引くが、試みに『花鳥余情』を繙くと、総角巻に、うぢはしのいと物ふりて見えわたさるゝ

帝王系図曰、孝徳天皇二年、道登法師始造宇治橋。今案、道昭和尚同人歟。

古今 ちはやぶるうぢのはし守なれをしぞあはれとは思としのへぬれば⁴

との注があり、『榮雅抄』の傍線部は『花鳥余情』のこの記述に基づいていることが確認できる。

また、「いづくにか世をば厭はん心こそ野にも山にもまどふべらなれ」(雑下・九四七)の『榮雅抄』の注は、次のようなものである。

世をいとひても、いづくにかすまんとおもひ定めず。我心こそ野にも山にもすむべくおぼえずまどふべけれとなり。たゞ心が肝要にてある也。花巖経ニ云、三界唯一心、心外無別法、心仏及衆生、是三無差別、と仏説給へり。伊物にも、その人のかたちよりは心なんまさりけるとも有。源氏、帚木巻にも、品定の所に、藤式部と馬のかみといへる詞に、「今はたゞしなにもよらじ、かたちをばさらにもいはじ」と云。人はたゞ心むけが本なりと云心也。源氏一部の肝心、こゝにありと也。

ここでも『源氏物語』帚木巻に言及しているが、『花鳥余情』の当該箇所には、いまはたゞしなにもよらじ、かたちをばさらにもいはじ

人はたゞ心むけを本とすべし。しなもかたちもいらぬといふ心也。三界唯一心、方法唯識の心也。源氏一部の肝心、こゝにあり。

とあるのによつて、『栄雅抄』の扱ひ処としたのが『花鳥余情』であつたことがわかる。しかも、この帚木巻に対する『花鳥余情』の兼良注は『古今集』には全く触れておらず、「源氏一部の肝心こゝにあり」という兼良の言説は、あくまでも『源氏物語』の物語としての本質について語つたに過ぎない。それにもかかわらず、『栄雅抄』が『古今集』の注釈でありながらこの兼良注を敢えて取り込んだことは興味深い。再編者がよほど『花鳥余情』を精読していなければ、こうした細やかな引用は為し得ないであろう。

尤も、『栄雅抄』における『源氏物語』の引用そのものは、再編者の作為に基づくものでも、『花鳥余情』の影響によるものでもないことは、ここに附言しておかねばならない。『古今集』の注釈書でありながら『源氏物語』を参照し、引用する傾向は『蓮心院注』にも認められ、そこから、栄雅が『古今集』の講釈を行うなかで『源氏物語』を頻繁に使用していたことが推されるからである。栄雅が歌人として『源氏物語』の良き享受者であつたこと、源氏詠などにも堪能な人であつたことは、伊井春樹氏の夙に指摘するところでもある⁵⁾。

五

以上見てきたように、『栄雅抄』復原の過程において、『歌林良材集』と『伊勢物語愚見抄』から『古今集』関連項目の内容を網羅的に取り込もうとする意識が再編者のなかにあつたことが確認される。このような『栄雅抄』の復原姿勢について考えるに、前節でも述べたように、兼良の子良鎮から少々ではあるが指南を受けたのだという再編者の謂わば自負心こそが、兼良の著作にこだわらせた要因であつたのではなかつたらうか。

『歌林良材集』の引用による歌語についての細やかな説明は、実詠を鍛錬するうえで必要な知識を学ぶのにも利便性に富むものであつたらう。また、『伊勢物語愚見抄』の記述を援用しつつ『伊勢物語』についても逐一言及する点、歌人としての

教養を習得するには打って付けでもある。一方、『源氏物語』読解のための注釈書である『花鳥余情』は、『古今集』の注釈に用いるに際し、些か活用し難い側面もあったかと思われる。それでも、「源氏一部の肝心こゝにあり」などという『源氏物語』の核心に迫るような内容まで敢えて追補した背景には、教養として、或いは詠作のうえでも『源氏物語』に対する深い鑑賞力が求められたことがあったであろう。

注

1 武井和人『一条兼良の書誌的研究』（桜楓社、一九八七年）第一章・第2節「歌林良材集」。なお、本文の引用は『日本歌学大系 別巻七』による。

2 本文の引用は、『伊勢物語古注釈大成 第三巻』（笠間書院、二〇〇八年）による。

3 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 四』 I・一 「いわゆる「古今栄雅抄」をめぐって」でも、

一条兼良の「一禅御説」には特に執着し「歌林良材集」「伊勢物語愚見抄」「花鳥余情」に至るまで博覧して必要事項を応用して述べる

との指摘が既にされており、『花鳥余情』との関連に触れてはいるものの、その詳細は明らかにされていないため、今一度具体的に確認しておきたい。

4 本文の引用は、中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊 第二巻』（武蔵野書院、一九七八年）による。

5 伊井春樹『源氏物語注釈史の研究 室町前期』（桜楓社、一九八〇年）第二部・第一章『源氏要解』と『源氏小鏡』（「神宮文庫蔵源氏要解と源氏小鏡―飛鳥井栄雅の源氏物語享受及び小鏡の改訂時期をめぐって―」『文学・語学』43号、一九六七年三月、初出）。

第三章 『蓮心院殿説古今集注』の伝本

—

栄雅の講釈を聞き書したものは、『栄雅抄』と別に、次に示した五冊が存在する。

《第一系統》

京都府立総合資料館本（以下、京府本）

（外題）「古今集 合本／恋歌 全」一冊存（卷十一以下残存）

東山御文庫本（以下、東山本）

（外題）「古今集聞書 四季ヨリ真名序□^迄／四月十四日終□」一冊（仮名序欠）

広島大学本（以下、為和本）

（外題）「古今聞書上（下）為和卿筆」二卷二冊（本文部分）

《第二系統》

今治市河野信一記念文化館本（以下、河野本）

（外題）「蓮心院殿説古今集注」一冊

京都大学本（以下、朱書本）

（外題）「古今和歌集抄」六卷八冊（刊本『両度聞書』の朱筆書入部分）

右に示した五本は、飛鳥井雅親（二四一七・一四九〇）が長享三年（一四八九）三月十二日から同年四月十四日に行ったとする『古今集』講釈を聞き書したものである。講釈時期の異なる『栄雅抄』と区別するため、河野本の外題によって『蓮心院殿説古今集注』（以下、『蓮心院注』）と称す。このうち、京府本・為和本・河野本・朱書本の四本は既に知られているものであるが、これに『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、二〇〇七年）で新たに存在が示された東山本を加えて、それぞれの本文について

再検討し、私に二系統に分類し直した（詳細は後述する）。

本章では、為和本を中心に、これらの伝本に見られる特徴について述べる。特に為和本を取り上げるのは、冷泉為和（一四八六・一五四九）筆として伝わる本書に、膨大な書入れが存在するからである。為和本と別系統である河野本の本文の性格については、これまでも新井栄蔵氏を始め、泉紀子氏、片桐洋一氏によって比較検証されている¹。だが、為和本と同系統本文である京府本が卷十までを欠くという問題もあり、為和本の持つ性格については十分に検証し尽くされずにきた部分もなお残る。本章では、先行研究を踏まえつつ、新たに加わった東山本とも比較し、為和本の性格と位置付けについて再考したい。

二

為和本の書誌は、「広島大学蔵 勅撰和歌集古写本と古注釈展」展示書目と書誌』〔古代中世国文学』21号、広島平安文学研究会、二〇〇五年五月）にも記載があるが、以下に、若干の事項を加えて記す。

所蔵番号、大国・八四六。二巻二冊。写本。書型、縦二八・五×横二〇・七糎、袋綴。鳥の子色波目本草紋様の表紙左肩に「古今聞書上（下）為和卿筆」と打付け書。箱蓋表中央に「古今聞書／歌道心得書 二部冷泉為和卿筆」と墨書があるほか、箱側面にも「古今聞書／歌道心得書」とあることから、もとは「歌道心得書」なる一書と併せて伝来したものであるが、現在では確認できない。

箱裏面に墨筆で「橘正淑蔵」とあり、各冊末に「橘」（朱印、縦〇・九×横〇・九糎）の印記がある。また、箱蓋の裏書に、此書は、此持主橘正淑、東京のちまたにて得る処なり。かゝる珍宝の市中に出ることは、過にし戊辰の年、世間瓦解したるによりてなるべし。此より古筆了仲翁に見せければ、こは烏丸大納言光広卿の真跡也といふ。

として、明治維新後に橘正淑²が本書を所持していたこと、四代目古筆了仲（一八二〇・一八九二）が烏丸光広（一五七九・一六三八）の真跡として鑑定した由が記されている。

内題には「古今和歌集聞書」とあり、その下に「長享三三 十二日ニ始ル」とある。下冊末尾に書かれた「長享三年四月十四日校了」^{講釈了}が、諸本に共通して認められるものであること、河野本と朱書本はこれに続けて「此書、飛鳥井蓮心院殿御講尺之説」とあることから、長享三年三月十二日から同年四月十四日にかけて行われた榮雅の講釈に基づく聞書であることが確認されるのである。

但し、為和本は、『蓮心院注』の本文の前に、「家説分也。二条家説、墨之分清輔説也」として仮名序注を付し（上冊一丁表（二丁表）、続けて「或説新注可書分」と記し、仮名序冒頭の「やまとうた」について注記する（二丁裏）点、また、注序の後に、冷泉為相（一二六三・一三二八）と為氏（一二三二・一二八九）、為氏の子為世（一二五〇・一三三八）とを対比し、為相が為家（一九八・一二七五）より秘事や嘉禄本を相伝した事情を詳述する（三丁表裏）点、巻末に「後來迎院殿御注分 法名宗清」と題し、「後來迎院殿」すなわち為和の父為広（二四五〇・一五二六）によるという歌数や作者注を付す点において、諸本と形態を異にしている。このほか、『蓮心院注』本文の行間に膨大な書入れ（主に墨筆）が為されていることも為和本の特徴である。ちなみに、この書入れは、『蓮心院注』本文の行間や余白を調整して書き入れられた箇所も多く、更には誤った所に書き入れて修正した部分も見られるため、依拠本を傍らに置きながら書写したと推測される。

また、下冊一丁（巻十・物名・四六三の歌注の途中）から三七丁（巻十八）にかけては、上冊や下冊三八丁（巻十九）以降と別筆であり、料紙も異なることから、本書の書写者には少なくとも二人の人物の関与が考えられる。

三

さて、為和本の『蓮心院注』本文が河野本や朱書本と別系統であることは、従来指摘されてきた通りなのだが、河野本と朱書本を改変本とし、為和本の方が原聞書の内容を留めていると指摘した新井氏に対し、泉氏は、為和本がかなり早い時期に冷泉流の手に渡っていた可能性を指摘し、為和本にも改変や意図的な削除の跡が認められるため、河野本や京府本のほうがむしろ為和本よりも榮雅の講釈や聞書の原形を留めていると述べており、為和本の位置付けは未だ明確には定まっていな

537	531	525	517	512	510	508
いはでと云ん為也。	ミルメナキト也。 ヌト也。コレハ恋シキ人ヲ 涙川ハ深ニ、ミルメハライ カキ所ニおふる也。サテ、 義なし。ミルメハ、水ノフ	(歌注ナシ)	義なし。しにはやすくとベ ハ、死スル事ハ安クアルベ キト也。	義なし。恋をしこひバトヨ ム也。	義なし。たぐなはと一本、 は、タグル也。擗也。 つりなはヲ用ユ。たくな	異義なし。猶豫也。タメラ フ也。万葉ノ哥ニ、我心ゆ たのたゆたにうきぬはへ にもおきにもよりやかねま し。へにもハ渚也。
イハデト云ん為也。	(みるめ) なきよし也。 ニおふる也。涙川ノこと 義なし。みるは、ふかき所	義なし。ねんかたもなし ハ、いかにねてか夢ニみゆ るト思心也。	義なし。しにはやすくとベ ハ、死スル事ハ安クアルベ キト也。	義なし。こひをしこひバト ヨム也。	義なし。たぐなわと一本 也。つりなわを用ユ。たぐ なわ、ハタグル也。擗也。	異義なし。猶与也。タメラ ウ也。万葉ノ哥ニ、我心ゆ たのたゆたにうきぬはへ にもおきにもよりやかねま し。
いはでといはん為也。	義なし。みるは、ふかき所 におふる也。涙川のみるめ なきよしなり。	義なし。ねんかたもなし ハ、いかにねてか夢にみゆ ると思心也。	義なし。しにはやすくと ハ、死スル事ハ安くあるへ きとなり。	義なし。こひをしこひばと よむ也。	(歌注ナシ)	義なし。猶与ヤスラウ也。 ためらふ也。万葉ノ哥ニ、我 心ゆたのたゆたにうきぬ はへにもおきにもよりやか ねまし。
(歌注ナシ)	同。ミルメハ、深所ニ生 也。涙川ノミルメナキヨシ ナリ。	同。イカニネテカ夢ニミユ ルト思心也。	(歌注ナシ)	(歌注ナシ)	(歌注ナシ)	義ナシ。猶豫タチモトフル 也。タメラウ心也。万葉集 ニ我心ユタノタユタノタユ タニウキヌナハネニモヲキ ニモノリヤカネマシ。此ウ ユ。ラレテハユタフ心聞ニ ユ。カク手ノハ、舟ニイ水 ヲ角タモ、ソレハユキト云 ゾ聞待シ。テ物思ヨシト
(歌注ナシ)	同。みるめは、ふかきとこ ろに生ふる也。涙川のみる めなきよし也。	同。いかにねてか夢にみゆ ると思心也。	(歌注ナシ)	(歌注ナシ)	(歌注ナシ)	猶豫タチモトフル也。ため らふ心也。万葉集に、我心 ゆたのたゆたにうきぬはへ にもおきにもよりやかね まし。此哥の心も、うきぬ なは浪にゆられるひは、舟に 心と聞ゆ。あるひは、舟に 入水をかく手のたゆきと云 説あれども、それは不用。 只、兎角たゆたひて物おも ふよしとぞ聞待し。

550	義なし。かてハ、タマリガ タキトナリ。かへりがても 同心也。	義なし。がてハ、難(たま り)ガタシト也。かへりが ても同心也。タマリガタキ 也。	義なし。がてハ、たまりが たしと也。かへりかても同 心也。たまりがたき也。	義ナシ。カテハ、タマリガ タシト也。帰リカテモ同心 也。タマリガタキ也。或抄 云、カテニトハ、タマレ カツノタマルトミレバ、 也。雪ノタマルトミレバ、 カツノタマルトミレバ、 ヲ、クダケツトハ云也。	義なし。がてハ、たまりが たしと也。帰りがたき也。或抄 云、かてにとは、たまれは かつノくだけつとみれば、 也。雪のたまるとみれば、 かつノくだけつとみれば、 を、くだけつとは云也。
-----	--------------------------------------	--	---	--	---

右の一覧に明らかなように、河野本と朱書本は本文に殆ど違いがなく、同じ識語を持つため、祖本を同じくするとみて間違いなからう。一方の為和本・東山本・京府本の三本は、ほぼ同形態ではあるものの、細かな違いが見られることから、祖本は必ずしも同一ではない可能性がある。

両系統の最大の違いは、表のゴシック体で示した箇所にあるが、この部分はいずれも『僻案抄』の引用であり、第二系統本は全体を通して、このような『僻案抄』の引用が目につく。この第二系統本に顕著な『僻案抄』の引用について、泉氏は、本注釈書の内容自体が、すなわち河野本・為和本ともに共通する歌注内容そのものが、既に『僻案抄』と一致する注内容を示す傾向に在ることを思えば、河野本のみにある『僻案抄』と一致する歌注、または『僻案抄』の引用は、初めから栄雅の講釈に含まれていたものであって為和本の伝来の途中で削除された、と考えるのが自然であろう。としたうえで、

為和本におけるこのような『僻案抄』の削除の理由としては、栄雅の古今集注釈書を入手した冷泉家にとって、『僻案抄』こそは自家の説であり、「飛鳥井家説」の中に混在させた形で受容すべきものではなかったが故に、『僻案抄』説を除いた飛鳥井家の家説と思われる部分のみを受け入れたと考えられるのである。

と指摘している。だが、問題となる『僻案抄』の引用部分は、為和本ばかりでなく、冷泉家に渡った経緯の認められない東山本と京府本にも共通して記述されないのであって、冷泉家による削除とした泉氏の結論については些か疑問が残る。

例えば、「立ちかへりあはれとぞ思ふよそにても人に心をおきつ白波」(恋一・四七四)を見てみると、

「立かへり」は、我身を立かへりて見れば、我ながら身を哀に思也。よそかならだに人に心をつくして身をくだくと也。人に心をくとは隔心に非ず。心をかけたる也。人を思、心中をよくもしらぬを哀と思心也。(為和本)³

という為和本を初め諸本に共通する注に続けて、河野本・朱書本では、

或抄云、歌の心、よそながらにてさぞとだにしらぬことをなげけど、をしかへし思へば、それもあはれに覚ゆ。さるべき契ありてやなど、おもひ入たるよしにや。人に心を興津しらなみとは、心をかけたると也。此集のおくに、など世中の玉だすきなると云も、中くにかけてるをくるしとよめる也(河野本)⁴

として『僻案抄』が引用される。このように、「或抄云」「別抄云」「一説に」などと記す場合と、何も記さない場合とが混在するものの、第二系統本では『僻案抄』の引用はほぼ例外なく注の末尾に配される。また、注末尾でない場合も、例えば「夕暮は雲のはたてに物ぞ思ふ天つ空なる人を恋ふとて」(恋一・四八四)において、

義なし。雲のあひだに、すぢトゝのあるを云也。日の光のあるを雲えたてのさすとみゆる也。(為和本)

とある第一系統本の本文を大幅に改変し、

「雲の旗手」とは、日の入ぬる山に光のすぢトゝ立のぼりたるやうにみゆる雲の、旗の手のさすに似たるを云也。又、蛛の手の由に書たる物もあれど、「あまつ空なる」などよめる歌、空ならで疑べきに非也。重也。蛛とよみたるも雲のはたてなれど、蛛によそへてよむ、なかるべき事にあらず。(河野本)

とするように、歌注全体を『僻案抄』のみでまとめてしまふ、という作業を第二系統本では行っているのである。冷泉家の手を経た為和本を初め、およそ冷泉家との接点を見出せない東山本や京府本にも『僻案抄』の引用は極めて少なく、頻繁に『僻案抄』を引用する傾向は第二系統本が改変本であるがゆえの独自の性格として認めるべきであろう。

とはいえ、これだけでは榮雅が講釈の際に『僻案抄』を用いなかっただとも断言し難い。というのも、『榮雅抄』中にも『僻案抄』はしばしば引用されるからである。但し、『榮雅抄』における『僻案抄』の引用は、歌注に部分的に取り込まれている

ことが多く、河野本や朱書本にみる引用態度とは異なる。また、『頭注密勘』と重複する注内容については、大抵において『頭注密勘』を優先して採用しており、『僻案抄』はあくまでも補助的なものとして利用されている。そもそも、『栄雅抄』の永祿四年（一五六二）奥書には、

右此古今集之清書、一宗乱入之時、住宅炎上之間、被取火神成烟、雖然大方端々覺之分書集之畢。以其次、定家卿僻案抄之説等、并一条禅閣御説書之。嘗彼御子前大僧正良鎮内々古今可有御伝受之由在之、無餘日御他界言語道断之事爾、今不忘思之、此道少々涉指南之故、当家之御説同心之所々令書加処也。

とあり、『栄雅抄』を復原する際に『僻案抄』における定家説と一条兼良説を「当家之御説」に合致する範囲で書き加えた経緯が明記されており、『栄雅抄』に引用される『僻案抄』は後人による追補として捉えるべきものである。

そのような目で見れば、河野本・朱書本には、「夏と秋と行きかふ空のかよひぢはかたへすずしき風や吹くらむ」（夏・一六八）に、

義なし。「かよひぢ」は夏なれども涼しく秋に成てもまたあつく行ちがふ心。「かたへ」はかたぐい也。諸也。源桐壺卷

詞云、「くれまどふ心のやみもかたへはるゝ斗」と有。程閣御説、かたはしと心えてと也。（河野本）

と見られるほか、「新しき年の始めにかくしこそ千年をかねてたのしきを積み」（大歌所御歌・一〇六九）の詞書注にも、

おほなほひの歌、大直衣、是、群臣の集也。宿衣は夜宿直も大直日神事にしたがふものゝ居所也。一禅説也。夜用る袍也。直衣は、五節、天武御宇正月十六日舞姫を始也。（河野本）

として兼良説が引用されているが、第一系統本には傍線で示した兼良説は確認されない。『栄雅抄』の当該歌注を参照しても兼良説は引用されず、『蓮心院注』にも右に示した二例以外に兼良説の言及は見出せないことなどを踏まえても、これらの兼良説は『僻案抄』と同様に後補として考えるのが自然であり、やはり河野本・朱書本には改変が多く、原聞書に近いのは第一系統本のほうとみるのが妥当であろう。

しかしながら、泉氏や片桐氏が指摘するように、第一系統本に位置付けられる為和本にも全く改変の跡が見られないわけ

ではない。例えば、仮名序の「いにしへのことをも歌の心をも知れる人、わづかに一人二人…」という部分について、河野本・朱書本は、

家持、諸兄公などを云歟。(河野本)

と注しており、これは、

諸兄、家持などを、名をいはずして、ひとりふたりと書る歟。

という『栄雅抄』の内容と一致するのだが、為和本では、

誰とはさゝねども、業平・遍昭、伊勢抄の人などにやと推し量らる。(為和本)

として『両度聞書』などに見られる六歌仙の名を挙げるほか、「伊勢抄」に言及している。推測に過ぎないが、この「伊勢抄」とは、今川了俊(二三二六・一四二〇)の講釈の聞書に正徹(二三八一・一四五九)や冷泉持為(一四〇一・一四五四)の説など冷泉流の説を総合した『伊勢物語抄』をいうのではなからうか。『伊勢物語抄』は、「もとより友とする人ひとりふたり」(第九段・東下り)について、

「友とする人ひとりふたり」とは、紀ありつね、定文なり。是は、業平が年比の友達なりければ、此事にいろひたるらんとして、同東山におしこめらるゝを「ひとりふたり」といふ也。

というように、「紀ありつね・定文」の実名を挙げている。為和本では、仮名序の「一人二人」として挙がる在原業平の名から、『伊勢物語』における紀有常・平定文の名をも想起したのではあるまいか。東山本・京府本では仮名序注を欠いているので、これ以上踏み込んで検証することはできないが、業平や遍昭の名を掲げる為和本の内容が飛鳥井流のものと異なることは確かである。

また、「龍田河紅葉みだれて流るめりわたらば錦なかや絶えなむ」(秋下・二八三)では、東山本・河野本・朱書本に共通して、

此歌の左に、ある人ならの御門の御歌なりとなむ申とあり。御家本に、為家手跡にて文武と付たり。此歌は聖武にてあ

るとも云。是、奈良の御門、あまたましますによりて也。(東山本)。

とあり、講釈時にも用いたはずの「御家本」に為家の手跡で「文武」とあることに触れられているのだが、為和本は、

此歌の左に、ある人ならの御門の御歌なりと南申とあり。此歌は聖武にてあるとも云。是、奈良の御門、あまた御座に
よりて也。(為和本)

として傍線部が削除されている。後にも触れるが、「奈良の御門」を文武天皇とする二条家説に対して、冷泉家は聖武天皇説を唱え、両家が真つ向から対立していたことはよく知られている。先述したように、為和本は注序の後に、冷泉家の祖たる為相と、二条家の祖たる為氏とその子為世とを比較し、為家による為相への秘事や嘉禄本の相伝を説示し、冷泉家の正統性を主張している。その為家から直々に相伝を受けたはずの冷泉家の説に、為家説と齟齬があつてはならない。よって、この矛盾を解消するために「文武」説を意図的に削除せざるを得なかつたのであろう。これと似た姿勢は、「紅葉せぬときはの山は吹く風の音にや秋を聞きわたるらむ」(秋下・二五二)の詞書注にも窺える。

紀よしもち、淑望。紀納言、長谷雄卿の息也当集真名序の作者也。心ふべき事智証院殿宋雅、於將軍家は「よしもち」とあそばされまじき事と也。「しゆ

くぼう」と音可然と也。其故は、勝定院殿、御実名は義持にてまします也。然、今度、於江州鈎御陣、当集御講尺の時も、御曾祖父の御事なるによりて淑望しゆくぼうと被遊しと也。可心得事也。(為和本)

為和本では、「智証院殿宋雅」すなわち榮雅の祖父にあたる雅縁(一三五八・一四二八)の名を墨消し、「心ふべき事」と書入れている。このように、為和本は河野本や朱書本と比べると改変の痕跡は少ないものの、飛鳥井流をそのまま受け入れない態度も認められるのである。

四

次に、為和本に施された膨大な書入れの性格について整理していきたい。

前述の「龍田河紅葉みだれて流るめりわたらば錦なかや絶えなむ」(秋下・二八三)左注にみる「奈良の御門」の注釈内容だ

けでなく、為和本には書入れ部分にも二条家に対立する冷泉家の立場からの注記が確認される。先行研究において既に指摘されるところではあるが、改めて取り上げると、次の如くである。

(1) 高き山も麓の塵土よりなりて (仮名序)

「あ」とよむ家説 二条家 他家には「ひ」とよむ

「ちりひち」とよむ

(2) 王仁といふ人のいぶかり思ひて (仮名序)

家説 為和家説には「にん」

王仁は相人也。「仁」字 二条家説は「に」

(3) 今は富士の山も煙たゝずなり (仮名序)

此序の詞は祝言に申せば「不立」とかけり。然るに「不断」と二条家に用侍事、不可然事也。∴然を冷当家「不立」と申うへに此山の煙よむ事、如此と申人あり。

(4) 長柄の橋もつくるなり (仮名序)

此歌は冷泉家には「作」義に用侍るを、二条家には「尽」義に用侍り。然に近年は二条家にも「作」に用なをし侍。

(5) 奈良の御時 (仮名序)

ならの御門、二条家には文武と申。冷泉家には聖武也。

(6) 桜散る花の所は春ながら雪ぞ降りつつ消えがてにする (春下・七五) 作者

二条家説也

ぞうぐ法師 承均 せうきん

当家説よむ也 「くん」とよまばよむべしと家には習い也 「きん」飛鳥家説也 わろし 不可用

(7) 花にあかでなに帰るらむ女郎花おほかる野辺に寝なましものを (秋上・二三八) 作者

貞応本には貞文とあり「定」字正説也 嘉禄本は家本也

平貞文「定」の字を書たる本有。「貞」を用也。是、二一条家分也。

(8) 思へども身をし分けねば目に見えぬ心を君にたぐへてぞやる (離別・三七三) 作者

伊香 一説 冷家用分

いかごのあつゆき

一説

しかしながら、右のように二条家説を強く意識して冷泉家説を書入れするだけでは冷泉家の權威を保つのに十分ではない。屢述したような為家から為相への直々の相伝を継承してこそ冷泉家の正統性を顕示できるのである。そうした意識は、例えば、「藤谷殿説とあり。為相事也」(上冊九丁裏)として為相の名を掲げ、「むくさにわかれん事はえあるまじき事になん」(仮名序)の部分に小書で、

或、為相、藤谷殿説とて、小注云、六くさにわかれん事はえあるまじき事也と云。

と記されていることから推される。また、同じく仮名序の「これよりさきの歌」について、

或説、先年、為秀卿に古今伝授之時、此注、いと最成事にて如此、諸本心得候はで時、さらば自是先のいづれの歌を集て万葉を撰じけるにやと申尋仰らるゝ様、六ケ集撰、「万葉集」、所謂「古歌集」「人丸集」「虫丸集」「金村が集」「憶良類聚歌林」已上。六ケ集、是等、即、万葉の本集也と仰らる。家の書積しやくに書入べしと被仰有也。

と、為相の次男為秀(生年未詳・一三七二)への相伝について語られることから看取される。また、為和本の巻末に「後來迎院殿御注分 法名宗清」と為広の名を記して歌数・作者注が付されることについては既に述べたが、「後來迎院殿」の名は、「久方の光のどけき春の日にしづ心なく花の散るらむ」(春下・八四)に、

後來迎院殿如此被仰

「しづ心なく」は何とて散らんと詞をそへて可見と云々。如此云々。

と書入れが見られるほか、「みよしのの吉野の滝にうかびいづるあわをかたまのきゆと見つらむ」(物名・四三一)についても、
後來迎院殿仰也

今案、此歌に「あはをかたまの」とある「をか」は「か」文字、「や」の心歟。又は、「を」文字は助字にて、泡がの心歟。

との書入れが確認される。

以上の例は、これらの書入れがやはり冷泉流の講釈を受けた人物によることを示唆していようが、為相を「藤谷殿」と称すのほともかく、為広を「後來迎院殿」と称する点、また「為和家説」と書き記す点からみて、為和自身の手になるとは考え難く、

為和など冷泉家の当主ではなく、飛鳥井家の伝授を受けた上で、あらためて為和の訓説を受けたこの道執心の人物によってなされた総合的注釈書としてとらえる方がよいのではないかと私には思われる。

と述べた片桐氏の見解が最も適切であるように改めて思われるのである。

そのことは、書入れ部分の『頭注密勘』や『僻案抄』の引用態度からも明らかとなる。為和本の書入れと『頭注密勘』とを具に对照してみると、大部分は『頭注密勘』に依拠していることがわかる。しかし、巻によって引用の仕方に若干の相違があり、巻九までは殆ど引用されない一方、巻十では定家説も含めて全て忠実に引用するようになる。この引用態度は巻十一まで徹底されるが、巻十二以降は『頭注密勘』に取り上げられる歌注は全て網羅しつつも、内容自体は部分的に抄出するだけである(このことから、為和本の書入れの祖本となった元の注内容は複数の人物の手によって為された可能性が考えられるが、推測の域を出ない)。

一方、『僻案抄』はというと、巻十八までは殆ど引用されることはなく、書入れに見られる定家説は専ら『頭注密勘』の「密勘」部分による。例えば、「玉だれのこがめやいづらこよろぎの磯の浪わけ沖にいでにけり」(雑上・八七四)に、

或は、瓶に玉垂のかたあれば「玉だれのこがめ」といふ。一説、御簾にのみ「玉だれ」よむべし。此歌、「こ」もじ一

によりて玉垂の鉤とをけりと申せど、一字を鉤とそへんために「玉だれ」といはん事、猶髻鬢也。瓶にてこそは侍らめと、中納言入道殿は被仰云々。

として、「中納言入道殿」こと定家の説が述べられるが、これは『顕注密勘』の、

瓶に、玉垂かたある説、あまねく申事也。一説には「玉だれ」を不用、偏に御簾にのみ「玉だれ」とよむべし。此歌に文字一字によりて玉だれの鉤とをけると申せど、一字を鉤とそへんために「玉だれ」といはむ事、猶髻鬢なり。瓶にてこそ侍らめ。

という「密勘」部分に依拠しており、『僻案抄』に、

たまだれのかめをなかにおきてといふ事、風俗の歌とかや。かめのたまだれは、かめのたまだれたるかたあるをいふなど、あまたかきたり。歌には、たまだれとて、かめによりつゞける事、この歌の外になし。たまだれのみすとのみよめり。(先人かめの玉たるゝ事にくし。たゞ玉だれの鉤といはむとて、こかめとよめるまでなりなんと、申されしかど、それも髻鬢也。)かの風俗の歌につきてよめるにこそ。

とあるのは些か異なる、といった具合である。明らかに『僻案抄』の引用と認められるものは、卷十九・二十だけであつて、歌番号を挙げるならば、一〇〇一・一〇〇三・一〇〇八・一〇九四・一〇九七の僅か五首を数えるのみである。

つまり、為和本の書入れには、『蓮心院注』本文において『顕注密勘』を用いることはあつても『僻案抄』の引用は殆ど為されなかったのと同様の、或いは『栄雅抄』において『顕注密勘』を優先的に採用し『僻案抄』はその補強として後人の手によつて追補されていたのと同様の傾向が見出せるのである。したがつて、こうした書入れの態度からも、泉氏の指摘するように、為和本が自家の説である『僻案抄』を飛鳥井家説中に混在させた形では受け入れ難いがゆえに『僻案抄』説を削除したということは考えにくく、むしろ為和本は冷泉家説との大きな矛盾をきたさない限りは聞書の原形を出来るだけ留めておく、という書写態度にあつたと思われるのである。

また、為和本の書入れには、

(9) 起きもせず寝もせず夜を明かしては春の物とてながめくらしつ (恋三・六一六) 詞書

或は、後成恩寺殿御説、「そぼふうる」は、そとふる雨也。

(10) わくらばに問ふ人あらば須磨の浦に藻塩たれつつわぶとこたへよ (雑下・九六二)

私云、後成恩寺殿御息、是後法花殿御説也。是又、不審也。

(11) くれ竹の 世々の古言… (雑体・一〇〇三)

或は、後成恩寺殿、今は野山も近ければ近来はなかのえ中重に陳す故に、九かさねの中にては嵐の風もきかざりきと云。といったように、「後成恩寺殿」こと兼良の説が数箇所に記載されているが、ここからも、『栄雅抄』の復原段階で兼良説が書き加えられ、河野本や朱書本に後人の手によって兼良説が付加されるのと共通した意識が看取される。そういった意識は、栄雅の講釈を基とする飛鳥井流や、或いは伝筆者とされる為和の冷泉流といった一流派ではなく、飛鳥井流の伝授を受けつつも一つの家に留まらず諸説の撰取を試みる後人の意識として捉えるべきである。

五

栄雅の「古今集」講釈を聞き書した、いわゆる『蓮心院殿説古今集注』の伝本の一つである為和本は、河野本や朱書本の本文よりも原聞書の注内容を留めている。その祖本は、伝来の途中で冷泉家の入手するところとなったが、為和本は、もともと存在した飛鳥井家の注釈内容自体に対しては河野本や朱書本に確認されるほどの大胆な増補や改変は行っておらず、飛鳥井家説と異なる説を有する歌注部分においても、或いは飛鳥井家説と同説を唱える二条家説に対立する場合においても、書入れの形態をとって異見を述べる。単に冷泉流の説を主張するのみならず、飛鳥井流と同様に『頭注密勘』によって頭昭説や定家説を踏まえ、加えて兼良説などの「新説」をも撰取しようとする為和本の書入れからは、「御家」といった一流派の枠組みを超え、流派や歌道家の説に限定されることなく諸説が折衷されていく享受の過程を見ることができるのである。

- 1 新井栄蔵「栄雅の〈古今集注〉をめぐる——古今集注釈史論——」(『国語と国文学』52巻9号、一九七五年九月)、泉紀子「飛鳥井家の古今集注釈——『蓮心院殿古今集註』から『栄雅抄』へ——」(『国語国文』52巻3号、一九八三年三月)、片桐洋一『中世古今集注釈書解題 四』(赤尾照文堂、一九八四年) I・二『蓮心院殿説古今集註』について」。
- 2 正淑の名は、橘鷗郷編『開化玉篇大全』(二八七五年)の明治八年冬序文に見える。
- 3 本文の引用は原本により、私に句読点を付し、仮名表記に改めるなどした。
- 4 本文の引用は、注1片桐著書所収の翻刻による。
- 5 『伊勢物語抄』については、片桐洋一『伊勢物語の研究 研究編』(明治書院、一九六八年)に詳しい。なお、本文の引用は、片桐洋一『伊勢物語の研究 資料編』(明治書院、一九六九年)所収「宮内庁書陵部所蔵冷泉家流伊勢物語抄」によった。
- 6 本文の引用は原本により、私に句読点を付し、仮名表記に改めるなど付した。

第二部 歌道の継承をめぐって

第一章 定数歌にみる雅康の晩年

一

百首や五十首などの一定数の歌を詠む定数歌について、井上宗雄氏は次のような特徴を指摘している¹。

付言すると、だいたい定数歌は、(稽古などを含めて)ある目的によつて、時間(べ切)を決めて詠むことが多い。中には、過去の自詠を選んで百首などをまとめることもあるが、殆どは一定の期間内に詠むものと考えられていた。

ここでいう「ある目的」には、例えば足利義尚の打聞(「撰藻鈔」撰集用に歌人らが提出した定数歌²のように、歌集編纂や所望などの外的な動機によるものと、義尚が文武の上達を祈願して摂津多田院廟に奉納した五十首³や、飛鳥井雅親(栄雅)が義尚の父義政の病氣平癒を祈願し石清水社へ奉納した三十首⁴といった奉納歌に見るように、祈願などの内的な動機によるものが考えられ、時と場合によつて、或いは詠む者によつて、定数歌に求められる役割は種々異なる。だが、初心者や稽古を目的とする場合はさておき、定数歌を詠む行為には何かしらの意味が伴い、また詠む者の祈りが内包されていると言つてよいだろう⁵。

本章で取り上げるのは、飛鳥井雅康(法号末世、一四三六—一五〇九)の定数歌である。雅康は雅親の弟で、その猶子となった。歌道・蹴鞠道においては雅親とともに足利家の師範となり、二楽流の祖とされるなど書も能くしたが、家督を雅親の実子雅俊に譲り、庶流として生きることとなった。雅康の定数歌は嫡流である雅俊と比較にならぬほど多数現存しているのだが、実はその多くが晩年の作である。現在確認し得る雅康の定数歌を一覧してみる。

(1) 延徳二年百首

〔構成〕「立春」以下、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、恋十五首、雑十五首。

・宮内庁書陵部図書寮文庫本（桂・一一三九）

卷子本。〔識語〕延徳二年三月廿日 沙弥宋世 敬白／右奥書有之、以宋世自筆一卷書写之

・彰考館本（辨宋世道歴
及常規玉雅唐百首全）所収。已一四・〇七三五五）

袋綴本。〔識語〕右百首二樂軒宋世自筆一卷不違一字書写遂校合也／延宝四年九月六日

(2) 延徳三年春日社法楽百首

〔構成〕「早春」以下、春二十首、夏十首、秋二十首、冬十五首、恋十八首、雑十七首。

・学習院大学日本語日本文学研究室本（九二一・二五四・五〇一五）

卷子本。〔識語〕延徳三年十一月三日 春日社法楽／右百首者所故入道宋世自筆無疑／左少将（花押）

・宮内庁書陵部図書寮文庫本（五〇一・三五五）

袋綴本。〔識語〕延徳三年十一月三日 春日社法楽／右百首者所故入道宋世自筆無疑／左少将在判

・岡山大学附属図書館池田家文庫本（「宋世五十首」等と合写。P九二一・一四二）

袋綴本。〔識語〕奥書云、右和哥者祖父中納言入道出題百首の短冊を撰出ければむなく置がたくて聊法楽の為に独

吟し侍る也、頓作体尤有憚云々／延徳三年十一月三日

(3) 明応七年春日若宮社法楽三十首

〔構成〕歌題ナシ。春七首、夏三首、秋七首、冬三首、恋五首、雑五首。

・歴博高松官文庫本（御会和歌等と合綴。H・六〇〇・二七三ふ函八）

袋綴本。〔識語〕明応七季十一月五日 丙申
申刻始之、
子刻終之 春日若宮社法楽 去月之祭延引今日云々

(4) 詠富士十首和歌

〔構成〕『富士歴覧記』収録歌十首。

・歴博高松宮文庫本（自筆）⁶

懐紙二枚。〔識語〕明応八年六月九日、佐夜中山にて富士一見のため一日とゞまり侍るに、雲のみ茂くかゝりてさだかならぬほどいたづらに侍りければ、思ひつゞけ侍しなり

(5) 明応八年五十首

〔構成〕「初春」以下、春十二首、夏七首、秋十二首、冬七首、恋六首、雑六首。

・祐徳稻荷神社中川文庫本（六・二・二・二八七）

袋綴本。〔識語〕明応八年十二月廿一日、於微妙寺之山陰焼火之中詠之、不可在他見云々／右二楽軒五十首詠草以自筆之本写焉／元禄六年辛酉歳仲冬中旬、再合写之畢

・岡山大学附属図書館池田家文庫本（『宋世百首』等と合写。P九一一・一四二）

袋綴本。〔識語〕明応八年十二月廿一日、於微妙寺之山陰焼火之中詠之、不可有他見云々／右二楽軒五十首詠草以自筆之本写焉

・国立公文書館内閣文庫本（『賜蘆拾葉』一集。二二七・〇〇一一）

袋綴本。〔識語〕明応八年十二月廿一日、於微妙寺之山陰焼火之中詠之、不可有他見云々／本云、右二楽軒五十首詠草以自筆之本写焉

(6) 文亀二年住吉法楽二十首

〔構成〕「浦霞」以下、二十首。

・学習院大学日本語日本文学研究室本（九一一・二五四・五〇〇一）

卷子本。〔識語〕文亀二年九月廿日住吉法楽に廿卷詠進之、出□一日に詠之、（判読不明）体頓作其憚多者也

(7) 文亀三年三十首

〔構成〕「早春」以下、春七首、夏五首、秋四首（三首欠落カ）、冬五首、雑六首。

・祐徳稻荷神社中川文庫本（六・二・二二三六）

袋綴本。〔識語〕文龜三年三月廿七日 敬白

・刈谷図書館村上文庫本（五七二七・三四・九丙一）

袋綴本。〔識語〕文龜三年三月廿七日 敬白／于時文政三年十二月十四日写之畢。

(8) 十首

〔構成〕「月前風」以下「月前祝」まで十首。

・彰考館本（巳一五〇七三九五）

袋綴本。〔識語〕ナシ

(9) 三十首

〔構成〕「初春霞」以下、春七首、夏三首、秋七首、冬三首、恋五首、雑五首。

・学習院大学日本語日本文学研究室本（九二一・二五四・五〇一六）

卷子本。〔識語〕ナシ

(10) 百首 I

〔構成〕「立春」以下、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十首、恋二十首、雑十五首。

・歴博高松宮文庫本（「類聚百首」所収。H・六〇〇・一四五四・ム函一四四）

袋綴本。〔識語〕ナシ⁷

(11) 百首 II

〔構成〕野萩十九首、関虫十九首、秋夕十九首、別恋十九首、述懐十九首。

・島原松平文庫本（「哥書集」所収。一一九六）

袋綴本。「識語」ナシ

このうち詠作年次の明らかなもののみを取り上げ、雅康の年齢及び周辺の出来事とともに見ていきたい。

延徳二年（一四九〇） 55歳

3月20日 百首(1)

12月22日 雅親（榮雅）死去

同三年（一四九一） 56歳

5月上旬 雅俊との不和

11月3日 春日社法楽百首(2)

同四年（一四九二） 57歳

6月頃 雅俊との不和解消か？

明応四年（一四九五） 60歳

6月2日 息子雅種死去

同七年（一四九八） 63歳

11月5日 春日若宮社法楽三十首(3)

同八年（一四九九） 64歳

5月3日 富士遊覧（『富士歴覽記』7月7日迄）

6月9日 詠富士十首和歌(4)

12月21日 五十首(5)

文亀二年（一五〇二） 67歳

9月20日 住吉法楽二十首(6)

12月22日 榮雅十三回忌品経和歌（雅俊勸進）

同三年（一五〇三） 68歳

3月27日 三十首（7）

永正三年（一五〇六） 71歳

3月5日 蹴鞠百首

右のように、詠作年次の判明するものだけを見るならば、現存する雅康の定数歌は五十五歳以降に作られたものばかりである。このなかで百首が比較的早い時期に詠まれているのは、百首を連ねる営みが体力と気力を要するものであったことにもようろう。それにしても、このように晩節の定数歌が多く現存する背景には何があつたのだろうか。

後述するが、雅康が明応八年の富士遊覧後に詠じた五十首には、勅撰集の撰者でもあつた始祖雅経や父雅世への敬慕の念が看取される。それはすなわち雅康の宗匠家としての自意識の現れとも解せよう。雅康の定数歌について考えるとき、そこには彼の置かれた社会的状況や庶流としての在り方、精神性が深く関わっているようである。

本章では、このような観点から雅康の定数歌を捉え直し、そこに込められた意味や祈りについて考え、雅親の弟として猶子となりながらも庶流として生きざるを得なかつた雅康の晩年の姿に迫ってみたい。

二

さて、先に示した定数歌の詠作時期を改めて考えてみるに、その時期、雅康が不安定でならない状況にあつたことは想像に難くない。

雅康は文明十四年（一四八二）二月四日に四十七歳で近江松本にて出家した。

早且詣松下、飛鳥井中納言雅康、在此所、申驚入之由、対面語無極之由。（『親長卿記』同年二月五日条）
とある如く、突然の出家に周囲はひどく驚いたが、一方で、

詣大納言入道榮雅、旅店、中納言進退事、驚入之由申之、種々相留云々。但切髪、雖然先令帰宅、雅俊事等可諷諫之、由仰之云々。『親長卿記』同年二月五日条)

とあり、兄雅親が案じたのは雅康よりも先ず当時二十一歳の実子雅俊のことだったと推される。『長興宿禰記』同年二月七日条には、このときの模様がより詳細に記録されている。

是日飛鳥井前中納言雅康卿、自江州松本有上洛。去四日出奔遁世、父大納言入道榮雅(柏木(江州)不斷在庄)、被向松本、姉小路宰相基綱卿等馳向之、自禁裏按察使親長卿為御使下向、自將軍御使大館治部少輔罷向、各可帰洛之由御使也。仍今日上洛云々。但既令入道、多年望之間、遁世隱居之由被申之、養子左少將雅俊(大納言禪門実子也)、遺跡相統、両道之儀等与奪云々。

やはり問題となったのは雅俊への歌蹴鞠道の相統だったことがわかる。雅親の弟であり猶子として共に活動してきた雅康にとつて、この嫡庶の分岐は実生活のみならず精神面においても大きく影響したはずである。

延徳二年三月に五十五歳の雅康は百首を詠じているが、同年十二月に雅親が没すると、それまで内面に抑圧していた不満が増幅されたのだろうか、雅俊との間に軋轢を生むこととなり、翌年五月には竟に衝突する事件が起こった。このときのこととは、『実隆公記』同月六日条に次のようにある(私に傍注を付した)。

其子細自室町殿以永康朝臣被尋仰、中將云、甘露寺中納言冠懸事、伊勢次郎左衛門葛袴着用事、此両条何事哉之由有御不審之處、於雅俊朝臣者申不存知之由、然者中納言入道存知歟、此事如何之由重而御尋云々、仍中納言入道一流相統、家嫡之条無其隱、内外三時抄卅卷、家相伝人丸影一幅相伝之、両道事自専之条誰人可謂非拋哉之由称之、種々子細調一卷言上云々、此事併雅俊朝臣依訴申如此被尋仰歟之由二楽院推量腹立云々、

『内外三時抄』は飛鳥井雅有の著した蹴鞠書。「人丸影」一幅も歌道相伝の大事である。雅康が歌蹴鞠道の正統な継承者であることを誇示したのに対し、雅俊が訴えを起こしたため、雅康も立腹の様子だったという。この一件に関して、井上氏は次のように指摘している。

この問題はその後大きく発展した訳ではなかったらしい。が、昔、宋世は榮雅の嗣子となったし、両道の上手である事も紛れがない。が、已に出家の身であり、飛鳥井家の当主は若輩と雖も雅俊である。そこには雅綱という男子がいる。宋世にも雅種という十三歳の男子がいるが、この子の将来は本家を嗣げそうにもない。――両者の間には微妙な違和感が存在した事は想像に難くない。

氏も述べる如く、家をめぐる両者の軋轢と複雑な内面を浮き彫りにさせたこの出来事は、その後もしこりを残すことになったようである。年を改め、六月頃には歌の贈答などが見られ、両者の不和は一見解消されたかのように思われるが、それはあくまでも表面上のことであつたらう。雅俊より歌蹴鞠両道の正統性を公然と否定されたに等しい雅康の胸は穏やかならざるものであつたに違いない。

雅康にとつての不運はこれだけで終わらなかつた。三年後の明応四年六月には子の雅種が赤痢によつて急死している。雅康の子には他に頼孝がいるが、後継を担うべき雅種を亡くすことは、本家相続の願いはもとより雅康の歌蹴鞠道を相続する者を失うことでもある。雅康の悲しみは察するに余りあるが、その後も武家に蹴鞠書を書き贈るなど衰えることなく活動し続けている。そうした活動の一つには生活維持のためでもあつたらうが、このような中で折々に定数歌を詠んでいることは留意される。

明応七年、雅康は春日若宮社に三十首を奉納し、翌年五月に富士見のために京を發つた。この旅は始祖雅経や父雅世の富士見に倣つたもので、それゆえ歌道家として代々の歌道や蹴鞠道を強く意識してのことでもあつた。道中の六月九日には小夜の中山に逗留し富士十首を詠んでいる。富士遊覧から戻つた同年十二月には三井寺別院の微妙寺にて五十首を詠じ、文龜二年に住吉社に二十首を奉納、翌三年には三十首を詠じている。更に永正三年、雅康七十一歳の最晩年に、仁和寺御室の依頼を受け、蹴鞠百首を完成させている。

ここでそれぞれの定数歌について具体的に見ていく前に、『富士歴覽記』の記述に少し触れておきたい。

三井寺のほくりむばうといへる人の本より、つかはしける。

うへもなき二の道にふじの山ならべて三のたかねならまし
かへし

ふじの山をよばぬ道はさもあらばあれねがひはみつのたかねならまし（『群書類従』第18輯）

雅康は父雅世らの富士見に倣った旅の紀行文『富士歴覧記』の最終に、三井寺の僧と「道」を詠む贈答歌を記している。言うまでもなく「二の道」には歌道と蹴鞠道の意がある。右の贈答歌では、この二道に加え富士見を果たしたならば三つの高嶺になるであろうと送られたのに対し、雅康は未踏であった富士の道程に歌蹴鞠道を重ね合わせ、二道も未だ道半ばだが、なるようになれとの思いだと謙遜しつつ、富士の高嶺の如く二道の上達せんことを願う返歌を送っている。富士見を決行したのも父雅世らの如く「道」を究めたいとの思いからであったことがわかる。雅俊との不和や実子雅種の死を経てもなお、歌道家として蹴鞠の家として「道」の大成を願う雅康の姿がここから看取されよう。

雅康にとって「道」を詠じることには重要な意味があった。雅康の定数歌にも「道」を詠むものは少なくない。また「道」と表現せずとも歌道や蹴鞠道を詠んだと思われる歌が散見される。こうした歌を以て雅康が定数歌に託した思いとは何だったのか、詠草ごとに取り上げ、考えてみたい。

三

雅康五十五歳の折に詠まれた百首には、次のような歌が見られる。

道まもる此一ことのすみよしの神に手向ることのはとしれ（九五、述懐言尽）

「道」すなわち歌道と蹴鞠道とが守られるよう住吉の神に一心に祈るといふもので、末尾に「延徳二年三月廿日 沙弥宋世敬白」とあることから、住吉社への奉納百首と考えられる。この半年後に雅親が没し、雅俊が本家を相続することを考えるに、雅康の祈願は切実なものであったはずだ。この百首では「ことのは」という語が他にも二首に確認され、ここからも雅康の直向きな祈りが看取される。

桜にはおよばずながらことのはの花の手向けも神のためとか（一七、花手向）

さま／＼のいは木はあれどことのはの心をうつす庭のまつが枝（八三、松作友）

一七番歌は先の九五番歌と同様、住吉の神への手向であるが、「ことのは」には無論和歌の意味が添えられている。注目すべきは八三番歌である。「庭の松が枝」は鞠の庭に植える懸の松をさす。『蹴鞠百首和歌』「庭作大体」には、「桐生の松はいぬいの物なれば楓のかたはひつじさるなり」（二二）として乾（北西）に松を植えることが示される。とともに、「二もとも三本も松は我家のゆるしはなくば誰か植べき」（二八）、「みな松の四本かゝりは位ある人のたてたる庭とこそきけ」（二〇）とあって、飛鳥井家の許可無くして松を植えられぬこと、四本の松は最上位の鞠の庭として宗匠家などに限られることが示されている。蹴鞠の家である飛鳥井家の人々にとって松は特に重要な樹木だったのである。この松を八三番歌では「ことのは」すなわち和歌の心を映すものとする。つまり、松は蹴鞠道だけでなく歌道の精神をも象徴するものなのであり、「庭の松」を詠むことには宗匠家としての矜持があるといつてよい。また、次のような歌も見える。

としふれば松もちからやよはるらんおい木は藤にかゝるとぞみる（一九、藤）

雅康はすでに五十五歳の齢であり、

なげくぞよつひに心にみがきえず六十に近き月はみれども（四九、老人馴月）

いつとけむ程をもしらず眉の霜日をへてしろき老のあはれさ（五八、霜）

などのように自らの老いを詠んでいる。すなわち、年を取り力が弱まった老松とは雅康自身を比喻しているであろう。

月やしるすむ影ばかり古にかはらずながらあらずなる世を（四八、月似古）

右の歌は『伊勢物語』第四段の業平の歌「月やあらぬ春や昔の春ならぬわが身ひとつはもとの身にして」を想起させ、自身を取り巻く環境の変化を表現している。換言すれば、将来に対する不安でもある。雅康にとって最も懸念すべきは我が身よりも子雅種の行く末であった。

いのるなるわが身はさても行末をたのむ子守の神にまかせん（九七、寄神祝）

住吉へ奉納されたと思しいこの百首には、庶流であるがゆえの将来に対する不安と我が子への祈りが込められている。加えて、

うつ木原花に敷けり沓の跡もさすがにみへぬけきのしら雪（二二、路卯花）
に詠まれる「沓」や、

日をふれば濁るまゝにて飛鳥川淵瀬もみえぬさみだれの空（二八、五月雨）

の「飛鳥川」などに蹴鞠の意が含まれることも指摘しておきたい。「沓」は蹴鞠の沓のこと。また「飛鳥川」は、『蹴鞠百首和歌』『心持之大体』に「ふきつたふながれはあまた難波江の塩風よりもたゞ飛鳥かぜ」（一〇）とあるのによつて、雅康が「難波」や「飛鳥」を詠む場合、そこには蹴鞠の家である難波家や飛鳥井家の意が含まれることがわかる。但し、ここでは五月雨によつて濁つた飛鳥川であり、「昨日といひけふとくらしてあすかかは流れてはやく月日なりけり」（古今集、三四一）、「世中はなにかつねなるあすかかはきのふのふちぞけふはせになる」（古今集、雑下、九三三）といった本歌の世の常なきの嘆きの上に、その不透明さが強調されていることには注意しておきたい。

四

住吉へ百首を奉納した翌年には雅俊との不和が生じる。同年十一月に詠まれた春日社法楽百首の巻頭は、

むかへきてそのみち／＼のことぶきも言の葉かはる春やたつ覧（一、早春）
という歌道繁栄を寿ぐ歌に始まり、

つゐにわれよみえぬ和歌の浦千鳥浪の数なきねをのみぞなく（五六、千鳥）

の如く、和歌上達を願う歌が見られる。「道」を詠むものには、次のようなものがある。

水の上に浮たつとりを見てもなを我あしぶみの道をしぞ思（五七、水鳥）

君を写す鏡にゝたる世にしあらばすぐなる道は直ならましを（八七、雑物）

わがきみとあふがざらめや梓弓すゑふりおこし道おこす代に（一〇〇、祝）

五七番歌の「あしづみ」とは蹴鞠という足踏（足の運び）のこと。「鞠の一大事の至極は足踏也」（雅康『晩学抄』続群書類従19輯中）とされるように、蹴鞠において重要な要素であった。ここではこの足踏に物事が上手くいかず停滞する意を掛けていよう。「水の上に浮たつとり」に自身の姿を投影し、表では雅俊との軋轢が解消されたかのように振る舞いつつも猶心安からぬ内心を詠んだものと解される。これと同じく八七番歌もありのままに進むことのできぬ「道」を詠み、自らの境遇を表したと見られる。この他、蹴鞠に関わるであろうものは四首ほど確認される。

難波津にさくやこの比吹風もありかさだめぬむめがゝぞする（六、梅）

一本の松はさながらむれ木のひとしれぬまでかゝる藤かな（二〇、藤）

けふあれどあすをたのまぬ飛鳥河我身のうへに月日ながれて（八四、地儀）

人ごとにゆづりはをかじをのが千世を君にとのみや松も思はむ（九〇、木）

「難波津」や「飛鳥河」に蹴鞠の家の意が含まれることは既に述べた通りである。八四番歌は本家を継承した雅俊に対し、庶流として生きる我が身の上を述べているようでもある。二〇番歌と九〇番歌の「松」にもまた蹴鞠と自身の姿が詠み込まれているであろう。とりわけ九〇番歌からは、千代に続く道を我が子雅種へと相伝したいと願う雅康の心情が看取される。

神に身を任せてければ春日山ふじのうら葉のうらみしもせじ（九九、神祇）

右の歌には運命を神に委ねんとする心が詠まれるが、一方で既述の一〇〇番歌には「すゑふりおこし道おこす代」とあり、自身の道継承を息子へと託し、期待を抱く雅康の姿がある。

五

このように雅康が頼みの綱とした子雅種は、

明応四年二月、元服し侍しに、賀するよしにて人々きたりしに、梅留客といふことを

さく梅の匂ひのみかはことののはの花にやすらへけふのもろ人（雅種家集、一八）

とある如く、明応四年に元服したものの、同年六月に赤痢に罹り死去し、雅康の期待していた雅種への道継承は絶たれたのであった。それから三年後の同七年十一月五日に、雅康は春日若宮社法樂三十首を詠じている。

六、十、あまり、みつ、の東のさてもやと思ひつも端をも又やこえまし（二七、雑）

とあるように、雅康六十三歳の詠草である。自らの老いを詠むものも少なくない。

一とせに一こ忽聞も老が身に杉をあまたの郭公かな（八、夏）

ある、日、をわが、み、の冬と身のうさにかへてよろこぶをの、炭やき（二〇、冬）

その上で、半生を回顧する次の如き歌も見られる。

神やしる我もむかしは三笠山かみの使につかへてしとぞ（二九、雑）

昔は自分も一流の身であったのだという。翻せば、籠居の身となった現在に対する嘆息とも捉えられるが、

咲梅の花にふかずは飛鳥風又いたづらにきえやなさまし（二、春）

の如き歌からは、猶も宗匠家としての誇りを絶えず持ち続ける様が窺える。また、これに続く歌には、

なれのみや道をたがへずこし方のふるきにかへる天つ雁金（三、春）

として「道」を違えず帰る雁が詠まれている。恐らくこの雁にも雅康自身が投影されているであろう。この三十首は春日若宮社に奉納されたもので、巻末歌は次のような祈りを詠む。

をろかなることのはながら神垣に聞えあげよと手向をく也（三〇、雑）

先の三番歌に詠まれた「ふるきにかへる」雁の如く、雅康は翌年五月に、父雅世らの面影を求めるかのように富士見の旅に出発している。道中、小夜の中山で富士十首を詠じたことは先に述べた通りである。

六

富士見から戻ると、十二月に三井寺別院の微妙寺にて五十首歌を詠じた。『古今集』仮名序を踏まえた歌、

とりわくる人の心を種として万の小田にうふる苗哉（二四、早苗）

などがあり、富士遊覧を経て、伝統へ回帰しようとの思いが強くなったか。但し、現実には子頼孝のことなど、将来への懸念は常につきまといっていたと思われる。

ふみなづみ野中に生る葛かづらはひまつはれぬ道もゆかれぬ（四九、野旅）

右の歌には、道半ばで引き返した富士見の旅の記憶が刻まれるが、一方で道継承をめぐる閉塞感も表れていよう。雅親から本家の相伝を受けたという自負と、それを継承し続けたいとの思いは富士見によって一層増したようにも思われる。

とはばやな松のこゝろも誰にとか千代をまことにゆづり置べき（五〇、寄松祝）

一体誰に末永く続く蹴鞠の道を伝えるべきか問いたいという。当然蹴鞠のみならず歌道の継承も含まれようが、こうした歌からは、なお嫡流の雅俊に対する複雑な思いを見て取れる。加えて、老いと共に生じる回顧の情もいよいよ顕著である。

むかしおもふふかき涙や曇らんあくる朝戸のうちしぐれゆく（三二、朝時雨）

今はよし左にも右にも長閑の老こそとしもおしみなれつれ（三八、惜歳暮）

山遠くおぼえずすぎつる老の坂かへり見てこそくるしかりけれ（四七、山旅）

但し、雅康にとってのそれは「ふかき涙」や「くるし」さを伴うものであったこと、右の歌にある通りであろう。

七

文龜二年九月は住吉法楽二十首を詠んでいる。雅康六十七歳の詠草により、老いを詠む歌も目立つ。『大和物語』第一二六段の逸話でよく知られる檜垣姫の歌「年ふればわがくるかみもしら河のみづはぐむまで老いにけるかな」（『後撰集』雑三、一二九）を踏まえた、

我いのち後の春をもしら河のみづわくむまでみつる花かな（四、老対花）

という歌がある。檜垣姫の零落と自身を重ねている点は特に注意したい。このほか、

身をなげきむかしをおもひ世を恨とりあつめたる秋の夕ぐれ（二〇、秋夕）

など、昔を思い我が身を嘆くものもある。一方で、歌蹴鞠道への執心もなお強い。

心からつま木の道にこりすまのうらみもなしやもしほたれつゝ（一九、樵夫）

右の歌では、木を切る意の「樵る」と「すま（須磨）」とに懲りない意の「懲りずまの」が掛けられ、「うらみ」には「浦見」と「恨み」の意が掛けられている。不運に懲りることなく自ら歌人として生き抜く決意とも理解されよう。巻末歌には、そのような雅康の道への意識がとりわけ顕著に見える。

しきしまのみちは道にてわがやどの四本をまもれ四所の神（二〇、神祇）

「四本」とは鞠の庭に植える四本の樹木のこと、「四所」はその場所をさす。既に幾度か触れた通り、飛鳥井家は宗匠家の証としてここに四本の松を植える。「しきしまのみち」すなわち歌道と併せて蹴鞠において神聖な四本に宿る神に「道」を守り抜かんことを祈る歌である。先の一九番歌などから察するに、雅俊との確執や嫡庶の問題については半ば諦めを示しつつも、「わがやど」すなわち自身の家の道を守ろうとする雅康の老いてもなお揺らぐことのない強い志が確かめられるであろう。

八

翌三年に詠まれた三十首は老いを詠む歌が益々多くなる。例えば、次の如くである。

まつこともなき身にはよし時鳥そをだに老のなぐさめにせん（九、時鳥）

ふけはてぬわが老らくもさかさまに返してみばや秋夜の月（一五、老人馴月）

歎くぞよよしのゝ瀧にうかび出るあはれわが身のはてはいかにと（二五、瀧）

また、閑居を詠む次のような歌も見られる。

跡つけぬよしや心のみちしあらばとはれずとも庭のしら雪（二二、雪中厭人）

人の訪れもない雪中の情景を詠むなかで、目に見える道が無くとも「心のみち」があればよいと述べる。「跡つけぬ」には家を継承できなかった自身の境遇が重ねられるか。「心」つまり精神性において道を究めんことを自らに言い聞かせているようでもある。現実として本家を継げなかつた雅康は、嫡庶といった目に見える形に捉われるのではなく、道の精神を貫き継承することに自らの存在意義を見出そうとしたといえる。雅康のそうした姿は、次の歌などにも表れていよう。

神にとや心はなびく榊葉の春さる枝も松のみどりは（二二、松作友）

守れとよこの神の名の玉椿もとの千年のあらたまるまで（二七、神祇）

これにより、この文龜三年三十首も奉納歌であつたことが想像されるが、そこで詠まれるのは直向きな神への祈りである。

九

かつて井上氏は雅康の人生を次のように総括した¹⁰。

歌風はやや趣向を凝らしている点が目立ち、新味に乏しい感もするが、中に感情を抑えて即物的に詠上げた歌が若干ある。……

経済的にはかなり困窮し、その為に早く出家し、しばしば地方に下り、武家に庇護される事も多く、また兄雅親やその子雅俊とも、表面和やかに交りつつも、時に微妙な感情の行違いがあつたりして、それなりに苦難の生涯ではあつたが、後半生は法体で、窮乏しつつも自由な身であつた。多才なるが故に人々からは畏敬もされたらしい。典型的な室町期の一文化人である。

だが、実際の雅康の生き方は単に法体の身として自由であつたばかりではなかつたろう。雅康の詠じた定数歌を窺うに、そこには様々な心の揺れや葛藤、自らの運命に対する苦慮が垣間見える。更に、始祖雅経や父雅世を慕って赴いた富士遊覧の後、「老い」の嘆きとともに、世俗的な家の問題から離れ、歌蹴鞠道と己の人生とを静かに見つめようとした雅康の姿が

浮き彫りになる。

佐々木孝浩氏は、飛鳥井家代々の歌鞠二道の在り方から、雅康最晩年の作である『蹴鞠百首』を次のように位置付けている¹⁾。

飛鳥井家に於ける蹴鞠関係和歌（これらも道の心得や知識を詠じている点で広義の教訓歌ではあろう）の蓄積は、宋世にこの蹴鞠と和歌をあからさまに結び付けた百首を詠じることを、精神的にあるいは技術的にも容易にしたものと思われる。その結果として宋世の歌人としての力量が充分に引き出され、かくも巧みに蹴鞠の作法や技法が詠みこなされているのだとすれば、この宋世の蹴鞠百首を、飛鳥井家の蹴鞠関係和歌の頂点に立つものと評することも許されるのではないだろうか。と同時に、宋世の二楽軒という号が、和歌と蹴鞠の二道の楽しみを意味しているらしいことを考え併せると、この百首こそ二楽軒の面目躍如たる作品であるとも言えよう。

本章では、その性質上、『蹴鞠百首』については取り上げることがしなかったが、雅康の『蹴鞠百首』が蹴鞠歌の頂点として評価されるに達し得たのは、定数歌に認められるような宗匠家としての誇りと歌蹴鞠道への執心、更には苦境に屈することなく道の精神を守りぬこうとした、その姿勢によるところも大きかったのではなからうか。加えて、定数歌に託された雅康の祈りを考えてみると、雅康の名乗った「二楽軒」という号もまた、「和歌と蹴鞠の二道」を楽しむ意だけではなかったろう。そこには、庶流として生きざるを得ないが故に、世俗的な感情から抜け出して和歌と蹴鞠に興じ、その「道」を究めんことを望んだ雅康の孤高が表れているように思われてならない。

注

¹⁾ 井上宗雄『中世歌壇と歌人伝の研究』（笠間書院、二〇〇七年）三〇五頁。

- 2 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期（改訂新版）』（風間書房、一九八四年）三九一頁。
- 3 「右三十一字をつどり、五十首につらねて、かの廟院にたてまつるむねおほきに似たりといへども、文道にをきて其名たかく、武芸に到て其誉おほひならむことをおもふ、此願そ過さるべし」（『大日本史料』文明十六年五月十日条「常德院集」）。
- 4 栄雅の定数歌については、浅田徹「飛鳥井雅親の定数歌について―基礎的整理―」（『国文』120号、二〇一三年二月）が詳しい。
- 5 浅田徹『百首歌 祈りと象徴』（国文学研究資料館編「原典講読セミナー3」、臨川書店、一九九九年）なども参考になる。
- 6 稲田利徳「飛鳥井宋世の「詠富士十首和歌」について」（『和歌史研究会会報』73号、一九八〇年五月）による。
- 7 この百首は『新編私家集大成』所収「雅康卿詠草」に収録され、「青蓮院にて、百首歌人々によませられしに」（二五）とあるのによって、青蓮院宮尊鎮法親王のもとで詠まれたことが確認される。
- 8 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期（改訂新版）』（明治書院、一九八七年）一四頁。
- 9 『内外三時抄』には「当流には良桜、異柳、坤楓、乾松なり」とある。飛田範夫「蹴鞠についての造園的考察」（『造園雑誌』52巻5号、一九八九年三月）などに詳しい。
- 10 注8 一三二―一三四頁。
- 11 佐々木孝浩「鞠聖藤原成通影供と飛鳥井家の歌鞠二道」（『国文学研究資料館紀要』20号、一九九四年三月）。

第二章 雅章と後水尾院周辺

—

近世前期、後水尾院歌壇において存在感を示した人物に飛鳥井雅章がいる。雅章は、慶長十六年（一六一一）に雅庸の四男として出生した。初名は、雅昭。雅章が六歳の時に父雅庸が没したため、雅章は兄雅宣の養子となり、その後、家督を継いだ。父雅庸は蹴鞠道に秀で、後水尾院の蹴鞠道師範でもあったが、雅章もまた後水尾院歌壇のもと蹴鞠と和歌を能くした。明暦三年（一六五七）二月に後水尾院より古今伝受を授かったことはよく知られるところである。また、北村季吟などの門弟を抱えたことでも知られる。寛文元年（一六六一）から同十一年の十年間にわたり武家伝奏を務め、延宝五年（一六七七）に従一位に叙せられた。

この雅章を始めとする堂上歌人達と後水尾院との活動については、これまでも様々に研究がなされてきた¹⁾。一方で、後水尾院による宮廷文化再興の背景とその意義を考えるうえでは、院を取り巻く天皇家の人々の文化的営為も軽視できないであろう。

例えば、宮内庁書陵部図書寮文庫に蔵される『飛鳥井雅親卿口伝』（函架番号、四五六・一『片玉集』所収）の本奥書には、

此書者、飛鳥井雅章卿之東福門院江被進献候書也²⁾。

とある。内題に「雅親卿」とあるのは後人による誤りであり、雅章が後水尾院の後である東福門院の所望を受け、短冊や懐紙の認め方などの歌会作法について簡略にまとめたものである。また、国立公文書館内閣文庫と早稲田大学とに蔵される『飛鳥井家懐紙之法』³⁾の奥書には、

寛文三年五月十五日 藤原雅章書之

右之一巻者、飛鳥井雅章卿、依知門主尊光法親王之御懇望、調進之書也。尤不可出宮中之御事也。

寛文四年十月下旬

武田散位信俊判

とあり、寛文三年（一六六三）五月十五日に、雅章は後水尾院の皇子である尊光法親王の懇望によって懐紙・短冊の作法書を調進している。いずれも後水尾院の周辺で、歌道家相伝の作法書を用いて短冊や懐紙等の認め方などの歌会作法を学び、和歌を嗜んでいた様子を物語る資料である。

本章では、この雅章による歌会作法書二種を繙きながら、東福門院ならびに尊光法親王と歌道家である雅章との関わりを明らかにし、後水尾院周辺の宮廷文化の在り方について考える。

二

雅章の歌会作法書について具体的に見ていく前に、雅章と東福門院との接点について先ず触れておきたい。

東福門院（一六〇七・一六七八）は、江戸幕府二代将軍徳川秀忠の五女として江戸に生まれた。名は和子^{まさ}。誕生して間もない頃から祖父家康によって入内が画策され、元和六年（一六二〇）に後水尾天皇に入内。寛永元年（一六二四）に中宮となり、同六年の天皇譲位に伴い、女院となった⁴。夫である後水尾院の影響を大いに受けたとみえ、女院御所における歌会も度々催されている。

例えば、寛永七年（一六三〇）二月八日には女院御所にて和歌御会始が行われている。また、『後水尾天皇実録』同十年九月六日条には、

寛永十年九月五日、甲午、晴。昨日之時分、国母様へ伺公申候。先、烏丸重相へ立寄申候所に、飛鳥井黄門来臨に候。明日、於国母様七夜之御祝儀に和歌御会、防州内々被催候条、：

とあり、皇女菊宮の誕生を祝う和歌御会が催されたほか、同月二十日にも女院御所において和歌御会が催され、百首題を詠じている。その様子は、『編年史料』同十年九月二十日条に、次のように記される。

九月廿日、今日当御所にて歌の御会あり。但、御当座也。百首題にて候。御参の衆、二条殿・伏見殿・高松殿・八条殿・九条右大将殿、是は御対面上段の間にて候。北の方にて候。南の方には、鷹司太閤・三条前内府・西園寺前内府、此三

人にて候。其外、大中納言・宰相・三位・頭中將・頭弁迄は次の間一列也。殿上人衆は右の座敷の次の衆通に畳を敷、二行に並申候。上下六十に人あり。此外、所勞の衆は宿にて哥御よみ候て被上候。午下刻に初る。院様、先日のごとく、上段翠簾の内へ御忍にて被為成候。御硯の蓋に、うちくもりの短冊、いつものごとくたゞみ、すべて題は飛鳥井中將被書候。……清書濟候て、面々短冊、飛鳥井へ取渡候て取揃へ、硯の蓋に被並候。……(大内日記)

右の記事によれば、このとき雅章(飛鳥井中將)は題者を務め、参会者の中でもとりわけ重要な立場にあつた。ちなみに、この寛永十年九月二十日の和歌御会の記録は、国立公文書館内閣文庫蔵『賜蘆拾葉』に「東福門院百首」と題する百首が合写され残っており、雅章も「春雨」の題で次の一首を詠じている。

折ふしの軒の雫にしられけり誰とは見えぬ春雨のそら

また、九月六日の和歌御会前日の行事記録にも些か注目しておきたい記述がある。

寛永十年九月五日、甲午、晴。昨日之時分、国母様へ伺公申候。……次御振舞候て、以後鞠始り申候。飛鳥井中將殿、広橋弁殿、院之衆右京殿三人町の者三人、安田飛鳥青侍也。……院にも御忍にて御見物之由也。鞠過て各退出候也。(

資勝卿記)

和歌御会の催される前日の九月五日に、東福門院の菊宮出産を祝う蹴鞠会が行われたことを示す記事であるが、ここにも雅章の名が参会者として記されている。このように和歌御会と併せて蹴鞠会が催されることから、蹴鞠と和歌とがいかに密接な関わりにあつたかがわかるが、ここでは東福門院にまつわる宮廷行事に雅章が重要な役として関わっていた事実を確認するに留めておく。

三

ここまで、雅章と東福門院との和歌や蹴鞠を通した接点について述べた。次に、東福門院が雅章へ所望し授かつた『飛鳥井雅親卿口伝』について具体的に見ていきたい。

『飛鳥井雅親卿口伝』は、懐紙と短冊の書き様や認め方についての三一条から成る。稿者は先に、この内題に「雅親卿」とあるのは後人による誤りであると述べ、その根拠として、

此書者、飛鳥井雅章卿之東福門院江被進献候書也。

という本奥書が存することを示した。加えて、第二の根拠として、

元和二年

九月十三日天神宝示 当座

という記述が本文中に確認できることが挙げられる。元和二年（一六一六）は、後水尾天皇の時代である。雅章が六歳の頃にあたり、雅親（一四一六・一四九〇）の口伝としては明らかに不審で、誤りとすべきであろう。

但し、その内容は、

一、懐紙一首の題の哥ならば、三行三字、二首題の哥二行七字に可書。但、飛鳥井家斗、三行五字、二行五字に書なり。の如く、飛鳥井家に代々伝来する作法と考えてよく、雅親の口伝等がその源流となっていることもまた確かであろう⁵。一方で、「元和二年」という相伝時期に比較的近い時代の歌会を事例として挙げるのは、代々家に伝わる歌会作法の内容を各々の時代に適応させることで、より実用性を持たせながら受者に理解させるためだと考えられる。

受者や所望に応じて作法内容を選択し伝えたことは他の箇所からも窺える。例えば、

一、女房のたんざくは、題ありとも下の句の字頭をさげてかくなり。もとより無題は下の句さぐる事、勿論也。

一、女房の懐紙の事やう、季書をも題をも主が名をも、かゝぬもの也。哥ばかりをちらしがきに書べし。

というような、女房の短冊・懐紙に関する作法の記述からも、本書が東福門院に授けられることを前提とし、相応の配慮をもってまとめられたことが想像できる。そのことは、

一、女房懐紙ちらし書の様体

かめののをのやまの

いはねをとめて

おつる

滝のしら玉

千代のかず

かも

という女房の懐紙の散らし書きの作法を述べて巻末を締め括る構成からも看取されよう。また、右の作法に先立ち、

一、披講を二条家には甲乙とする也。冷泉家には乙甲とするなり。

とあり、歌会での披講について記すとともに、

一、大内にて昔は三曲の御会とて詩歌琴の三捧、清涼殿にて有之。今は詩を講ずるもの無之故に歌と琴とばかりあり。

清涼殿にて此御会あれば、天下兵乱ありとて、今は別殿にてあり。

として、御所における和歌御会に関して触れている。雅章は相伝相手が東福門院であることを念頭に置き、東福門院を中心に据えた女院御所での歌会を想定して作法内容を相伝したのであり、それが東福門院側の求めでもあったに違いない。

ただ、この相伝がいつ頃なされたかについては書中に記載もなく、定かではない。東福門院が和歌関連の書を所望した例としては、他に『集外三十六歌仙』が挙げられる。『集外三十六歌仙』は中世から近世初期までの地下歌人三十六人の歌を集め、絵を施したものだ⁶が、その歌部分は東福門院の求めによる後水尾院の宸筆が元になっている⁷。名古屋大学神宮皇学

館文庫蔵本（外題は『嘉世舞』）の本奥書には、

右歌仙者、依東福門院御懇望、為被慰染震翰者也。

寛文五年二月上旬 交野内匠頭写之⁷

とあり、寛文五年（一六六五）以前に東福門院が和歌関連の書を求めていた様子が窺える。

また、『後水尾天皇実録』寛永五年（一六二八）八月十日条には、

寛永五年八月十日、戊戌、雨降。申刻斗に中宮様より色紙四枚・短尺二枚清書仕候て、上可申候由、梅小路より申来候也。

廿二日、庚戌、晴。午刻、少間村雨仕て晴、中宮様より歌仙三枚之内、一枚は大なる押絵、長三尺斗にて、ていのしたえ梅あり。僧正遍昭二枚は小さき押絵、公忠能宣朝臣、又色紙一枚、以梅小路被仰出候也。

廿三日、辛亥、晴。中宮様より被仰出候歌仙三枚、清書候て上申候。色紙一枚は書損候て、直申候故、上不申候。

廿四日、壬子、晴。中宮様被仰出候色紙一枚、清書候て上申候。（資勝卿記）

とあり、日野資勝（一五七七・一六三九）に対し、三十六歌仙の和歌を色紙に清書するよう東福門院（中宮）から所望のあった様子が細かに記されている。この年、東福門院は二十二歳。皇子出産を控えながら後水尾天皇の譲位の意思を徳川家光らに内々に伝えるなどした時期であった。翌六年十一月八日に天皇が譲位すると、その翌日に東福門院も院号宣下となった。東福門院にとっても安穩とできた時期のように思われるが、和歌に関する書の所望がすでにこの頃から確認されることは、東福門院の和歌に対する関心の高さを示すとともに、書や色紙などを蒐集しようという動きがあったのではないかと推測される。

また、既述の雅章から尊光法親王へ授けられた『飛鳥井家懐紙之法』の卷末には、次のようにある。

一、団扇、其外、花がたの色紙には、常のうたをかくべきにあらず。建武二年艶書合の料にはじめて弁のめのと調進あるを、ことやうの事におぼして、ながく其料になり侍れば、常のうた書べき事、比興の義たるべし。色紙形のうた、短冊のうたの書やう、先年捧げまいらせ候椒房抄にくはしく侍れば、もらし侍る也。

寛文三年五月十五日 藤原雅章之書

「椒房」が皇后や女院御所を意味する語であることを踏まえるならば、「椒房抄」とはすなわち皇后もしくは女院に授けた書の意と解せる。察するに、これは雅章が東福門院へ献上した先の『飛鳥井雅親卿口伝』のことを述べているのではあるま

いか。色紙や短冊への歌の書き様に関しては、以前東福門院に献上した書に詳しく記しているため、今回尊光法親王に作法書を捧げるにあたっては、これらの内容について省略した、ということなのであろう。

確かに、雅章が東福門院へ献上した『飛鳥井雅親卿口伝』は、

一、短冊かきやう、上のもじを書いて、下の五文字にて筆をそめ、又、下の七文字にて墨を染なり。但、あまり墨くろにならざるやうに筆をそむべきなり。名乗にて、又、筆をそむるなり。

という記述から始まり、短冊の書き様や扱い方に関する内容が大半を占めている。但し、『飛鳥井雅親卿口伝』の残りの紙面は懐紙の法に関する内容に費やされていることから、色紙の認め方については、或いはこれとは別に相伝されたものがあったのかもしれない。だが、右に述べたような推測が当たっているとすれば、『飛鳥井雅親卿口伝』が東福門院へ伝えられたのは、雅章が尊光法親王へ『飛鳥井家懐紙之法』を調進した寛文三年より数年前のことであると推定される。

四

さて、ここまで雅章が東福門院へ献上した作法書とその周辺記録から窺える様相について述べた。続いて、雅章が東福門院への作法相伝の後に尊光法親王へ調進した『飛鳥井家懐紙之法』について見てみたい。

『飛鳥井家懐紙之法』の冒頭には、次のようにある。

懐紙之法

一、懐紙の仕立は家々の調進、或は里亭の調法、大概おなじきにて、いさゝかのかはりめ侍る事にて候え共、当家に御習可被成との義、岩波少進武田散位介をもつて仰せ蒙り候へば、憚をかへりみず、調進をゆり侍る也。：

これは、巻末に、

右之一卷、飛鳥井雅章卿、依知門主尊光法親王之御懇望、調進之書也。尤不可出宮中之御事也。

寛文四年十月下旬

武田散位信俊判

とあるのと符合する¹⁰⁰。

尊光法親王は、後水尾院の皇子で、正保二年（一六四五）に生まれた。母は、四辻季継（一五八一・一六三九）の女継子である。幼名は栄宮。三代將軍徳川家光の猶子となり、承応三年（一六五四）四月六日の親王宣下で良賢の名を賜った。明暦二年（一六五六）五月八日、知恩院に入寺、得度し、名を尊光と改めた。『後水尾天皇実録』寛文二年（一六六二）三月二十五日条に、尊光入道親王

寛文二年三月廿五日 為修学関東下向（諸寺院上申、知恩院）

とあるように、尊光法親王は、寛文二年三月二十五日に修学のために関東に赴き、同六年三月十七日に帰洛するまでの間、増上寺に身を置き、徳川家綱らにも度々面会している。本書が調進されたのも、この関東滞在中のことであった。

稿者の知る限り、尊光法親王はこれまで殆ど顧みられることのなかった人物ではないかと思われる。ましてその文事に關しては滅多に触れられることなく、記録自体も少ない。とはいえ、尊光法親王は文芸的活動から疎遠であったわけではない。神宮文庫所蔵の『柳葉和歌集』には、「知恩院門跡」として尊光法親王の歌も入集しており、後水尾院近親の一人として和歌を嗜んだことが知られるのである。この『柳葉和歌集』には、尊光法親王のほか、守澄法親王、尊証法親王など、後水尾院の皇子達の名が連なっており、父院の影響を皇子達も大いに受けていた様子が窺える。

ここで改めて、『飛鳥井家懷紙之法』の冒頭の内容について押さえておきたい。そこには先ず、懷紙の認め方は「家々」すなわち各々の歌の家に伝わる作法と、「里亭」すなわち宮廷における作法とがあり、両者の間には僅かな相違があるだけだが、「武田散位」を介して所望を受けたため、飛鳥井家の作法を調進した由が述べられている。この冒頭部分で「里亭の調法」に言及しているのは、この書の受者が尊光法親王であるからにはほかならないだろう。

本文は、以下のように続く。

御詠草に置ては、親王・入法、及王卿のへだて、あながちに侍らず。もとより主上にはうちつけに小短冊にもものした

まへば、此例におよぶべからず。親王・入法、及び撰関のたぐひは、御詠草二行一句に書したゝめて、上の文字をはぶきて諱あるひは御法号を書給ふべきなり。……

傍点を付したように、親王や「入法」すなわち法親王の作法について取り上げており、このことは尊光法親王へ調進するにいかにも相応しい。また、

惣而、懷紙は三首までを書事、詠草とおなじ事也。其内に一首懷紙なれば、春日同詠若菜とかき侍る也。二首三首になれば、春日同二首和歌、或、詠三首和歌と書て、題を端作にかき侍らず、一首づゝ前にかき侍るなり。

春日同詠二若菜

和歌

とよむ事にて侍る。四季にしたがふて、或は、夏日、秋日とよむ事也。同といふ字は、各の心にて、御会、或里亭の会に大勢通り題にてよむ時の事也。

とあることから分かるように、先の東福門院への相伝内容が女院御所での歌会を念頭においたものであったのと同様、尊光法親王の場合もやはり御所を中心とする歌会を想定した作法の相伝であつたと思われる。

一方で、「当家に御習可被成」との尊光法親王の申し出に応えるかたちで、「当家」の作法に関しても、必要に応じて書き留めている。

玉卿已下は集のわきに上といふ字を細字に右のかたへそせて書事也。上の字たてまつるとよみ成れる、当家にかぎらず他流にも同前也。此もじをかゝぬは、玉卿已下よりは見るべき。宗匠相違ありて、僻墨を加へざる事と侍る也。

右は、天皇や公卿以下は「上」の字を細字で右端に書き添える作法が、飛鳥井家に限らず、他流でも通用の作法であることを述べている。「宗匠相違ありて」とあるのは、宗匠家邸での歌会においても臨機応変な立ち居振る舞いができるようにとの配慮であろうか。また、次のようなものもある。

当家の寸法

主上、御製の御料は、図書寮の調進するところ、横二寸二分、竪壹尺二寸。但、主上の勅望によりては、更に寸法きはまらざる也。撰家、当職のときは、横二寸、竪壹尺一寸。王卿已下、諸臣已上は、壹寸九分に壹尺、よのつねのことなり。

二・冷の両家、やゝもすれば通法をみだされ侍る也。或は、当家と通用の事も侍る也。

これは、短冊の寸法について飛鳥井家に定まるところを述べたものである。「主上」すなわち天皇が図書寮で整えさせる短冊の寸法とともに、先の例と同じく、「王卿已下」の寸法を記し、飛鳥井家の寸法と二条家・冷泉家の用いる短冊の寸法とが時として違う場合のあることに言及している。だが、これらの飛鳥井流作法は、尊光法親王の求めに応じて、謂わば形式的に書き留められたに過ぎない側面もある。例えば、

懐紙の調法は書したゝめて後に、紙のおくを一折の半におりて、十二おりに調進の事也。九十九三、よのつねの事なり。

但し、当家、二行一句にもしたゝめ侍る也。さして、かどたつふしもあらぬは、好むところにしたがひ成り侍るなり。として、二行一句書きの飛鳥井流の懐紙の書き方が記される部分では、差し障りがなければ好きなままに書き認めてもよいように説かれている。このような内容を見るに、実際の歌会における作法の有り様としては、宗匠家でない限り、各人の趣向に比較的寛容であったといえる。尊光法親王の雅章に対する所望は、歌会作法に関して飛鳥井流のものも併せて相伝されることではあったが、そこには実践的な作法の習得という意図とは別に、歌道家に伝わるものを知識として取得しておきたいという考えもあったのではないかと思われるのである。

最後に、今一つ触れておきたい。

惣じて、むかしは短冊の法侍らず。白川院、風流をもてなさせおはしてなん、小短冊とて色紙形にあしでかきなどをものし給ふて、あだうたの御製には、かならずもてなさせ給ひしなり。更に今の短冊のごときにおはさざりけり。近代ことに風流をきはめたり。

短冊の作法について、昔は特に決まりのなかつた例として、白河天皇（一〇五三・一一二九）が小短冊に歌を物したことを述べ

ている。『後拾遺和歌集』や『金葉和歌集』を勅撰した白河天皇の名を挙げるのも、雅章が、尊光法親王という後水尾院の皇子に対して作法を説くことを意識してのことであろう。尊光法親王に天皇家における和歌の歴史を意識させるとともに、「近代ことに風流をきはめたり」と書き記すことで、近代の歌会が、短冊などの処方も含めて、様々に趣向を凝らし発展した様子を語っているようにも思われる。そのことはとりもなおさず宮廷における歌会が天皇家一族にとっての伝統の継承と繁栄とを示す重要な儀礼でもあったことを意味しているのではなからうか。

五

後水尾院のもと、歌道家としての地位を確立していた雅章に、后である東福門院や皇子尊光法親王もまた、歌道に関する知識の一環として作法書の相伝を求めた。その一つには、雅章の父雅庸が後水尾院の蹴鞠道師範でもあったため、後水尾院と飛鳥井家との繋がりが既に構築されていたこともあろうが、雅章が雅庸に劣らず歌鞠両道に堪能であったこと、加えて、天皇家と徳川幕府との架け橋の一つとして武家伝奏に任ぜられるなど、堂上において一際重要な存在にであったことが考えられる。それは、先述した東福門院の菊宮出産の祝賀に伴う蹴鞠会や和歌御会において雅章が果たした役割からも認められるであろうし、雅章が徳川家光の懇望に応じて『飛鳥井家秘伝集』の書写を許可していることなどからも想像されることである。

思えば、東福門院は徳川秀忠の女であり、尊光法親王もまた家光の猶子として徳川家ゆかりの人でもあった。そのような両者が相並んで雅章に堂上の歌会作法の相伝を望んだことにも留意せねばなるまい。

また、『史料稿本』寛永十七年（一六四〇）三月二十日条には、

三月廿日、此時分より、日光下向之衆、東山道御下、但、東照権現様二十五年忌に付て也。……

一、阿弥陀経、知恩院門跡被遊候。勅使飛鳥井中将殿。（大内日記）

とあり、「東照権現様」すなわち徳川家康の二十五回忌のため日光に下った際、当時知恩院門跡であった後陽成天皇の皇子

良純入道親王（俗名、八宮。徳川家康の猶子）の認めた阿弥陀経を雅章が勅使として奉じたことが記録されている。些末な事柄ではあるが、尊光法親王以前から知恩院門跡と雅章との関わりがあったことを示すものとして押さえておきたい。

東福門院の所望によつてまとめられた『飛鳥井雅親卿口伝』は、女院のために女房衆に必要な短冊や懐紙の法を押さえ、作法の基礎を簡素に伝えるものであった。これは東福門院が女性であることに配慮したからであろうことは既に述べた通りである。尊光法親王の場合もまた、天皇とその親族や公家衆の間で催される歌会の場合を想定しての作法の相伝であり、そこには、尊光法親王の求めに応じて家の作法を伝えつつも、天皇家の一族としての伝統を尊光法親王に意識させるような内容をも盛り込む雅章の配慮が垣間見える。

更に憶測を逞しくすると、東福門院にしても尊光法親王にしても、後水尾院より古今伝受を受けた雅章から作法を相伝されるということに意味を見出していたのではなからうか。

尊光法親王が作法書を求めた寛文三年以前の十年余りは、雅章が後水尾院との関係をより深くした時期でもある。承応二年（一六五三）九月に、雅章は後水尾院の勅命により『数量和歌集』を編んでいる。明暦二年（一六五六）八月から九月にかけて後水尾院の『伊勢物語』の講釈を道晃法親王らと共に聴講し、翌三年二月には道晃法親王・堯然法親王・岩倉具起と共に古今伝受を授かり、万治元年（一六五八）五月から六月にかけて『詠歌大概』の講釈を後水尾院より受けている。更にその翌年の万治二年五月一日から寛文二年（一六六二）四月七日まで、後水尾院の指導による和歌稽古会（いわゆる「万治御点」）に出席したほか、寛文元年（一六六一）五月には後水尾院の『百人一首』の講釈を後西院らと共に聴講し、同三年四月には『源氏物語』に用いられる語句について後水尾院の注釈を烏丸資慶と受けている。

雅章に作法書を調進させた寛文三年当時、尊光法親王が未だ十九歳であったことから、それ以前の時期に相伝するには適齢でなかったことも無論あるうが、雅章が後水尾院からの歌道伝受を一通り終えた後に尊光法親王へ作法書を相伝していることは留意すべきであろう。

東福門院が作法書を所望したのはいつ頃であるか、具体的には分からないが、おそらく寛文三年より数年前の頃と考えら

れる。東福門院への作法書の相伝も、雅章が古今伝受を受けた後、尊光法親王への作法書相伝に程遠くない時期であったとするならば、明暦から寛文年間にかけて、後水尾院による歌道伝受をきっかけに、雅章と後水尾院を始めとする天皇家の人々の歌道を通じた繋がりが格段に強まった時期であったといえるだろう。

いまだ確定しない問題も残るが、雅章の書き残した作法書二種からは、後水尾院とその周辺歌人達だけでなく、更にその周囲にいる天皇家の人々の和歌活動の一端を見ることができるといえる。実際に、東福門院は女院御所において歌会を度々催し、その記録も残されるなど、断片的ではあるが、そうした活動の形跡を今に確認することができる。他方、尊光法親王においては、その和歌が兄弟達と共に神宮文庫蔵『柳葉和歌集』に収められていることは先に触れた如くであり、僅かながらもその痕跡を探ることができる。延宝八年（一六八〇）に三十六歳の若さで入寂したこともあって、現存する和歌も少なく、これまで後水尾院の皇子としても殆ど注目されずにきた感があるが、雅章が残した作法書からは、後水尾院の周辺で、歌道に触れ、和歌に親しんだ天皇家の一員としての姿が映し出されるのである。そしてそれは、個々の中に収まるものではなく、後水尾院の歌壇活動と密接に関わり合うのは勿論のこと、時として徳川家とも微かな関わりを持ちながら拡がりを見せたものと思われる。後水尾院の時代における文化的興隆を考えると、その背景にこうした人々の営みのあったことも看過できないであろう。

注

1 熊倉功夫『後水尾院』（朝日評伝選、一九八二年。のち、『後水尾天皇』同時代ライブラリー170、岩波書店、一九九四年再版）、鈴木健一『近世堂上歌壇の研究』（汲古書院、一九九六）など参照。

2 以下、本文を引用する際、私に句読点を付すなど、表記を改めた。

3 早稲田大学蔵本は外題に「飛鳥井家懷紙書法」とある。両書共に内題に「懷紙之法」とあることに鑑み、内閣文庫本の外題を以て称す。なお、本文の引用も内閣文庫本により、私に句読点を付すなど、表記を改めた。

4 東福門院については、久保貴子『徳川和子』（吉川弘文館、二〇〇八年）などに詳しい。

5 一首懷紙を三行五字書とする飛鳥井家の作法については、武井和人「一首懷紙書式雜纂」（『埼玉大学紀要 人文科学篇』33号、一九八四年。のち、『中世和歌の文献学的研究』笠間書院、一九八九年、所収）、酒井茂幸「飛鳥井家の一首懷紙三行五字説再考」（『研究と資料』65号、二〇一二年七月）など参照。

6 但し、伝本によっては後西院撰とする奥書を持つものもある。

7 本文の引用は、名古屋大学附属図書館HP電子化資料による。「交野内匠頭」は交野時久。

8 引用本文中の「梅小路」について、梅小路家の人物で考えるならば、後水尾院近臣の梅小路定矩（一六一九―一六九五）が挙げられるが、不明。或いは東福門院付きの女房か。

9 花房美紀「東福門院の和歌の趣向について―手鑑類、屏風絵など下賜品を手がかりに―」（『鹿島美術財団年報』24号、二〇〇六年）では、東福門院の下賜品からも和歌の高い教養がうかがえることが指摘されている。

10 但し、寛文四年（一六六四）の奥書にある「武田散位信俊」は、武田信玄の甥川窪信俊（一五六四―一六三九）では時代的に整合しない。また、尊光法親王の生年から考えても辻褄が合わず、未詳である。

第三章 雅豊『和歌樵談』にみる歌学継承

—

飛鳥井雅豊（一六六四・一七一三）は、雅章（二六一一・一六七九）の四男として生まれた。雅章の一男雅知は正保二年（一六四五）に十六歳の若さで早死し、二男雅直も寛文二年（一六六二）に二十八歳で死去、三男宗量は雅章の次兄雅宣（一五八五・一六五一）の息難波宗種の養子であったため、延宝七年（一六七九）に雅章が没した後は、雅豊が飛鳥井家を継いだ。雅豊、十六歳、従四位下の頃である。

雅章の門弟、清水宗川（一六一四・一六九七）の歌話を聞き書した『清水宗川聞き書』には、晩年、雅章（飛鳥井一位殿）が雅豊（三位殿）に歌人としての心得を遺言した由が、次のように語られる。

飛鳥井一位殿、老後の遺言に、三位殿に貞享五戊辰三位殿被_レ仰候は、只まつたく直にして、心を常に歌にかけて思ひいで、一ふしあらせんとも思はず、すてぬやうに心がくれば、いつの間にやらあがるもの也。予は又父祖に一度離れたるもの也。是にては何共なるまじきと、心ぼそくおもひつれ共、たえず心にかけてつとめし故に、今法皇之御勅定にて、歌の批判をも仰付られたるほどにもなりたる也。今以予がうた少もよしとは思はぬ也。もはや是が極上之よき所まで来たるよ、歌があがりたるよと思はざ、則あしきにて可_レ有候。何としてか歌があがらぬ、いかやうなるが歌にてはよきと云物で有んとおもふ心は、まへかども今も同じ事也。上手になりたる時に、はや上手に成たるよと思は、則下手であらんと也。（『歌論歌学集成 第一六卷』一一三・一一四頁）

雅章は、僅か五歳で実父雅庸（一五六九・一六一五）を亡くし、養父であった次兄雅宣も伊豆へ流されるなどして心細かった自らの幼少期と、不遇にあつても和歌上達のために直向きに尽力した生涯を雅豊に語り、絶えず歌を心に懸け精進すれば和歌は上達するものだ、と言ひ聞かせている。歌道家として如何に生きるべきかという教訓と共に、我が子の和歌上達を願う雅章の親心が垣間見える逸話であろう。

雅豊の初期の詠歌は、寛文十一年（一六七二）二月五日に催された「飛鳥井家会始」（国文学研究資料館蔵『近代御会和歌集』所収）や、翌十二年一月二十九日の「飛鳥井家会始」（祐徳稲荷神社中川文庫所蔵）などにその名を見出せる。時に雅豊、八、九歳である。寛文年間といえ、雅章を主催者とする歌会の記録が多く残るが、父雅章のもと、雅豊も早くより飛鳥井家の嗣子として和歌を嗜み、歌会に参加していた様子が窺える。雅章の没した後は、天和から宝永頃（一六八一～一七一〇）にかけての靈元院（一六五四～一七三二、在位一六六三～一六八七）が主催する歌御会などに出詠が多く確認され、靈元院歌壇を支える歌人の一人として活躍しているが、その具体的な活動についてはこれまで殆ど注目されてこなかった¹⁾。父雅章などに比べ、歌学に関する著述資料に乏しいことも、その一因として災いしているであろう。

雅豊の著した歌学書は、現在のところ、『和歌文学大辞典』（明治書院、一九六二年）で次のように記される一書が伝わるのみであるが、

和歌樵談^{わかせ}_{うだん}（江戸期歌学書）飛鳥井雅豊著。延宝七（一六七九）年成立。写本一冊。書陵部蔵。和歌の詠法・作法・故実などの全般にわたり、一八三項目をあげて述べる。項目の順序立や部類分けは施されていない。

として、簡単に解説するに留まり、これまでその詳細は知られてこなかった。

本章では、この雅豊の著した唯一の歌学書『和歌樵談』を取り上げ、奥書や内容について検討することで、本書の成立に至る背景を明らかにする。加えて、雅豊が飛鳥井家の継嗣としてどのように歌学を継承していったのか、歌道家の歌学継承の在り方についても考えてみたい。

二

『和歌樵談』の伝本は、現在の二本が確認される。

○宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『和歌樵談』

函号、鷹二四一。縦二五・八糎、横一六・七糎。袋綴本。半葉十行の罫入の料紙、墨付三十五丁。外題「和歌樵談 雅

豊卿述「完」（打付け書き）。

○天理大学附属天理図書館竹柏園文庫蔵『歌道雑談』

整理番号、九一一・二一・五三七。縦一二・〇糎、横二一・五糎。袋綴本。半葉十五行書き、墨付五十丁。外題「歌道雑談」（題簽）。

『国書総目録』では別書として立項されるが、両書を繙くに、誤写等の微々たる異同以外は本文が一致するほか、巻末に共通し、

延宝七己未年極月吉日

雅豊朝臣撰之

判在

という本奥書が存することから同一書と認められる。

書陵部本では、これに続き、

癸丑林鐘従建通卿借用令信徳写之（花押）

とあり、鷹司政通（一七八九・一八六九）の花押が認められる。政通の年齢より算するに、「癸丑林鐘」は嘉永六年（一八六三）六月とみられる。当時、政通は六十五歳であり、諸書の蒐集に精力的な時期にあった²。

「建通卿」とは久我建通（一八一五・一九〇三）のことである。建通は、政通の娘麗子を正室としており、政通とは姻戚関係にあった。宮内庁書陵部図書寮文庫に蔵される鷹司家旧蔵本には建通の名が時折見え、政通が建通の所持本をしばしば借用、書写せしめていたことが確認できる³。もとより久我家と飛鳥井家とは歌会の場などで親交があつたうえ、建通は、飛鳥井家より和歌を学んだ千種有功（一七九七・一八五四）に師事していた。こうした経緯から、建通は『和歌樵談』を入手するに至ったかと思われる。

その建通より借用した『和歌樵談』の書写にあつたという「信徳」も、鷹司家旧蔵本に「和氣信徳」などの名で散見される人物である。政通からの要請を受け、烏丸（日野）光政（一八一二・一八六三）や三条西季知（一八一・一八八〇）の所持本

なども書写することがあったらしいが、生没年や経歴などの実像については詳細を知らない⁴。

さて、今一度、両書に共通の本奥書を見るに、本書の成立が延宝七年十二月であることに注目せずにはおれない。というのも、この年の十月十二日に父雅章が死去しているからである（享年六十九歳）。飛鳥井家の後継を担う若き雅豊にとって、この延宝七年は大きな節目の年であったに違いない。雅章の没後二ヶ月足らずの間に編まれた『和歌樵談』は、雅豊が歌道家の当主として欠くことのできない歌学に関する見識をまとめたものと考えられる。当然ながら、そうした行為の根底には、単なる知識の羅列ではなく、家の歌学を継承する意味合いもあったはずである。そうした観点から、以下、『和歌樵談』に記される内容と構成について具体的に検討する。

なお、右述の如く、書陵部本と竹柏園文庫本とは瑣末な異同の他に大差はないが、引用の際には、誤写の少ない書陵部本を底本とし、現行字体に改め、濁点や句読点を私に付すなどした。

三

予め結論から言えば、『和歌樵談』は雅豊自身の見解を述べたものではなく、歌道に関する様々な事項について先行書から抄出し、全一八四箇条にまとめたものである（章末尾に全条項の内容を一覧表にした。適宜参照されたい）。

その冒頭は、和歌の三十一字と余情について説くことに始まり、詠歌において余情がいかに重要であるかが示されるが、これらは『兼載雑談』からの引用に基づく。今、両者を対照して示せば、次の通りである。

和歌樵談	兼載雑談
一、歌の三十一字は、月の丸がごとし。丸き空ばかりを月と見てはわろし。露にやどり水にうつる影ども社、面白き月なれ。其ごとくに、三十一字斗を歌と心得て、余情を見ずば曲なし。定家、俊成などの歌は、卅一字の外にいか程も余情有べし。大方に見捨てはかひなかるべし。連歌にも此心得不可違。	一、歌の三十一字は、月の丸がごとし。丸き空ばかりを月と見てはわろし。露にやどり水にうつる影どもこそ、面白き月なれ。其ごとくに、三十一字ばかりをうたと心えて、余情をみずば曲なし。定家、俊成などの歌は、三十一字の外にいかほど余情有べし。大かたに見すて、はかひなかるべし。連歌にもこのころえたがふべからず。（『歌論歌学集成 第一二巻』一一六頁）

一、作より稽古すべし。才学より稽古すべからず。作に至りぬれば、何事の才学をも能する也。才学より至りぬれば、珍敷事出来がたし。定家、家隆、俊成、慈鎮などは歌読なり。其余は歌作りなり。古詞をつらねて三十一字にしたる斗にて、作も余情もなければ歌を作りたるまでにて我力なし。

一、作より稽古すべし。才覚より稽古すべからず。作にいたりぬれば、何事の才覚をもよくするなり。才覚よりいたりぬれば、めづらしき事出来がたし。定家、家隆、俊成、慈鎮などはうたよみなり。其余は歌作りなり。古詞をつらねて三十一字にしたる計にて、作も余情もなければうたも作りたる迄にて我力なし。(一一一五頁)

『和歌樵談』では、右の1と2条のほか、88と131条の計四五箇条が『兼載雑談』の引用によっている。

『兼載雑談』は猪苗代兼載(二四五二・一五二〇)の和歌や連歌に関する談話を門弟の兼純(二四八七・没年未詳)が筆録したものである。兼載は、連歌を心敬(二四〇六・一四七五)に師事する一方、和歌を堯恵(一四三〇・没年未詳)に学んだ。堯恵は二条派歌学を継ぐ頼阿(一二八九・一三七二)の曾孫堯孝(一三九一・一四五五)の弟子である。兼載はこの堯恵より古今伝授を受けるなど、二条流の歌学に接した人物であった⁵⁾。飛鳥井家主催の歌会にも参会し、雅親(二四一七・一四九二)や雅康(宋世、一四三六・一五〇九)との交流も知られている。『兼載雑談』でも、

夏の日に色こき山や雲の影 兼載

此発句を柏木殿きゝ給ひて「我見立つる作をとられけるよ」とのたまひしとなり。(二六〇頁)
などと語られるように、雅親(柏木殿)との親交は殊に深い。

そもそも、飛鳥井家の歌学を考えるに際して、切紙口伝や会席作法書などが二条流と同じ内容を多く有することは従来より指摘されることである。雅豊の曾孫にあたる雅威(二七五八・一八一〇)が寛政十二年(一八〇〇)に著した『於歌道成業譜代頗相違之事』(石川県立図書館季花亭文庫所蔵)には、

俊成卿より道の血脈をうけて、家業の事、諸記にもあきらか也。全、二条家の正流にかはりたる説／＼なし。園太記にも、雅冬、為遠一流のよし被注。二条家断絶の後は、あすかい家、二条家の正流なり。冷泉為村卿も今二条家といふは飛鳥井家の事と被申よし、聞伝へたり。

とあり、飛鳥井雅冬(生没年未詳)や二条為遠(二三四一・一三八二)の時代から両家が一流派として認知されていた由を述べ、二条家断絶後は飛鳥井家こそが二条家の正統な継承者だと自負していたことを強調している。冷泉為村(一七二二・一七七四)

の言が引かれるように、近世中期頃には二条家を継承する主流として飛鳥井家がいよいよ存在を大きくしていた様子が窺える。つまり、当時の飛鳥井家にとつてはもはや家独自の歌学を追求するのではなく、二条家の歌学を継承するのこそ歌道家としての存在意義があったといえるだろう。

『兼載雑談』に見る兼載の歌話は、堯孝—堯恵の流れを汲む二条流に属し、俊成や定家に関する逸話も目立つ。『和歌樵談』が『兼載雑談』を引用したのも、二条流の歌学についてまとめようとする意識によるものであったと考えられる。

四

『和歌樵談』の雑談的内容を構成するもう一つの要素が、3～28・133～156条の『正徹物語』上巻から引用する四九箇条である。例として、次に3～5条の本文を対照して掲げる。

和歌樵談	正徹物語
<p>一、初心のほどは、さのみくいほり入たる歌を案ぜず共、さつ／＼としたる歌のやすきを讀ならふべき也。骨を折たり共、くらいがさだまりたれば、上から見ればさしたる事もなき也。いかに案じたりとも、我が位程なる歌ならは出来ぬなり。或人の歌、三首に二首は本歌をとるやうによまるゝ事わろし。上古も本歌をとる事は大事にして、上手の位也て、恋・雑を季になし、季を恋・雑になし、句を置所をかへなどして、心を別のものに誦なしける也。初心の時、本歌をとれば、わづかに句の置所をかゆれども、心がおなじもの也。初心して、斟酌あるべきなり。</p>	<p>初心のほどは、さのみくいほり入りて案ぜずとも、颯々と安く誦ならふべきなり。いかに骨を折たれども、位さだまりたれば、上からみればさしたる事もなきなり。いかに案じたりとも、我が位程なる歌ならは出で来ぬ物なり。ある人の歌三首に二首は本歌を取る様に誦めることわろし。上古も本歌をとる事は大事にして候。上手の位になりて、恋・雑を季になし、季を恋・雑になし、句の置所をかへなどして、心を別の物に誦みなしけるなり。初心の時、本歌を取れば、わづかに句の置所をかへたれども、心は同じ物なり。されば初心にて本歌を取る事、斟酌あるべきことなり。(小川剛生訳注『正徹物語』角川ソフィア文庫、三〇、三一頁)</p>
<p>一、古今の歌も、心にぞあれ、詞はふるめかしくて、当世の歌にあらず。古今の歌なればとて、皆とりて読べきにもあらぬ也。</p>	<p>古今の歌も、心にこそあれ、詞はふるめかしく、当世の歌に似合はぬなり。古今の歌なればとて、みな取りて誦むべきにてもなきなり。業平・伊勢・小町・躬恒・貫之・遍昭などの歌をとりわき取るべきなり。古今にも取りてよむべき歌、二百四、五十首も過べからざる也。(三一頁)</p>

以下、28条までの『正徹物語』からの引用は、先ず初心者的心得を説き、むやみに本歌取りすることを避ける由、『古今集』の歌を本歌取りする際の注意点、十分に歌の心を心得べき由を述べ、次いで、歌枕や歌題について講じ、歌の案じ方、本歌取りの詠み様といった具合に、順を追って展開すべく配されており、抄録する際に構成意図があったことを窺わせる。

一方、133〜156条では巻頭の如き配列意識は認められず、『正徹物語』の和歌に関する事項をおおよそ記載順に抄出している。『正徹物語』は、正徹（一三八一・一四五九）の門弟による聞書とみられ、文安五年（一四四八）から宝徳二年（一四五〇）年頃に成立したとされる。上下二巻より成るが、上巻は「徹書記物語」「徹書記日記」「正広筆記」「樵談記」など、下巻は「清巖茶話」などの名で独立して伝わるものもある。寛政二年（一七九〇）に二巻二冊で刊行される以前にも、寛文二年（一六六二）に上巻が、延宝四年（一六七四）に下巻が刊行され、近世になり広く流布した。『和歌樵談』は下巻を一切引用していないことから、雅豊が閲覧したのは、上巻のみ独立した本だったと思われる。

正徹は、冷泉為尹（一三六一・一四一七）や今川了俊（一三三六・一四一四）といった冷泉流の歌人に和歌を学び、二条流を排し、定家と『新古今集』を敬重した。その主張は、『正徹物語』の冒頭に、

この道にて定家をなみせん輩は、冥加もあるべからず、罰をかうむるべき事なり。（一四頁）

と述べる如くであり、その歌論において先ず重視されるのは、定家を中心とする『新古今集』時代の歌人にまつわる言説である。また、次のような飛鳥井家に関する記述も見られる（章段番号を口内に示した）。

3 雅経は秀句をこのまれしほどに、あるまじき事の少しはありけるにや。又同類を存ぜられずして、人の歌をおほく取りてよまれけるにや。（一六頁）

10 雅経は、新古今の五人の撰者の内に入り侍りしかども、その頃堅固の若輩にてありしかば、撰者の人数に入りたるばかりにて家には記録などもあるまじきなり。（二〇頁）

12 雅経は、定家の門弟たりしほどに代々みな二条の家の門弟の分なり。公宴などにて、懐紙を三行五字に書かるばかりぞ、雅経の家のかはりめにてあれ、その外は何にてもただ二条家と同じ者なり。（二二頁）

飛鳥井家にとって、雅経（一一七〇・一三二二）は家祖として当然重んぜらるべき人物だが、正徹の雅経に対する眼差しは批判的である。3 が『和歌樵談』135条に引用されたのは、その内容が雅経一人の批評に留まり、且つ、等類——他人の詠歌と表現趣向の類似する歌——が良くないものであるという詠法上の知識を包むものであったからだろう。一方、10 は、『新古

今集』撰集時の雅経の未熟さに加え、撰集に関する記録が飛鳥井家に残されていないことを述べ、12は、懐紙の三行五字書き⁷以外に家の独自性がない飛鳥井家を二条家の門弟と評すなど、いずれも飛鳥井家の歌道家としての貧弱さを印象付けかねないがゆえに『和歌樵談』では引用を避けている。

しかし、このような飛鳥井家にとっては不都合な内容も雑え、反二条流でもあった正徹の歌学書を、雅豊が数多引用したのは何故であろうか。

一つには、『正徹物語』に定家の説が縷々語られることがある。了俊ら冷泉流歌人と交わった正徹ではあるが、その末流、二条・冷泉両流と別れ、為兼一流とて三つの流れありて、魔醯首羅の三目のごとくなり。……これらの一流は皆わづかに一体を学びえて、おのおのあらそひあへり。全くそのみなまたには目をかくべからず。叶はぬまでも定家の風骨をうらやみ学ぶべしと存じ侍るなり。(一四頁)

という一節からも窺えるように、『正徹物語』では流派をさしたる問題とせず、専ら定家と『新古今集』を重視する。こうした定家への尊崇の念が飛鳥井家でも尊重すべきものとして響き合ったことが理由としてあげられよう。

いま一つ考えられるのが、二条派歌学の継承者、東常縁(一四〇一・一四八四)との関係である。周知の通り、常縁は堯孝に入門する以前、正徹に師事していた。結果的には、常縁は正徹のものとを離れ、堯孝より受けた教えを二条派の正統として宗祇へ相伝するに至るが、正徹の存在は看過できぬものだったのであるまいか。また、稲田利徳氏は、『正徹物語』を細川幽齋(一五三四・一六一〇)や一華堂乗阿(一四二九?・一六一九)が書写しているほか、抄出本も多く現存し、『清水宗川聞書』なども『正徹物語』の記事を引いていることを指摘している⁸。二条派歌人や飛鳥井家門弟による『正徹物語』の書写や利用は、『正徹物語』が流派に関係なく重用されたことを物語っている。雅豊のまとめた『和歌樵談』もこうした『正徹物語』の享受の一つとして位置付けられる。

さて、『和歌樵談』は、こうした雑談的内容を有する一方で、残りの多くを歌会作法に関する記述に費やしている。歌会作法は、いうまでもなく、歌会の中心を担う歌道家にとって最も実用性があり、必要とされた知識であった。作法書としては、定家の『和歌書様』『和歌会次第』⁹あたりから体系化され始めたようであり、二条流や冷泉流など諸派に拡がり、流派或いは時代によって項目に多様性を持ちながら種々のものが作られた¹⁰。飛鳥井家も同様に多くの作法書を残している¹¹。ここでは、『和歌樵談』にみる歌会作法の記述内容について、先行する作法書との関係から考察する。

第一に注目されるのが、二条流作法書からの引用である。そのうち、157〜177条の二一箇条は『和歌道作法条々』による。次に157〜158条を例として掲げる。

和歌樵談	和歌道作法条々
<p>一、女房のくはひしは、俗体のとまぜてはかさねず。女房老人など読たる会紙をば、くる／＼とまきて三に折て、わなを上になして、とちたる懐紙に水引にてとち紙に結び付也。口伝有之。又女房あまた懐紙あれば、法中俗体のごとく別にとづる事に候也。女房俗体法中ともに其身の次第／＼に会紙を重ねむ。</p>	<p>一、女房のくはひしは、俗体のとまぜてはかさね申さず候。女房一人などよみたる会紙をば、くる／＼と巻て三に折て、わなを上になして、とちたる懐紙に水引にてとち紙に結び付也。口伝在之。又女房あまた懐紙あれば、法中俗体のごとく別にとづる事に候也。女房俗体法中ともに其身の次第／＼に会紙を重ね候也。(三七〇頁)</p>
<p>一、頭書にても懐紙にても、その法師と有を、ほつしとは読べからず。いづくにも、ほうしと読事也。子細有之。宇治山の僧喜撰ばかり、ほつしと読也。</p>	<p>一、歌書にても懐紙にても、其法師と有を、ほつしとはよむべからず。いづくにても、ほうしとよむ事なり。子細有て宇治山僧喜撰ばかり、ほつしとよむ也。(三七〇頁)</p>

『和歌道作法条々』の著者は未詳だが、堯恵の孫堯慶（生没年未詳）が関わったとされ、堯孝―堯恵―堯慶という二条流の歌学を伝える作法書である。天和二年（一六八二）には版本も刊行されており、二条流歌学を代表する一書であったと推される。『和歌樵談』では、この『和歌道作法条々』をその記載順に一箇所に集中して抄出している。

飛鳥井家が代々武家などに相伝した作法書『和歌条々』（『和歌之条々』）にも『和歌道作法条々』との共通本文が見出せることは、既に山本啓介氏によって指摘される¹²ところである。だが、『和歌樵談』に見られる『和歌道作法条々』の内容は、飛鳥井家歴代当主が著した『和歌条々』の内容とは重複しないものである。つまり、雅豊は『和歌道作法条々』を引用

するにあたって、飛鳥井家内で代々相伝されてきた作法書中で既に引かれる事項については改めて再録する必要のないものとして除外し、その他の事項についてのみまとめ直しているようなのである。更に、その多くが短冊と懐紙の作法に関する内容であることから、『和歌道作法条々』を引用する雅豊の目的は、二条流の作法の中でも特に短冊と懐紙についての知識を整理することにあつたと考えられる。

ところで、同じく二条流作法書である『二条家和歌指南』も『和歌樵談』に引用されるが、それは38・39・74条の三箇所のみで、『和歌道作法条々』の場合のようなまとまりを成していない。例として、次に38・39条を掲げる。

和歌樵談	二条家和歌指南
<p>一、短尺草木に付候事。中より二ツにおり、作者の方をうちにして、二ツにたみ、又二につゝみ、木草の枝しげりたるかげにそと結つくる也。萩薄の枝のなきをば、もとのくきにもつけべし。只みやう四ツに成べし。三にもたゝむなり。</p>	<p>○短冊木草に付候事。中より二つに折、作者の方を内にして、又二つにたみ、又二つにつゝみ、木草の枝茂りたるかげにそと結付る也。萩薄の枝のなきをば、本の茎にも付べし。したゝみやう四になる也。三つにもたゝむ也。(三九頁)</p>
<p>一、文にまきそへ短尺やる事。文の中に短尺の字頭を文のはしへして、作者の書方を文の奥へして、巻籠る也。又常にたゝみ、包てもやるなり。</p>	<p>○文にまきそへ短冊つかはす事。文の中に横に字頭を文の端へして、作者書方を文のおくへして、巻籠る也。又常にたゝみ、つゝみ候てもつかはし候也。(三九〇頁)</p>

『二条家和歌指南』は文明十八年(二四八六)以降に東常縁の周辺に成った作法書と考えられ、その内容は堯孝―常縁の流れを汲む二条流に属す。現存する伝本はいずれも他書との合写本であるが、なかでも国立国会図書館蔵本は、外題に「飛鳥井榮雅和歌読方伝 全」と冠されるように、他書と共に雅親著『筆のまよひ』(「飛鳥井榮雅和歌読方伝」は別名)を合写している点で注目される(山本氏によれば、東北大学附属図書館狩野文庫蔵本も雅親の歌学書などの合写本とある。恐らく『筆のまよひ』との合綴本と思われるが、未見にして不明)。こうした合写本が存在することからも、『二条家和歌指南』が飛鳥井流と並んで伝来していた様子が窺える。加えてそれは、二条家の歌学の正統な継承者を謳う飛鳥井家の一面としても捉えられるだろう。

改めて、『和歌樵談』が『二条家和歌指南』を引く箇所に着目してみたい。38・39条は、前後の配列をみると、短冊を草木に結び付ける様々な作法に関してまとめた37〜42条中に組み込まれていることがわかる。ここには、雅親の息雅俊(二四六二、一五二三)の説を記す『永正日記』による飛鳥井流の作法(40条)や、飛鳥井家と冷泉家の説とを対比する37条など(詳細

は後述)、短冊の草木への結び付け方について、様々に存在した諸派の作法を取りまとめる意識が看取される。また、74条は73条と併せて短冊の寸法についてまとめられている。つまり、『二条家和歌指南』による引用は、短冊に関する知識を蒐集する目的のもと、二条流作法の一つとしてここに採録されたと考えられる。

『和歌道作法条々』と『二条家和歌指南』の引用のされ方の相違は、『和歌道作法条々』の本文が飛鳥井流作法書の内部に取り込まれていたのに対し、『二条家和歌指南』が合写の形態で飛鳥井流作法書と並び伝わっていたことも関係していよう。或いは、『二条家和歌指南』には、版本として刊行されるなどした『和歌道作法条々』ほどの価値が見出されていなかったのかもしれない。この点、両書の二条流作法書としての位置付けについても今後更に考えていく必要がある。

六

ここまで先行する二条流作法書との関連について見てきたが、このほか典拠の明らかなものに、前節で触れた『永正日記』がある。『永正日記』は、雅俊が永正十七年(一五二〇)に池永清甫に伝えたこととされる飛鳥井流作法書である。『和歌樵談』では、40・45・46・55と69条の計一八箇条を『永正日記』から引用し、40・45・46条のみ別処に配している。このうち40条は、前述したように短冊を草木に付ける諸作法の一つとして37と42条中に取り入れたことが推される。だが、45条は野外で風の強い場合に文鎮を使用するよう述べるもの、46条は短冊の数え方を記すもので、前後の内容との脈絡はない。55と69条も同様で、63条と46条が重複する以外は、概ね『永正日記』の記載順に抄出されているようだが、その内容と配列に規則性は認め得ない。ただ一つ注目するとすれば、『永正日記』で口伝として表記されない内容に関して『和歌樵談』46条では明示されていることである(傍線は私に付した)。

和歌樵談

一、題を短尺に書候時、かぞへ候へと有時、短尺かぞへやう口伝にて候。左に持て、右之手にてかぞへわたし候。

永正日記

一、題を短尺にて書に付、数々候へば、其時短尺かぞへやう口伝にて候。(四七八頁)

重複する63条も46条と全く同文であるから、口伝内容の追記は雅豊以前の所為であろう。口伝の内容が表記されることで、

新たな歌会作法書が生成される過程を示唆している。すなわち、歌会作法書も古今伝受における口伝の相伝と同様の役割を有するものだったと考えられるのである。

七

このほかにも、『和歌樵談』の作法に関わる条項には、管見に入った歌会作法書には見出せない典拠未詳のものも多くある。以下、それらの内容について検討していきたい。

典拠未詳の条項のうち、最も注目されるのは、29～37条である。この九箇条は、懐紙の事に続き、当座の会に関する事項、歌題に関する詠法、短冊を草木に付ける作法、という順に記され、緩やかながらも配列意識が認められる条項群である（38条以下は、既述のように『二条家和歌指南』などによる短冊を草木に付ける諸作法が続く）。飛鳥井家や二条家、冷泉家の説を対比する内容が見られるのも注意される。例えば、30条には次のようにある（傍線などは私に付した）。

一、懐紙かさねやうの事。重やうは、二条家御子左、飛鳥井家は、上首を上にて重て二に折て、講師上より取て文台に置は、下藤より次第に後々上首を講ずる也。然ば前後ともに上首上にて侍るなるべし。冷泉家には、先、下藤を上にて重て、是も二つに折て置て中より出せば、同下藤より講ぜらるゝ也。中より出は上より出す心也。次第に講ずれば、後には上首に成也。……

二条家と飛鳥井家は同じ作法として一括りにされ、冷泉家説と対比される。二条家を「御子左とも云」と割注する姿勢は、他の飛鳥井家の歌学書と似通う。例えば、雅威著『於歌道成業譜代頗相違之事』では、二条家のことを御子左家と称すほか、「御子左家」の文字に「二条家也」との傍記が確認される。冷泉家に対し、二条家こそが御子左家の正統な継承者だとする主張である。

また、35条には、次のようにある。

一、季雜題に恋の心を読事。むかしの歌には相まじはり侍り。近代は当流不読之。恋の歌に季の心をよみ入る事勿論也。

今も冷泉家には読由申入侍り。但、くわしくは不知之。

ここに言う「当流」とはどの流派であろうか。冷泉家説を記した後に「くわしくは不知之」とあるので、冷泉家から距離のあることは言うまでもない。36条にも「当流」の説は見られる。

一、一題をよむ事。題をよむ事は、当流には如何にもやわらげて読べき也。述懐をおもひをのぶと読、懐旧、ふるきをおもふと読がごとし。冷泉家には多分こゑに読といへり。雖然、述懐々旧は同よめり。然上はのこりも同じかるべけれども、多分声によまれ侍る也。山家、田家にも、飛鳥井家には、やまの家、田のいへと侍り。但、如此事は講師の時のことなり。常の時は、しゆくやい、くやいきう、さんか、てんかと読てくるしかるべからず。：

冷泉家や飛鳥井家と並べて「当流」の説を掲げているのだから、「当流」は二条流をさすとみるのが自然に思われる。もつとも、「当流」が二条流だとしても、飛鳥井家説と殊更相違があるわけでもなく、むしろ二条家の正統な継承者たることを標榜することさえあつた飛鳥井家であるから、家の作法書に書き入れたところで支障を来すことはない。

更に37条には次のように続く。

一、短尺を草木の枝に付る事。歌を書て、短尺を先立に三に折て、さて横に二に折て、切目を上になるやうに付る也飛鳥井
本用之。又先づよこ冷泉家、
用之に、飛鳥井には両方共に雖用之、猶後の義よきよし、雅俊卿は申されし也。……

これが飛鳥井家当主の手になると考えるには「飛鳥井本用之」という注記のされ方などに些か疑問があるが、雅俊の説が付されることには留意される。

雅俊の説は、例えば、29条にも次のように確認される。

一、懐紙を懷中に持し事。懷中に持ゆへに云名也。会之時、懷中より取出して各文台に置。……又、文台上にて中はしに上下あるべしと云人在之。此事、雅俊卿に尋申時、上下ある事無存知、只中に置べしと云々。定家卿説にも文台にさし置と斗有之。近くも、享徳二年二月廿五日御会の記にも、只下藤より文台にをくと有。冷泉政為卿なども文台の上いづくにも置べしと申されしなり。

文台の上へ懐紙を置く際の置き所について、文台の上であればどこでもよいことの証左として雅俊説が示される。雅俊と同時代に活動した冷泉政為（一四四六・一五二三）の言を引き、享徳二年（一四五三）を「近く」というから、雅俊の生前もしくは没後間もない頃に、雅俊から講釈を受けた某かが筆録したものであろうか。いずれにせよ、これらの内容は飛鳥井流のものとみて相違なからう。

いま一つ、31条を取り上げてみる。

一、当座の題をさぐる事。兼日の懐紙いまだ出ざる以前に当座の短尺を支配すべし。其様は、硯のふた杯やうの物に入て上首には次第に御前に持参し侍れば、とらせ給ふ也左の。手也。 ……其短尺ひろげずして其まゝ折たるひまより題をみる也。たとへ見えずとも、みる体にすること、古実也。みべるからずといふ人有ば、各とり終て可見と云々。雖然、たしかに雅俊卿、折たるまゝあひよりみるていをすべきと云々。 ……

ここでも雅俊説が、短冊を広げずに折り目の隙間より題を見る姿をとるといふ故実を証拠立てるものとして引用されている。これらの条は、飛鳥井家周辺の人物によって筆録された飛鳥井流の作法書によるものと考えられ、いずれも雅俊の説を以て歌会作法の故実の正当性を再確認しているのである。

飛鳥井家において歌会作法がまとめられ始めるのは、雅親が『筆のまよひ』を著すあたりからである。雅親の弟雅康は『和歌功能』などを残し、雅親の息雅俊もまた『永正日記』のほか、『和歌条々』を複数の武家へ相伝しており、両者の名を付す相伝書は多く現存している。雅康や雅俊の時代を経て、飛鳥井流の作法書がしだいに作成、相伝されるようになったと考えられる。ちなみに、飛鳥井流切紙口伝も宋世の名を多く残しており、雅康が重要な存在であったことが知られる。とはいえ、例えば、飛鳥井雅典（一八二五・一八八三）著『古今和歌集伝授』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）の「和歌系図略」を見ると、

…—雅世—雅親—雅俊—子孫略之
「雅康

と図示されるように、飛鳥井家において、雅康はあくまで庶流であり、雅親—雅俊を主流として捉えるのが通例であった。

それゆえに、雅俊の名は飛鳥井流の作法伝授において重んぜられたのではなかったろうか。右述の29・31・37条は、雅俊の説が飛鳥井流で如何に重視されたかを物語っている。また、それらの説は飛鳥井流の作法が正統であることを証明するものでもあったろう。雅豊がそのような雅俊説を尊重したらしいことは、前節で触れた『永正日記』の引用からも看取される。更に想像を逞しくすれば、雅章の門弟心月亭孝賀（生没年未詳）記『尊師聞書』に、

総じて大納言は御家にては榮雅以来の御器量、諸公家にては五十年百年の中にて生まれなる御事と下々の衆まで申侍る也。
（『近世歌学集成 上』二七六頁）

と記されるように、榮雅の再来の如く評される雅章を父に持った雅豊は、榮雅の子雅俊を自らに重ね合わせ、強く意識したのかもしれない。ともあれ、雅豊が『和歌樵談』内に雅俊の説を引く営為の根底に、飛鳥井家の家督として求められる知識や心得を整理し、習得しようとする意識があったことは確かである。

八

『和歌樵談』は、雅章の没した僅か二ヶ月後に、四男雅豊の手によって編まれた歌学書である。本書は歌道に関する知識を諸書によりまとめられたものであり、その内容は、歌道に関する雑談的部分と、歌会作法に関する様々な故実などを整理した部分とに大別される。そのうち、雑談的部分は『兼載雑談』と『正徹物語』上巻による引用で構成され、『兼載雑談』からは二条流の歌学に関する内容を、『正徹物語』からは定家の説を中心とする『新古今集』時代の歌人の逸話などを中心に集録する。また、歌会作法や詠法に関する部分には『和歌道作法条々』や『二条家和歌指南』から二条流の作法を寄せ集め、二条家の継承者たらしめとする——更に言えば、御子左家から続く正統を意味する——歌道家としての飛鳥井家の在り様が改めて確認される。一方で、飛鳥井流で重んぜられたであろう雅俊の説を『永正日記』などによって処々に引く営為からは、飛鳥井家の正統性を誇るとともに、雅章亡き後、飛鳥井家当主として家の歌学を継承しようとする若き後継者の姿を看取することができる。

雅豊は、『和歌樵談』を著した数年後、天和の頃より様々な歌会にその名を列ねるようになる。折しもそれは、後水尾院が延宝八年（一六八〇）に崩御し、靈元院歌壇が隆盛を極めんとする時期でもあった。『和歌樵談』を著したのは、歌壇へ登場するための一階梯でもあったに違いない。雅豊は『和歌樵談』をまとめることで、様々な歌会に実践的に対応できる作法と、正統な歌学を継承する歌道家たる知識を習得したのである。

なお、『和歌樵談』中にはいまだ出典の知れぬ条も残っている。いずれも二条流に属するものと思われるが、他の作法書との関係についても更なる説明が俟たれるところである。

※表の略号は以下の通り。『正徹物語』以外のものに、私に章段番号を付した。

兼 兼載雑談・正 正徹物語・和 和歌道作法条々・二 二条家和歌指南・永 永正日記

和歌樵談		兼	正	和	二	永
1	歌の三十一文字					37
2	作より稽古すべし	35				
3	初心者と本歌取り					22
4	古今集の歌の本歌取り					23
5	古今集の歌の本歌取り					23
6	歌の心を心得る事					24
7	歌枕には才学不用の事					25
8	傍題を戒める事					28
9	「郭公稀」題					29
10	雑題で季を詠むまいとする事					30
11	季題の順序					31
12	達者の題字を詠まぬ詠法					32
13	結題の読み方					73
14	晴の歌の詠歌姿勢					103
15	本歌取りと句の置き所					39
16	恋歌は女房の歌がよい事					41
17	定家と家隆の本歌取りの違い					47
18	初心者は達者のまねをせぬ事					75
19	心ざしの及ぶ所に適うべき也					76
20	三代集の歌の本歌取り					80
21	制詞の事					81
22	近代の歌を本歌取りせぬ事					81
23	幽玄体の事					82
24	歌に師なし					92
25	公宴での披露					93
26	頼阿の逸話					95
27	「歌」の文字遣い					105
28	平頭病・声韻病					13
29	懐紙を懐中に持つ事					
30	懐紙重ね様の事					
31	当座の題をさぐる事					

和歌樵談		兼	正	和	二	永
32	当座題で歌の出来た後の事					
33	晴の御会の時に当座なき事					
34	雑題に季を詠む事					
35	季雑題に恋の心を詠む事					
36	一題を詠む事					
37	短冊を草木の枝に付ける事					
38	短冊を木草に付ける事					28
39	文に巻き添えて短冊遣る事					29
40	短冊を花紅葉の枝にかける事					75
41	又、草木に短冊を付ける事					
42	人に遣る短冊の草花への結び方					
43	白き水引は晴の時なり					
44	恋歌はよく短冊に墨を付ける事					
45	風の吹く時は文鎮を置く事					76
46	短冊の敷え様(※)					77
47	色紙を屏風障子に押す事					
48	屏風障子に色紙押す事、寸法事					
49	双紙外題に押す事					
50	歌の名の事					
51	墨を摺り始める事					
52	硯にて墨を摺る事					
53	常の歌の返歌の事					
54	鸚鵡返しという事					
55	百首の和歌題配り次第の事					35
56	和歌会席の時、題読み様					36
57	贈答の歌の時、我歌短冊に書事					40
58	当座歌を詠む事					43
59	短冊一枚に歌二首書き様の事					47
60	古歌を取る事					55
61	初の五文字					56
62	木枯の詠み様					57

和歌樵談		兼	正	和	二	永
63	短冊の敷え様(※重複)					77
64	三首出題の事					83
65	巻頭の歌					91
66	蛭を夏虫と詠む事					154
67	歌一首の中に同じ詞二つ有る事					177
68	「すぐ六の」の歌					172
69	かべとは夢の事なり					191
70	文の奥には四三一一と書くなり					
71	文に歌書く事					
72	文台の広さ一尺四寸					
73	短冊は広さ一寸八分					
74	短冊は一寸七分に切るべし					11
75	文台・筆返し的事					
76	短冊の折り様					
77	短冊の歌の書き様					
78	出題する事					
79	一夜百首、一日百首					
80	座列会は秘事なり					
81	座列会、座次第					
82	弔歌の詠み様					
83	弔歌の書き様					
84	法座での和歌					
85	酒宴などで主人に短冊を奉る事					
86	三首題の時、短冊の重ね様					
87	中書は紙を二つに折る事					1
88	賀茂祭と「志めや」の歌					2
89	賀茂祭に出る葵は二葉なり					3
90	下かもは鴨、上かもは賀茂なり					4
91	吉野山の花					5
92	嵐山の花					6
93	富士の山					

- 1 川平ひとし『詠歌之大概』諸抄採拾(二)―靈元院抄―(『跡見学園女子大学紀要』22号、一九八九年三月)には、元禄八年(一六九五)、雅豊三十二歳の時に、靈元院による『詠歌大概』講釈を聞き書していることが挙げられる。また、鈴木健一『近世堂上歌壇の研究 増訂版』(汲古書院、二〇〇九年)などに、靈元院主催の御歌会での雅豊の出詠が触れられる。
- 2 中村一紀「鷹司家文庫の書誌的研究」(『書陵部紀要』44号、一九九三年三月)参照。
- 3 『後鳥羽院口伝』(嘉永五年(一八五二)写)、『和歌色葉』(嘉永七年写)、『和歌秘伝条々』(安政三年(一八五六)写)など、全て歌学に関する資料である。
- 4 注2中村論文によると、和氣信徳は政通の和歌の門人であったという。信徳による鳥丸光政所持本の書写は、『名所景物』(安政二年(一八五五)写)、『自讃歌注』(嘉永六年(一八五九)写)、『古今和歌集』(嘉永七年写)など多数確認される。また、三条西季知からは『頼阿法師詠』を借用、書写している(嘉永七年写)。
- 5 金子金治郎『連歌師兼載伝考』(桜楓社、一九六二年)など参照。
- 6 山本啓介「和歌会作法書の生成―二条流・飛鳥井流を中心に―」(『中世文学』52号、二〇〇七年六月。のち、『詠歌としての和歌和歌会作法・字余り歌―付(翻刻)和歌会作法書―』新典社、二〇〇九年、再録)、同「飛鳥井家の和歌会作法伝授―『和歌条々』を中心に―」(『和歌文学研究』100号、二〇一〇年六月)、小川剛生「飛鳥井家の家学と蔵書―新統古今集まで―」(『中世文学と隣接諸学』5 中世の学芸と古典注釈』竹林舎、二〇一一年)ほか参照。
- 7 飛鳥井家の一首懐紙三行五字書きについては、武井和人「飛鳥井家歌学書類札記―室町歌学史私稿―」(『リポート笠間』24号、一九八三年十月)、同「一首懐紙書式雑纂」(『埼玉大学紀要人文科学篇』33号、一九八四年十一月。のち、『中世和歌の文献学的研究』笠間書院、一九八九年、再録)に詳しい。

8 稲田利徳『正徹の研究』（笠間書院、一九七八年）。

9 久保田淳「〔資料紹介〕 別本『和歌秘抄』（和歌書様）について」『中世文学』17号、一九七二年五月。のち、『新古今歌人の研究』東京大学出版会、一九七三年）、川平ひとし「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について―付・本文翻刻―」（『跡見学園女子大学紀要』21号、一九八八年三月。のち、『中世和歌論』笠間書院、二〇〇三年、『中世和歌テキスト論』笠間書院、二〇〇八年、再録）。

10 廣木一人・松本麻子・山本啓介編『文芸会席作法書集』（風間書房、二〇〇八年）、注6山本著書など参照。冷泉流作法書は、注9川平著書に詳しい。

11 大取一馬編『龍谷大学善本叢書24 詞源要略・和歌会席』（思文閣出版、二〇〇四年）、小高敏郎「〔資料紹介〕 飛鳥井歌道秘伝書」（『共立女子大学短期大学部紀要』1号、一九五七年十二月）、山本啓介「飛鳥井流和歌会作法書『和歌条々』について―諸本と伝授関係の整理を中心に―」（『国語国文』78巻11号、二〇〇九年十一月）、注6山本著書・論文、日下幸男【史料紹介】飛鳥井家和歌伝授書二種（翻字）（『国文学論叢』55輯、二〇一〇年二月）。

12 注6山本著書。

第四章 地下との交流ならびに歌書の伝来

第一節 雅章と鍋島直能

一

言の葉のほひもそひて咲つゞく花にうれしき岡野べのやど

右の歌は、小城市立歴史資料館蔵『岡花二十首和歌』に収められる、肥前小城藩第二代藩主鍋島直能（初名、直宗。一六二二・一六八九）の詠歌である¹。言うまでもなく、「言の葉」には和歌の意が込められており、満開の桜花の如く、朽ちることのない華やかな歌の道と、そこからもたらされる直能の栄誉を謳ったもので悦びに満ち溢れている。

同時代の和歌のなかにも、「言の葉」と「花」とを詠むものは少なくない。例えば、『岡花二十首和歌』にも名を列ねる日野弘資（一六一七・一六八七）や、後水尾院より古今伝受を授かったことで知られる岩倉具起（一六〇一・一六六〇）などは次のような歌を詠んでいる。

言の葉の花に匂ひて散りうせぬ種も千とせの秋のしら菊（『新明題和歌集』卷三・秋・二五七〇・日野弘資）

ちぢの秋もあかぬ心を種として菊や言葉の花に咲くらん（同・秋・二五七一・岩倉具起）

無論、直能の桜の詠歌と秋菊を詠む弘資らの歌とは直ちに比較できるものではないが、こうした同時代の詠草と並べてみても、「言の葉の…」の歌に込められた直能の和歌に対する思いや、直能周辺の華やかな文化のあり様が感じられる。

ここに垣間見える如く、直能が和歌や書などの諸芸に長じていたこと、加えてその環境となった鍋島家周辺の人々の姿については、既に井上敏幸氏が細部にわたって明らかにしておられる²。本稿も、井上氏の学恩に負うところが大きい。

直能が堂上歌人として著名な飛鳥井雅章（二六一一・一六七九）に入門し、和歌の添削を受けていたことはよく知られている。坊城俊完（一六〇九・一六六二）女伊賀子（長寿院、良純法親王の姫君）が直能の後室であり、雅章女が坊城俊完の息子俊広の妻で

あることから、両者が姻戚関係にあったことも、夙に指摘されるところである。先に示した『岡花二十首和歌』は、延宝三年（一六七五）、直能五十四歳のときに、後水尾院や後西院、道寛法親王のほか、雅章や俊広など公家達の詠草を蒐集したもののだが、ここでも雅章が大きな働きをしたとみられている。姻戚関係で繋がりながら、堂上と地下として師弟関係にもあった雅章と直能との実際的な交流はどのようなものであったのだろうか。

堂上において雅章は後水尾院の歌道伝受によって歌壇での地位を一層高め、歌道の相伝を通して院周辺の人々との関係を深めていった。更に、雅章が武家伝奏でもあったこと、雅章が歌会作法を徳川家ゆかりの東福門院（後水尾院后）や後水尾院の息子尊光法親王（三代將軍徳川家光の猶子となり、知門院入室）などに相伝していることなどから、そうした歌道相伝の舞台裏に徳川家の影響が少なからずあったことも推察される（第二部・第二章参照）。このような堂上での動きが、地下である直能との関係に与えた影響も少なからずあるのではないか。また、雅章を語るうえで蹴鞠も切り離せない要素として存在する。和歌のみならず、蹴鞠を通して両者の間にどのような交流が行われたのか、和歌と蹴鞠の双方から考える必要もあろう。本章では、和歌と蹴鞠の両道により堂上での地位を確立していった雅章が、地下の直能に如何なる関わりを果たしたのか探るべく、『直能公年譜』の記事に基づきながら、両者の交流の模様を改めて検証し、江戸前期における堂上と地下との関わり方について考えてみたい。

二

直能が雅章へ歌道の入門を果たし、詠法の相伝を受けたのは、十八歳の頃であった。『直能公御年譜』寛永十八年（一六三九）四月十九日条には、次のようにある（かな表記にするなど、私に適宜改めた）。

直能公は兼て和歌の道御心懸、飛鳥井大納言雅章卿へ御入門、歌道の秘事、詠方の口決等、連々御相伝被成候。

このとき、雅章は二十九歳。「歌道の秘事」「詠方の口決」がどのようなものであったかは具体的に知れないが、佐賀大学小城鍋島文庫に飛鳥井雅康（宋世、一四三六―一五〇九）著『和歌功能』や「飛鳥井家の説」などを記した潮信編『千種』など

が直能旧蔵として残されていることは留意される⁴。殊に『和歌功能』は比較的広く流布した飛鳥井家の歌会作法書である。このような作法書の類は、既に中世から武家に対する相伝によく使用されており、雅章が旧例に従って直能に相伝したことも容易に想像される。加えて、小城鍋島文庫本は「蹴鞠道口伝之条々」や「可用意事」「由緒詞」が付されるなど、伝本のかなかでも充実した内容を有していることも興味深い。

雅章が歌会作法書を相伝した例としては、後水尾院の息尊光法親王へ調進された『飛鳥井家懐紙之法』があるが、尊光法親王がこれを受けたのは十九歳であった。また、雅章の息雅豊が歌会作法や詠法について集成した『和歌樵談』を成したのは十六歳のことである（第二部・第三章参照）。尤も、雅豊はこの年、父雅章が死去したことにより、後継として早期にこうした作法書をまとめざるを得なかったということも考えられるのだが、ともかくも、作法や詠法の相伝は概ね十代後半に行われるものとして定着していたようである。

これ以前より歌道に執心していた直能も、十八歳という適齢を迎えたことで、雅章から詠法等の実践的な知識に関して本格的に教わるに至ったのである。二ヶ月後には、雅章から詠草の添削を受けている。

先日給候御詠一卷、令一覽之間、進入申候。何も尤に存候。無隔心所存之趣、書付懸御目候。高免々々。

六月

飛鳥井中納言

鍋島飛驒守様

但し、残念なことに、『直能公御年譜』にはこれ以後、右のような添削のやり取りを明確に示す記事は見つけられない。一方で、直能が自詠の和歌を雅章に送る様子が度々記録されている。以下、それらの記事について掲出し、詠歌も含めて見ていきたい。

明暦二年（一六五六）八月、直能三十五歳の時、参勤交代で江戸へ向かう道中、京都に立ち寄り、雅章と面会し、和歌を送っている。

これも又かの子まだらの色と見る都のふじの峰の白雲

此詠は矢橋の舟の中にて、折ふしをよみ出したる也。たゞにはと飛鳥井垂相へ見せ侍りしかば、感にたえて珍重此一首也とさし返されし也。しかるを書とめて置かぬほいなさ無念也とて、跡をたづね大坂まで事付けてくれよとありし故、染禿筆のぼせ侍りし也。

明暦二年八月十六日 御自筆の御控有。

矢橋は、八橋ともいい、近江八景の一つ。琵琶湖の南東岸にあり、大津まで行き来する渡船場があつた。その船中にて詠じた歌を雅章へ見せたところ「珍重」との褒め言葉をもらったが故に、大阪にて改めてしたためたという。

さて、その和歌を見るに、明らかに『伊勢物語』東下りの「時知らぬ山は富士の嶺いつとてか鹿の子まだらに雪の降るらむ」を踏まえている。矢橋という地名から『伊勢物語』の「三河国、八橋といふ所にいたりぬ」を想起し、参勤交代の旅路を業平の東下りに准えたのであろう。「富士の山を見れば、五月のつごもりにも、雪いと白うふれり」という『伊勢物語』の景色を八月に置き換え、下の句を「都のふじの峰の白雲」としている。無論、業平の東下りに旅情を重ねることは、紀行文を始めよく見られる常套的表現でもあり、さして珍しいものではない。例えば、雅章も寛文十六年三月頃の旅路で、次のような歌を詠んでいる。

宇津の山を行に花のさかりなれば業平の朝臣のふることをおもひいで、

葛紅葉いかで及ばん春は又はなを分行うつ山越(古典文庫『飛鳥井雅章集』所収、大阪府立大学図書館蔵。『雅章卿御詠』五六四)この雅章の歌も、「宇津の山にいたりて、わが入らむとする道は、いと暗う細きに、つたかへでは茂り、もの心ぼそく、すぐるなるめを見ることと思ふに、修行者あひたり」という『伊勢物語』東下りの一節を踏まえていることは明らかで、「つたかへでは茂り」とする『伊勢物語』の宇津の山道を「はなを分行」と転じているのだが、こうした雅章の詠じ方が直能の詠作に影響を与えた可能性は十分に考え得る。また、右のような和歌の表現のなかに直能の古典への造詣を看ることもできるだろう。

直能は翌三年八月十五日にも、明石の浦の船上にて月を眺め、和歌を三首詠じている。

浦月

明石がた浦風清く雲晴て磯辺の浪に月ぞくどくる

須磨あかし幾秋かけて海士人は浪の千里の月や見るらん

心なき蚕も今宵は舟とめて最中の秋の月や見るらん

追つて十八日、雅章から直能のもとに、次のような返翰が届いている。

就江戸御参勤、今日伏見へ御着之由、目出度存候。海上御隙入候て急御通候由、此度は不得御意一入御残多存候、云々。

尚以去十五日には明石にて月を御覧候由、御浦山敷存候。御詠定て、可有之と存候。重て可承候。以上。

八月十八日

雅章

鍋島加賀守殿

「重て可承候」には直能の詠草を添削するという意があるうか。ここでの直能の和歌を見てみると、『源氏物語』の影響を当然認めざるを得ない。『源氏物語』須磨・明石巻に描かれる光源氏の愁情と明石浦から眺める月のもたらす印象的な物語世界は、言わずもがな後世の和歌にも多大な影響を与えてきた。同時代のものを例に挙げるならば、後水尾院も、

須磨明石すむらん影もみるめなき我身を裏の浪の上の月（『後水尾院御集』一二四一）

といった歌を詠じている。光源氏の流離譚を自らの羈旅に重ねた直能の歌もこのような古典享受のうえに成り立っていると見える。

また、寛文五年（一六六五）五月、直能四十四歳の折には、雅章が勅使として江戸へ参じた帰途に、次のようなやり取りが見られる。

雅章卿、東都よりのぼられしに、戸塚といふ所までいひをくりける。

このたびはさこそ心につもるらし此も五月の雪のふじの根

雅章卿返し

ふることを思ひ出つゝむかひ見ん五月の空の雪のふじのね
この贈答は、『雅章卿御詠』にも次のように見られる。

鍋島加賀守直能のもとより送られ侍りし

今度はさこそこゝろにつもるらしころもさ月の雪のふじのね

返し

ふることをおもひ出つゝむかひみん五月の空の雪のふじのね（一二三四・一二二五、古典文庫）

直能が雅章へ送った歌には「五月の雪のふじの根」が詠まれ、先の歌と同様、『伊勢物語』の東下りが念頭にあることは明白である。一方の雅章の返歌には、「ふることをおもひ出つゝ」とある。『雅章卿御詠』の宇津の山の詠歌に「業平の朝臣のふることをおもひいでゝ」とあったのと同じ発想である。『直能公御年譜』からは、直能が『源氏物語』や『伊勢物語』の表現を殊更意識して和歌に取り込み、雅章へ見せる様子が確認されるが、そこには当然ながら指導者である雅章の影響が色濃く窺えるのである。

このような雅章を介した直能の古典享受の一端を伝える記事が『直能公御年譜』にみられる。既に指摘されるところではあるが、改めて確認しておきたい。

直能公御能書にて筆道御相伝被成、又、兼々飛鳥井様御手跡御習ひ被成、甚御上達に付、彼御方より源氏物語の内巻卷、御写し被進度御懇望に付、先達て帚木の卷一帖、御書写被入御覧候故、御賞美之御書御到来。

源氏帚木の卷、染賢毫給候。扱々見事さ驚愚眼存候。家之重宝と存事候。

五月廿七日 雅章

鍋島加賀守殿

飛鳥井家は歌鞠両道のほかに、飛鳥井流（業雅流）などで知られるように書道においても派を成しており、雅章もこれを能くしていた。その雅章の手跡を手本として直能は書に磨きをかけ、上達した暁に、雅章の懇望を受けて『源氏物語』帚木卷

一帖を書写、贈呈している。

当時、このように公家から武家に対して『源氏物語』の書写の所望が度々なされていたことは、次のような記述からも知ることができる。

源氏物がたり、武家のめん／＼に所望し給ひしに、堀美作守親昌、一巻かきて、「老のなみ見るめたゞよふなぎさにはかくもかひなきもくづなりけり」とよみてそへられける、かへし

老のなみ立かへるかとき水くきのあとときよげなるわかのうらかぜ（古典文庫『飛鳥井雅章集』所収、宮城県立図書館伊達文庫蔵『飛鳥井雅章詠歌集』一五四）

雅章が詠んだ「わかのうらかぜ」は「老のなみ」に対する表現であるが、一方で歌道の意も含んでいよう。すなわち、『源氏物語』の書写は歌道教育の一環としても機能していたと考えられる。直能の帚木巻の書写にも右のような書写活動と同様の目的があったに違いない。直能の筆には雅章も目を見張るものがあつたらしい。実際、小城鍋島文庫に現存する直能自筆を見ると、公家の如く流麗である。『源氏物語』書写の記録からは、直能の古典享受が垣間見えると同時に、単なる遊びではなく諸芸を極めようとする彼の才を窺知できる。

三

しかし、このような雅章と直能の歌道を通じた交流がありながらも、雅章が直能に対して古今伝受を行うことはなかった。『直能公御年譜』寛文元年（一六六一）二月二日条には、

二月、直能公、兼て歌道御執心之末、北野の能貨より古今集御伝授相濟候。右、能貨と申は能円が次男也。

とあり、京都北野天満宮の能貨より古今伝受が行われたことが知られる。このとき、直能は四十歳であった。一方の雅章は五十一歳。既に明暦三年二月に四十七歳で後水尾院から古今伝受を受けていたが、この頃の雅章は、後水尾院による和歌稽古会（万治御点）に参加するなど、院による歌道教育のメンバーに加わっている最中でもあった。

他方、肥前佐賀藩第二代藩主である鍋島光茂（一六三二・一七〇〇）は、寛文十一年（一六七一）十月十八日に雅章より三部抄伝受を受けている。次に示したのは、その際の和歌である。

同 十月十八日 大津にて松平丹後守光茂朝臣に三部抄を伝授之時

けふぞ此山口しるく分そめぬ末もたどらし言のはの道

返事

たのもしき言はの色の山口もみぢ（五掛）しるく匂ふ夕ぐれ（『雅章卿御詠』一五七七・一五七八、古典文庫）

雅章は、寛文元年五月に後水尾院より『百人一首』の講釈を受けた後、翌二年には和歌稽古会を終了、同三年四月に『源氏物語』の語注釈を受けたところで、院主催の歌道教育を一通り終えた。光茂の雅章への古今伝受の懇願は、『北野拾遺』所収の北野天満宮への祈願文によると、万治二年ことであったが、その後光茂が四十歳を迎えた頃には、雅章も後水尾院の歌道全般に亘る相伝を終えていたがゆえに、懇願通り、古今伝受の一階梯として三部抄伝受を授かることが叶ったのである。

直能が雅章に古今伝受を授からなかった理由の一つには、直能らにとっては何より四十歳で古今伝受を受けることに重きがなされていたことがある。

つねには、四十未満にては、古今伝受なしといへども、定家は十六にての伝受なり。（日本歌学大系 6）

という『耳底記』の記述からも知られるように、伝受の年齢をめぐる四十歳以上とする考えが存在していた。禁裏においては、後水尾院以降必ずしもこれに従うわけではないが、地下である直能や光茂はこのしきたりを遵守していたとみえる。但し、直能が四十歳となった時期の雅章は、前述のように後水尾院による講釈の最中にあり、直能へ伝授をできる状況になかったと考えられるのである。

四

このような歌道の相伝をめぐる繋がりとともに今一つ欠けてはならないのが蹴鞠である。寛永十六年四月十九日、直能十
八歳のとき、雅章は歌道の相伝とともに直能へ蹴鞠入門の免状を与えている。

絹戻上并糸紐

紫下濃葛袴

鴨沓錦革

右免之候。可有着用者也。重ねて免状可進候也。

寛永十六年

卯月十九日 雅章

鍋島飛驒守殿

これが雅章の直能へ最初に与えた蹴鞠入門の免状である。絹戻とは絹糸で目を粗く織ったもの、鴨沓とは蹴鞠に用いる革沓のことである。この入門で、直能は絹戻の水干と紫下濃の葛袴、錦革の鴨沓の着用を免ぜられている。蹴鞠免状に記載される装束の色目は、入門から段階を踏むごとに次第に変化していく。雅章が直能とほぼ同時期に豊後杵築藩主松平直次に宛てた蹴鞠免状を見ると、寛永十九年三月三日の入門時に、「紫下濃葛袴・鴨沓有紋紫革着用許可免状」「紋紗上・糸紐着用許可免状」が与えられており、紫下濃の葛袴や糸紐の着用が入門階級に許可されるものであることが確認できる。更にこの翌月、直能は雅章から重ねて蹴鞠の免状を与えられている。

板物上

右免之候。可有着用者也。重ねて免状可進候也。

同年

五月朔日 雅章

鍋島飛驒守殿

一方、この翌日に雅章は徳川家光から蹴鞠道の印券を発行されている。勿論、寛永年間には既に雅章は堂上において蹴鞠会にも参会しており、直能に対して免状を授けるに十分であったと思われる。但し、雅章が蹴鞠を通じて直能とその周辺との関わりを密にしたのは、正保三年（一六四六）に蹴鞠書を送ったあたりからであろう。

正保三年（一六四六）十月六日には、雅章から直能のもとに次のような書翰が届いている。

先日は預御使札候へども、其節息少将遠行仕候て取紛、御報延引申候。心中御推量可被成候。扱、内々御約束申入候書、何角令遅引到今度進候。御隠密に被成可被下候。能々被逐一見、可有御工夫候。将亦まり装束之事、神そ如在無御座候。委細重て可得貴意候。書中不能詳候。恐々謹言。

正保丙戌十月六日 飛鳥井宰相 雅章

鍋島飛驒守様

「御約束申入候鞠書」とあり、延引していた約束を果たすため、この日雅章より直能へ蹴鞠書が送られたことがわかる。だが、現在のところ、小城鍋島文庫に蹴鞠書の類は見出せず、雅章相伝の蹴鞠書がどのようなものであったかは明らかでない。

更にその十年後、明暦二年（一六五六）五月二日には、次のようなやり取りが見られる。

如芳意日は首尾能御暇被下、御気色愈以宜御座候通被仰聞、天下之大悦不可過之奉存候。就中、内々御約束被入意候蹴鞠口伝之義、今晚、前約仕候客来候間、如何と存候。明晩も定て見廻之衆繁多にて、可有之候間、頓て御上京にて、拙子所へ御尋所希候。鞠装束・免状ども見せ給候。無比類存候。御執心之段、尤に存候。鵝上は於鞠道、子細規模之義にて御座候へ共、紀伊守殿以来、異于他事候間、御着用尤存候。珍重々々。尚期面上心事可申述候。謹言。

五月二日 飛鳥井大納言 雅章

鍋島加賀守殿

以前より約束しながら機を得ず「蹴鞠口伝之義」の相伝が遅延していることを詫びる内容で、先の「蹴鞠書」の相伝から

十年経て「蹴鞠口伝」が伝えられたことがわかる。これらの文面から察するに、直能の蹴鞠への執心ぶりは歌道のそれに勝るとも劣らず、雅章からの蹴鞠書や口伝の相伝を切に待ち望んでいた模様である。

当時、地下にとつて蹴鞠とはどのような意味を持つものであったのだろうか。『直能公御年譜付録』（餘編）の蹴鞠に係る記述を次に参照してみたい（□は判読不明箇所）。

蹴鞠の芸は、（小堀初代茂）月堂様已来、直能公にも御執心深く、飛鳥井家に御懇望有。其妙術、御鍛錬被成候。世人は其甚深の意味有て兵道に通ずる訳を不知して、只公家の慰み、風流の戯れ事とのみ□へるは、大なる心得違ひ成べし。

元茂・直能親子にとつて蹴鞠は武道に通ずる重要な術であったことが改めてわかる。右の記述はこの後、中国における鞠の起こりと、日本において猿を蹴鞠の守護神とする由来を記し、「其後、飛鳥井雅経卿・難波頼輔朝臣両派を始む、今に至る蹴鞠の御家と唱ふ」といい、「其後普く世に流布し、公家武家共に道を得たる人多くして、地下にも専ら遊ぶ事とは成にける」と述べる。そのうえで、蹴鞠は単なる遊芸ではなく、しきたりや神事としての意味合いなど多分に含まれることを重ねて述べ、

上朝廷より地下の者たり共、和国の風俗にて教の存したる術なれば、翫之に右の主意を失はぬ事成べし。又、地下にて外郎流の曲鞠と云有。御家の流義を学ぶ輩は軽業也とて不用之。

と記している。地下といえども飛鳥井家の流儀を正式に相伝された者だという彼らの自負を物語っているようである。

歌道の場合と同じく、蹴鞠道についても、入門後、段階ごとに作法などをまとめた書物の相伝、口伝を順に授かることで、門弟としての立場を徐々に得られたのであろう。直能は、雅章より口伝を伝授された三年後の万治二年（一六五九）に、雅章から佐賀藩主光茂に蹴鞠装束の免状を与えられるよう、これを仲介している。

一筆令啓候。然ば朽葉葛袴之事、今度松平丹後守殿被仰聞候間、免之候。可有受用候。此義条々、雖子細候達て承候間、如此候。尤規模珍重に候。猶期後音候。恐々謹言。

万治二年六月廿六日

雅章

万治二年といえ、光茂が雅章からの古今伝受を祈願した年である。雅章と光茂とを結び付けたのは、ほかでもない、雅章より歌・蹴鞠両道の相伝を受けながら門弟としての立場を取得した直能の働きかけがあつてこそだったのである。

五

以上、『直能公御年譜』の記事を拾い上げながら、雅章と直能の歌蹴鞠道を通した関わり方について見てきた。このように見てくると、歌道の相伝に併せて蹴鞠免状が相伝されているように、歌道と蹴鞠道とが相互に連動していることに今更ながら気付かされる。武家にとって、蹴鞠道は武道に通じるものとして認識されていたわけだが、その蹴鞠道は歌道と一体のものであつた。換言すれば、歌道は武道にも通じ合うものなのである。井上氏は、

『葉隠』における武士道と歌道とが、その根底において通じ合っている一なるものであるという認識は、基本的に正しいといつてよいように思う。いな、『葉隠』全体を貫いている基本的な思想の一つが、歌道の思想であるといった方がわかりやすいのかも知れない。

と述べ、『葉隠』の武士道精神は、歌道の精神そのものであるとさえいえる」ことを指摘している。が、直能や光茂に共通して見られるこのような精神性は、歌道と蹴鞠道を伝える雅章との関係によつて大成されたといつても過言ではなからう。直能は、時期的事情もあつて雅章からの古今伝受こそ受けられなかったものの、歌道や蹴鞠道の相伝においては雅章の門弟としての立場ともその精神性を確立させた。両道の相伝はともに、ある程度マニュアル化された段階的教育システムに基づいて行われるものではあつたが、そこで伝えられる「道」の精神はなお重んぜられるべきものとして地下の人々の目に映つていたのである。

とりわけ、直能の場合、雅章の影響力は相当であつたと思われる。雅章との和歌の贈答から垣間見える『伊勢物語』や『源氏物語』などの古典享受のあり方もその一つである。晩年になつても直能がそうした精神性を大切にしていたことは、次の

ような記事にも現れているであろう。

一、岡山の西に廻り候御堀を牛津堀と号す。牛津の人夫にて御堀せ被成候、南の方に琵琶堀と号する有。びわの形に似たる故也。西岡の御泉水より御船に召、牛津堀より桜岡の桜の御間の御庭に御上り被成候。其御上り場石垣の切かき候処、御舟を付候処也。桜岡の御泉水には八橋を蜘蛛手に懸渡し、燕子花御植させ、参風の風景を御写被成候。(『直能公御年譜』貞享元年(一六八四)直能六十三歳)

直能は、雅章との和歌の贈答にも好んで表現した『伊勢物語』の東下りの世界を自らの庭園(桜岡)に再現している。『直能公御年譜』において雅章と直能の交流が最後に記録されるのも、この桜岡を舞台とする、延宝三年に盛大に行われた『岡花二十首和歌』であった。

言の葉のほひもそひて咲つゞく花にうれしき岡野べのやど

冒頭にも示した、右の直能の歌に詠み込まれる「言の葉」には、歌道や蹴鞠道の相伝を通した雅章との結びつきなどから後水尾院らの詠歌を仰ぐことができたという実際的な栄誉だけではなく、雅章から受け継いだ道の精神も込められていたと考えられるのである。

注

1 白石良夫・青木歳幸編『小城藩と和歌―直能公自筆『岡花二十首和歌』の里帰り―』(佐賀大学地域学歴史文化センター、二〇一三年十月) 図録、及び資料翻刻による。

2 井上敏幸「元禄文化と『葉隠』―武士道と歌道―」(『葉隠研究』49号、二〇〇三年三月)、同「直能の和歌」(注1白石・青木著書「論考篇」)。

- 3 日下幸男「鍋島光茂の文事」(『国語と国文学』65巻10号、一九八八年十月)、注2井上論文。
- 4 注1白石・青木著書図録、一六頁。島津忠夫『島津忠夫著作集 第10巻』(和泉書院、二〇〇六年)付章二「小城鍋島文庫善本書目解題」四六八頁の解題に詳しい。
- 5 大阪女子大学図書館旧蔵。
- 6 注2井上論文を参照。
- 7 光茂の歌道と古今伝受に至る経緯については、注3日下論文、井上敏幸「元禄文化と『葉隠』―武士道と歌道・続―」(『葉隠研究』52号、二〇〇四年三月)に詳しい。
- 8 安田晃子「豊後国における蹴鞠の展開―戦国期を中心として―」(『大分県立先哲史料館研究紀要』4号、一九九九年三月)、稲垣弘明『中世蹴鞠史の研究―鞠会を中心に―』(思文閣出版、二〇〇八年)二六〇頁。
- 9 注7井上論文。

第二節 祐徳稻荷神社中川文庫伝来『飛鳥井雅俊卿五十首』のこと

—

祐徳稻荷神社中川文庫に「飛鳥井雅俊卿五十首和歌」と冠する一冊がある（以下、祐徳本）。

請求番号、六・二・二・一・二六三。写本。縦二六・六糎、横一九・五糎。袋綴本、一冊。薄茶色表紙。墨付七丁。「直郷／之印」（方朱印、陽刻、肥前鹿島藩第六代藩主鍋島直郷（一七一八・一七七〇）の蔵書印）。

〈外題〉 飛鳥井雅俊卿五十首和歌 全

〈内題〉 五十首

〈本奥書〉 此五十首、常徳院殿打聞時、各詠進之題也。感往事欲詠之、数年懈怠、適自是一日企之、每寢覚綴連之、今晝終功了。雖一首不沈吟比興也。

大永四年十月八日

〈識語〉 右、雅俊卿五十首和歌、以自筆詠草、書写校合畢。

貞享元年仲夏十九日

大永四年（一五二四）の本奥書には、常徳院こと足利義尚（一四六五—一四八九）の「打聞」編纂時に詠進した五十首題によって詠んだものであること、同年十月一日から詠み始め八日の明け方に終了したことが記されるが、作者は明らかでない。本書が長らく飛鳥井雅俊（一四六二・一五二三）作とされてきたのは、雅俊の自筆詠草を写した由を述べる貞享元年（一六八四）の識語と外題による。ところが、この識語と外題はともに肥前鹿島藩第四代藩主鍋島直條（一六五五・一七〇五）の筆跡¹で本文とは別筆に思われる²。雅俊が大永三年四月十一日に没している事実も考えるに、識語の内容は甚だ信憑性に欠けるのである。

本書を初めて紹介した井上宗雄氏は、次のように指摘している³。

江戸中末期の写本だが、大永四年と云うのは雅俊の没後なので不審で、「二年」の誤写であろうか。尤もこの五十首は題簽と識語によつてのみ、雅俊作ということになるので、作者についての検討も一応必要である。

仮に井上氏の述べる如く本奥書を誤写として辻褃を合わせることで雅俊作と認めた場合、雅俊は「打聞」編纂時にも五十首を詠進したことになる。そこで、井上氏がまとめた「打聞」編纂資料にみえる詠草⁴から五十首を抄出してみる（「」は依拠資料）。

榮雅五十首 宋世五十首 実隆五十首 兼良五十首〔実隆公記〕 政家五十首〔政家記〕 二条持通五十首〔常德院集〕 伊勢貞仍五十首〔下つふさ集〕

このほか、正広（二四二二・一四九三）の『松下集』に「文明十五年五月末撰歌ありとて將軍家より能州府中侍に送くださる者也」とある「詠五十首和歌」（四八一・五三二）も歌題の一致から「打聞」編纂に係るものと見られる。また、『十輪院内府記』文明十七年（一四八五）六月十九日条には、

十九日、打聞五十首早々可詠進之由、有其催、来月始可詠進之由申入了。

とあり、中院通秀（二四二八・一四九四）の五十首も知られる。だが、これらの記録資料からは雅俊の五十首を見出せない。五十首の詠進時期については、『常德院集』文明十七年五月末頃の歌に「打聞のために五十首歌人／＼に読せ侍しに：」（二〇〇）とある。また『実隆公記』同十八年三月十五日条に、

自室町殿打聞五十首御詠、御自筆、加清書可進上之由也。即令清書進上、御名字残一字進上之处、重而可書進上之由、被仰之聞書加了。

とあるのによつて、五十首は十七年五月末頃から翌十八年にかけて詠進されたと推される。

試みに十七年時点における作者の年齢を示してみると、

正広 74歳 二条持通 69歳 飛鳥井雅親（榮雅） 69歳 中院通秀 58歳 飛鳥井雅康（宋世） 50歳 近衛政家 42歳 三条西実隆 31歳・伊勢貞仍 31歳

となり、確認し得るメンバーのなかでは三十一歳の実隆（一四五五・一五三七）と貞仍（一四五五・一五二九）が最年少として並ぶ。一方、雅俊は当時二十四歳。飛鳥井家からは雅親とその弟雅康の名が挙がつており、恐らく雅俊は五十首を詠進するに至らなかったのではあるまいか。とすれば、「感往事欲詠之」と述べる祐徳本を雅俊作とみるのは甚だ不自然である。祐徳本の作者は「打聞」編纂時に五十首を詠進した人物であろう。

二

実は祐徳本の五十首のうち四十八首が宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『集雪^{追加}』（伏・一八六）に収録されている。両本の間係を歌番号で示すと、次の通りである（書入れ部分が『集雪^{追加}』と一致するものをゴシック体で示している。詳細は後述する）。

I 『集雪^{追加}』に収録される歌「『集雪^{追加}』歌番号」

1	[6]	4	[30]	5	[33]	7	[41]	8	[60]	9	[65]	10	[68]	11	[75]	12	[83]	13	[96]	14	[98]	15	[105]	16	[110]
17	[121]	18	[126]	19	[141]	20	[156]	21	[163]	22	[169]	23	[178]	24	[184]	26	[212]	27	[213]	28	[221]	29	[223]	30	[229]
31	[237]	32	[245]	34	[257]	36	[272]	37	[284]	38	[280]	39	[301]	40	[308]	42	[318]	43	[321]	45	[378]	46	[389]	47	[383]
48	[413]	49	[423]	50	[433]																				

II 異文部分が『集雪^{追加}』に収録される歌

3	[17]	25	[196]	33	[252]	35	[264]	41	[316]	44	[326]
---	------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------

III 『集雪^{追加}』に未収録の歌

2 6

『集雪^{追加}』は三条西実隆の『雪玉集』未収録歌を集録した孤本である。集録者や成立年次は未詳であるが、補入のための紙面余白が随所にあり、また外題の「集雪^{邦忠親王御筆}^{追加} 全」や扉に「以朱点加者^子借来之歌書也／実隆公有詠集雪追加□以構秘之」

とあるのによれば、草稿本の原形を留めた伏見宮邦忠親王（一七三二・一七五九）筆の転写本と見られる。『新編私家集大成』の解題でも「雪玉集・再昌草と重複する歌が数首見える」と指摘されるように、実隆の歌が確かに認められ、現時点において他人詠を見出せないことから、実隆の詠草集と見て先ず誤りなからう。よって、『集雪^{追加}』収録歌と重複する祐徳本も実隆作ということになる。

大永四年十月の実隆の動きを探ると、『再昌草』には二日の歌（四七一九）の後に、

常徳院殿打聞時五十首題、自一日始也、同八日如形終侍し

とある。これは「此五十首、常徳院殿打聞時、各詠進之題也。……適自是一日企之、毎寢覺綴連之、今曉終功了」という祐徳本の本奥書にまさしく一致する。更に『実隆公記』同年十月八日条にも、

五十首和歌今曉終功、詠草令見道堅法師了。

との記述があり、果たして祐徳本は実隆の五十首だと認められるのである。先述したように、実隆は「打聞」編纂時に五十首を詠じており、「感往事欲詠之」という祐徳本の記述とも矛盾しない。

さて、右の『実隆公記』によれば、実隆は八日の暁に五十首を詠じ終わると直ぐさまこれを道堅（岩山尚宗、生年未詳・一五三二）へ見せている。道堅のことは後に触れるが、その五日後には再び道堅が実隆のもとを訪れ五十首について談話している。

道堅来、勸一盞、五十首歌談合。（『実隆公記』大永四年十月十三日条）

更に二十四日には、

愚詠百首・五十首、進上禁裏。（『実隆公記』同年十月二十四日条）

とあり、実隆が五十首を禁裏へ献上したことが知られる。

『集雪^{追加}』は虫損など痛みが甚だしく判読困難な部分も少なくないが、その本文は極めて整然としている。一方の祐徳本は書入れや歌の改変が処々に見られる。つまり、『集雪^{追加}』の本文が禁裏への献上本すなわち清書本文であるとすれば、

祐徳本にみる書入れや改変は実隆自身の推敲の形跡として捉えられるのである。

三

そこで次に、『集雪^{追加}』と対照しながら祐徳本の本文について考えていきたい。祐徳本で書入れが施される歌とそれに対応する『集雪^{追加}』の本文⁷とを掲出してみる（濁点・傍線は私に付した）。

① 禁中花

御^御かきよりとのへもる身や^{へい}よそ^{いかゞ}にみんおなじ雲^{へい}みの花の梢^はを（「祐徳本」九）
みかきよりとのへもる身やいかゞみん同じ雲井の花の梢も（「集雪^{追加}」六五）

② 郭公

きぬ^くのたがしのび声を時鳥^{へい}をのれ^なか^あくさぬ^は明^あぼの^き空（「祐徳本」一四）
きぬ^くのたが忍びねを時鳥^{へい}鳴てかたらふ曙^あのそら（「集雪^{追加}」九八）

③ 早苗

うへたてしきなへほどなくしげりあひて。草^又とる^や袖^あぬ^はらすらん（「祐徳本」一五）
うへたてしきなへほどなく茂りあひて又^又草^あとる^は袖^あぬ^はらすらん（「集雪^{追加}」一〇五）

④ 萩

そよ^{へい}さら^ににうちぞおどろくおほかたの萩^こふく風も秋^あになる也（「祐徳本」二二）
さらに又^又うちぞおどろく大方の萩吹風も秋になる「」（「集雪^{追加}」一六三）

⑤ 女郎花

をみなへしむかしぞ我はおとこ山^今名^はをだに露^{へい}もかけん^か身^んならで（「祐徳本」二二）
^へてきかん物かは

をみなへしむかしぞ我は男山名をだに掛けてきかんものは（「集雪追加」一六九）

⑥ 叢虫

とはるべききたれありとてか草の原露の浮（下）まで虫のなくらん（「祐徳本」二二三）

とはるべき誰ありとてか草の原露のしたまで虫の鳴らん（「集雪追加」一七八）

⑦ 吹敷 霧

風（吹敷）の行かたみえんうきたつもむら（た）になる峰の朝霧（「祐徳本」二二八）

山風のゆくかたみえでうきたつもむら（た）になるみねの朝ぎり（「集雪追加」二二二）

⑧ 鷹狩

行幸にやあはでくちめのう（あ）らみまし（い）つ芹河のあととはたづねん（「祐徳本」三八）

行幸にやあはでくちめの哀（い）つそのせり川のあととは尋ねん（「集雪追加」二八〇）

⑨ つもりて敷 増恋

のはてをしらばや床の上の葵（塵）こそ恋の山のふ（は）もとを（「祐徳本」四三）

つもりゆくはてをしらばや床の上のちりこそ恋の山のはじめを（「集雪追加」三二二）

右の通り、祐徳本の書入れの殆どに合点が付され、それらは概ね『集雪（追加）』に反映されている（但し⑨は「床の上の塵」が相応しく、祐徳本に「葵」とあるのは書写者の誤写か）。祐徳本が実隆の草稿本文であることは疑うべくもなからうが、当然ながら草稿の忠実な転写本なのであって、原本そのものではない。そのことは⑦⑨の書入れからも明白である。祐徳本の⑦は歌の冒頭部分を四角に囲い「吹敷」とある。⑨も冒頭部分に「つ」を起筆した形跡があり四角囲いの横に「つもりて敷」と傍書する。いずれも原本に虫損など本文の破損があったのであろう。③の墨消しによる修正も『集雪（追加）』では「又や草とる袖ぬらすらん」と改められており、祐徳本の書写者が原本の状態や修正箇所を忠実に転写していることは明らかで、ここから禁裏

へ献上されるまでの実隆の推敲を具に知ることができる。

例えば、⑤は布留今道の歌「をみなへしうしと見つつぞゆきすぐるをと、こ山にしたてりと思へば」（古今集、秋歌上、二二七）や「今こそあれ我も昔はをと、こ山さかゆく時もありこしものを」（古今集「雑上、八八九」）を踏まえた歌だが、実隆は始めこの下の句を「名をだに露もかけん身ならで」とし、盛りを過ぎた自身の姿を表現した。『再昌草』に、

ひとりぬる枕にかてひめゆりの名をだに露もかけじとおもはゞ（『再昌草』四八六、文龜四年（一一五〇四））

とあることにも留意したい。姫百合を女に見立て男である自身を詠む発想は⑤の女郎花の場合と同様で、下の句の表現も殆ど重なり合う。実隆はその後、『古今集』（八八九）の初句「今こそあれ」を意識したのだろうか、この下の句を一端「今は露もかけんともなし」に改めるが、最終的には「名をだにかけてきかんものは」と詠み直している。「露」という語を除くことで歌題の女郎花と男山との対比に重きを置いたのであろう。また②では四句目「をのれかくさぬ」の「をのれ」を「なきで」に修正している。「かくさぬ」は「あらはす」と一端改めた後に元の「かくさぬ」に合点を付けるが、『集雪^{追加}』では最終的に「鳴てかたらふ」としたことが分かる。「かたらふ」と表現することで、時鳥の声に対比されるように「きぬゞ」のたが忍びね」から想起される男女の語らいが一層鮮明になっている。

祐徳本には、こうした複数回にわたる細かな手直しのほかに、歌そのものを差し替える箇所も散見される。

⑩ 朝鶯 鶯もおりたがへてや春寒きまだあさ霜の花になくらん

月のこる枝の鶯なく声につれなきたれか朝いしてまし（祐徳本「三」）

「もおりたがへてや春」 「まだ朝」 「（集雪^{追加}」一七）

⑪ 同十一日改賜之

待月 雲風の心ぞしらぬよひ／＼にいつかは月の空たのめせし

草^野の露^山木々のあらしも月まつといふばかりなる夕暮の空（祐徳本「二五」）

雲風の心ぞしらぬよひ／＼にいつかは月のそらたのめせし（『集雪^{追加}」一九六）

⑫ 庭霜 へうづもれぬおもかけそふやうへて見し花の籬の今朝のはつ霜

おも影はうづもれもせず^{はて}うへてみし花ものこる^すや今朝の初霜（『祐徳本』三三）

うづもれぬ^はながらうへてみし花のまがきに結ぶ初しも（『集雪^{追加}」二五二）

⑬ 河千鳥 へ月ぞすむ千鳥なくなる山川の音にのみきくあはれ^へとはなし^とはなし^{思ふ}

さほのうちの河風さむみ唐衣妻とふならし千鳥しばなく（『祐徳本』三五）

月ぞすむ千どり鳴なる山川の音にのみきく哀とや思ふ（『集雪^{追加}」二六四）

⑭ 初逢恋 へたゞたのめ世々の契は行末も見えし今夜の夢の手枕

行末をなにかうたがふ今夜こそ思ひしらるゝよゝの契に（『祐徳本』四一）

たゞたのめよゝの契は行末もみえし今夜の夢のたまくら（『集雪^{追加}」三一六）

⑮ 恨（恋）

返しわたのはらたつ波かけてわがうらみをばなきになせとや

打出るわがうらみをばわたの原たつ波かけてなきになせとや（『祐徳本』四四）

打返しわたの原たつ波かけて我恨をばなきになせとや（『集雪^{追加}」三二六）

一見して明らかなように、『集雪^{追加}』は⑫の僅かな異同を除き祐徳本において差し替えられた歌をそのまま採用している。

ここで、他の実隆詠草に類似表現が見られるものについて触れておく。⑪は、始め上の句を「草の露木々のあらしも月まつ

と」として夕暮時を詠むが、『雪玉集』には、

草の露木のまのかせも夕まくれ月をやまづまつ気色なる哉（一一七一、待月）

という似た歌がある。実隆は推敲の際「よひ／＼に」と改めて時間を夕暮から宵へと変え、「草の露木々のあらし」を「雲風」

と表現し直している。似た趣向に偏るのを避けたか。夕暮や露などの視覚を失くすことによつて一際月が視覚的に強調されているといえる。一方、⑬は、「千鳥なくさほの河ぎりたちぬらし山のこのはも色まさりゆく」（古今集、賀歌、三六一）や「ゆくさきはさよふけぬれど千鳥鳴くさほの河原はすぎうかりけり」（新古今集、冬歌、六四二）といった千鳥と佐保河の取り合わせのうえに、『伊勢物語』東下りの「から衣きつつなれにしつましあればはるきぬる旅をしぞ思ふ」や「名にし負はばいざこととはむ都鳥わが思ふ人はありやなしやと」といった表現世界を盛り込んだ、やや手の込んだ歌である。だが、詠み改めた歌には東下りを想起した表現が無くなり、代わつて月が詠まれる。似た情景を詠んだ歌は『雪玉集』にも、

さほのうちもみる心地して千鳥なく河かぜさむく月かすむそら（六〇〇五、春月）

として見られるが、五十首では月空の静けさのなかに千鳥の鳴き声を配し直すことで「あはれ」を強調している。

今一つ、⑭の歌もまた、次の『雪玉集』の歌と極めて似た表現に差し替えられている。

行末もたのまばたのめささきの世の契りはみえつさよの手まくら（一八八六、逢恋）

これらの例を見るに、いずれも推敲後の歌は、複数あつた景物を削つたり視覚的要素を少なくしたりすることで全体として静かで落ち着いたものとなっている。この点、後述する五十首を詠じた背景とも関わってくるであろう。このように禁裏へ献上するまでの間に実隆は丹念な推敲を重ねているが、それによりかえつて他の詠草と表現が似通つてしまった歌も散見される。見方を変えれば、そうした表現は実隆の趣向の表れとも捉えられよう。

四

ところで、既述の『実隆公記』によれば、実隆が禁裏へ五十首を献上したのは大永四年十月二十四日のことであつた。祐徳本には先に示した⑪の歌に「同十一日改賜之」と記されている。これをそのまま解せば、八日に五十首を一通り詠み終えた実隆は、三日後の十一日に⑪の歌を詠み改め、それを某が授かつた、ということになる。とすれば、この某が実隆の五十首の献上本完成に至る推敲に深く関与したということになるが、道堅こそが最もそれに適う人物ではなからうか。

改めて『実隆公記』の記事を整理すると、道堅は実隆が五十首を詠み終えたその日のうちに早速これに目を通して。続いて道堅が実隆のもとを訪れ、五十首について談じたのは、十三日のことである。祐徳本の記述に基づけば、その二日前に実隆から道堅へ「待月」題の歌(⑩)の差し替えが示されたことになり、十三日の面会はこうした推敲に係る「談合」のためだったことが理解される。

実隆五十首の成立を考える際、道堅の存在は看過できない。この実隆と道堅との緊密なやり取りは、義尚との関係や「打聞」編纂に起因しているであろう。道堅は近江佐々木氏の一族で、奉公衆として義尚の偏諱を下賜され、尚宗と名乗った。『道堅自歌合』『道堅百首』など詠草も多く、

永正八年正月、前内大臣三条西殿家十首歌よませ給けるを和し侍るとて、冷泉大納言政為卿、姉マコ少路三位濟繼卿、道堅法師俗名尚宗佐木岩山よみ侍し時、早春霞

くる春のけさからころもとし／＼におりもたがへすたつ霞哉(「下つふさ集」四)

とある如く、他歌集にもその名が散見される武家歌人である。『実隆公記』に、

姉小路宰相(基綱)自去二月一日参仕、打聞事毎事蒙仰云々、中山宰相中將(宣親)、頭右大弁政頭朝臣(勤修寺)同前、大館治部少輔尚氏為申次自二月候此席、
一色式部少輔政熙新衆、二階堂山城判官政行二月以来参仕、毎事奉行、杉原伊賀入道宗伊(實盛)
河内民部少輔頼行二月以来参仕(「室町第和歌打聞記」文明十五年七月十六日条)

とあり、『親長卿記』に「岩山四郎書手」(同年八月六日条)とあるのによつて、文明十五年七月十六日に「打聞」編纂に書手として道堅が新たに加わったことが知られる。「凡一事以上不及覚悟之儀、当時迷惑至極、不能言語」(「実隆公記」同年七月十二日条)として撰衆に召されたことを迷惑がっていた実隆とも編纂初期から関わっていたことになる。

道堅は長享元年(二四八七)九月十二日に義尚が守護六角高頼征伐のため近江へ出陣した際も奉公方第五番衆として随行している(「常德院江州動座當時在陣衆著到」)。その後、義尚が陣中で没したのに殉じて出家し、以後実隆のもとで歌道に励むこと

になるが、「打聞」編纂当初から関係した両者は折々に義尚の追悼を行っている。

例えば、義尚の忌日には、

道堅、法師、来話。今日常徳院御忌、無御作善之由相語、詠和哥三首、令見之則和遣了。(実隆公記、永正元年三月二十六日条)

とあるように、来訪した道堅が実隆に法要のないことなど雑談し、

名残まで又やわかれの春の花したひてみるもまれになる世に(「再昌草」三六〇)

いかならん此世ながらの人をだに身のいくとせにおもひたえずは(三六一)

はかなさぞみし世にのこるけふまでの命は君がためならねども(三六二)

という自詠三首を見せたため、実隆は次の三首を返している。

心なき我しもあれな春の花したふ数にはもれじとおもふを(三六三)

年ふれば此世ながらの人もみなかはるにゝたる心をぞみる(三六四)

すてし世にのこれるけふの命よりまことに君がためをしりけれ(三六五)

翌年は十七回忌のため法要が行われ、焼香に赴いた実隆が、

おも影はありしながらをうつしても心詞よなにゝとめまし(七七〇)

思いつるその世のおほくなにかうきの数ならぬにも身をぞ驚く(七七二)

ながらへば又もあいみん春までもけふの名残のけふのながめよ(七七二)

の三首を道堅に書き送り、道堅からは、

したふにも心詞のたぐひなき色こそ花にありしおも影(七七三)

年月のはてはへだてもなき数にあらぬ思の身をぞ驚く(七七四)

ながらへはけふの昔のけふことに忘ぬ春を又やしのばん(七七五)

という返歌が届いている。以後暫くは『実隆公記』にも義尚の忌日に係る記事は見出せないが、永正十二年の二十七回忌に

は法要が執り行われ、実隆は焼香に参席し、

のこる身はこれや限の春ぞともいくたび花の跡をとふらん（「再昌草」二八八二）
という一首を詠じている。その翌日には、

露をだにはらふ跡なき苔のうへにおもひみだるゝけふの春雨（二八八四）

の歌を添え「昨日は常徳院いかゞ」と便りをよこした道堅に対し、実隆は法要の報告を兼ね、次のような返歌を送っている。

なき玉ぞさらになしき露をだにはらはぬ苔のうへをみるにも（二八八五）

ついで大永元年（一五二二）の三十三回忌にも実隆は、

おもひあるこの面影に君もさぞあらぬ涙を花にそふらん（三九八七）

という歌と共に法要の様子を認めた書状を道堅へ送り、道堅から次の返歌が届いている。

花の色になにをしのぶのとばかりやかたみなしき今日の面影（三九八八）

この年は法要前日にも歌を取り交わしているが、「同御忌の前に、道堅法師百首歌よみてみせ侍し、合点してかへすとて」（「再昌草」三九八九）とあり、道堅の百首に実隆が合点をしたことが知られる。「同御忌の前に」と殊更記すことから察するに、道堅は義尚の三十三回忌に合わせて百首を詠み、実隆に添削を請うたのではなかったろうか。道堅の百首詠と実隆の添削は義尚追悼行事の一環であったと考えてよさそうである。

また、翌二年五月には実隆は宗長が見せた義尚自筆詠草を道堅に書写させている。このとき、

和歌の浦にかひなき波の跡とめて今は涙の玉をぞかく（四一八八）

みるにつけて限しられぬことの葉の心ありしを哀とぞ思ふ（四一八九）

水茎の跡をむかしのおもひ川おもふせごとにむせびてぞ行（四一九〇）

という三首を添えて送ってよこした道堅に対し、実隆は、

和歌のうらのこれる松のことの葉をかくもくちせぬ契とを思へ（四一九一）

ながゝらばいかにこと葉の玉の緒の数かぎりなき光そはまし（四一九二）
水茎の跡につけてもおもひ川うたかたかへるその世ともがな（四一九三）

との歌三首を返し、互いに「打聞」編纂當時を懐古した模様である。実隆がここで道堅に書写を依頼したのは、「打聞」における道堅の役割が書手だったことにもよるだろう。

こうした義尚に関連する二人の動きを見てみると、大永四年に作られた実隆五十首における両者の役割も自ずと想像される。すなわち、実隆が推敲を重ねて完成させた五十首を道堅が受け取り、書写つまり清書にあたったのではなからうか。⑪の歌に「同十一日改賜之」とあるのは、五十首の清書にあたる道堅に対し、実隆が新たに詠み直した歌を送ったことを示していると考えられる。

五

実隆五十首が大永四年に作られた背景には、恐らく二つの動機があつたと考えられる。一つは大永元年に執り行われた義尚の三十三回忌であるが、いま一つの動機は次の歌から窺える。

しらざりき七十までの玉の緒の猶長月をおしむべしとは（祐徳本）三二、九月尽）

この歌には「七十までの玉の緒」として自身の齢が詠み込まれている。実隆は当時七十歳。古稀を迎えた自らの半生を顧み、感慨に耽りつつ詠んだ一首と解せよう。実隆はこれ以前にも敢えて「七十」を用いて自らの齢を歌にしている。六十八歳の折には、

手向するかぎりやことし七十にたえて、二のほし合の空（再昌草）四二二二）

というように、七夕の二星に因み「七十にたえて二」と表現し、六十九歳の時にも、

目出度ぞ百廿にもあまりける我は七十君は六十（四五〇八）

と詠んでいる。実隆は七十という数字を人生の重要な節目として積極的に詠み、古稀を迎えた大永四年にも次の如く見られ

る。

元日陪柿本影前言志和歌

七十の齡をたもつかひありてまことの道ののりをこえしな(四五二五)

覺鑿上人の詠歌に「夢の中は夢もうつゝも夢なればさめなば夢もうつゝとをしれ」といへるは統後拾遺集にや、思ひ出られて

いつさめんうつゝもしらず七十のけふだに同じ夢の世中(四六〇八)

梶葉に書付し

天川にしのむかへの雲やいつ身は七十のけふまでの空(四六六六)

なお、『集雪^{追加}』にも、次の歌がある。

ながめこし霞のはても夕けぶり身は七十の

―(『集雪^{追加}』一三、憐霞)

詠草年不明のうえに五句目の虫損甚だしく全貌を捉え難いが、「身は七十の」とあるからこれも実隆七十歳の歌であろう。

さて、右のような歌に比べ、五十首にみる「しらざりき七十までの玉の緒の…」の歌は七十年の長い年月をしみじみと振り返り、些か感傷的な趣をも感じさせる。実隆はこの五十首で、

翁さび苔の袖までめぐみある世にあへる時ぞ人などがめそ(「祐徳本」四八、述懐)

として他にも自らの老齡を詠んでいるが、ここにも懐旧の情が込められているよう。

祐徳本の本奥書に「此五十首、常德院殿打聞時、各詠進之題也。感往事欲詠之」と示されるように、実隆が五十首を詠じた根底には、「打聞」編纂に象徴される義尚の華やかな時代を懐古する思いがあった。それはとりもおさず自らの若かりし時代に対する懐旧でもある。大永元年に行われた義尚三十三回忌の法要や、翌年の義尚自筆詠草をめぐる道堅とのやり取りは実隆のそうした思いを更に膨らませることもなったであろう。例えば、

もしほ草世のうちぎゝもかなしきはかきとめざりし和歌のうら波(「祐徳本」四五、名所浦)

は「打聞」の編纂が義尚の死によって絶えた無念を詠じたもので、義尚への追悼の情が込められている。ちなみに、「打聞」編纂時に雅親（榮雅）が詠進した五十首には、次のような歌がある。

名にぞたつ神も心をとめしよりいづくはあれど和歌の浦波（「垂槐集」二四五、名所浦）

実隆がこれをも意識したかは不明だが、先に触れた義尚自筆詠草について道堅に書写を依頼した際に両者の交わした歌、

和歌の浦にかひなき波の跡とめて今は涙の玉をぞかく（「再昌草」四一八八）

和歌のうらのこれる松のことの葉をかくもくちせぬ契とを思へ（四一九一）

が念頭にあったことは十分に考え得る。また、次のような歌もある。

忘れねよ見し世の花の色はみな一夜の空の夢の明ぼの（「祐徳本」四九、夢）

よく知られる『平家物語』冒頭の「娑羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。おごれる人も久しからず、唯春の夜の夢のごとし」を髣髴させるもので、近江に出陣するも空しく没した武将義尚に対する追悼の念を意図的に五十首末尾に詠み込んだものと解される。

実隆は古稀に達したのを機に、自らの半生と義尚主催の「打聞」編纂に関わった時代を懐古し、この五十首を完成させるに至った。恐らく、道堅が義尚の三十三回忌に合わせて百首を詠んだことにも、これと似た意味合いがあったろう。実隆五十首は、自身の古稀を記念するとともに、三十三回忌を終えた義尚への追悼の意も含めた営為であったといえる。それ故に「打聞」の書手であった道堅に推敲段階からこれを見せ、清書を依頼したのである。

六

祐徳稻荷神社中川文庫に「飛鳥井雅俊卿五十首和歌」の名で伝来してきた五十首は、雅俊作ではなく、実隆の詠じたものであった。その本文からは禁裏へ献上するまでの実隆の推敲の過程が具体的に看取される。禁裏への献上本は恐らく道堅によつて清書されたのだろうが、これが献上された背景には大永元年に義尚の三十三回忌を終えたことがあるだろう。その内

容を見るに、自らの古稀を詠むものもあるが、義尚主催の「打聞」に対する懐旧や義尚追悼の情が込められており、推敲を重ねることで全体を通して静かな五十首に落ち着いているのもこのような意識の影響によると思われる。

但し、実隆の推敲を残す祐徳本がなぜ「飛鳥井雅俊卿五十首和歌」と冠されるようになったのかについては、本の来歴も含め未だ明らかでない。道堅は実隆に師事する以前、雅親に歌を学んでいた。こうした接点から道堅を通して飛鳥井家の入手するところとなったとも考えられようが、その可能性は極めて低いだろう。或いは、鍋島直條とほぼ同時代にあたる肥前小城藩の鍋島直能（一六二二―一六八九）や本藩の鍋島光茂（一六三二―一七〇〇）が飛鳥井雅章（一六一一―一六七九）らと親しく交流を持っていたため、これらの間で為された蔵書のやり取りのなかで誤解が生じたか。

最も考えられるのは、外題と識語を書き記した直條の誤認である。この五十首本文と同筆と見られる祐徳稻荷神社中川文庫蔵『雅俊詠草』（六・二・二・二四九）には「于時元禄七戊五月十八日／於洛陽令懇望写之者也」とある。書写年はまさに直條の時代であり、京都にて所望し書写されたことがわかる。本稿で取り上げた五十首と『雅俊詠草』は時を同じくして書写されたのではあるまいか。祐徳本の五十首は、もとは巻頭に「五十首」とあるだけであつたが故に、『雅俊詠草』と共に書写された際に、雅俊作との誤認が生じたまま伝来し続けた可能性が高い。このことは、直條の書写活動に飛鳥井家が関わっていたことを示唆してもいよう。

注

- 1 井上敏幸氏のご教示による。
- 2 本文部分は、同じく祐徳稻荷神社に蔵される『雅俊詠草』（六・二・二・二四九）と同筆に見える。
- 3 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期（改訂新版）』（明治書院、一九八七年）八三一頁。

4 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期〔改訂新版〕』（風間書房、一九八四年）三九一頁。

5 巻頭歌は「初春／世をそむ君か為とて日の光岩戸をいだす春やきぬらん」（四八二）だが、祐徳本はじめ他の五十首の巻頭は「早春」。

6 『松下集』に「文明十五年五月末」とあるのは「文明十七年五月末」の誤りか。また、兼良五十首は『実隆公記』に「後成恩寺五十首詠歌二十余首撰出之」（「室町第和歌打聞記」文明十五年七月十八日条）とあり、「打聞」のために新たに詠進された五十首とは異なる。

7 『集雪追加』は国文学研究資料館のマイクロフィルム画像による。なお、虫損により判読困難な箇所は「」で示した。

8 於影前数刻念誦、滴旧涙両三首和歌心中令廻向了（「実隆公記」永正二年三月二十六日条）。

9 宮川葉子『三条西実隆と古典学〔改訂新版〕』（風間書房、一九九九年）二六六頁。

第五章 幕末期の御所伝受

—

細川幽齋によって智仁親王へ相伝された古今伝受は、智仁親王から後水尾院へと伝えられることで、いわゆる御所伝受として宮中における歌道相伝の核となった。『溪雲問答』には次のような中院通茂の言説が語られている。

古今集の伝受は臣下の職なり。今勅伝になる、僻事なり。其上、古今の伝受といふもの、今は地下にもちりて切紙等あり。それを伝受しても何の用に立つ物にあらず。外に大事のある事なり。人のしらぬ事なりと実教卿仰せらる由、或人語る。(日本歌学大系6)

御所伝受として天皇の勅伝となった古今伝受であるが、地下にも広がりを見せた切紙そのものは、そもそも「何の用も立つ物」ではない。要は、その切紙をもって何が相伝されるのか、伝受の場において伝えられる(語られる)内容こそが大事であるという。

また、本居宣長は『排蘆小船』のなかで、

古今伝授といふも、貫之より俊成・黄門^(定家)・為家卿などに至るまでも、その沙汰なきことは諸書に明らかなり。これは東

野州常縁などのつくり拵へて、貫之より次第相伝と矯はりたることにまぎれなし。(日本歌学大系7)

として、古今伝受を根拠なき作り事だと否定しながらも、次のように述べている。

その後段々に重きことになりて、今は朝廷の重典となれり。その本はみな拵へごとにて信ずるに足らざることなれども、天子御代々これを尊信し給ひ、重き御事になり来りたれば、今は古今伝授などは甚だ此の道の重事なり。みだりに非することなかれ。恐れあることなり。まま奇瑞などあると世にいふも一概やぶられず。その故は、もとはわけもなき軽きことにても、朝廷の威霊によって然ることは有るまじきとも言われぬことなり。御代々伝はり来る御事を、今詮なき事

なりとて廃し給ふべきにもあらず。唯その本のわけをよくよく心得めて惑はずしてさて敬ひ尊ぶべきなり。予は古今伝授はをかしきことなりと思へど、今その重典なることを敬するなり。

宣長は古今伝受そのものについては実に懐疑的であるが、禁裏において代々受け継がれる御所伝受については「朝廷の重典」として批判することを避けている。すなわち、宣長も口を噤んでしまうほどに御所伝受は禁裏の大事として尊ぶものであったといえる。その故は、『安斎随筆』に、

古今伝授を受けざれば、歌よみに非ずと云ゆゑなるべし。

とあるように、公家にとって歌詠みの必要条件として古今伝授が認識されていたからにはかならない。

御所伝受は、時に断絶の危機に直面しながらも、幕末まで続いたとされる。だが、明治に入ると、さまざまな改正や試みが行われるなかで、御所伝受は風化の一途を辿った。明治十一年（一八七八）、明治天皇の勅によつて御歌会始や当座御会の式について改訂が進められたが、その傍らで「旧儀の廃るゝを保存せんとらば、之を詳録し且つ図面をも附せば可なるべし」として伝統を見直すとともに、旧式による御会会始が催されたりしている（『明治天皇紀』明治十二年一月十八日条等）。そのような時流にあつて、明治十一年、天皇は飛鳥井雅典（一八二五・一八八三）宅に幕末期の古今伝受に関する記録が残されていることを知り、同年五月に当時文学御用掛であつた久我建通（一八一五・一九〇三）と嵯峨実愛（正親町三条実愛、一八二〇・一九〇九）を京都に遣わせ、これを調査させた。

天皇、京都府華族飛鳥井雅典の家に古今和歌集伝授に関する記録類を秘蔵すと聞きたまひ、是の歳五月、京都御所秘蔵の御物等調査のため、文学御用掛久我建通・同嵯峨実愛を京都に遣はさるゝに際し、建通・実愛に内勅を賜ひ、雅典の家に就きて其の書類を披閲せしめたまふ。二人七月五日雅典の邸に到りて之れを閲覽せるに、総て重要な歌道の秘事、に、あらず、乃ち帰京するや其の旨を奏上す。（『明治天皇紀』明治十二年一月十八日条）

これによれば、天皇の勅を受けた建通・実愛が同年七月五日に雅典宅において調査を行ったものの、それら記録類は「総て重要な歌道の秘事にあらず」として一蹴され、以後顧みられることのないままとなった。すなわち、ここに御所伝受の伝

統が完全に断絶したのである。

幕末という激動の時代に、天皇から公家へ、そして新たな時代へ伝えんとされながら廃絶した御所伝受とは如何なるものであったのだろうか。「重要な歌道の秘事にあらず」との建通・実愛の奏上によって人々の記憶の隙間から零れ落ち、これまで顧みられることなくきた雅典の記録を基に、幕末期の御所伝受の実態について辿ってみたい。

二

飛鳥井雅典の家に秘蔵されていた「古今和歌集伝授に関する記録類」の一つと見られるものが、現在、宮内庁書陵部図書寮文庫に蔵されている。函号、二一〇・六九四。縦二七・九糎、横二〇・四糎。袋綴本、一冊。墨付十二丁。渋茶色表紙の左肩題簽に「古今和歌集伝授」と墨筆されるもので（但し、本文とは別筆）、次のような雅典の奥書がある（句読点等、私に表記を改めた）。

古今伝授、近代之切紙廿四通之外、別に口授口伝并式法等、無之奉存候。 雅典

飛鳥井雅典は、飛鳥井雅久（一八〇〇・一八五七）の息である。安政六年（一八五九）に議奏となり、和宮降嫁問題にも関与した。文久二年（一八六二）十二月に国事御用掛となり、同三年六月、武家伝奏に転じるも就任の僅か二ヶ月後に政変によって謹慎処分を受けた。程なく参内を許され、慶応二年（一八六六）には徳川家茂の見舞いや徳川慶喜に將軍宣下を伝える勅使などを務めた。翌三年の王政復古の際は公武合体派として参朝を停止されたが、維新後は許され、宮内省に出仕。明治十六年（一八八三）、五十九歳で没した。天皇と幕府双方の間で波乱の時代を生きた公家である。歌道では、安政四年（一八五七）に孝明天皇の勅点を賜り、その門人となっている。

『孝明天皇紀』慶応二年（一八六六）十二月二十七日条には、同年十二月二十五日に孝明天皇が崩御（三十六歳）したのを受け、明治天皇踐祚の内定が諸臣に伝えられ、古今伝授に関する「口授之一封」が雅典に授けられた旨が記録されている。

古今伝授、兼て御開見之思召之所、今度御不予に付、自鳥丸故一位上置候口授之一封、以思召被授候。追御沙汰之儀可

有之事。

右広橋殿御奉、飛鳥井中納言御申渡、尚一封は御直可被渡之事、本人段々固辞候得共、押て御請可有之御申渡、御請被申上。

これによると、雅典が授かった「口授之一封」は故烏丸光政（一八一二・一八六三）に伝来した御所伝受に係るものであり、相伝の由は広橋胤保（二八一九・一八七六）を通して申し渡された。つまり、雅典は幕末最後の御所伝受保持者ということになる。

ここで、宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『古今和歌集伝授』を見るに、その内題には、

- (1) 古今和歌集伝授
- (2) 古今和歌集伝授 年月日不分明
- (3) 近来古今切紙廿四通之外二切紙四通
- (4) 歌道伝授当日次第
- (5) 歌道伝授鋪設之図
- (6) 古今集伝授之次第 略系
- (7) 和歌系図略

とある。書写年は未詳だが、先述した雅典の奥書も踏まえると、慶応二年十二月二十七日の相伝について記録したものに相違ない。

三

『古今和歌集伝授』の巻頭と巻末には相伝血脈が記される。(1)「古今和歌集伝授」は、弘長元年二月九日の藤原為家―東胤行（素暹）の相伝を起点にし、烏丸光政の伝受箱開見に至るまでの御所伝受の系譜であり、(6)「古今集伝授之次第 略系」は、御子左家の流れと、仁孝天皇―飛鳥井雅光―飛鳥井雅久―烏丸光政までの御所伝受の血脈図を載せている²。ともに光

政に至る御所伝受の相伝系譜を示していることから、先の『孝明天皇紀』に記される通り、これが光政伝来のものであることを示唆している。

ここで先ず着目したいのは、(1)「古今和歌集伝授」末尾に見られる次のような記述である。

飛鳥井中納言雅久卿 嘉永五年十月十四日 箱開見勅言

烏丸大納言光政卿 安政四年 箱開見勅言

雅久は、孝明天皇の歌道師範であつた父雅光（一七八二・一八五二）の没後、その任を継いだ。雅光と雅久の歌道伝受に関する事柄を順に示してみる（算用数字は年齢を示す）。

文政 二年（一八一九）	十月十七日	光格天皇 49 ↓ 雅光 38	手仁遠波伝受
同十二年（一八二九）	九月二十七日	光格天皇 59 ↓ 雅光 48	三部抄伝受
天保十一年（一八四〇）	十一月十八日	光格天皇 70 ↓ 仁孝天皇 41	古今集伝受
同十一年	十一月十九日	光格天皇崩御 70	
同十三年	十一月十二日	仁孝天皇 43 ↓ 雅光 61	伊勢物語伝受
同十四年	閏九月二十五日	仁孝天皇 44 ↓ 雅光 62	古今集伝受
弘化 元年（一八四四）	四月二十四日	仁孝天皇 45 ↓ 雅光 63	和歌灌頂後伝受
嘉永 四年（一八五二）	九月十八日	雅光没 70	
同 四年	十二月四日	雅久 52（孝明天皇 21）	御詠拝閲
同 五年	十月十四日	雅久 53（孝明天皇 22）	箱開見
同 五年	十二月八日	雅久 53 ↓ 孝明天皇 22	手仁遠波伝受
安政 元年（一八五四）	七月二十七日	雅久 55 ↓ 孝明天皇 24	三部抄伝受
同 四年	五月二十八日	雅久 58 ↓ 孝明天皇 27	伊勢物語伝受

同 四年

七月四日 雅久没 58

また、御所伝受の略系譜を記す宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『歌道伝授之事』（函号、二六五・七五一）には、次のようにある。

雅光卿之伝

雅久 嘉永四年九十七 相伝 依所勞也

同 五 十 開見 三ヶ日

すなわち、雅久は父雅光の没する前日に急ぎ相伝を受け、歌道師範となるべく雅光の任を引継ぎ、翌年十月に伝受箱の開見に至った。「二ヶ日」とあるのは、箱開見の終了まで神事を含めて三日を要したことを示している。例えば、『遠碧軒記』には、

古今御伝授、新院様御西院より当今霊元院へ、延宝八年庚申五月七日より始る。其前任吉の氏人を召、五十首の御製を住吉社へ奉納、この時三日の神事なり。

とあり、御西院から霊元天皇への伝受の際、三日の神事が行われたことが記される。また、後述する冷泉為理の伝受箱の開見でも、

安政七年十一月十八日、冷泉中納言為理依勅命、開古今伝授筥云々、二夜三日神事云々（『孝明天皇紀』万延元年十一月十八日条）

として、二夜三日の神事が行われている如く、伝受に際し、先ず住吉明神への神事を三日間に亘り行ったことがわかる。

さて、右のような慣例に倣い雅久が箱開見を終了した後、孝明天皇への手仁遠波伝受は執り行われた。つまり、雅久は天皇への相伝に先んじて伝受箱を開き見るよう勅言を賜ったことになる。箱開見は、孝明天皇へと御所伝受を繋げるための方策であったのである。

ところが、天皇に対する伊勢物語伝受まで終えたところで、雅久は病に伏し、そのまま息を引き取った。『実万公記』安政四年七月四日条には、

七月四日癸未、飛鳥井前大納言使、禁中並太閤へ、古今伝授可有之処、重病に付、猶快復之上、可被聞食旨、風聴申來也。……其後、薨去之旨被示了。

とあり、同日、孝明天皇と鷹司政通（一七八九・一八六八）へ古今伝受の延期が伝えられたものの、雅久死去の報せによって伝受が途絶えてしまった由が記録されている。この時、雅久の息雅典は三十二歳、孝明天皇から勅点を賜り入門したのは、雅久没後間もない同月二十九日のことである。雅典へ将来的に歌道伝受を引き継がせることを念頭に置いての措置であろう。

雅久の没後、その任を継ぐことになったのが、烏丸光政であった。(1)「古今和歌集伝授」末尾には、安政四年の光政の伝受箱開見について明確な日付がなく記述されている。但し、『孝明天皇紀』安政四年七月二十三日条に、

安政四年七月廿三日壬寅、日野中納言烏丸光政卿へ伊勢物語御伝授也。(非蔵人日記)

とあるのによつて、同年に執り行われたのが、箱開見ではなく、孝明天皇による伊勢物語伝受であったことがわかる。光政が孝明天皇より伝受箱の開見を許されたのは、『孝明天皇紀』によれば、万延元年（一八六〇）閏三月二十八日のことである。同日条の「宸翰」を次に引用する（□は判読不明箇所）。

過日来□々尊公卿申聞古今集開見之事、実□□尤可至筈之処、情考候に斟酌耳之事にて無之、別紙認候通にて、折角之伝来大節之□□疎忽之儀風と有之候ては一大事之事と心痛之余、過日来両家之人呼寄、委細予愚存申含。

右書状、為持烏丸へ申聞、漸承知に成、大に安心喜入候。然、何れ予開見旬成共、申出置呉との頼故、夫丈は聞濟、當年秋冬之内と申事を、明廿八日吉辰申出、翌日又は翌々日かには烏丸開見来五月と申出心得に候間、此段為御承知申入置候事。尤、如此工合能次第に成候上は、最早尊公にも御承知無御動様頼入候。仍此段為御心得申入置候事。

後三月廿七日 此花。

関白殿へ

右の両記録に鑑みるに、(1)「古今和歌集伝授」に「安政四年箱開見勅言」とあるのは、万延元年に光政が天皇から許された伝受箱開見と、安政四年に行われた伊勢物語伝受とを『古今和歌集伝授』の記録者（雅典か？）が取り違えたことによる。

一方で、この時期の孝明天皇を取り巻く環境に再び目を向けてみると、同年七月四日には、歌道師範であった雅久の死という予期せぬ事態が起こっていた。天皇による光政への伊勢物語伝受の日取りは、雅久の没後三週間程経た頃である。更に、翌五年の『孝明天皇紀』十二月五日条には、

安政五年十二月五日、御製詠草、父大納言へ御相談被仰下候旨、烏丸大夫被届、小時亜相参上為見被下御詠草、以児返上。(議奏記録)

とあり、孝明天皇の御詠を光政が拝閲したことが知られる。

ここで、この時期の歌道伝受に係る事柄について改めて整理しておきたい。

弘化四年(一八四七) 雅光 66 ↓ 光政 36 手仁遠波伝受

嘉永六年(一八五三) 雅久 54 ↓ 光政 42 三部抄伝受

安政四年(一八五七) 七月四日 雅久没 58

同四年 七月二十三日 孝明天皇 27 ↓ 光政 46 伊勢物語伝受

同四年 七月二十九日 雅典 33 孝明天皇より勅点を賜う

同五年 十二月五日 光政 47 御詠拝閲

万延元年(一八六〇) 閏三月二十八日 光政 49 為理 37

同元年 十一月十八日 為理 37

文久三年(一八六三) 九月二十三日 光政没 52

孝明天皇の歌道師範であった雅久の後任として、光政に対する伝受の終了が急がされたであろうことは想像に難くない。雅光に続く雅久の死により、またしても御所伝受は相伝の危機に直面しかかったのであり、孝明天皇にとっては一層「疎忽之儀風と有之候ては一大事之事と心痛」めることになったのであろう。

先の「宸翰」によれば、孝明天皇は以前から「古今集開見」について「両家之人」すなわち飛鳥井・冷泉両家に対して自

箱開見 許可

箱開見

らの意向を伝え、関白九条尚忠（二七九八・一八七二）にも打診していた。それにも関わらず容易に事が進まなかった背景には、和宮の降嫁問題があったようである。『孝明天皇紀』同年三月二十八日条には、次のような記録も見られる。

十月十五日、冷泉中納言、今日中勝手に可有参仕、飛鳥井殿御奉触示候。同卿参仕被届以周丸申上候。可召御前以周丸被仰出申渡参入于御前之旨被届候。同卿自御前被退候旨被届、只今於御前、家伝古今集開見、先達秋冬之間と被仰出、主上も同頃御開見被仰出、其頃御一緒に開見と勅約之處、於主上は和宮御東行一件、格別御用繁に被為在候に付、去日御延引被仰出、於卿は無構可有開見被仰出、再三雖被固辞、再三無構可開見被仰出之間、御先に相成深恐懼候得共、段々之仰難默止乍、恐懼御請申上候旨、被届候。来月開見之心得之旨、内々噂候事。（言渡）

万延元年の箱開見は光政と冷泉為理（一八二四・一八八五）に対するものであったが、当初は孝明天皇も共に開見を行う予定であった。だが、それは「和宮御東行」問題により延引せざるを得なかったという。『古今和歌集伝授』にみる「安政四年箱開見勅言」の誤記は、この頃の孝明天皇周辺の混乱ぶりを示しているようでもある。

四

以上見てきたように、孝明天皇は古今伝受を後世へと繋げるための策を様々に巡らしていた。しかしながら、文久三年に光政も死去し、その三年後の慶応二年には天皇自らも崩御することとなった。このような流れのなかで、雅典が光政伝来の「古今伝授之一封」を授かることになったのである。相伝の日取りは、冒頭に述べた如く、天皇が崩御した二日後の同年三月二十七日のことであった。

では、雅典が「古今伝授之一封」を相伝された際の儀礼と場の設いとはどのようなものであったのだろうか、御所伝受の変遷に照らしながら見ていきたい。

『古今和歌集伝授』(4)「歌道伝授当日次第」には、儀礼の次第が次のように記されている。

歌道伝授当日次第

早旦小座敷舗設 如図

先奉掛 神影 信実筆

次供神饌 酒 洗米 自是前設八足案

次拝礼着座

次当人同上

次設文台 予設傍

次有伝授之儀訖起座

次撤神饌奉納 神影

これによれば、雅典への伝授の儀は早朝に執り行われた。「小座敷舗設 如図」とあるように、同書には(5)「歌道伝授舗設之図」として座敷の舗設図も併せて記録されている。舗設図では、北面の床の間に「神影」すなわち人丸影が掛けられ、北面以外の三方には簾が垂らされている。この人丸影は藤原信実(一一七六―一二六六頃)筆とされるが、東山御文庫には、伝藤原信実画・伝藤原為家筆『柿本人麿画像並和歌』(勅封一七七―三六)が今に伝わる。人丸影の前には八足の机が置かれ、神饌として酒、洗米が備えられる。その後、伝授者と伝受者が拝礼して着座する。文台を八足の机の前に置き、(5)の図に基づくくと、文台の南面と西面とに座したことになる。相伝を終え、撤饌し、人丸影を納めた後、晴れて伝授の完了となった。

さて、かくの如き雅典への相伝に係る一連の儀礼と、他資料に記録される従来の儀礼とを比較してみたい。まずは、三条西実枝から細川幽斎(藤孝)への伝受における舗設を見てみる⁴。

天正二歳在甲戌六月十七日

古今集切紙、於勝龍寺城、殿主従三条大納言殿、御伝授。座敷者、殿主上檀、東面、人丸像掛之隆信筆着色。置机子於正面、香炉・洗米・御酒備也。手箱仁三種神器在也。張錦於其上。置文台、北面垂相御着座座仁鋪布一端。南面藤孝着座同鋪布壹端。十七日、切紙十八通、十八日、切紙十通、伝授之功終矣。

幽齋伝授之次第、令書写筆。

慶長七年八月十四日（花押）

天正二年（一五七四）に幽齋が実枝から切紙を相伝された折の座敷には、東面に信実の父隆信（一一四二・一二〇五）筆の人丸影が掛けられている。その正面に机を置き、机上には香炉・洗米・酒が献饌されるとともに三種の神器を模したものを入れた手箱が置かれ、天井には錦が張られる。机の前に文台を置き、北面に伝授者の実枝が、南面に伝授者の幽齋が布敷きの上に着座した。

智仁親王から後水尾院の伝受次第を伝える宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『禁裏御講釈次第』においても、東面に人丸影を掛け、その前に三種の神器を掲げ、文台を挟んで北面に伝授者、南面に伝受者が配されている⁵。

また、後水尾院から飛鳥井雅章への伝受の際の舗設図を鷹司兼熙（一六五九・一七二五）が写した永青文庫蔵『古今伝授の図』⁶には、信実筆の人丸影が正面に祀られ、天井に赤地の錦を張り、机には手箱の上に三種の神器を模った鏡・剣・勾玉を掲げ、その左右に洗米・酒を献饌し、香炉・香合が右側に配されている。文台を挟んで左右に座が設けられるが、人丸影に向かって左手傍らに伝受箱が置かれているので伝授者の後水尾院が座したのであろう。方角は明示されぬものの、構図としては実枝―幽齋、智仁親王―後水尾院の伝受形式を継承しているといえる。

寛文四年（一六六四）に行われた後水尾院から後西天皇への相伝は、宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『古今伝授之儀』（函号、B六・四四七）には次のようにある。

今日十八日辰刻、新院御幸、右三人⁷同程^{（御説不明）}於弘御所有此事。

弘御所上壇間之障子立之外に垂簾

人丸像南面前に白木机一脚 像之上天井に被張錦

机上広蓋に御鏡・御太刀・御香箱有之。広蓋之左右に洗米・御酒・盛土器被供之。香炉同有之但不被燒香也。

御座東面御茵之上に布一端折而被敷之。西面に布一端敷(判読不明)有之。拜礼御切紙承仰了。

申刻許、新院還幸、各退出了。

同書に描かれる儀式図も併せて見るに、南面に信実筆の人丸影が掛かり、その天井に錦が張られるほか、机上に置かれた三種の神器や神饌は雅章への伝授時と同様の設いであったことが確認される。方角こそ異なるものの、文台を挟み人丸影に向かつて左手に伝授者が座り、右手に伝受者が座るという配置もそれまでと変わらない。

些か時代が下って、明和四年(一七六七)に行われた職仁親王から後桜町院への伝受の舗設図⁶でも、人丸影の祀られる床の間と机、伝授者と伝受者が文台を挟んで向かう構図は同様の如くである。人丸影に向かつて右手に「主上御座」と書かれるため、ここに伝授者が座したことになる点は従来と異なるが、机上に供される三種の神器などの配置は変わらない。

もう一例、安永三年(一七七四)の後桜町院から近衛内前(一七二八・一七八五)への伝受の様子を押さえておく。

御床上張天張(東坊極)和錦、令益良朝臣、雅威張之、奉仕了、令退。敷地鋪和錦、懸柿本神影信実朝臣画、為家卿讚。立八足白木於影前地鋪

上、其上中央置小弘蓋雲時絵、供鏡・曲・劍鏡曲在前、劍在後。弘蓋之右方置火舎・香奩火舎前、奩後、別御香包置奩傍。副北簾。

敷錦御茵菊唐草、其上置曝布一疋乍帖置之、為御座立匣、御後御屏風一帖白張泥引、対御座置曝布一匹乍帖置之、為関白座立

匣、同御屏風一帖。置供物台於南簾下二脚、各洗米一坏酒一坏、盛土器。上段中段四方咸垂簾。(八槐記)

克明な記述は荘厳さを一層印象付けるが、信実筆の人丸影、天井の錦、三種の神器、香炉の配置など、概ねそれまでと変わらぬと云ってよい。一方で、従来机上に献じていた神饌を、別に二脚用意した供物台に盛り供えるという点に変化が見られ、洗米・酒と、三種の神器、香炉とを区別する意識が看取される。例えば、『遠碧軒記』に、

洗米・御酒は、飛鳥井一位殿の物語に、住吉明神への供え物と御申なり。平人地下の伝授には、明鏡も水精の玉も剣もなしとなり。洗米と御酒とばかりのよしなり。(随筆大成)

とあるように、洗米と御酒は神饌として供えられるものであった。また連歌会や歌会において花瓶などと一緒に祭壇に飾られる香炉も、伝受の場においては和歌三神の一である人丸影への供え物として儀式を彩ったとみられる。

一方、三種の神器は神饌として供される洗米や御酒とは意味合いが大きく異なる。三種の神器が皇位継承を象徴するとは言うまでもない。それが御所伝受の儀において不可欠な要素として確立したのも、御所伝受が「主上」である天皇を核とする禁裏体制を具現化したものであり、天皇を主体に継承するものであったからであろう。海野圭介氏は、伝受の座について、御所伝受の基盤となった切紙二十四通の「三鳥三木」に「正直」「慈悲」「征伐」、「内侍所」「神璽」「宝剣」、そして「今上（帝）」「関白」「臣」といった語彙が重ねられることから、「君臣和合の理念を説く理念のアレゴリー」として、またその象徴としての三種神器に比定される」と指摘し、次のように述べている。

伝授の座に三種神器を揃える座の荘厳の在り方は、単に王権授受のシンボルとしての三種神器を権威付けのために借用したという外的な要因からではなく、切紙の理念を具象化し、以て座の荘厳を図るという内的必要性によって新たに求められたものであったと考えられる。

だが、そのような理念もまた、天皇の存在を抜きにしては成立し得なかったのではあるまいか。雅典の相伝時を改めて確認するに、そこには後桜町院の相伝時まで伝受の象徴たるものとして存在した三種の神器が見当たらない。このことは、雅典への相伝が孝明天皇崩御後の天皇不在という中で行われた伝受であったことを物語っていると考えられるのである。

五

幕末の動乱の最中、国の抱える憂慮とともに、天皇を中心として代々相伝されてきた御所伝受もまた如何に継承し続けるかという問題に常に直面していた。加えて、孝明天皇の歌道師範の相次ぐ死がそうした問題を更に深刻化させてもいた。『古今和歌集伝授』の伝える雅久や光政への伝受箱開見の勅言は、伝受を絶やすまいとする孝明天皇を始め公家たちの窮余の策だったといえる。孝明天皇は雅典への箱開見も考えていたようだが、思い半ばにして突然崩御することとなった。その遺志を受け、光政所縁の一封が雅典へ相伝されたのは、天皇崩御の二日後のことである。

だが、その儀礼を見るに、従来の伝統に従いつつも、そこに天皇継承の象徴たる三種の神器が具されることはなかった。

つまり、ここにおいて脈々と受け継がれてきた御所伝受に天皇不在という事態が生じたのである。換言すれば、それは、海野氏の述べる如き「君臣和合の理念」の瓦解でもあったろう。斯くして、御所伝受はその姿を大きく変容させ、終焉を迎えたのである。

勿論、明治になったからといって天皇家の和歌の伝統が途絶えたわけではない。その証として、明治天皇は数多く和歌を詠んでいる。だが、維新後僅か十余年のうちに、最後の御所伝受保持者雅典の伝受記録は「重要な歌道の秘事にあらず」と奏上されるに至り、孝明天皇が心砕いた御所伝受の伝統は、以後完全に断絶した。ときに雅典五十五歳、没する四年前のことであった。

「古今伝授を受けざれば、歌よみに非ず」とされた御所伝受が終焉を迎えた後、天皇や華族にとって「歌の道」がどのように変化したか、今後更に考えなければならない問題である。しかしながら、雅典の伝受が天皇不在で行われたこと、それによって形骸化した儀礼や御所伝受の理念の喪失が、江戸と明治との懸隔をもたらしたことは確かに違いない。

注

¹ 盛田帝子『近世雅文壇の研究―光格天皇と賀茂季鷹を中心に―』（汲古書院、二〇一三年）第一部・第一章「御所伝受の危機―烏丸光栄から桜町天皇へ」（「御所伝受の危機と再構築」『愛媛大学教育学部紀要 第Ⅱ部 人文・社会科学』36巻2号、二〇〇四年十月、初出）に詳しい。

² (2) 「古今和歌集伝授 年月日不分明」では、二条為明―二条良基、飛鳥井雅親―足利義政・姉小路基綱、姉小路濟継、堯孝―三条実量、三条西実隆―富小路資直、中御門宣胤、柳原資定、三条西実枝―細川幽斎、細川幽斎―智仁親王、烏丸光広―西園寺実晴の相伝記録が挙げられる（但し、実際には、幽斎―智仁親王のように伝受年月の明らかなものも含まれる）。また、(7)「和

歌系図略」では、御子左家、二条家、冷泉家、飛鳥井家の系譜のほか、二条流の流れを汲む堯孝流及び東家の系譜を示している。

3 「此花」は孝明天皇の号。

4 宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『古今伝受座敷模様』（智仁親王写）。櫛笥節男『宮内庁書庫涉獵―書写と装訂』（おうふう、二〇〇六年）八「古今伝授資料」掲載写真により本文を引用し、私に句読点を付した。

5 海野圭介「和歌を伝える聖俗―テキスト、儀礼、座の荘厳をめぐって―」『日本における宗教テキストの諸位相と統辞法―テキスト布置の解釈学的研究と教育』第4回国際研究集会報告書』（名古屋大学大学院文学研究科、二〇〇八年十二月）掲載写真による。

6 『没後400年・古今伝授の間修復記念 細川幽齋展』（熊本県立図書館、二〇一〇年）六五頁掲載写真による。

7 「三人」は中院通茂、烏丸資慶、日野弘資をさす。

8 横井金男『古今伝授の史的研究』（臨川書店、一九八〇年）四四六頁、図一による。

9 注5海野論文。

終章

飛鳥井家が明治維新に至るまで歌道の家として生き続けてきたのは、時流に臨機応変に順応する柔軟な姿勢を持ち合わせていたことにもよるのであろう。二条家の断絶後、雅世が『新統古今和歌集』の単独撰者となり、次いで雅親が勅撰集の撰者に任ぜられたが、世の動乱に巻き込まれ、自宅も火災に遭うなどしたため、その実現は叶わなかった。応仁の乱以後、勅撰集の撰集のような大規模な活動もなくなると、歌道家たちは、家の立場を保持していくために、いかに学を継承していくかということにいよいよ腐心し、家学の相伝を通して公武を越えたネットワークを構築することに心を傾けるようになったものとみられる。

雅親の猶子として家学を相伝された弟雅康は、飛鳥井流の切紙口伝を形作った。その内容は、第一章・第二節でみてきたように、大内家などの武家にも相伝した秘伝書の内容に多く基づいている。複数の秘伝書を用い、それらの更なる奥義として切紙口伝を作成し、「飛鳥井流」を冠することで、家独自の秘伝たるに相応しい切紙を成立させたのである。雅康はこうした歌蹴鞠道の相伝や指導によって、庶流としての厳しい生活を成り立たせていたようである。その一方で、晩年は歌蹴鞠両道の「道」を重んじ、その精神を追究するかの如き生き方をした。第二部・第一章に取り上げたように、雅康が晩年に多く残した定数歌からは、彼のそうした心の葛藤や模索する姿が垣間見える。定数歌は、歌の鍛錬や、撰集のための詠作、神仏へ祈りを捧げる奉納歌といったものだけでなく、歌人の内面を表現する営為でもあったのである。雅康の名は、その直向きな精神と実際の諸芸の才能により、庶流でありながらも、口伝や秘伝において重んじられ、後世にまで伝えられるに至った。

一方の雅俊も、嫡流として雅親と同様に公武にわたって広く活動する。雅俊は雅親の正統な継承者として重要視された。例えば、第二部・第三章で触れたように、近世になって、雅豊が家督を継ぐ際に、作法書のなかに雅俊の言説をまとめ直し

たことなども、飛鳥井流の歌会作法において雅俊の言説が重んぜられていたことを示しているであろう。

また、『諸家家業記』（蹴鞠）に、

俗諺に「難波、歌よまれず。冷泉、蹴鞠ならず」と申唱へ候事など有_レ之候由、飛鳥井家は歌・鞠両様共家業と被_レ致候得共、難波家にては歌道に預り候事不_二相成_一、冷泉家は蹴鞠家伝有ながら、取扱候事を被_レ止候儀にて、両家共不本意なる姿に相成候事、各其子細有之事に候。此外、上賀茂之社司松下と申も、旧家にて、蹴鞠相伝いたし、古は度々禁裏へ被_レ召候事有_レ之候所、是又被_二停止_一。兎角、蹴鞠之事は、飛鳥井・難波両家に限り候事に相成候。

とあるように、始祖の代から歌と併せて蹴鞠を家業としていたことも飛鳥井家にとっては大きな強みであった。

室町以降、将軍家などの武家に対し、蹴鞠師範として広く指導を行ったのもその一つである。蹴鞠は武道に通じるとされた。歌と蹴鞠の両道は、すなわち文武の二道である。ゆえに、とりわけ武家たちはその蹴鞠道の教授を絶えず所望したのである。また、次のような逸話も残る。

京都の町人にて、名も聞しが忘れたり。飛鳥井家の門弟にて、蹴鞠の名足なりし故、総紫を免許あるべきなれど、町人の事故、裾紫をゆるし給ひけるを、彼者歎きて、

紫の数には入れど染残す葛の袴のうらみてぞしる

かく詠じければ、別儀を以、総紫を免されけりとなり。（『耳袋』巻五）

飛鳥井家の門弟であった或る京都の町人が、免許として与えられたのが紫裾濃の袴であったのを嘆き、和歌を詠じたところ、その功德によって通常武家に許されるはずの総紫の袴を許可されたという話である。飛鳥井家が町人層にも広く門弟を持ち、尚且つ場合によっては式例にとらわれることなく蹴鞠を相伝していたことが知られる。また、和歌と蹴鞠との結び付きを示唆してもいよう。このように、飛鳥井家の人々は、歌蹴鞠両道を家業として継承する家であったがために、堂上・地下を問わず幅広くネットワークを構築することができたのである。

近世に入ると、雅庸は徳川家康より蹴鞠道の家元として認められるほか、歌道や『源氏物語』の秘訣も伝授しており、歌

蹴鞠道を通して幕府側との良好な関係を築いた。他方、禁裏においては、天皇による歌道伝受を授かり、歌壇の中心的な存在であり続けた。とりわけ、智仁親王から相伝を受けて御所伝受のシステムを確立させた後水尾院の時代では、雅庸の後継となった雅章が、院による古今伝受を始め『源氏物語』の講釈などの歌道教育を一通り受け、また自らも女院である東福門院や院の息子尊光法親王へ歌会作法書を相伝することで、天皇家との結びつきを一層揺るぎないものとしていった。

そうした相伝は、中央だけでなく、地方の大名などに対しても行われ、ここに中央と地方との間に新たなネットワークが拡がりをみせることになった。肥前小城藩第二代藩主鍋島直能に対して行われた雅章の歌蹴鞠道の指導や相伝が、直能を介して、しだいに本藩の光茂などの周辺にまで浸透していったように、公家が新たに見出した地方との繋がりが、地方における和歌や蹴鞠といった文芸の更なる活性化をもたらしたといえるだろう。地方の大名たちは、参勤交代の折々に都にいる公家との交流を持った。例えば、直能も参勤交代の道中で雅章と面会したり、和歌を詠じては雅章へ送り添削を請うたりしている。加えて、諸書の蒐集にも熱心であった。第二部・第四章・第二節で取り上げた祐徳稲荷神社中川文庫に伝来する『飛鳥井雅俊卿五十首和歌』も、肥前鹿島藩第四代藩主鍋島直條が京都にて書写を所望した歌書の一つであったと推測される。もとは三条西実隆の詠草でありながら、飛鳥井雅俊の名を付して永らく伝わってきたこの五十首は、地下の人々による蒐集や書写の実態と地方への伝来を物語るものとしても資料的価値がある。直條によると思われる飛鳥井雅俊作という誤認は、見方を変えれば、それだけ鍋島家と飛鳥井家とが深い間柄にあったことを意味してもいよう。

従来の研究では、雅庸・雅章親子の活躍後はとくに目立たった歌人を輩出してこなかったように評されることが多かったが、雅章の息子雅豊も早くから父親の指導を受け、歌会などに名を連ねている。第二部・第三章で取り上げた『和歌樵談』は、雅豊が家督を継いで間もない頃にまとめ上げた歌会作法書であった。こうした作法書は、ただやみくもに作法を列挙するだけのものではない。雅豊の例で見たように、作法に関して修得しまとめることは、歌壇に本格的に登場するための一階梯であったと考えられる。また、雅章の天皇家や地方大名に対する作法書の相伝の実態を見るに、作法の相伝を行う際には、受者の社会的立場や性別などによってその内容を取捨選択していたことがわかる。そのためにも、歌道家は、当流の作法は

もとより二条流を始め他流の作法に関して通覧し、知識を得ておく必要があったのである。

いま一つ、禁裏における飛鳥井家の位置を考えるうえで、天皇の歌道師範として、御所伝受において重要な役割を担ってきたことも押さえてなくてはなるまい。特に、幕末期には、雅光が光格天皇から手仁遠波伝受・三部抄伝受を授かり、光格天皇崩御後は、光格天皇に古今集伝受を相伝された仁孝天皇より伊勢物語伝受・古今集伝受・和歌灌頂後伝受を一通り伝授され、御所伝受の保持者となった。雅光の没後は、雅光の息雅久が箱開見によって御所伝受を繋ぎとめ、孝明天皇に対し手仁遠波伝受・三部抄伝受・伊勢物語伝受を行っている。その後、雅久の死で、御所伝受は孝明天皇から一旦鳥丸光政と冷泉為理へ引き継がれることになるが、孝明天皇の崩御後に箱開見を行うことで幕末最後の御所伝受保持者となったのは、雅久の息子である雅典であった。第二部・第五章で取り上げた雅典の御所伝受の記録からは、御所伝受を通じた飛鳥井家と天皇との結びつきの強さが窺え、飛鳥井家が歌道家として幕末まで禁裏を支え続けたことが知られるのである。

しかしながら、このように連綿と継承されてきた歌道家の姿や禁裏における相伝の多くは明治維新によって大きく変容し、また瓦解した。天皇を始め歌道家たちが心を砕いた御所伝受の遺物が、明治になり「重要な秘事にあらず」との一言で片付けられるに至ったように、そこに息づく心が失われてしまっただけで、遺された記録物はもはや単なるモノとしてしか存在し得なくなるのである。

近年、偽書と称されてきた秘伝書や切紙、歌会や蹴鞠の作法書などに注目する研究が増えてきたことは、本論で述べてきたような先人たちの文芸活動のなかに息づく精神に再び光を当てることにもなるであろう。本論もこのような意識のもとに歌書周辺の諸書にもなるべく目を向けるべく配慮したつもりである。これまで真つ向から大きく取り上げられることのなかった飛鳥井家の歌学とその周辺の文芸の実態について、本論によって、歌道と蹴鞠道の関係性や、堂上と地下の双方の観点から少しでも明らかにできたのではないかと考える。但し、歌会作法書や蹴鞠書など、本論で取り上げたのは一部のものに限られ、その全てを涉猟できたわけではない。また、飛鳥井家の人物として考察対象としたのは、室町期では雅親・雅康・雅俊、近世前期では雅章・雅豊親子、近世後期では雅光・雅久・雅典の三代である。歌道家の家継承について通史的に淀み

なく明らかにするためには、その他の歌人についても同じく考えていく必要がある。今後の課題として、更なる解明を目指し、取り組んでいきたい。

資料編

論考編で取り上げた資料のうち、古今集注積書一本、古今秘伝書一本、歌会作法書三本、計五本の翻刻を載せた。記載書名は、原則としてそれぞれ外題によった。翻刻は以下の方針に従った。

〔凡例〕

- 一、漢字は原則として現行の字体に改めた。但し、流派ごとに違いの見られる「歌」「詞」「哥」の字については、これを区別し、原本の表記に従った。
- 一、私に句読点と濁点、括弧を付した。
- 一、朱書部分は、ゴシック字体で表記した。
- 一、明らかに誤写と判断される部分は、右傍に（ ）で訂正を加えた。
- 一、判読不明の部分には、右傍に（判読不明）と記した。
- 一、『古今集注』には、歌の上に歌番号を付した。また、詞書注は「」で歌番号を付した。
- 一、『古今集注』に見られる貼紙は、で囲み、表記した。

京都府立総合資料館蔵『古今集注』（特・八三一・三六）

古今和歌集

恋哥

読人しらず

469 一、ほととぎすなくやさ月のあやめ草あやめもしらぬ恋もするかな

序哥也。つゞけやう玄妙と也。あやめを上の菖蒲草をうけてあやめとよまず、但あやめと綾目とよむべき歟。哥の心は、綾は織る物の惣名なれば織目のわけをも恋の乱にしらぬと也。文モンなけれども、織物は紋といへば、ほれどしくて物の分なき也。恋ほれたる心也。

素性法師

470 一、をとにのみきくのしらつゆよるはおきてひるは思にあへずけぬべし

義なし。よるはおきてを起也。此心にも可用。又置也。何も所好によるべし。なずらへ哥の類也。

紀貫之

471 一、吉野河いは浪たかく行水のはやくぞ人を思そめてし

義なし。吉野河早也。はやくぞ人をとほ、とくより人を思心也。

藤原勝臣

472 一、白浪のあとなきかたに行船も風ぞたよりのしるべなりける

舟の方にては一行の風に任て行多しらぬとなり。恋の方にては風の便也。便の人につけてわざとならずいひよりたき心也。ナカタチ媒事也。初尋縁恋の哥の体也。ハイ

在原元方

473 一、をと山をととににきつゝ相坂の関のこなたに年をふる哉

あふと云名のある関のこなたとは、あはぬ心也。としをふるとは逢事なくてながらへたる心也。

同

474 一、立帰あはれとぞ思よそにても人に心をおきつしら浪

たちかへりは、我身を立かへりてみれば我ながら身を哀と思也。よそながらだに人に心をつくして身をくたくと也。人に心をくとは隔心にあらず、心をおかけたる也。人をおもふ心中をよくもしらぬをあはれと思心也。

つらゆき

475 一、世中はかくこそありけれ吹風のためにみぬ人も恋しかりける

義なし。人間万事如此ありと也。

[476] 一、右近の馬場の日をりの日、左近といふと云事もあり。業平は左近中将、右近少将にてありし也。古くも種々説あり。

朱雀院のぬり籠にかんや紙にて業平自筆に書たる本に、右近馬場の日とばかりあり、ひをりの日とはなし。女のかほのとあるを、二条の後の御事とあり。ひをりの日の事、種々説あり。不用。只、ツガイカノ字ヲニゴルまて対の人、カチ褐と云装束のしりを引る也。それをきの一字を略して、ひをりと云也。四日は左近、五日は右近の馬場也。大和物語異本の伊勢物語に、みずもあらずの返哥に、みも見ずもたれとしりてかこひらるゝおぼつかなみのけふのながめや、と返しありて、其後又、しるしらぬなにかあやなくの返し、又あるとあり。大和物に、しるしらぬの哥はなくて、みも見ずもの返しばかりあり。

俊頼、此しるしらぬの返し、あはぬよしありしと也。さらにあはずといひがたしと也。

在原業平朝臣

476 一、みずもあらず見もせぬ人のこひしくはあやなくけふやながめくらさん

義なし。

返し

よみ人しらず

477 一、しるしらぬなにかあやなくわきていはむ思のみぞしるべ成けれ

義なし。

鹿嶋大明神春日一体之御事也

[478] 一、かすがのまつりにまかれりける時とは、鹿嶋カシマより神護景雲年中に大和へやうかうの始より今に絶ずある祭也。その勅使に撰家の御人も立給ふなり。忠岑マユウトは舞人にて随也。勅使の前に時の花をかざして随也。

みぶのたゞみね

478 一、春日野の雪まをわけておひいでくる草のはつかにみえしきみツはも

義なし。草のはつかとは、はつかにそとみえたる心なり。君はもとは君は也。きてもいかになど言をのこしたる哥の体なり。

[479] 一、花つみの事前にも此類あり

つらゆき

479 一、山ざくら霞のまよりほのかにもみてし人こそ恋しかりけれ
義なし。

もとかた

480 一、たよりにもあらぬ思のあやしきは心をつくるなりけり

何の便をもしらぬ人に心をつくすは我ながらあやしきと也。

凡河内みつね

481 一、はつかりのはつかにこゑをきゝしよりなかぞらにのみ物を思かな

初雁にあらず。はつかいはん為也。例の序哥也。

つらゆき

482 一、あふ事は雲井はるかになる神のをとにきゝつゝ恋わたるかな

是も序哥の心也。逢事よせて也。逢事なくば命もながらへがたきと也。

よみ人しらず

483 一、かたいとをこなたかなたによりかけてあはずは何を玉のをにせん

同

484 一、ゆふぐれは雲のはたてに物ぞ思あまつそらなる人をこふとて

義なし。

同

485 一、かりこもの思ひみだれて我こふといもしるらめや人しつげずは

かりこものは思みだれていはんため也。いもと云事、夫婦に成てこそあるべきに、今は思をかくるによりて、いもと云也。しるらめやとは、やはしると云心也。万葉に、苅こもを乱るゝとよむ也。

同

486 一、つれもなき人をやねたく白露のおくとはなげきぬとは忍ばん

義なし。露の置を我おくと、ぬとは寝るによせてよむ也。なずらへ哥の類也。

同

487 一、ちはやぶるかもものやしろのゆふだすきひとひも君をかけぬ日はなし

序哥也。神の社とある本あり。不用。ゆふだすきは、まさきのかづらヲなどを冠にかくる事あり、たすきと云事、かくると云に付ての言也。

同

488 一、我こひはむなしきそらにみちぬらし思やれどもゆく方もなし

義なし。

同

489 一、するがなるたごのうら波たえぬ日はあれどもきみをこひぬ日はなし

義なし。風あらくて波たかき海也。越中ふせの郡にある、たごは湖也。藤をよむ名所也。わかめかるとは丹後にあり。丹後とよむ也。伊勢国の海をば伊勢海と云也。

同

490 一、ゆふづく夜さすやをかべの松のはのいづともわかぬこひもするかな

異義なし。松の葉の時をわかぬごとくに我こひもあるとなり。

同

491 一、あし引の山下みづの木がくれてたぎつ心をせきぞかねつる

義なし。瀧つ心は、たきにあらず、たぎつたる心也。

同

492 一、吉野河いはきりとおしゆく水のをとにはたてじ恋はしぬとも

義なし。

同

493 一、たぎつせのなかにもよどはありてふをなどわが恋のふちせともなき

いかなるたぎる滝にも淀のあるに、わが心のしづ心なきと也。

同

494 一、山たかみ下ゆく水のしたにのみながれてこひむこひはしぬとも

義なし。

同

495 一、思いづるときはの山のいはつゝじいはねばこそあれ恋しき物を

義なし。序哥也。

同

496 一、ひとしれず思へばくるし紅のすゑつむ花の色にいでなん

色にあまたあり。紅はさし出て、けんちよなる色にてある也。又、心の臟ザウの色、赤也。末つむ花は出羽のあさ花に作、紅の事也。貫之の哥、さけばつむ物と思しくれなるは涙のみする色にぞありける。

同

497 一、秋のゝのおばなにまじりさく花の色にやこひんあふよしをなみ

義なし。りうたんの花などの事なるべしと也。色にや恋んとは色にいでゝやこひんと也。

同

498 一、わがそのゝむめのほつはつえに鶯のねに鳴ぬべき恋もするかな

序哥也。梅の末の枝也。つぼめるを云とあり。万葉に、柳にもほつえと也。つぼめるにあらず。

499 一、あしひきの山郭公わがごとやきみにこひつゝいねがてにする
同

義なし。ごとやは如也。^{ゴトク}

同

500 一、夏なればやどにふすぶるかやり火のいつまでわが身下もえをせん

義なし。蚊遣火は夏なればする物也。我こひは、さていつをかぎりともなきと也。

同

501 一、恋せじとみたらし河にせしみそぎ神はうけずぞ成にけらしも

伊物に、はらふるまゝになど云所の心にて、神はうけずぞの所を心得べし。

同

502 一、あはれてふことだになくば何をかは恋のみだれのつかねをにせん

我をあはれやといふほどの事さへなくては、我恋のみだれたるをば、なにとせんと也。つかねをとば束の字也。乱たる物思、ゆひ合する物也。

同

503 一、おもふにはしのぶることぞまけにける色にはいでじと思し物を

義なし。此上句、伊物にあり。色にはいでじときりて、と思し物をとよむ也。

同

504 一、我恋を人しるらめやしきたへの枕のみこそしらばしるらめ

人はえしらじと也。枕の恋を知と云事、連綿事也。

505 一、あさぢふのをのゝしのはらしのぶとも人しるらめやいふ人なしに
序哥也。義なし。此人しるらめやは、人やしらうずるとうたがふ心也。

同

506 一、人しれぬ思やなぞとあしがきのまぢかけれども逢よしのなき
是も逢よしのなきといはん為也。蘆にてしたる墻の間にちかきには非ず。蘆の節たかくて、をしよせてゆへども、まば
らなる事を云也。古き尺シヤクに非ず。

同

507 一、おもふともこふともあはむ物なれやゆふてもたゆくとくる下ひも
なにともあれ人にあふまじきと也。とくる下ひもとは、人がこふれば紐がとくると也。義なし。

同

508 一、いで我を人などがめそおほ船のゆたのたゆたに物思ころぞ
義なし。猶与ヤスラウ也。ためらふ也。万葉哥に、我心ゆたのたゆたにうきぬなはへにもおきにもよりやかねまし。

同

509 一、伊勢のうみに釣するあまのうけなれや心ひとつをさだめかねつる
義なし。序哥也。

同

510 一、いせの海にあまのつりなは打はへてくるしとのみや思わたらむ
義なし。たぐなわと一本也。

511 一、涙河なにみなかみをたづねけん物思時の我身也けり
義なし。 同

512 一、たねしあればいはにも松はおひにけり恋をしこひばあはざらめやも
義なし。こひをしこひばとよむ也。 同

513 一、あさな／＼たつかはぎりの空にのみうきて思のある世なりけり
序哥也。義なし。 同

514 一、わすらるゝ時しなければあしたづの思みだれてねをのみぞなく
義なし。あしたづ蘆の中にあれば、あしたづとあし鴨、同前也。 同

515 一、唐衣日もゆふぐれになる時は返々ぞ人は恋しき
義なし。返々は衣の縁言也。夜は衣を着かゆる事あり。 同

516 一、よる／＼に枕さだめん方もなしいかかねしよかゆめにみえけん
義なし。 同

517 一、こひしきに命をかふる物ならばしにはやすくぞあるべかりける
同

義なし。しにはやすくとは、死する事は安くあるべきとなり。

同

518 一、人の身もならばし物をあはずしていざ心みむ恋やしぬると
義なし。

同

519 一、しのぶればくるしき物を人しれず思ふてふ事誰かたらん
義なし。思ふてふ事とは、おもひといふ事也。

同

520 一、こむ世にもはや成なゝんめのまへにつれなき人を昔と思はん
来世になれと也。果ムケヒをみせんと也。つれなき人を昔とおもはんとは、つらき人を昔人なして見むとなり。

同

521 一、つれもなき人をこふとて山びこのこたへするまでなげきつるかな
義なし。

同

522 一、ゆく水にかずかくよりもはかなきはおもはぬ人を思ふ成けり
義なし。かずかくとは畫の事也。経に云、
亦ヤクニヨグワスイヤクズイシヨズイガイウ如マダゴトシエガクミツニマダシタガツテカクシタガイアウ畫ニ水ニ亦ヤク隨ズイ書シヨ隨ズイ合ガイウとあり。

同

523 一、人をおもふ心は我にあらねばや身のまどふだにしられざるらん
義なし。

524 一、おもひやるさかひはるかに成やする迷夢ぢにあふ人のなき
同

義なし。まどふ夢ぢにあふ人もなき、はいかひ心也。俊頼の、日くるればあふ人もなしまさきちる、もこれよりいでたる哥也。

525 一、夢のうちにあひみむことをたのみつゝくらせるよゐはねん方もなし
同

義なし。ねんかたもなしは、いかにねてか夢にみゆると思心也。

526 一、こひしねとするわざならしむばたまのよるはすがらに夢にみえつゝ
同

むばたまの事、万葉には、ぬば玉とあり。天徳の哥合に、むば玉の夜の夢だにまさしくは我思ふことを人に見せばや、とありしを、ぬば玉とこそあるべけれとありて、かきあやまりとて負になりしと也。但、ぬば玉、むば玉、同事也と心得べし。むば玉をつねに用へ（つた）べき也。よるはすがらとは夜もすがら也。

527 一、涙河枕ながるゝうきねには夢もさだかにみえずぞ有ける
同

義なし。

528 一、恋すればわが身はかげとなりにけりさりとて人にそはぬ物ゆへ
同

義なし。やせたるをば影のやうになると云也。影形とならば思人にそふにてもなしと也。

529 一、かゞり火にあらぬ我身のなぞもかく涙の河にうきてもゆらん
同

義なし。錠カベリ本字也。篝是は少心かはる歟。

同

530 一、篝火の影となる身のわびしきは流てしたにもゆる也けり

義なし。

同

531 一、はやきせにみるめおひせばわが袖の涙の川にうへまし物を

義なし。みるはふかき所におふる也。涙川のみるめなきよしなり。

同

532 一、おき辺へにもよらぬ玉もの浪のうへにみだれてのみや恋わかりなん

おきへ思ふ人を沖にしてその辺へもよらぬと也。おきへとよむ也。いそべ、川べ、山べには相違す。おきへとよむ也。

同

533 一、あしがものさはぐいりえの白浪のしらずや人をかくこひんとは

義なし。

同

534 一、ひとしれぬおもひをつねにするがなるふじの山こそわが身成けれ

義なし。

同

535 一、とぶ鳥のこゑもきこえぬおく山のふるき心を人はしるらん

同。序哥也。

536 一、あふさかのゆふつけどりもわがごとく人や恋しきねのみなくらん
同。

537 一、相坂の関になるゝいはし水いはで心におもひこそすれ
同。いはでといはん為也。

538 一、うき草のうへはしげれる淵なれやふかき心をしる人のなき
同。

539 一、打わひてよばゝむこゑに山びこのこたへぬ山はあらじとぞ思
同。

540 一、心がへする物にもがゝたこひはくるしき物と人にしらせん
物にもがは、物にもがな也。かた恋、カタコヒ独恋也。

541 一、よそにしてこふればくるしいれひものおなじ心にいざむすびてん
入ひもとは、くびかみのある装束に、めひも・をひもとてあり、とうばうむすびのやうなる物也。是を結に、同心にま
はして結ば同心に契らんと也。

542 一、春たてばきゆるこほりのゝこりなく君が心はわれにとけなん
義なし。とけなんと念願也。 同

543 一、あけたてばせみのおりはへなきくらしよるは螢のもえこそわたれ
同。明れば也。 同

544 一、夏虫の身をいたづらになす事もひとつ思によりてなりけり
同。蟬をも螢をも云也。是は火蛾ガとて火とり虫也。青蛾、あをき虫也。一思は初一念也。 同

545 一、ゆふさればいとゞひがたきわが袖に秋のつゆさへをきそはりつゝ
夕さればとは、夕なればと也。そはりつゝ、そふたる也。秋の感也。 同

546 一、いっとても恋しからずはあらねども秋のゆふべはあやしかりけり
義なし。秋感なり。 同

547 一、秋のたのほにこそ人をこひざらめなど心にわすれしもせん
ほとは、あらはれて也。しやうたいに恋たる也。まほと、まをとの事也。引哥、俊成卿、千載に、みなれ木の見なれそ
なれてふす昔のまをならずとも逢よしもがな也。

548 一、秋のたのほのうへをてらすいなづまの光のまにも我やわするゝ
義なし。 同

549 一、人めもる我かはあやな花すゝきなどかほに出て恋ずしもあらん
同。あやなは、あらあやかしと云也。我と我を不審也。 同

550 一、あは雪のたまればかてにくだけつゝわが物思のしげきころ哉
義なし。かては、たまりがたしと也。かへりがても同心也。たまりがたき也。 同

551 一、おく山のすがのねのしのぎふる雪のけぬとかいはんこひのしげきに
しのぎ、^{シノギ}凌。世俗に山の高をしのぎて^{シウ}凌は曆也とてふるゝ也。^{ヲカス}侵もふるゝ心也。すがのねは菅根也。

第十二 恋哥二

小野小町

552 一、思つゝぬればや人のみえつらむ夢としりせばさめざらましを
義なし。

553 一、うたゝねにこひしき人を見てしより夢てふ物はたのみそめてき
同。

同

554 一、いとせめて恋しき時はむばたまの夜の衣をかへしてぞきる
同。人を夢にみんとて衣をかへす事、常の事也。古哥に袖をかへしてともあり。

素性法師

555 一、秋風の身にさむければつれもなき人をぞたのむくるゝ夜ごとに
同。独寝の感なり。

[556] 一、しもついつも寺とは、シモコレウ下御霊也。つは、やすめ詞也。姉小路西洞院にもありと也。此事書の末に人のわざしけるとは
法会などの事也。真せい法師とある、彼は山の法師也。いへりける言にとは、法文也。法華經五百弟子品に、フカケナイヘリ不覚內衣裏
ウムケホウシユ有無価宝珠の言ばと也。此人、イミヤウ因明法文と云物を空に書し人也。名聖也。

あべのきよゆきの朝臣

556 一、つゝめども袖にたまらぬ白玉は人をみぬめの涙なりけり
義なし。

返し

こまち

557 一、をろかなる涙ぞゝてにたまはなす我はせきあへずたぎつ瀬なれば
よのつね思こそ涙は玉共なれ、我は涙のたきのごとくになると也。

藤原としゆき朝臣

558 一、こひわびて打ぬるなに行かよふ夢のたぐちタグチはうつゝならなん
義なし。夢のたぐち、直道也。

同

559 一、すみの江の岸による浪よるさへや夢の通路人めよくらん
序哥也。夢のおどろくがうつゝに人目をよぐる如くにあるとなり。

をのゝよしき

560 一、わが恋はみやまがくれの草なれやしげさまされとしる人のなき
義なし。

紀とものり

561 一、夜ゐのまもはかなくみゆる夏虫に迷まされる恋もするかな
義なし。蛩など也。蛩はよひのま也。我は終夜ノ迷と也。

同

562 一、夕さればほたるよりけにもゆれども光みねばや人のつれなき
義なし。けには勝スケレタリケニ異、万葉。

同

563 一、さゝのはにをくしもよりもひとりぬるわが衣手ぞさえまさりける
義なし。

同

564 一、わがやどのきくのかきねにをくしもの梢かへりてぞ恋しかりける

義なし。

同

565 一、河のせになびく玉藻のみがくれて人にしられぬ恋もするかな

義なし。みがくれては、水にかくるゝ也。玉ぐしの葉にみがくれて柳のはにかくるゝ也。水なけれども云也。

同

566 一、かきくらしふるしら雲のしたきえに消て物思ころにも有かな

義なし。序哥也。

藤原おきかぜ

567 一、君こふる涙のところにみちぬれば身をつくしとぞ我は成ける

義なし。

同

568 一、しぬる命いきもやすると心見に玉のをばかりあはむといは南

義なし。玉のをばかりは、そとの事也。

同

569 一、わびぬればしるてわすれんと思へども夢といふ物ぞ人たのめなる

義なし。人たのめなるとは、人のたのみになるかと也。

よみ人しらず

570 一、わりなくもねてもさめても恋しきが心をいつぢやらば忘ん

義なし。起臥動静忘ぬ也。
キタウドウシヤウ

同

571 一、恋しきにわびてたましゐまどひなばむなしきからの名にや残らん
同。むなしきからは死人也。

きのつらゆき

572 一、君こふる涙しなくば唐衣むねのあたりは色もえなまし
同。胸の火を涙の消と也。

同

573 一、世とゞもにながれてぞ行涙河冬もこほらぬみなわ也けり
同。みなわは水の淡也。

同

574 一、夢ぢにも露やをく覧よもすがらかよへる袖のひちてかはかぬ
同。

素性法師

575 一、はかなくて夢にも人をみつるよはあしたのどこぞおきうかりける
同。切なる心也。

ふぢはらのたゞふさ

576 一、いつはりの涙なりせばから衣しのびに袖はしほらざらまし
偽の涙、平仲が事の類に非ず。偽に恋しきといはゞ、なにしに忍て袖をしほるべき、なみだをかくすより眞実におもふ
と也。

大江千里

577 一、ねになきてひちにしかどもはるさめにぬれにし袖とゝはゞこたへん
義なし。

としゆき朝臣

578 一、わがごとく物やかなしき郭公時ぞともなくよたゝなくらむ
同。よたゝは、夜ひとよ也。

つらゆき

579 一、さ月山こずゑをたかみほとゝぎすなくねそらなる恋もするかな
たゞたかきいはん為也。をのが五月なれば惣して余情有。五月山、撰州の名所とも。

凡河内みつね

580 一、秋きりのはるゝ一時なき心にはたちゐの空もおもほえなくに
義なし。

清原ふかやぶ

581 一、虫のごと声にたてゝはなかねども涙のみこそしたにながるれ
同。虫のごとは如也。

よみ人しらず

582 一、秋なれば山とよむまでなくしかに我おとらめやひとりぬるよは
同。山とよむは、おどろかす心也。

つらゆき

583 一、秋のゝにみだれてさける花の色のちぐさに物を思ころかな

ちぐさに物をは種々に物思也。

みつね

584 一、ひとりして物をおもへば秋のよのいなばのそよといふ人のなき
義なし。そよとは、さればよと答也。

ふかやぶ

585 一、人を思心はかりにあらねとも雲るにのみもなきわたるかな
同。雲るは禁中の事に非ず。うはの空也。

たゝみね

586 一、秋かせにかきなす琴のこゑにさへはかなく人の恋しかるらん
かきなすは、琴をかきならす也。秋のしらは平調也。ヒヤウチウ万葉に、時もりの打なすつゝみこゑきけば時にも成ぬ君にあは
んかも。うちなすは、うちならす也。時守の事、禁中に一時／＼に申事あり。キコウテン乞巧奠の時、子一丑二など云也。昔は一
剋／＼に申し也。

つらゆき

587 一、まこもかるよどの沢水雨ふればつねよりことにまさる我こひ
序哥也。義なし。

同

588 一、こえぬまはよしのゝ山の桜花人づてにのみきゝわたるかな
同。事書にみゆる。

[589] 一、やよひ許に物のたうびけるとは、物の給ひける也。せうそこすとは消息ソコ、いきどをりをけし、やすむる也。

589 一、露ならぬ心を花にをきそめて風ふくごとに物思ぞつく
義なし。 同

坂上これのり

590 一、わが恋にくらぶの山のさくら花まなくちるともかすはまさらじ
くらぶ山は恋にくらべたる也。

むねをかのおほより

591 一、冬河のうへはこほれるわれなれやしたにながれて恋わたるらん
義なし。

たゞみね

592 一、たきつせにねざしとゞめぬうき草のうきたる恋も我はするかな
同。

ともものり

593 一、よる／＼にぬぎてわがぬるかり衣かけて思はぬ時のまもなし
かけては心をかけて也。かけて我ぬるは衣架也。ひるの衣を夜はかくる也。

同

594 一、あづまぢのさやのなか山中／＼になにしか人を思そめけん
義なし。さやの中山逢州也。古哥に、日数行草の枕をかぞふれば露をきぞふるさ夜の中山とあり。定家卿少年の時、さ
夜と詠、俊成卿云く、夜の用なくばさやこそとありしと也

595 一、しきたへの枕のしたに海はあれど人をみるめはおひすぞ有ける
義なし。 同

596 一、年をへてきえぬ思はありながらよるのたもとは猶こほりけり
同。おもひを火に也。 同

つらゆき
597 一、わが恋はしらぬ山ぢにあらなくに迷心ぞわびしかりける
同。

同
598 一、紅のふりいでつゝなく涙にはたもとのみこそ色まさりけれ
くれなるは血の涙也。ふりいでは紅する時あり。紅涙の事、宝篋印経ホウケウインに仏血の涙して衆生を悲給ふ也。色まさるは紅に
非ず、涙の色也。

同
599 一、白玉とみえし涙も年ふればからくれなるにうつろひにけり
我涙の不変なる白玉とみえつるが今はそめぬるばかり也と也。切なる心也。

みつね
600 一、夏虫をなにかいひけむ心から我も思ひにもえぬべらなり
義なし。

たゞみね

601 一、風ふけば峰にわかるゝ白雲のたえてつれなきゝみが心か
同。しやうへんにたへたるなど云類也。絶頂ゼツヂヤク、絶妙ゼツメウ、通用也。

同

602 一、月影に我身をかふる物ならばつれなき人もあはれとやみん
義なし。

ふかやぶ

603 一、こひしなばたが名はたゝじ世中のつねなき物といひはなすとも
そなたの名の立べきと也。我は世間の無常といひなすともと也。

つらゆき

604 一、つづくにのなにはのあしのめもはるにしげき我恋人しるらめや
義なし。めもはるは、はるかに也。又春の事も有也。

同

605 一、手もふれで月日へにけるしらま弓おきふしよるはいこそねられね
いこそねられねは寝事也。いぎぎたなきと云も寝ぎたなき也。手もふれぬはあはぬ心也。おきふし弓もくせ出来也。

同

606 一、人しれぬ思ひのみこそわびしけれわが歎をば我のみぞしる
義なし。

ともりの

607 一、事においていはいはぬ斗ぞみなせ川したにかよひて恋しき物を

義なし。水なき瀬と云心也。水無瀬河と書によりて也。

みつね

608 一、君をのみおもひねにねし^子夢なればわが心からみつる成けり

たどみね

609 一、いのちにもまさりておしくある物はみはてぬ夢のさむる也けり

はるみちのつらき

610 一、梓弓ひけばもとすゑわが方によるこそまされ恋の心は

みつね

611 一、我こひはゆくゑもしらずはてもなしあふをかぎりと思ばかりぞ

同

612 一、我のみぞかなしかりける彦ぼしもあはですぐせる年しなければ
以上五首、義なし。

ふかやぶ

613 一、今はゝや恋しなましをあひみんとたのめし事ぞ命成ける
たのめし事とは、少頃事也。

みつね

614 一、たのめつゝあはで年ふるいつはりにこりぬ心を人はしらなん
こりぬ心はそなたにぞ御しりあらんとなり。

ともりの

615 一、いのちやはなにぞは露のあだ物をあふにしかへばおしからなくに

なにぞはは、命はなにならずと也。御説也。あふにかへば命もおしからじと也。

第十三 恋三

[616] 一、やよひのついたりよりしのびに人にももらひひてとは、物らはたゞ物いふ也。むかしの言也。教長卿説に、道風むすめの方へいまゆふさりまいりこん、くはしき事らまのあたりに申さうするとあり。そほふりは非大雨。

在原業平朝臣

616 一、おきもせずねもせでよるをあかしては春の物とてながめくらしつ
ながめは長雨也。三日して過をは、霖と云也。

としゆきの朝臣

617 一、つれづれのながめにまさる涙河袖のみぬれてあふよしもなし
是雨の方を兼て也。徒然トゼンとも、つれづれとも、つくづれとも、同心也。

なりひらの朝臣

618 一、あさみこそ袖はひつらめ涙河身さへながるときかばたのまん
義なし。返しにおもしろしと也。

よみ人しらず

619 一、よるべなみ身をこそ遠くへだてつれ心は君がゝげとなりなき
よるべなみは、よるべなき也。波をそへて也。思人によりつく事はなけれど、心をば影のごとくにそへてやると也。

同

620 一、いたづらにゆきてはきぬる物ゆへにみまくほしさにいざなはれつゝ

義なし。いざなはれつゝは誘引。ユウイン

同

621 一、あはぬよのふるしら雪とつもりなば我さへともに消ぬべき物を

義なし。右の事書、例の事也。

なりひらの朝臣

622 一、秋のゝに篠わけしあさの袖よりもあはでこしよぞひちまさりぬる

義なし。あさの袖、朝の袖なり。

小野小町

623 一、みるめなきわが身をうらとしらねばやかれなであまのあしたゆくくる

義なし。我みさまのわるきをしらでと也。あしたゆくゝるは、足たゆく来也。

源宗于朝臣

624 一、あはずしてこよひ明なば春の日のながくや人をつらしと思はん

義なし。春の日はながくいはん為也。

みぶのたゞみね

625 一、ありあけのつれなくみえし別より暁ばかりうきものはなし

別とは、あはで帰心也。暁ばかりは、あかつきほどゝ云也。古今玄抄の哥と也。

ありはらのもとかた

626 一、あふことのなぎさにしよる浪なればうらみてのみぞ立かへりける

異義なし。伊勢物語の哥に、大淀の松はつらくもあらなくにうらみてのみもかへる波かな。下句、同心也。

よみ人しらず

627 一、かねてより風にさきだつ浪なれや逢事なきにまだき立らん

さきだつなみとは、はやく名の立と云心也。

たゞみね

628 一、みちのくにありといふなるなと^ルり河なき名とりてはくるしかりけり

義なし。名とり川は、奥州名取の郡にあり。人丸集にみゆ。

みはるのありすけ

629 一、あやなくてまだきなきな^ナのたつたがはわたらでやまん物ならなくに

あやなくは無益也。無名を歎にてはなき也。わたらでやまんとは、あはでやむべきとはおもはぬに、まだき名が立がうたてしきと也。

もとかた

630 一、人にいさ我はなき名のおしけれべむかしも今もしらずとをいはん

義なし。

よみ人しらず

631 一、こりずまに又もなきなば立ぬべし人にくからぬよにしすまへば

惣じて人をにくしと思事なき身なれば、人のなにといはんをもしらぬ也。いくこひも名は立べきと也。

なりひらの朝臣

632 一、人しれぬ我かよひぢのせきもりはよひ／＼^{カクミ}ごとに打もねなむ

事書にみえたり。大鏡に、二条の後のみやづかひこそ、まづおぼつかなければとあり。

つらゆき

633 一、しのぶれどこひしき時は足引の山より月の出てこそくれ
義なし。いでこそくれは、出て行と也。

よみ人しらず

634 一、こひ／＼てまれにこよひぞあふ坂のゆふつけ鳥はなかずもあらなん
相坂の鳥にあらず。あふと云言に付て也。

をのゝこまち

635 一、秋の夜もなのみなりけりあふといへばことぞともなく明ぬるものを
ことぞともなくは、その事となき事也。

凡河内みつね

636 一、ながしとも思ぞはてぬ昔よりあふ人からの秋のよなれば
あふから、源物、人からとあるなり。

よみ人しらず

637 一、しのゝめのほがら／＼とあけゆけばをのかきぬなるぞかなしき
ほがら／＼は、ほからかに也。朗ホカラカ也。成ぞかなしきとは、其時節の事也。

藤原国経朝臣

638 一、あけぬとて今はの心つくからになどいひしらぬ思そふらむ
いひしらぬとは、言語道断に我もえしらぬ也。

としゆきの朝臣

639 一、あけぬとてかへる道にはこきたれて雨も涙もふりそほちつゝ

義なし。こきたれば、かきたれて也。ひたぶりにふる也。そをちつゝ也。

[640] 一、寵テウヲ用也。一説ウツクト也。

寵

640 一、しのゝめの別をおしみ我ぞまづ鳥よりさきに鳴はじめつる
義なし。

よみ人しらず

641 一、郭公ゆめかうつゝかあさ露のおきてわかれしあかつきの声
同。起て別し、可然也。

同

642 一、玉連^{クシゲ}あけば君かなたちぬべみよふかくこしを人みけんかも

義なし。夜ふかくこしとは、夜来たるを人や見たると也。立ぬべみは、たちぬべしと也。

大江千里

643 一、けさはしもおきけん方もしらざりつ思いづるぞきえてかなしき
霜也。しもをやすめ詞のごとく面白しと也。霜に付ては朝は起ける方も

なりひらの朝臣

644 一、ねぬる夜の夢をはかなみまどろめばいやはかなにも成まさるかな
いやはかなにもは、弥はかなきたのみと也。

よみ人しらず

645 一、君やこし我やゆきけんおもほえず夢かうつゝかねてかさめてか

事書にあらは也。みそかにとは密々也。教長卿御説に、恋の哥第一の哥と也。

なりひらの朝臣

646 一、かきくらす心のやみに迷にき夢うつゝとは世人さだめよ

義なし。当集に世人也。

よみ人しらず

647 一、むばたまのやみのうつゝはさだかなる夢にいくかもまさらざりけり

義なし。いくらを、いくかもともあり、同心也。やみのうつゝとは、うつゝともなき契は、よくみえたる夢にはいかほどもまさらぬと也。

同

648 一、さ夜ふけてあまのとわたる月影にあかずも君あひみつるかな

義なし。

同

649 一、君が名もわがなもたてじ難波なるみつともいふなあひきともいはじ

義なし。みつは難波の御津也。

同

650 一、名とり河せゝのむもれ木あらはればいかにせよとか逢みそめけん

同。

同

651 一、吉野河水の心ははやくとも瀧のをとにはたてじとぞ思

同。

同

652 一、こひしくはしたにをおもへ紫のねずりの衣色にいづなゆめ

ねずりは紫根にて摺たる衣と御家説なり。清輔卿奥義には、寝てする衣と也。後撰に、堀川右大臣、人しれてねたさもねたし紫の根ずりの衣うはぎにをせん。返し、泉式部、ぬれ衣と人にはいはん紫のねずりの衣うはぎなりとて。紫は物にうつりやすき物なれば、寝て摺たると云心なり。根と用給ふ也。

家々本に入哥

<p>一、いぬかみのとこの山なるなとり河いざとこたへよ我なもらすな 返し うねめのたてまつれる</p> <p>一、やましなのをとほの瀧のをとにだに人のしりつゝ我恋めやも</p>	<p>よみ人しらず</p>
--	---------------

をのゝはるかぜ

653 一、花すゝきほにいでゝこひは名をおしみましたゆふひものむすぼゝれつゝ

義なし。

たちばなのきよき、かしのひにあひしられる女のもとよりをこせたりける

よみ人しらず

654 一、思ふどちひとりノがこひしなばたれによそへてふぢ衣きむ

昔は朋友ホウユウにも凶服をきたる也。おもふどちは夫婦也。源氏物語に、紫の上に別ての時、源氏君の言に、わがためにき給はゞ深く染んとあり。夫のには色ふかし。婦のにはあさしと也。

返し

たちばなのきよき

655 一、なきこふる涙に袖のそほぢなばぬぎかへがてらよるこそはきめ
義なし。そをぢ也。

こまち

656 一、うつゝにはさもこそあらめ夢にさへ人めをもるとみるがわびしき
義なし。みるがわびしき。

同

657 一、かぎりなきおもひのまゝによるもこん夢ぢをさへに人はとがめじ
同。

同

658 一、夢ぢにはあしもやすめずかよへどもうつゝにひとめみしことはあらず
同。見しことはあらず。

読人しらず

659 一、おもふとも人めつゝみのたかければ河とみながらえこそわたらね
同。

同

660 一、たきつせのはやき心をなにかも人めつゝみのせきとゞむらん
同。切なる心也。

君が名もわが名もたてじ難波なる	みつともいふるあひきともいは
なきこふる涙に袖のそほぢなば	じ
ぬぎかへがてらよるこそはきめ	しらかばのしらずともいゝしそこ清み
清てよるはすまんと思へば	

きのものり

661 一、紅の色にはいでしかくれぬのしたにかよひて恋はしぬとも
死するに非ず
同。色をいはん為に紅と云也。

みつね

662 一、冬の池にすむにほとりのつれもなくそこにかよふと人にしらすな
同。序哥也。

同

663 一、さゝの葉にをくはつ霜のよをさむみしみはつくとも色にいでめや
しみはつくともとは、しみこほりたる事なり。切なる心によせて。

よみ人しらす

664 一、山しなのをとほの山のをとにだに人のしるべくわがこひめかも
義なし。

きよはらのふかやぶ

665 一、みつ塩のなかれひるまを逢がたみゝるめのうらによるをこそまた
塩のひると昼とを讀也。

平貞文

666 一、しらかはのしらずともいはじそこ清み流てよゝにすまんと思へば
すまんとは契てすむべきと也。

ものり

667 一、したにのみこふればくるし玉のをのたえてみだれん人などがめそ

義なし。

同

668 一、我こひをしのびかねては足曳の山たちばなの色にいでぬべし

同。山橋は赤物也。如此読也。

よみ人しらず

669 一、おほかたはわがなもみなとこぎいでなんよをうみべだにみるめすくなし

みなとは皆の心也。世をうみへたに一説用ゆ。べだに一説也。海べだに也。海辺也。こゝにても、みるめすくなしと也。
海半とも、沖渚とも也。万葉に、あふみの海へたは人しるおきつ波君をきてはしる人もなし。後撰に、なにせんにへた
のみるめをおもひせんおきの玉もをかつぐ身にして。

平貞文

670 一、枕より又しる人もなき恋を涙せきあへずもらしつる哉

義なし。

よみ人しらず

671 一、風ふけば浪打岸の松なれやねにあらはれてなきぬべら也

義なし。

同

672 一、池にすむなをゝしどりの水をあさみかくるとすれどあらはれにけり

義なし。名のおしきと也。

同

673 一、あふ事はたまのをばかりなのたつはよしの河のたきつせのごと

同。そとの事也。

同

674 一、むら鳥のたちにしわがな今更に事なしふともしるしあらめ

事なしふともとは、事なしがほをするとも、そのしるしあるまじきと也。古くはことなしびとも云也。

同

675 一、君によりわがなは花に春霞野にも山にもたちみちにけり

君を思によりて也。花に春かすみは花々しくたつと也。霞の春たつごとく我名がたつと也。

伊勢

676 一、しるといへば枕だにせでねしものをちりならぬなの空にたつらん

義なし。

第十四 恋歌四

よみ人しらず

677 一、みちのくのあさかのぬまの花かつみかつみる人に恋やわたらん

序哥也。あさかの沼には菖蒲なきと云説あり。実方、陸奥守にて下向時、端午にあやめを被尋しに、なしとて、こもを似せてふかれしと也。こもをあやめに用ゆる心得べきと也。殿上根合に、藤原高善、あやめ草引手もたゆくながき根のいかにあさかの沼におひけん、負にならず、金葉に入也。御物語に、六条右大臣の息に皇后宮大夫信正と云人、彼国に任じて下向時、上洛して、俊成卿に物語に、実方以後出来敷。あさかのぬまにあやめありと也。其時の物語に、むろの

やしまさせる所にてもなし、しほがまの浦、伊物に、わが君六十余国が内と云いづくはあれどしほがまのと云、哥よまぬ身にてもせんかたなくおもしろしとありしと也。此人心のまゝ物がたりせしと也。

同

678 一、あひみずは恋しき事もなからましをとにぞ人をきくべかりかる

義なし。

つらゆき

679 一、いそのかみふるのなかみち中々にみずは恋しと思はましやは

同。長道と一説不用。さやの長山とも云事あり、不用。ふるとは布の釵ツを留事あり。中道を用也。

ふぢはらのたゞゆき

680 一、君といへば見まれみずまれふじのねのめづらしげなくもゆる我恋

義なり。御家本は、きみてへばとあり。定家同心也。

伊勢

681 一、夢にだにみゆとは見えじあさな／＼わがおもかげにはづる身なれば

夢にも人にはみゆるとはみえじと也。恋やつれがはづかしきとなり。

よみ人しらず

682 一、いしまゆく水のしら浪立帰りがくこそはみめあかずも有かな

義なし。石の間を行水はする／＼とはゆかで、めぐるとなればたちかへりとある也。

同

683 一、いせのあまのあさなゆふなにかつくてふみるめに人をあくよしもがな

義なし。かつくとは、かいつ物とていそをみるなどの事也。

とものり

684 一、春霞たなびく山のさくら花みれどもあかぬ君にも有かな
義なし。序哥也。

ふかやぶ

685 一、心をぞわりなき物と思ぬるみるものからや恋しかるべき
義なし。見る物からやとは、みるごとに恋しきと也。

凡河内みつね

686 一、かれはてむ後をばしらで夏草のふかくも人のおもほゆるかな
会者定離を云心也。

よみ人しらず

687 一、あすか河ふちはせになる世なりとも思そめてむ人は忘し
人は忘しとは誓言也。

家々に本に入哥

そとをりひろが哥

我がせこがくべきよひなりさゝがにのくものふるまひかねてしるしも

同

688 一、おもふてふ事のはのみや秋をへて色もかはらぬ物には有らん
義なし。思の不変なると也。

同

689 一、さむしろに衣かたしきこよひもや我をまつらむうぢのはしひめ
宇治の橋姫事、不審。未決と也。宇治の姫大明神とりくうと両神毎夜通給ふとあり。或は住吉大明神通給ふとなり。橋

姫の物語と云物に委みゆる也。未見給ふと也。橋は孝謙^{ケン}天皇の御宇にかゝる也。右の事書には玉姫とある、橋を^その^敷きて有かと也。

同

690 一、きみやこむ我やゆかんのいざよひにまきのいたともさゝずねにけり

義なし。いざよひはやすらふ心也。月は不知夜^{イザヨイ}と也。

そせい法師

691 一、今こむといひしばかりに長月の在明の月をまちいでつるかな

一夜の内に非ず。たのみて夜々をへて、はや長月も有明の頃に成たると也。

よみ人しらず

692 一、月夜よし夜よしと人につれやらばこてふにゝたりまたずしもあらず

異義なし。月夜もよきと也。よしさらばなどにてはなし、吉也。月よにあらず、夜也。

同

693 一、君こずはねやへもいらじこむらさき我もとゆひに霜はをくとも

義なし。もとゆひは紫のくみにてする也。こ紫とはこまやかなる色也。

同

694 一、宮木のゝもとあらのこ萩露をゝもみ風をまつごと君をこそまで

義なし。風をまつごとく也。もとあらは若枝の萩也。

同

695 一、あな恋し今もみてしか山がつかきほにさける山となでしこ

見てしかは、かな也

同

696 一、つのかくにのなにはおもはず山しろのとはに逢みむ事をのみこそ

なにはとは名もんにはなき也、とはにとよむ也。ときはに也。きを略也。此なにはを大樹常徳院殿なにも思はぬと被仰し也。異説也。

つらゆき

697 一、しきしまの山にはあらぬ唐衣ころもへずして逢よしもがな

序哥也。義なし。

ふかやぶ

698 一、恋しとはたがなづけゝん事ならむしぬとぞたゞにいふべかりける

義なし。

家々本に入哥

つらゆき

みちしらばつみにもゆかむすみのえの岸におふてふこひにすれ草

よみ人しらず

699 一、みよしのゝおほかはのべの藤なみのなみにおもはゞわが恋めやは

義なし。序哥也。大河のべとは花も藤もある也。なみに思は人なみ也。

同

700 一、かくこひむ物とは我も思にき心のうらぞまさしかりける

義なし。

同

701 一、あまのはらふみとゞろかしなる神も思ふ中をばさぐる物かは

同。さぐる物かはとよむ也。

702 一、梓弓ひきのゝつぐら末つゐにわが思入に事のしげゝん

ことのしげゝんとは口舌のしげき也。喧嘩と云も口舌也。末つゐには後つゐに也。卿に撰^{エラヒ}レ無事^ヲ身^ニ撰無^レ行^レ事、引哥、我ゆへにいたくなわひそのつゐにあはじとおもふ我ならなくに。右にあめのみかとは天地の御事。

703 一、夏引のてびきのいとをくり返し事しげくともたえむと思な

義なし。口舌ありとも思たえじと也。

704 一、さと人の事は夏のゝしげくともかれ行君にあはざらめやは

ことは夏のしげくともとは、口舌にて中絶はするとも又あはんと也。さと人つねに云、里人にあらず。児喝食の里と云も、みやづかへ人の里と云も、都の事也。今の内裏を里内裏と申も京中也。世間の人と云心也。

[705] 一、いままうでくとは只今まいらんと也。

在原業平

705 一、かす^トにおもひおもはずとひがたみ身をしる雨はふりぞまされる
事書にみゆ。心中の深淺はとひがたきと也。身をしる雨は涙也。

よみ人しらず

706 一、おほぬさのひくてあまたに成ぬれば思へどゑこそたのまざりけれ
事書にみゆ。

なりひらの朝臣

707 一、おほぬさとなにこそたてれながれてもつみによるせはありてふ物を返し。義なし。

よみ人しらず

708 一、すまのあまの塩やく煙風をいたみ思はぬ方にたなびきにけり義なし。

同

709 一、玉かづらはふきあまたに成ぬればたえぬ^エ心のうれしげもなし。同。草かづら也。玉とはほめたる言也。たえぬ心は我にはたえねども、うれしくはなきと也。思へど忽こそ同心なり。

同

710 一、たが里によかれをしてか郭公たゞこゝにしもねたる声するそへたる哥也。義なし。

同

711 一、いで人は事のみぞよき月草のうつし心はいろことにして世俗に云、いでと同心也。ことのみぞよきは言と心と相違あると也。うつし心は現^ケ心^ン。是は定心になきと也。

同

712 一、いつはりのなき世なりせばいかばかり人のことの葉うれしからまし義なし。

713 一、いつはりと思物から今更にたがまことをか我はたのまむ
同。物からはゆへ也。 同

714 一、秋風に山の木葉のうつろへば人の心もいかゝとぞ思
同。 素性法師

ともり

715 一、蟬のこゑきけばかなしな夏衣うすくや人のならむと思へば
同。序哥也。

よみ人しらず

716 一、空蟬のよの人ごとのしげゝればわすれぬものゝかれぬべら也
物いひさがなきによりてもしやかれんと也。

同

717 一、あかでこそ思はん中ははなれなめそをだソレヲダニに後の忘がたみに
義なし。

同

718 一、わすれなんと思心のつくからにありしよりげにまつぞかなしき
同。忘なんとよみ切てと思心とよむ也。

同

719 一、忘なん我をうらむな郭公人の秋にはあはんともせず

人の秋にはとは、人のあくにはあふまじき也。

同

720 一、たえずゆくあすかの河のよどみなば心あるとや人のおもはん

義なし。よど見なばとは心のゝどかならばよそ心やあるとおもはんと也。右に中臣東人。ナカトミアツマヒト 仮名也。

同

721 一、よど河のよどむと人はみるらめど流てふかき心あるものを

義なし。

そせい法師

722 一、そこひなきふちやはさはぐ山河のあさきせにこそあだ浪はたて

義なし。あだ浪はあだ名也。

よみ人しらず

723 一、紅のはつ花そめのいろふかく思しこゝろ我わすれめや

義なし。

かはら左大臣

724 一、みちのくのしのぶもぢずりたれゆへにみだれんと思我ならなくに

義なし。

よみ人しらず

725 一、思ふよりいかにせよとか秋風になびくあさぢの色ことになる

思に猶過てと也。同。

同

726 一、ちゝの色にうつるふらめとしらなくに心も秋のみぢならねば

心の方にうつるもえしらぬ也。我心がもみぢならばこそ色のいろ／＼にうつるふしらんと也。

小野小町

727 一、あまのすむさととしるべにあらなくに怨^{ウラミ}むとのみ人のいふらん

義なし。

しもつけのをむね

728 一、くもり日の影としなれる我なればめにこそみえね身をばゝなれず

くもりたる日も物の影はみゆる也。目にこそ見えねとは凡見^{ボンケン}にてみぬまで也。影はゝなれぬと也。

つらゆき

729 一、色もなき心を人にそめしよりうつろはんとはおもほえなくに

義なし。

よみ人しらず

730 一、めづらしき人をみむとやさしくもせぬ我下ひものとけわたるらむ

義なし。しかもせぬは然も也。さやうにもせぬ也。人のこふる時おびのとくる事あり。

同

731 一、かげろふのそれかあらぬか春雨のふるひとなれば袖ぞぬれぬる

義なし。ふる人いはんために春雨と云也。春雨のつれ／＼によりてあれば也。ふる人はふるさるゝ人と也。蜻蛉^{カゲロウ}てん外
の遊糸あるときは、いうふ也。

同

732 一、ほりえこくたなゝしを船こきかへりおなじ人にや恋わたりなん

義なし。たなゝし小舟とは舟に棚ある也。小船にはなき也。ほり江はほりたる所也。

伊勢

733 一、わたつみとあれにしとを今更にはらはぐ袖やあはとうきなん

義なし。あれにしいはん為わたつみと云也。あわとうきなんとは涙の水によせて也。

つらゆき

734 一、いにしへに猶立帰るこゝろかなこひしきことに物わすれせて

義なし。恋しきことにとよむ也。

大伴くろぬし

735 一、思いてゝこひしき時ははつかりのなきてわたると人しるらめや

事書に見えたり。

典侍藤原よるかの朝臣

736 一、たのめこしことのはいまはかへしてむ我身ふるれはをき所なし

事書にみゆ。我身ふるれはとは身のふりたるにをき所なきを文をも云也。

[737] 一、返し。近院右大臣也。能有文徳の源氏右大臣左大将也。

近院の右のおほいまうちきみ

737 一、今はとてかへすことのはひろひをきてをのが物からかたみとやみん
義なし。

よるかの朝臣

せそて道にまよひありきて我かといひてあはんと也。梓ホコイ本

738 一、玉梓の道はつねにもまどはなん人をとふとも我かと思はむ

同。人をとふとも我にせんと也。せめての事也。

よみ人しらず

739 一、まてといはぐねてもゆかなんしゐてゆくこまのあしおれまへのたなはし
義なし。

[740] 一、中納言昇の朝臣は延喜八年二月に中納言、九年に民部卿、十四年大納言。

[740] 一、閑院、女房也。源のつきかけの女也。昇が女也。

閑院

740 一、相坂のゆふつけとりにあらばこそ君がゆきゝをなく／＼もみめ
義なし。

伊勢

741 一、ふるさとにあらぬ物からわがために人の心のあれて見ゆらむ
同。

寵

742 一、山がつかきほにはへるあをつゝら人はくれとも事づてもなし
山さとに住にてなし。つゝらによせて人はくれともと詠也。

さかいのひとさね

743 一、おほぞらは恋しき人のかたみかは物思ごとにながめらるらん
義なし。

よみ人しらず

744 一、あふまでのかたみも我はなにせんに見ても心のなぐさまなくに

おきかぜ

745 一、あふまでのかたみととどめけめ涙にかぶもくづ成けり

同。我とどむるにあらず。其方にのこし給と也。もくづは女房をもよせてなり。

よみ人しらず

あすか家にはあだを用は事書にも

746 一、かた見こそ今はあだなれこれなくはわするゝ時もあらまし物を

定家卿はあだを用給ふと見えたり。何もよき説也。

義なし。あだなれ。あだをもすてず。あだは哥の本意たつ也。定家卿時分、院の殿上の哥合に、講師のあだとよむを傍の人の吠ければ、定家卿同心也。たゞことばのよきにつくべき也。

第十五 恋五

[747] 一、五条の後の宮とは仁明の御子文徳の后也。ほいにはあらでとは本意に非ず也。子細あるべき也。梅の花さかりとよむ也。

在原業平朝臣

747 一、月やあらぬ春や昔の春ならぬ我身ひとつはもとの身にして序に委書也。

藤原の仲平の朝臣

748 一、花すゝき我こそしたに思しかほにいでゝ人にむすばれにけりほにいでゝはそなたよりほにいでたる也。むすぶとは恋契也。此哥、枇杷左大臣仲平、人に物いひける時の哥也。本女房を向て後無音也。然に仲平左大臣をけさうしけると也。なかひらをなりひらに書ちがへ敷。業平集にも伊勢集にもなしと也。

藤原かねすけ朝臣

749 一、よそにのみきかましものをゝとは河わたるとなしにみなれそめけん義なし。

凡河内みつね

750 一、わかごとく我をおもはん人もかなさてもやうきと世を心みん同。

もとかた

751 一、久方のあまつそらにもすまなくに人はよそにぞ思べらなる同。

よみ人しらず

752 一、見ても又まともみまくのほしければなるゝを人はいとふべら也同。見まくはみたき也。

きのものり

753 一、雲もなくなきたるあさの我なれやいとはれてのみよをばへぬらん

よみ人しらず

754 一、花かたみめならふ人のあまたあればわすられぬらん数ならぬ身は

義なし。かた見は筥箒籠也。カタタミめならふ人はめん／＼に思人あると也。かごの目のならふ心也。

同

755 一、うきめのみおひてながるゝ浦なればかりにのみこそあまはよるらめ

義なし。かりにのみとは参会もかりそめと云也。海士のめをかるによせて我うきめをよむ也。

伊勢

756 一、あひにあひて物思ころの我袖にやどる月さへぬるゝかほなる

義なし。あひにあひては、あくまで物をおもふ也。ぬるゝかほなるは面白詞也となり。

よみ人しらず

757 一、秋ならでをく白露はねざめする我たまくらもしづく成けり

義なし

同

758 一、すまのあまのしほやき衣おきをあらみまとをにあれや君がきまさぬ

義なし。をさとは箴ヲサ也

同

759 一、山しろのよどのわがこもかりにだにこぬ人たのむ我ぞはかなき

同。

760 一、あひみねば恋こそまされみなせ川なにふかめて思そめけん
水無瀬と云心也。 同

761 一、暁のしぎのはねがきもはかき君がこぬよは我ぞかずかく
序の聞書にあるべし。 同

762 一、玉かづらはたゆとや吹風のをとにも人のきこえざるらん
義なし。玉かづらは追かけをも云、今の世の鬘にあらず。びんなどにつくしくかけし也。源物に、末摘の哥のたゆま
じきすぢとたのみし玉かづらおもひのほかにかけはなれぬる。是は末摘のめとの太宰に付て下時、鬘を餞にやるとて
の也。 同

763 一、我そでにまだき時雨のふりぬるは君が心に秋やきぬらむ
義なし。 同

764 一、山の井の浅き心もおもはぬをかげばかりのみ人のみゆらん
同。かげばかりのみはそとみる心也。 同

765 一、忘草たねとらましをあふ事のいとかくかたき物としりせば
同。忘草は萱草の事也。女房は北堂にとふる也。忘憂草とも云也。愁を忘草也。

766 一、こふれども逢夜のなきは忘草ゆめちにさへやおひしげるらん
義なし。 同

767 一、夢にだにあふことかたく成ゆくは我やいをねぬ人やわするゝ
いをねぬは、我ねぬほどに夢をみぬかと也。

けむけい法師

768 一、もろこしも夢にみしかはちかゝりき思はぬ中ぞはるけかりける
同。

[769] 一、さだのゝぼる 備中守 貞朝臣 登 仁明御子

さだののぼる

769 一、ひとりのみながめふるやのつまなれば人をしのぶの草ぞおひける
ながめ、長雨也。ひとりつくゞとながむる心もあり。人をしのぶは古屋の軒に生る草なれば、如此よむ也。

僧正遍昭

770 一、我やどはみちもなきまであれにけりつれなき人をまつとせしまに
義なし。

同

771 一、今こむといひて別しあしたより思ひくらしのねをのみぞなく
同。おもひくらしとは日ぐらしと也。

よみ人しらず

772 一、こめやとは思ふ物からひぐらしの鳴ゆふぐれはたちまたれつゝ

同。こめやとはこうする事かとおもへども也。

同

773 一、いましはとわびにし物をさゝがにの衣にかゝり我をたのむる

一説いましはと也。しは例のやすめ字也。いましはと用給ふ也。いまは中ノとわびしに蛛の衣にくりて又もしやとおもはすると也。蜘蛛チヂウ下チヂウに嘉事ありの心也。

同

774 一、いまはこしと思物からわすれつゝまたるゝことのまたもやまぬか

同

775 一、月夜にはこぬ人またるかきくもり雨もふらなんわびつゝもねん

義なし。篋タカムラ事に種々事を此哥に書也。題不知也。心得て可見也。

同

776 一、うゑていにし秋田かるまでみえこねばけき初かりのねにぞ鳴ぬる

田をはじむる時分に、かへりし雁の事によせて田をかるまで人のこぬと恨也。

同

777 一、こぬ人をまつゆふぐれの秋風はいかにふけはかわびしかるらん

義なし。

同

778 一、ひさしくも成にける哉すみのえのまつはくるしき物にぞ有ける

同。序哥也。

かねみのおほきみ

779 一、すみのえのまつほどひさに成ぬればあしたづのねになかぬ日はなし
義なし。

伊勢

780 一、みわの山いかに待みん年ふともたづぬる人もあらじとおもへば
事書に見えたり。

[781] 一、雲林院のみこ、常康親王、ツネヤス仁明御子也。

雲林院のみこ

781 一、吹まよふのかぜをさむみ秋はぎのうつりもゆくか人の心の
義なし。のとまりの哥也。のとまりの哥、是までかと也。

をのゝこまち

782 一、今はとてわが身時雨にふりぬれば事のはさへにうつろひにけり
同。身のふりたる也。

[783] 一、返し、をのゝさだき、小野貞樹也。

小野さだき

783 一、人をおもふ心のこのにはあらばこそ風のまに／＼ちりもみだれめ
同。我心の木葉ならばみだれんすれど我は不変なる心なると也。

同

784 一、あま雲のよそにも人のなりゆくがさすがにめにはみゆる物から

事書に見えたり。あま雲は天の雲、一説雨の雲とも、雲の雲用ゆ。

なりひらの朝臣

785 一、ゆきかへりそらにのみしてふる事はわがゐる山の風はやみ也

返し。義なし。風はやみは其方の心の風のあらきと也。わがゐる山こなたといふ心也。

かけのりのおほきみ

786 一、から衣なれば身にこそまつはれめかけてのみやはこひんと思し

なれば身にこそとは、衣のなるゝとはしほるゝ心也。なへてしほれば身にまつはるへきにかけてとは衣架にかくる心也。衣架とはころもをかくる物也。

ともものり

787 一、秋風は身をわけてしもふかなくに人の心のそらになるらむ

義なし。

源宗于朝臣

788 一、つれもなくなりゆく人の事のはぞ秋よりさきのもみぢなりける

同。

兵衛

789 一、しでの山ふもとをみてぞかへりにしつらき人よりまつこらしとて

事書にみえたり。兵衛女房也。藤原高経朝臣女也。女房の哥にては少はしたなき歟と也。

こまちかあね

790 一、時過てかれゆくをのゝあさぢには今は思ひぞたえずもえける
事書にみゆ。おもひは火也。

伊勢

791 一、冬がれの野べとわが身をおもひせばもえては春をまたまし物を

事書にみゆ。春をまたましとは悦をまたんの心也。野火烧ヤクワヤケ不ドモ尽ツキシユ春風吹フウフイ又生タシヤウズと云心有べき歟。
としのり

792 一、水のあわのきえてうき身といひながら流て猶もたのまるゝかな
義なし。流て猶もとは、ながらへて憑と也。

よみ人しらず

793 一、みなせ川ありて行水なくばこそつゐに我身をたえぬとおもはめ
水なき河と云も水の流也。我身もたえたりともつゐにはたのまんずる物をと也。

みつね

794 一、よしの河よしや人こそつらからめはやくいひてし事はわすれし
義なし。はやくとは、とくいひし事也。

よみ人しらず

795 一、世中の人の心は花ぞめのうつろひやすき色にぞ有ける
義なし。

同

796 一、心こそうたてにくけれそめざらばうつろふ事もおしからましや

同。うたては、うたゝ也。

こまち

797 一、いろみえでうつろふ物は世中の人の心の花にぞありける

義なし。

よみ人しらず

798 一、我のみやよをうぐひすとなきわびん人の心の花とちりなば

義なし。

索性法師

799 一、おもふともかれなん人をいかゞせむあかず散ぬる花とこそみめ
同。

よみ人しらず

800 一、今はとて君がかれなばわかやどの花をばひとりみてやしのばん
義なし。

[801] 一、むねゆきをあをん、あそんの心也。宗干此時分、四品なきとや、然共朝臣と書也。

むねゆきをあをむ

801 一、忘草かれもやするとつれもなき人の心にしもはをか南
義なし。

そせい法し

802 一、わすれ草なにをかたねと思しはつれなき人の心成けり

同。

同

803 一、秋の田のいねてふこともかけなくなにをうしとか人のかるらん

いねてふこともとは、いねといふ事もいはぬ也。悉皆作毛によせて、うしとかも牛也。

きのつらゆき

804 一、はつ雁のなきこそわたれ世中の人の心の秋しうければ

義なし。

よみ人しらず

805 一、あはれともうしとも物を思時などか涙のいとなかるらん

同。いとなかるらんとは、いとまなかるらむと也。いとながるらんと一説不用。

同

806 一、身をうしと思にきえぬ物なればかくても塵ぬる世にこそ有けれ

義なし。

[807] 一、典侍藤原なほいこの朝臣、直子也。

典侍藤原なほいこの朝臣

807 一、あまのかるもにすむゝしの我からとねをこそなかめ世をばうらみし

異義なし。

[808] 一、いなば、もとよのおほきみの女也。

いなば

808 一、あひみぬもうきも我身のから衣思しらずもとくるひもかな

同。我身からなるに猶うき身のひものとくる不審と也。

すがのゝたゞをむ忠臣

809 一、つれなきを今はこひしと思へども心よはくもおつる涙か

同。こひしとよむなり。

伊勢

810 一、人しれずたえなましかばわびつゝもなき名ぞとだにいはまし物を
義なし。

よみ人しらず

811 一、それをだに思事とてわかやどを見きとないひそ人のきかくに
みきとは、みたるとないひそ也。人のきかくにとは、人のきかんするにと也。おもふ事とては、それをだに我心のまゝ
にせんすると也。

同

812 一、あふ事のもはらたえぬる時にこそ人の恋しき事もしりけれ
義なし。もはらは、もつはら也。

同

813 一、わびはつる時さへものゝかなしきはいつこをしのぶ涙なるらん
同。

藤原おきかぜ

814 一、恨てもなきてもいはむかたぞなきかゞみにみゆる影ならずして
同。

よみ人しらず

815 一、夕されば人なきとこを打はらひなげかんためとなれる我身か
同。

同

816 一、わたつみのわが身こす浪立帰あまのすむてふうらみつるかな
同。わが身こす波とは涙也。末の松山の心にゆかず、うらみつるかなか肝要也。後撰哥に、はまちどりのむをたれと
ふみそむる跡うちつけな我身こす浪

同

817 一、あらをたをあらすきかへし／＼ても人の心をみてこそやまめ
義なし。かへし／＼てとは返々也。心底をしらんと也。

同

818 一、有そうみのはまのまさごとたのめしはわするゝ事のかずにぞ有ける
義なし。ありそ海は海の名也。名所にも有、有所風などよむなり。

同

819 一、あしべより雲井をさしてゆくかわのいや遠ざかる我身かなしも
義なし。序哥。

820 一、しぐれつゝもみつるよりもことの心の秋にあふぞわびしき
もみつるよりもとは、草木の色付ば衰なれば也。

同

821 一、秋風のふきと吹ぬるむさしのはなべて草葉の色かはりけり
そへ哥也。

こまち

822 一、秋かぜにあふたのみこそかなしけれ我身むなしく成ぬと思へば
我身むなしくは田の実によせて也。大風に合て稲の実のらぬと也。

平さだぶむ

823 一、秋かぜのふきうらかへすくさのはのうらみても猶うらめしきかな
義なし。

よみ人しらず

824 一、秋といへばよそにぞきゝしあだ人の我をふるせるなにこそありけれ
秋と云事をばたゞ世間の事と聞しに、所詮あだ人のこなたをあく名となると也。

同

825 一、わすらるゝ身をうちはしの中たえて人もかよはぬ年ぞへにける
義なし。右の書やう例の事也。

坂上是のり

826 一、あふことをながらのはしのながらへて恋わたるまに年ぞへにける

義なし。

とものり

827 一、うきながらけぬるあわとも成なゝんながれてとだにたのまれぬ身は同。ながれてとだには、ながらへてとだにたのまぬ身はきゑたきと也。

よみ人しらず

828 一、流てはいもせの山のなかに出づるよしのゝ河のよしや世中此哥の心は、いもの山せの山と云あり。いもせ不変に会向であるに、吉野の川中をとをりてへだつる事あり。世間万事如此也。よしや世中と観すべき也。恋の五巻のとぢめに置事一段の事也。万葉に、せの山にたゞにむかへりいもの山事ゆるすかもうち橋わたすとあり。うちはしわたすとは、かよふ心也。そとわたす橋也。

第十六 哀傷哥 哀傷と無常とは似たる事也。但、無常は一向に死別の事也。哀傷は執合て哀なる事也。少差別あり。

[829] 一、いもうとのみまかりけるとは篁の妹也。

小野のたかむらの朝臣

829 一、なく涙雨とふらなむわたり河水まさりなばかへりくるかにわたり河は冥途の三途川也。雨とふらなんとは、涙の雨とふりて川の水をませと也。かへりくるかには帰来るやうにと也。

[830] 一、さきのおほきおほいまうちぎみをしらかはのあたりとは忠仁公也。

太政大臣は天智天皇十年に大伴王字を始て任也。其後忠仁公任ず。其時分、太政大臣只二人也。忠仁公。昭宣公。仍官を辞せずといへども前と云也。前後の差也。

そせい法し

830 一、ちのなみだおちてぞたきつしら川は君がよまでの名にこそ有けれ
異義なし。白河と云名所、詮忠仁公存生の時までの名也。只今はちの涙まで色の紅なると也。哥の感也。

[831] 一、ほりかはのおほきおほいまうちぎみは昭宣公也。寛平三年正月に薨、五十六。太政大臣関白の始と也。

[831] 一、僧都勝延、或説、僧正遍昭とあり。御家の説、遍昭に非ずと也。雅経卿説しかと勝延也。

僧都勝延

831 一、空蟬はからをみつゝもなぐさめつ深草の山けぶりだにたて
義なし。なぐさみ也。詞はなぐさめと云也。

[832] 一、かむつけのみねを、上野岑雄

かむつけみねを

832 一、深草のゝべの桜し心あらばことしばかりはすみぞめにさけ
義なし。

きのとものり

833 一、ねてもみゆねてもみえけり大かたはうつせみのよぞ夢には有ける

うつせみの世あだなる世はたゞ夢と也。ユイシキ唯識論に、ミトクシンジツ未得真実 カクジャウシヨムチウ覚常処夢中とあり。

きのつらゆき

834 一、夢とこそいふべかりけれ世中にうつゝある物と思けるかな
義なし。

みぶのたゞみね

835 一、ぬるがうちにみるをのみやは夢といはんはかなき世をもうつゝとはみず
同。

同

836 一、せをせけばふちと成てもよどみけり別をとむるしがらみぞなき
同。

閑院

837 一、さきたゝぬくひのやちたびかなしきはながるゝ水のかへりこぬ也
くひのやちたび、後悔也。八千度。

[838] 一、きのともりが身まかりけるとは、当集撰者四人の内にて中程に卒せし也。然共四人たるによりて序には書と也。

つらゆき

838 一、あすしらぬ我身とおもへどくれぬまの今日は人こそかなしかりけれ
義なし。理哀なる哥と也。

たゞみね

839 一、時しもあれ秋やは人の別べきあるをみるだに恋しき物を

同。

凡河内みつね

840 一、神な月時雨にぬるゝもみぢばゝたゞわび人のたもと成けり
同。

たゞみね

841 一、ふぢ衣はづるゝいとわび人の涙の玉のをとぞなりける
義なし。

つらゆき

842 一、あさ露のおくての山田かりそめにうき世中を思ぬるかな
同。

たゞみね

843 一、すみぞめの君の袂は雲なれやたえず涙の雨とのみふる
同。すみ染は凶服也。

よみ人しらず

844 一、あしびきの山べに今はすみぞめの衣の袖のひる時はなし
事書にみえたり。墨染凶服也。

諒イ本

[845] 一、リヤウアン諒間のとし池のほとりの花をみてとは、いつの比とも勘しり給ぬと也。文徳清和の比敷と也。

たかむらの朝臣

845 一、水のおもにしづく花の色さやかにも君がみかげのおもほゆるかな

しづくとは、しづみもはてず又あらはれもせぬ也。さやかに清き事也。きつかと也。催馬楽に、かつらぎのとよらの寺のまへなれやゑのはるにしづくしら玉桂とあり。

[846] 一、深草のみかどの御国忌の日とは、仁明の御年忌事也。

文屋やすひで

846 一、草ふかき霞の谷に影かくして日のくれしけふにやはあらぬ
序の聞書にあり。

僧正遍正

847 一、みな人は花の衣になりぬ也こけのふもとよかはきだにせよ
事書によくみゆ、かうぶり給などゝは、人の五位に成事也。諒闇に凶服を着人数を被定也。

近院の右のおほいまうちぎみ

848 一、うちつけにさびしくもあるかもみぢばもぬしなきやとは色なかりけり
事書にみゆ、河原のおほいまうちぎみトウロは融公也。

[848] 一、近院右大臣也。良有公也。寛平七年于時大納言左大将民部卿皇太子伝。

つらゆき

849 一、郭公けさなくこゑにおどろけば君にわかれし時にぞありける

事書にみゆ。

きのもちゆき茂行

850 一、花よりも人こそあだになりにつれいづれをさきにこひんとかみし
事書にみゆ。

つらゆき

851 一、色もかもむかしのこさにはほへどもうへけん人のかげぞ恋しき
事書にみゆ。むかしのこさは色のこくにほふ也。むかしのこさずと云本あり、不用。

同

852 一、君まさで煙たえにしほがまの浦さびしくもみえわたるかな
事書にみえたり。後所六条の上二町万里小路マンリコウヂの東二丁也。

[853] 一、よしもと、利基也。高藤の兄也。
と殿

[853] 一、みはるのありすけ、御春有助。

みはるのありすけ

853 一、君がうへしひとむらすゝきむしのねのしげきのべとも成にけるかな
事書にみゆ。ことがきに、さうしとは座敷などの事也。はやくそこに侍りければとは、もと行てありしと也。

ともものり

854 一、ことならばことのはさへもきえなゝむみれば涙のたきまさりけり
事書にみゆ。ちゝとは友則が父也。有友也。

よみ人しらず

855 一、なき人のやどにかよはゞ郭公かけてねにのみなくとつげなん
義なし。なき人の宿は後家歟也。しでの山べ時鳥に事付せんと也。

同

856 一、たれみよと花さけるらんしら雲のたつのはやくなりにし物を
同。たつ野とは雲立野となると也。

同

857 一、かず／＼にわれをわすれぬ物ならば山のかすみをあはれとは見よ
事書に見えたり。此事書に帳のかたびらのひもとは、き丁のかたびらにわなとてをあり、其事也。

よみ人しらず

858 一、こゑをだにきかでわかるゝたまよりもなきとこにねん君ぞかなしき
事書にみゆ。哀なる哥と也。心をつけて吟味すべき哥と也。

大江千里

859 一、もみぢばを風にきかせてみるよりもはかなき物はいのち成けり
事書にみゆ。

藤原これもと

860 一、露をなどあだなる物と思ひけんわが身も草にをかぬばかりを
同。

なりひらの朝臣

861 一、つゐにゆくみちとはかねてきゝしかどきのふ今日とはおもはざりしを

同。

在原しげはる

862 一、かりそめのゆきかひちとぞ思こし今はかぎりのかどで成けり
同。哀なる事と也。行かひちとは行かよひち也。

第十七 雑哥上 雑にて色ノをまじへ入事也。

よみ人しらず

863 一、わがうへに露ぞをくなる天河とわたる舟のかひのしづくか
伊勢物語に種々在之。後撰雜一に、入住わびぬ今はかぎり山さとに身をかくすべき宿もとめてん、此哥よみて、節死して面に水そゝぎていき出てなど伊物にあり。とわたる舟は、と渡舟也。

同

864 一、思どちまどみせる夜は唐錦たゝまくおしき物にぞありける
おもふどちは友とし也。まどひは円居、圍居也。たゝまくおしきとは、錦をたつは大事なれば、たつ事おしきと也。我恋によせて也。史義シに云、片錦ヘンキン美なりと云ども猶まなびせいしがたしとはをしへてたつべからず、功者にたゝすべきと也。又左伝に云、善錦あり、人をしてまなびたゝしめすとあり。同心也。

同

865 一、うれしきをなにゝつゝまむ唐衣たもとゆたかにたてといはましを
義なし。中古の哥に、うれしきをむかしは袖につゝみけりこよひは身にもあまりぬる哉。

同

866 一、かぎりなき君がためにとおる花は時しもわかぬ物にぞ有ける

義なし。時しもわかぬは四の時をわかぬと也。此哥、春の部にも賀部にも入つべしき事也。

同

867 一、むらさきのひともとゆへにむさしの、草はみなからあはれとぞみる

義なし。一本ゆへは草はおほけれども一本づゝ生と也。古き説也。一本さけるしら菊の花どもあり。みなからは、みなゝがら也。

[868] 一、めのおとうとをもて侍けるとは、女房のいもうと也。うへのきぬとは、紫の上のきぬ、四位より上へ着也。五位まではあけ也。

なりひらの朝臣

868 一、紫の色のこき時はめもはるにのなる草木ぞわかれざりける

義なし。めもはるにとは、草の目のはる也。はるかにの同心也。

[869] 一、大納言ふちはらのくにつねの朝臣とは、大納言にも朝臣を付也。寛平六年五月五日に任大納言、即位三位也。

近院の右のおほいまうちぎみ

869 一、色なしと人やみるらむ昔よりふるき心にそめてし物を

義なし。そめぬうへのきぬと云に付て色なしとあり。そめ絹也。心にそめてしは志深也。

[870] 一、いその神のなんまつとは、南松名乗也。いその神の神官也。其社を姓にせし也。みやづかへは神職にて仕事あり、神職を出てもツカウマツル仕也。かうぶり給とは五位になる也。

[870] 一、ふるの今道、布留は姓、今道は名也。

ふるのいまうち

870 一、日のひかりやふしわかねばいその神ふりにしさとに花もさきけり

天子の御事也。君の御めぐみはやふをもわかぬと也。花もさきけりは春に身の成と也。日月に影は浄不浄善悪をわかぬ心なり。

[871] 一、二条の後また東宮のみやすん所に申ける時、おほはらのにまうで給とは、藤氏の氏神にて忝給也。五条の後と伊物に

みゆ、二条の後は同車敷。御記代キタイ王帝記にも有敷、氏の三神はならの春日・大原野社・吉田社は也。二条の後は高子王藤原良相の御女、貞観八年二月に女御十年十二月生、第一皇子十一年三月為皇太子、元慶元年正月即位、日為中宮六年正月為皇太后宮。

なりひらの朝臣

871 一、おほはらやをしほの山もけふこそは神世のこともおもひづらめ

異義なし。名所分別あるべきとて大原やとあるは西也。大原と云は北にあり。此所は人隠遁して有所也。然に名所を可分別事、御物語也。をしほ山詠は西なるを北の大原に少将井の尼閑居の所へ三条院御禊の後、伊勢大輔が哥に、世にとよむとよのみそぎをよそにしてをしほの山のみ雪をやみし、御幸によせて也。返し、をしほ山梢もみえずふりつみしこやすべらきの御ゆきならまし。何も女房の哥にて、しどけなき事もあるべきに、通俊卿の撰する集に入事如何、能々可

心得事と也。冷泉烏丸の所に付て少将井の尼と云けると也。

[872] 一、よしみねのむねさだ、遍昭の僧名也

よしみねのむねさだ

872 一、あまつ風雲のかよひぢ吹とちよをとめのすがたしはしとゞめん
事書にみゆ。をとめの事、きよみ原の天皇の吉野に御座の時、天女下て五たび袖を返して舞しよりありし事也。是文武の御事也。

河原の左のおほいまうちぎみ

873 一、ぬしやたれとへどしらたまいはなくにさらばなべてやあはれと思はん
事書にみゆ。此哥すき事に非ず、陰陽のならひ也。玉のかざしの事、尺尊の都を出給ふ時の事にあり、男にもある也。これは女房の也。

[874] 一、寛平御時にの事書の末に、かめをもたせてとは平子の事也。おほみきのおろしとは、酒のくだるをと也。蔵人どもの
わらひてとは女蔵人也。後の御方につかふまつる也。三条院女蔵人左近と同事也。

としゆきの朝臣

874 一、たまだれのこがめやいづらこよろびのいその浪わけおきにいでにけり
古人も不審ありしと也。玉だれは御簾にこそなど云也。土の物に薬の玉の如にかゝりたるを云と也。此哥に始てあると心得べし。いづらとは、いづくへぞと也。かめを中にをき、あるじはさかなもとめて、こゆるぎのいそぎありきけりとうたひにあり。おろしは、をろしの御服くるはみすのこうと云に敷、こまかの事也。

けむけい法師

875 一、かたちこそみやまがくれのくち木なれ心は花になさばなりなむ
事書にみゆ。

きのともりの

876 一、蟬のはのよるの衣はうすけれどもうつりがこくもにほひぬるかな
事書にみゆ。うつりがはあなたの句也。

よみ人しらず

877 一、をそくいづる月にもある哉あしびきの山のあなたもおしむべら也
義なし。

同

878 一、わが心なぐさめかねつさらしなやをばすて山にてる月をみて
子細、大和物語にあり。をばすて、則此哥よむべき事如何。但女房の云に付てすてたれども、我と我心をひるがへし
て浅増事と思とりて此哥をよみたる歟。後悔の心也。俊頼朝臣説に、をばすてざるまへはかふり山と云也、をばすてと
は捨て則付たる歟と。

なりひらの朝臣

879 一、おほかたは月をもめでしこれぞこのつもれば人のおいとなるもの
花も同事なれども月は常住也。

きのつらゆき

880 一、かつみれどうとくもある哉月かげのいたらぬきともあらじと思へば
月をみれば、うれしき中にうとましきと也。風して也。みつね、よそへも行べき事を云也。

同

881 一、ふたつなき物と思しをみなそこに山のはならでいづる月かげ

義なし。山のはならでは月もくならず水ものぼらずと也。

よみ人しらず

882 一、あまの河雲のみおにてはやければひかりとゞめず月ぞながるゝ

同。みおは水の早所也。

同

883 一、あかずして月のかくるゝ山もとはあなたおもてぞ恋しかりける

義なし。

なりひらの朝臣

884 一、あかなくにまだきも月のかくるゝか山のはにげていれずもあらなん

事書にみゆ。

[885] 一、田むらのみかどの御時に齋院に侍けるあきらけいアキラケイコことは慧子、田村は文徳也。慧子アキラケイコ、母藤原列子、従五位上是雄女、

本ノ注ニ書慧子代始齋院、天安元年二月癩々其事秘ヒシテ世莫ナカレ知云々。若先是又シリンク有此事歟、遂被癩云々。元慶元年正月六日薨、以

[885] 一、あま、敬信、慧子の母也。よるかの朝臣母也。

あま敬信

885 一、おほぞらをてり行月しきよければ雲かくせどもひかりけなくに

事書に見えたり。

よみ人しらず

886 一、いその神ふるからをのゝもとかしは本の心はわすられなくに

もとの心いはん為也。ふるからは布留也。枯たれども本柏は葉の春まで残と也。をのとは小野也。布留野ゝ事也。万葉に、ほたてふるからと、是も枯たる方によむ也。

同

887 一、いにしへの野中のしみづぬるけれどもとの心をしる人ぞくむ

義なし。野中清水、播州いなみにあり。

同

888 一、いにしへのしづのをだまきいやしきもよきもさかりはありし物也

同。をだ巻は糸をまく物也。いやしきをいはん為也。

同

889 一、今こそあれ我も昔はおとこ山さかゆく時もありこしものを

義なし。

同

890 一、世中にふりぬる物はつづくにのながらのはしと我となりけり

同。

同

891 一、さゝのはにふりつむ雪のうれをしもみもとくたちゆくわがさかりはも

うれをゝもみは上のをもき也。うれこそす風と云も上こそすかせ也。もとくたち行とは本が末になる心也。なゝめ也。わが

さかりはもは昔に我かへると也。わもとよむ也。万葉に夜くたちと云も夜の末也。

同

892 一、おほあらしのもりのした草おいぬれば駒もすさめずかる人もなし

義なし。駒もすさめぬとは賞翫せぬ也。所によりて賞翫するをも、左の桜あさ例の事也

893 一、かぞふればとまらぬ物を年といひてことしはいたく老ぞしにける

義なし。

894 一、をしてるやなにはの水にやくしほのからくも我はおいにけるかな

をしてるは、あし引の山久方の雲の類也。塩海をばをしてると云、湖をばにほてると云也。舟をしてると云は、をしだたす心也。をしてるやなにはのとつゞけたる也。みつとよむ也。左のおほとも例事也。

同

895 一、おいらくのこむとしりせばかどさしてなしとこたへてあはざらましを

義なし。

[895] 一、左に此みつの哥、昔ありけるみだりのおきなどは三人の翁也。俊頼の説に、おくの哥四首をかへて七人の翁とあり、

既に三首の左にみだりの翁とあり、七人不用。

896 一、さかさまにとしもゆかなむとりもあへずすぐるよはひやともにかへると

897 一、とりとむる物にしあらねばとし月をあはれあなうとすぐしつるかな

898 一、とどめあへずむべもとしとはいはれけりしかもつれなくすぐるよはひか
としとは俊トシの心也。

899 一、鏡山いざたちよりてみてゆかむ年へぬる身はおいやしぬると
以上四首、義なし。左の事書例の事也。

[900] 一、なりひらの朝臣のはゝのみことは伊登内親王桓武の皇女、貞観三年九月に薨。

900 一、おいぬればさらぬわかれもありといへばいよ／＼みまくほしききみかな
義なし。さらぬ別は治定の別也。

なりひらの朝臣

901 一、世中にさらぬわかれのなくもがなちよもとなげく人のこのため
同。返し也。

ありはらのむねやな

902 一、白雪のやへふりしきるかへる山かへる／＼もおいにけるかな
かへる／＼もは返々、くれ／＼也。後撰に、かへるの山野とあり、不可然とあり。

としゆきの朝臣

903 一、おいぬとてなどか我身をせめぎけむおわずは今日にあはまし物か

義なし。せめぎけんは、城をせむる、敵をせむるに非ず、ヤメテ 閱の字也。毛詩に、ケイテイカキノ 兄弟庸閱トニ 外フセク 禦ソノアナドリ 二其務一悔歟、子を
せむる、臣をせむると云心也。人にあなづられしと也。

よみ人しらず

904 一、ちはやぶるうぢのはしもりなれをしぞあはれとは思年のへぬれば

905 一、我みてもひさしくなりぬすみの江の岸のひめ松いくよへぬらん

同

906 一、住吉の岸の姫松人ならばいくよかへしとゝはましものを
いく代かへしとよむなり。

同

907 一、梓弓いそべ辺のこ松たかよにかよろづよかねてたねをまきけん
以上四首、義なし。左の事書例事也。源物に、誰世にか種はまきしと人とはゞいかにはねの松はこたへん

908 一、かくしつゝ世をやつくさむ高砂のおのへにたてる松ならなくに
義なし。

909 誰をかもしる人にせん高砂の松も昔の友ならなくに

よみ人しらず

910 一、わたつ海のおきつしほあひにうかぶあわのきえぬ物からよる方もなし
同。

911 一、わたつ海のかざしにさせる白妙の浪もてゆへるあはぢしま山
同。此わたつ海はたゞ海の事に非、海神事也。

同

912 一、わたのはらよせくる浪のしば／＼もみまくのほしき玉つしまかも
しば／＼は数／＼也。見まくのほしきは面白によりて也。然に衣通姫地をしめ給也。万葉に、玉つしまみれどもあかず
いかにしてつゝみもてゆかんみぬ人のため。

同

913 一、なにはがたしほみちくらしあま衣たみのゝじまにたつなぎわたる
義なし。みのをあまの衣とよむ也。

[914] 一、つらゆきがいづみの国に侍ける時に、やまとよりとある。

[914] 一、藤原たゞふさと和泉国に貫之ありし時、たゞふさ大和なりけると也。任しつと云事、年紀に付て不審あり。此たゞふさ
延喜廿二年正月晦日に任大和守、又廿年に宇多御門春日社に御幸の時、たゞふさ後国司也。両条共にしかど記置事也。
然ば若当集奏覧延喜五年以後入たる哥歟と也。

藤原たゞふさ

914 一、君をおもひおきつのはまになくたづのたづねくればぞありとだにきく
義なし。おきつの浜、和泉国名所也。

つらゆき

915 一、おきつ浪たかしのはまのはま松のなにこそ君をまちわたりつれ
同。両国の通路の所也。

同

916 一、なにはがたおふる玉もをかりそめのあまとぞ我はなりぬべらなる
同。事書にみゆ。

みぶのたどみね

917 一、すみよしとあまはつくともながるすな人忘草おふといふ也
長居すなは長居の浜の名所也。

つらゆき

918 一、雨によりたみのゝしまをけふゆけどなにはかくれぬ物にぞ有ける
同。事書にみゆ。

[919] 一、法皇にし河におはしましける時つるすにたてりといふことを題にてとは、法皇は寛平の御事也。にし河は大井河也。
かつら川をも云、是は大井河也。鶴立洲、秋山浮水、猿啼山峡など九首ありと也。

同

919 一、あしたづのたてる河辺を吹風によせてかへらぬ浪かとぞみる
義なし。

[920] 一、中務のみこの家とは、敦慶のみこ也。

伊勢

920 一、水のうへにうかべる船のきみならばこゝぞとまりといはまし物を

事書にあらば也。舟ならばこゝにとゞめまいらせんと也。舟はてゝとは舟こぎとめたる事也。あまを船はつと云もとめたる事也。君は船、臣は水ともあり。

[921] 一、からこと物名に備前とあり。先達の説に、都にちかきとあり。是をさみすれに非ず。当家説、たゞ音に聞たる也。筑紫ツクシ鎮西チンセイよりも可聞と也。

真せい法師

921 一、宮こまでひゞきかよへるからことは浪のをすけて風ぞひきける

在原行平朝臣

922 一、こきちらす瀧の白玉ひろひをきてよのうき時の涙にぞかる

なりひらの朝臣

923 一、ぬきみだる人こそあるらし白玉のまなくもちるか袖のせばきに

[924] 一、承均ソウケン法師、文字なれば、せうきんとよむ也。

承均法師

924 一、たがためにひきてさらせるぬのなれや世をへてみれどゝる人もなき
以上四首、義なし。

神たい法師

925 一、きよたきのせぐのしらいとくりためて山わけ衣をりてきましを

高雄にも醍醐にも清瀧あり、是は吉野也。山分衣は桑門の衣の事也。

[926] 一、龍門大和也。仙人住也。洞ある也。

伊勢

926 一、たちぬはぬきぬきし人もなき物をなに山姫のぬのさらすらん

たちぬはぬは仙人のきる衣の事也。

たちばなのなかもり

927 一、ぬしなくてさらせるぬのをたなばたにわが心とやけふはかさまし
事書にみえたり。文月よむ也。

[928] 一、ひえの山なるをとほの瀧とは、西坂の水のみと云所の南也。

たどみね

928 一、たちたぎったきのみなかみ年つもちおいにけらしなくろきすぢなし

義なし。たぎつとは、たぎつたる心也。みなかみは水の上を髪によせて也。源物に、白髪を瀧のよどみとあり、同心也。

みつね

929 一、風ふけど所もさらぬ白雲はよをへておつる水にぞ有ける
義なし。

[930] 一、三条の町、惟高の御母也。田村文徳也。其時の更衣也。堰外の人也

三条の町

930 一、おもひせく心のうちのたきなれやおつとはみれどをとのきこえぬ
事書に見えたり。心のうちの瀧、述懐也。をとのきこえぬとは画なれば也。

つらゆき

931 一、さきそめし時より後はうちはへて世は春なれや色のつねなる
事書にみゆ。

[932] 一、屏風のゑによみあはせてとは、絵をみてよむと、哥をみて絵をかくと、かはる也。

坂上これのり

932 一、かりてほす山田のいねのこきたれてなきこそわたれ秋のうければ
義なし。事書にあり。

第十八 雑哥下

よみ人しらず

933 一、世中はなにかつねなるあすかどはきのふのふちぞけふはせになる
義なし。

934 一、いく世しもあらじわが身をなぞもかくあまのかるもに思みだるゝ
人間いくばくもなきにと也。
同

935 一、雁のくる峰のあさぎりはれずのみ思ひつきせぬ世中のうさ
同。序哥也。助覧が哥くるみを隠して詠。
同

小野のたかむら朝臣

936 一、しかりとてそむかれなくに事しあればまづなげかれぬあなう世中
同。人間はうき時はすとんと云、然にすてられぬ物と也。たゞとにかくにうき世と也。
をのゝさだき

937 一、宮こ人いかにとゝはゞ山たかみはれぬくもゐにわぶとこたへよ
事書にみえたり。行平のとふ人あらばの哥に同。

[938] 一、文屋のやすひでみかはのそうとはせう也。昔は守介尉小目其領ノありしと也。あがたみにはえいでたゝじやとは田舎見に下らんやと也。秋の除目京官也。春の除目デモツ県召受領也。冠召も京官也。後拾遺の事書に、つかさめしの比右大臣へ申状に付て受領の事を云、さては一篇に不定也。

小野小町

938 一、わびぬれば身をうき草のねをたえてさそふ水あらばいなむとぞ思
事書に見えたり。いづくへなりともいかんと也。

同

939 一、あはれてふ事こそうたて世中を思はなれぬほだし成けれ

憂世をそむかんと思立に中／＼あはれなる事などありて思たゝれぬと也。色／＼に物を思ての事也。

よみ人しらず

940 一、あはれてふことのはことにをく露は昔をこふる涙なりけり

義なし。

同

941 一、世中のうきもつらきもつれなくにまづしる物は涙成けり

同。

同

942 一、よのなかは夢かうつゝかうつゝともゆめともしらずありてなければ

如夢幻泡影 如露亦如電ありてなければ、亦有亦空 非有非空の心也。

同

943 一、世中にいづら我身のありてなしあはれとやいはんあなうとやいはむ

義なし。

同

944 一、山里は物のわびしき事こそあれ世のうきよりはすみよかりけり

同。

これたかのみこ

945 一、白雲のたえずたなびく峯にだにすめばすみぬる世にこそ有けれ

同。これたか、小野の雲深所にてあるべし。

ふるのいまみち

946 一、しりにけむきゝてもいとへ世中は浪のきはぎに風ぞしくめる

如此しりたる歟、しらずはきゝてもいとへと也。風ぞしくめるは風の吹しく也。吹張たる心也。

そせい

947 一、いづくにかよをばいとむ心こそにも山にもまどふべらなれ

迷べらなれは市中の隠なれば、いづくにても心こそ肝要なれと也。いかに籠居してありとも心のもちやうにて野にも山にも迷んと也。

よみ人しらず

948 一、世中は昔よりやはうかりけんわが身ひとつのためになれるか
義なし。

同

949 一よのなかをいとふ山辺のくさ木とやあなうの花の色にいでにけん

草も木も世中がうきかと也。うのはなのうきと色に出る歟と也。白き色也。

同

950 一、みよしのゝ山のあなたにやども哉世のうき時のかくれがにせむ

義なし。

同

951 一、世にふればうきこそまされみよしのゝいはのかげみちふみならしてん
同。ふみならしてんとは、ふみなれて住べきと也。

同

952 一、いかならむいはほのなかにすまばかはよのうきことのきこえこざらん

義なし。岩ほの中外道四人あり。天上し山に入、巖に入、海に入、是は死を遁也。或尺に山河空市ともあり。

同

953 一、あしびきの山のまに／＼かくれなむうき世中はあるかひもなし

義なし。まに／＼は山のまゝ也。

同

954 一、世中のうけくにあきぬおく山のこのはにふれるゆきやけなまし

うけくとは、うきにあくと也。行やを雪によせて消ましと也。うけく、さむけく、つらけく、御物語に、
遷セン命ミヤウに安ヤスら
けく平らけくとよむ事あり、其時の事に手をうつを、かしはでうつと云也。

[955] 一、ものゝべのよしな

ものゝべのよしな

955 一、世のうきめみえぬやまちへいらむには思ふ人こそほだし成けれ

同。文字なき哥也。みえぬのえと山ちへのへと仮名遣ちがへばくるしからぬ也。

凡河内みつね

956 一、世をすてゝ山にいる人山にても猶うき時はいづちゆくらん

事書に見えたり。

同

957 一、今更になにおひいつらむ竹のこのうきふししげきよとはしらずや

同。

よみ人しらず

958 一、世にふればことのはしげきくれ竹のうきふしことに鶯ぞなく
義なし。ことのはしげきとは口舌也。鶯ぞなくはうき世と也。

同

959 一、木にもあらず草にもあらずぬ竹のよのはしに我身は成ぬべらなり
はしにわが身とは、はしたに成也。とちへもつかぬと也。是は高津の内親王、嗟峨の女御、桓武皇女也。人わらべなる
事ありしによりて如此よみ給ふと也。はしためとは女のくだりたるを云也。左の事書にみゆ。

960 一、わが身からうき世中となづけつゝ人のためさへかなしかるらん
義なし。

たかむらの朝臣

961 一、思きやひなのわかれにおとろへてあまのなはたきいざりせんとは
事書にみゆ。ひなの別とは夷ヒナとよむ、華夷ニギハヤヒとよむ也。題にも寄華ニギハヤヒ離とよむべし。此次の題に、寄市離とあり、哥にも
都の事をよむべき也。遠きゐ中をひなとよむべき也。万葉に、山上カミのをくら筑前に五年居て、あまさがるひなに五年す
まひして、都の手ぶりわすられにけり。天下アメガとも天離ともかく也。あまのなはたきは繩をたぐる也。なはたけとも、た
きとも、五音によりて書也。たぐる也。栲ナワタケの字也。

[962] 一、田むらの御時に事あたりてとは勅堪など也。

在原行平朝臣

962 一、わくらばにとふ人あらばすまのうらにもしほたれつゝわぶとこたへよ
事書にみえたり。わくらばとは、まれなることなり。邂逅カイコウの事也。若葉をわくら葉と云也。今河了俊の説に、いたむ葉
と云如何。

[963] 一、左近将監サとけてとは、左近尉也とけては外官したる也。

をのゝはるかぜ

963 一、あまびこのをとづれしとぞ今は思我か人かと身をたどる世に
事書に見えたり。あまびこはをとづれいはん為也。寛平二年任左少将。

平さだぶむ

964 一、うき世にはかどさせりともみえなくになどかわが身のいてがてにする
事書にみえたり。いてたにするとは遁世を門をもさしこめぬにえせぬと也。

同

965 一、ありはてぬいのちまつまのほどばかりうき事しげくおもはずもがな

[966] 一、みこの宮のたちはきにとは、たちはきとよむ也。

[966] 一、みやちのきよき、清樹は橘也。宮道は潔興也。キヨフキ

みやちのきよき

966 一、つくばねのこのもとことにたちぞよる春のみ山のかげを恋つゝ

事書に見えたり。春のみやとは東宮也。春のみ山のかげをこひつゝは宮づかへをこひてよむ也。

清原深養父

967 一、ひかりなき谷には春もよそなればさきてとくちる物思もなし

事書に見えたり。さきてとくちるとは花を栄花にして也。

[968] 一、七条中宮とは昭宣公御女也。

伊勢

968 一、久方のなかにおひたるさとなればひかりをのみぞたのむべらなる

事書に見えたり。久方は桂の里にありし時也。中宮をば月にたとへ申也。月を久方と云とある事、此哥よりの事也。

なりひらの朝臣

969 一、今ぞしるくるしき物と人またむさとをばかれずとぶべかりけり

事書にあらは也。さとをばかれずの事、俊貞がいとまごひにありくも、ことはりなりと云心とも、又我事を人のまたん所へはとく可行事なるともあり。

同

970 一、わすれては夢かと思おもひきや雪ふみわけて君をみんとは

事書にあらは也。しるてかのむろにまかりてとは雪をわけて切に忝心也。

同

971 一、としをへてすみこしさをいでゝいなばいとゞふかくさ野とやなりなん

事書に見えたり。いとゞふか草とは野の神也。

よみ人しらず

972 一、野とならばうづらとなきて年はへんかりにだにやは君はござらん
返し。義なし。かりにとは鶉と云付て小鷹狩の事也。

973 一、我を君なにはのうらにありしかばうきめをみつのあまと成にき
左の事書に見えたり。なにはのみつの寺とよむ也。

974 一、なにはがたうらむべきまもおもほえずいづこをみつのあまとかはなる
返し。義なし。いづこをみつのは我をうらむべきなに事をみてか如此はあると也。

975 一、今更にとふべき人もおもほえずやへむぐらしてかとさせりてへ
義なし。かとさせりてへとは、かとさせりといへと也。

みつね

976 一、水のおもにおふるさ月のうき草のうき事あれやねをたへてこぬ
義なし。事書にみゆ。

同

977 一、身をすてゝゆきやしにけむおもふよりほかなる物は心成けり
事書にみゆ。

[978] 一、むねをかのおほより、宗岳大頼。

978 一、君がおもひ雪とつもらばたのまれず春より後はあらじと思へば
事書にみえたり。 同

宗岳大頼

979 一、きみをのみおもひこしぢのしら山はいつかは雪のきゆるときある
返しにて心あらは也。

きのつらゆき

980 一、思やるこしのしら山しらねどもひとよも夢にこえぬよぞなき
事書にみゆ。

よみ人しらず

981 一、いざこゝにわがよはへなむすがはらやふしみのさとのあれまくもおし
義なし。伏見の里大和国也。山城のにあらず。ゆう幽ゑん縁法師は伏見の仙人と也。伏見の翁ともいへり。恵心の僧都の尺
に今めきの中將長井の侍従伏見の翁と是三人仏法にはいらず、さればみだる者となん。古哥に、すがはらやふし見の里
をみわたせばかすみのひまにみゆるをはつせとあり、大和国分明也。

同

982 一、わがいほはみわの山本こひしくはとぶらひきませすぎたてるかど
義なし。三輪明神御詠と也。但手継なしと也。

きせん法し

983 一、わがいほは宮このたつみしかぞすむよをうぢ山と人はいふなり
義なし。しかぞ住とは然もかうすむと也。鹿のしかとも一説、杜子美にむすふらずして夜金銀をしりかいせずして朝ひ

鹿をみるとある閑居山居の体也。一説面白と也、御物語に或記に、宇治殿へ白河院行幸ありし時其日還御あるべきと被仰、其子細明日大白かたふかり也。行家朝臣陰陽師也。宇治殿北也とて御腹立ありしに我庵はの哥を引て申也。

よみ人しらず

984 一、あれにけりあはれいくよのやどなれやすみけむ人のをとづれもせぬ
義なし。

[985] 一、ならへまかりける時とは遍昭の母奈良に住給ふ也。

よしみねのむねさだ

985 一、わび人のすむべきやどゝみるからになげきくはゝることのねぞする
事書みえたり。歎くはゝる調子を聞て愁をも知べき也。第一第二の絃は夜鶴子を思籠の中に鳴と云事をもひく、さして
不用。

[986] 一、二條、源至朝臣イタルがむすめ也。

二条

986 一、人ふるすさとをいとひてこしかどもならの宮こもうきなゝりけり
事書に見えたり。我住所をうしとおもひていでゝこゝにとゝまれば奈良も古郷なればうき名と云也。

よみ人しらず

987 一、世中はいづれかさしてわかならむゆきとまるをぞやどゝさだむる

988 一、相坂の嵐のかぜはさむけれどゆくゑしらねばわびつゝぞぬる
同

989 一、風のうへにありかさだめぬちりの身はゆくゑもしらず成ぬべら也

以上三首、蟬丸哥也。うたがふには非ず。はゞかりたる歎と也。あふ坂の関の嵐のはげしきにしみてぞゐたる世をすぐすとして、此哥ははくがの三位たちきゝしと也。

事書に宿をうりてよめる

伊勢

990 一、あすかゞはふちにもあらぬわかやどもせにかはりゆく物にぞ有ける
事書にみえたり。せにとは例のはね字也。

きのもものり

991 一、ふるさとはみしごとあらずおのゝえのくちし所ぞ恋しかりける
事書にみゆ。碁也。わうしちが事也。

[992] 一、みちのく女也。橘のくすなをがむすめ也。

みちのく

992 一、あかさりし袖のなかにやはいりにけんわがたましひのなき心ちする
事書にみえたり。

[993] 一、もろこしのはう官とは唐船には遣唐使、舟ちやう官の舟し官の舟、判官の舟四艘也。

ふぢはらのたゞふさ

993 一、なよ竹の夜ながきうへにはつ霜のおきゐて物を思ころ哉
事書にみえたり。物を思とは渡唐の事思也。

よみ人しらず

994 一、風ふけばおきつしら浪立田山よはにや君がひとりこゆらん
事書にあらは也。しら浪のこと立田山いはん為也と数多尺也。盗人の事さして不用給。和同五年に山辺赤人の哥、ぬす人のおきつしら波立田山いつかこえきていもにあふべきともありと也。

995 一、たがみそぎゆふつけどりが唐衣たつたの山におりはへてなく
義なし。ゆふつけ鳥とは四鶏の祭あり、関々に放さるゝ也。四塞とも四角とも関の事を云也。又鶏の尾の白きをゆふに似たると也。

996 一、わすられん時しのべとぞはまちどりゆくゑもしらぬ跡をとゞむる
あとをとゞむるとは手跡をとゞむる也。さうけつ鳥人の名也のあとをみて文字を作也。千鳥に可限事ならず、千鳥の砂にあとのみゆると也。ちどりのたち行も行ゑしらぬと也。体面白しと也。

文屋ありすゑ

997 一、神な月時雨ふりをけるならのはのなにおふ宮のふることぞこれ
事書にあらは也。ならのはとは奈良の御事いはん為也。是大同の天子、平城の御事にはあらじと也。貞観の御宇まで清和天皇也。五十年ばかり現存の人にもあるべし。若持統文武の時分敷、新田高市人丸の時分事敷と也。

大江千里

998 一、あしたづのひとりをくれてなくこゑはくものうへまできこえつかなん

事書にみえたり。雲の上までとは日本記に男をくれて鳴声天に聞ゆとあり。

ふぢはらのかちをむ

999 一、人しれず思心は春霞たちいでゝきみがめにもみえなん

子細同前。

伊勢

1000 一、山河のをとにのみきくもゝしきを身をはやながらみるよしもがな

事書にみゆ。もゝしきは大内也。をとにきくとは伊勢ひきこみて居て大内の事をよそにきくと也。身をはやならとは昔は宮づかへしと也。身をはやとは水のみおの心也。山川と置は音はやくいはん為也。哥の心むかし恋しきと也。引哥に、かくばかりあひも思はぬもゝしきを見ざらん事のかなしき、是恋しくての哥也。

第十九 雑躰 此卷、色々にあれば也。まじふる心也。

一、短哥の事、長哥とも云也。やがて当集にそのながうた冬の長哥ともあり。俊成卿千載に、短歌と書るゝ、定家卿心ゆかずと也。卅一字の哥も花の題にて始中終花の事をよむなれば長哥と云べき也。短哥とは一句／＼に書切なれば短哥と云也。

読人しらず

1001 一、あふことのまれなるいろにおもひそめ

異義なし。かくなはとは奈良に正月の祝に用るあぶら物のやうにて網アミのごとくもちれたる物也。みだれたるいはん為也。けなはけぬべくとは消ば消よと也。えふのみなればとは、ゑんぶたいにむまれたる身と也。たぎつ心とはたぎつたる心也。人しりぬべみとは、人のしるべくと也。すみぞめとは、ゆふべいはん為也。せむすべなみにはにいでゝとは、せんかたなく庭にいづる也。

[1002] 一、もくろくのそのながうた、目録序の長哥也。其と一説不用。

つらゆき

1002 一、ちはやぶる神のみよりの哥

たてまつる哥の事共也。あまびこのとは、をとほの山いはん為也。庭もはたれにとは庭もまたらに也。うすき心也。やちぐさのとは弥千種也。中につくすとはつくせとも也。大宮にのみとは禁中也。久かたのひるよるわかずとは空よりあけるゝ物なれば也。

壬生忠岑

1003 一、くれ竹の世ゝのふるごとなかりせばの哥

たてまつる哥の事共也。のはへましとのへましと也。ちりにつけとやとは跡をつく事也。くひすを継心也。けだものゝ雲にほえけんとは雲の上まで君がよけいにて殿上にのぼる事也。忠岑集に、これもおもへばいにしへのくすりけがせしけだものゝとあると也。御家の説にあらす。ちかきまもりとは左近衛の番ちやうなりし也。たれかは秋のくるかたにとは右衛門府生西の方になるを思はしくも思はぬ也。あさむきいでゝとは浸フカサレたる心也。おさゝしくもとは浪をおさむる也。長ずるわらんべをおさなきと云も長ぜぬ心也。こゝのかさねのとは九重也。の山しち かければとは内野事也。内裏にてとをくなる心也。いつゝのむつとは五六卅也。此時卅歳は不審也。奉公の時分を卅年ばかりなるかと也。やよければとは弥年のよぎればと也。くすりもかとは薬哉と也。蓬萊蓬頂延寿山／＼也。

カヘシ
反哥

1004 一、きみが代にあふさか山のいはし水こがくれたりとおもひけるかな
我身を人しれず思しにめしいださるゝと云心也。

凡河内躬恒

1005 一、ちはやぶる神無月とやけさよりはくもりもあへずうちしぐれの哥
冬の哥也。義なし。はつ時雨と云本あり不用

[1006] 一、七条のきさきうせたまひけるとは延喜七年六月八日崩、卅六也。

伊勢

1006 一、おきつなみあれのみまさる宮のうちにとしへてすみしいせのあまも舟ながしたるの哥
事書にみえたり。舟ながしたるとは、すて舟也。ろかいもなき心也。をのがちり／＼五旬の日数はてゝ人／＼の別也。
此心源物にあり、哀なる長哥と也。

セントウ
旋頭哥 上にかへる也。古に満る心也。昔に満也。常の哥に一句あまる也。

よみ人しらず

1007 一、うちわたすをちかた人にもものまうすわれそのそこにしろくさけるはなにの花そも
義なし。梅花の事也。

[1008]
一、返し。

1008 一、春されば野辺にまつさく見れどあかぬ花まひなしにたゞなのるべき花のなれや

花もいひなしと也。定家卿説に賂也。マイナ引出物などゑずはとは尋常ならず、よのつねに名乗べき花の名かと也。物にさりけりと云物にぞありける也。そとあとを略してさを置也。ヨノツネあむあみだをなまみふだなもあみだ通用也。まともとも五音也。花もひなしを花まひなしとはいを略する也。朗詠に、昭君若ヨクラマシカバ贈マイナ二黄金賂マイナ一定是終ヨフルマデレ身ツカウマツラン奉ニ帝王ニ。

1009 一、はつせ河ふるかはのべにふたもとあるすぎとしをへて又もあひみむふたもとある杉

つらゆき

1010 一、きみがさすみかさの山のもみぢばの色神な月時雨の雨のそめるなりけり
二首、義なし。

誹諧哥 昔はざれ哥と云也。利口したる哥也。物いわぬ物に物をいわせ心なき物に心をつけなどする事也。

よみ人しらず

1011 一、むめの花みにこそきつれ鶯のひとく／＼といとひしもをる
ひとく／＼とは鶯の鳴やう也。人のくる／＼と云となり。

そせい法し

1012 一、山吹の花色衣ぬしやたれとへとこたへずくちなしにして
義なし。

藤原としゆきの朝臣

1013 一、いくばくのたをつくればかほとゝぎすしでのたをさをあさな／＼よぶ
しでの田おさ時鳥の異名也。

藤原かねすけの朝臣

1014 一、いつしかとまたく心をはきにあけてあまのかはらをけふやわたらん
事書にみゆ。はきあくるとは、あらはれたる心也。またく心とは待心也。

凡河内みつね

1015 一、むつごともまたつきなくにあけぬめりいづらは秋のなかしてふよは
義なし。

僧正へんぜう

1016 一、秋のゝになまめきたてる女郎花あなしかまし花もひとゝき
義なし。あなしかましとは、いくほどの事ぞな、うけたまはりぞと也

よみ人しらず

1017 一、秋くればのべにたはるゝ女郎花いづれの人かつまてみるべき
義なし。たはるゝとは女にたはぶれたる心也。

同

1018 一、秋霧のはれてくもればをみなへし花のすがたぞ見えかくれする

同。女の人に見えかくれするやうの心也。

同

1019 一、花とみておらむとすれば女郎花うたゝあるさまの名にこそ有けれ

同。うたたあるさまとは、うたてい名と也。

在原むねやな

1020 一、秋風にほころびぬらしふりはかまつゞりさせてふきり／＼すなく

同。つゞりは直綴チキトツのとつ也。つゞりは、さすともぬふとも云也。仏の袈裟にもふんさう衣とて色々の物にて縫ヌイたる物也。させてふとはさせといふと也。させはきり／＼すの一名也。後拾遺の序に、秋のむし／＼のさせるふしもなきとは、きり／＼すのさせ也。

清原ふかやぶ

1021 一、冬ながら雲のとなりのちかければなかゝきよりぞ花はちりける

事書に見えたり。

よみ人しらず

1022 一、磯の神ふりにしこひのかみさびてたゝるに我はいそねかねつる

たゝるには神のつきたると也。たゝるにねられぬと也。神さびては恋の神也。枕と跡からとせなきたと也。

同

1023 一、枕よりあとよりこひのせめぐればせむ方なみぞとこなかにをる

義なし。せんかたなみとは、せん方なくて也。

同

1024 一、恋しきが方もかたこそありときけたてれをれともなき心ちかな

同。かたもかたこそとは形チ也。

同

1025 一、ありぬやと心みがてらあひみねばたはぶれにくきまでぞ恋しき

同。心みがてらとは心みにまつしてみんと也。

同

1026 一、みゝなしの山のくちなしえてしがな思ひの色の下そめにせん

同。

同

1027 一、あし引の山田のそほつをのれさへ我おほしといふうれはしきこと

山田の僧都はおどろかし也。げんびん僧都は山田を守し事あり。うれはしきとは愁也。

きのめのと

1028 一、ふじのねのならぬ思ひにもえはもえ神だにけたぬむなし煙を

義なし。ならぬおもひとは火也。むなしき思の煙をば神もえけたぬと也。俊成卿なるさはなと云也と也。

きのありとも

1029 一、あひ見まくほしはかずなくありながら人につきなみまどひこそすれ

ほしによせて也。人につきなみは人につきなきと也。

をのゝこまち

1030 一、人にははん月のなきには思をきてむねはしり火に心やけをり

むねはしり火とおもひの火也。

藤原のおきかぜ

1031 一、春霞たなびくのべのわかなにもなりみてしがな人もつむやと
序哥也。人もつむやとは人にけさうせらればやと也。

よみ人しらず

1032 一、おもへども猶うとまれぬ春霞おはんぬはぬ也かゝらぬ山のあらじとおもへば
義なし。心のおほくやあらんと云心也。

平貞文

1033 一、春の野のしげき草はのつまごひにとびたつきじのほろゝとぞなく
義なし。

きのよしひと

1034 一、秋のゝにつまなきしかのとしをへてなぞわがこひのかひよとぞなく
なぞ我恋のかひよとは鹿の鳴に付てなにか我恋のかひぞと鳴と云心也。かひよとよみ切てとぞとよむ也。

なにかー*

みつね

1035 一、蝉のはのひとへにうすき夏衣なればよりなん物にやはあらぬ
義なし。よりなんとは、もちさいみうすぎぬなどのよる心也。

たゞみね

1036 一、かくれぬのしたよりおふるねぬなはのねぬなはたてじくるないとひそ
義なし。ねぬなわとは根のあるぬなは也。蕙又ナハ尊也。

よみ人しらず

1037 一、ことなくばおもはずとやはいひはてぬなぞ世中のたまだすきなる

同。玉だすきとは入ちかへてかくる也。おもはゞおもはぬといはんと也。

同

1038 一、おもふてふ人の心のくまごとにしたちかくれつゝみるよしもがな

同

1039 一、思へどもおもはずとのみいふなればいなやおもはじ思かひなし

同

1040 一、我をのみおもふといはゞあるべきをいでや心はおほぬさにして

同

1041 一、われをおもふ人をおもはぬむくひにやわが思ふ人の我を思はぬ

ふかやぶ

1042 一、おもひけむ人をぞともにおもはましまさしやむくひなかりけりやは

よみ人しらず

1043 一、いでゝゆかむ人をとゞめむよしなきにとなりのかたにはなもひぬかな

同。鼻をひくを聞ては門出せぬと也。

1044 一、紅にそめし心もたのまれず人をあくにはうつるてふ也

人をあくにはとは紅をおとすとぞあくにておとす也。

1045 一、いとほるゝ我身ははるのこまなれやのかひがてらにはなちすてつる
義なし。

1046 一、鶯のこそこのやどりのふるすとや我には人のつれなかるらん
同。ふるすとやとは、ふるさるゝ心也。

1047 一、さかしらに夏は人まねさゝのはのさやくしもよをわがひとりぬる
夏の夜は人まねにあけてもねつ冬はさむきをわぶる心也。

平中興

1048 一、あふことの今ははつかになりぬれば夜ふかゝらでは月なかりけり
義なし。はつかを廿日の月なき時分によせて也。

左のおほいまうちぎみ

1049 一、もろこしのよしのゝ山にこもるともをくれむと思我ならなくに
天竺の五台山の金峰山を云と也。吉野の願文に、金峰山を飛来したるとある也。たとへもろこしにありとも、ゆかんと
云心也。みわの山いかに待みん年ふとももの返しを誹諧哥に入也。

なかき

1050 一、雲はれぬあさまの山のあさましや人の心を見てこそやまめ
義なし。

伊勢

1051 一、なにはなるながらのはしもつくるなり今はわが身をなにゝたとへん

ふりたる身と云心也。此橋作事、嵯峨の御宇、弘仁元年と也。伊勢が世までは七十年余也。ふりたる不審也。修理敷と也。

よみ人しらず

1052 一、さめなれどなにぞはよけくかるかやのみだれてあれとあしけくもなし
まめなれどゝは実法にあるも無由也。なにぞはよけくとは、なにがよきぞと也。かるかやのみだれもくるしからぬと也。
是誹諧の本意也。よけく、あしけく、平けく、安らけく、同心也。

おきかぜ

1053 一、なにかその名のたつことのおしからむしりてまどふは我ひとりかは
義なし。

[1054] 一、くそ、屎也。女也。コソ也。初音こそなど云類也。

源のつくるが女也。

くそ

1054 一、よそながらわが身にいとよるといへばたゞいつはりにすぐばかり也
事書に見えたり。偽とは針によせて也。

[1055] 一、さぬき、安倍清行朝臣女。

さぬき

1055 一、ねぎことをさのみきゝけむやしるこそはてはなげきのもりとなるらめ
義なし。ねぎことゝは神をいさめ申事也。まつる云也。あらいよねなどを手向事也。

[1056] 一、大輔、源たすくが女也。

大輔

1056 一、なげきこる山としたかく成ぬればつらつゑのみぞまづゝかれける
つらつゑとは物思時の体也。山をのぼる時杖をつく心也。一たうせん万里の道を行。

よみ人しらず

1057 一、なげきをばこりのみつみてあしひきの山のかひなくなりぬべら也
義なし。

同

1058 一、人こふる事をゝも^まも^もになひもてあふこなきぞわびしかりけれ
同。あふことは物になふわうこによせて也。

同

1059 一、よゐのまにいでゝ入ぬるみか月のわれて物思ころにも有かな
われてとは、わりなう我思と也。

同

1060 一、そへにとてとすればかゝりかくすればあないひしらずあふさきるさに
そへにとてはさうと云事也。あふさきるさとは会さま来さま也。

同

1061 一、世中のうきこひことに身をなけば深谷こそあさくなりなめ
義なし。

在原もとかた

1062 一、よのなかはいかにくるしと思らむこゝらの人にうらみらるれば
義なし。こゝらは多くの人也。

よみ人しらず

1063 一、なにをして身のいたづらにおいぬらん手のおもはむことぞやさしき
同。やさしきとははづかしき也。万葉に、玉しまの此川上に家はあれど君をやさしみあらばさすあり、これもはづかし
き心也。源物にやさしき方にはあらねども玉かづらしてとは、はづかしきにあらで也。

おきかぜ

1064 一、身はすてつ心をだにもはふらさじつみにはいかゞなるとしるべく
義なし。はふらさじとは物にはらちのある物なれば心をはうらつにせじと也。

千里

1065 一、白雪のともにわが身はふりぬれど心はきえぬ物にぞありける
義なし。

よみ人しらず

1066 一、梅花さきてのゝちの身なればやすき物とのみ人のいふらむ
同。梅の実也。

みつね

1067 一、わびしらにましらなきぞあしひきの山のかひあるけふにやはあらぬ
猿啼山峡の題也。鶴立洲の類也。事書に見えたり。山のかひとは法皇おはしましたるは、山のめいはうのけふにてはな
きかと也。

よみ人しらず

1068

一、世をいとひこのもとことにたちよりてうつふしそめのあさのきぬ也
義なし。うつふしそめとはふし染とて草衣の事也。うつふしなどする。世捨人の樹下石上の体也。

第二十

大哥所御哥

一、此所は南北に門あり。哥とはうたひ人也。舞哥音楽を司の人あつまる也。音曲方也。

一、御哥と云可有様事也。日神の御事等、御代々の御事あり。新嘗会大嘗会等の哥あり。毎年被行は新嘗会也。御代のは大嘗会也。

[1069]

一、おほなほひのうたとは大直衣、是群臣の集也。宿衣は夜宿直も夜用袍也。直衣は五節、天武御宇正月十六日舞妓を始也。

1069

一、催馬楽の哥をあたらしきと云也。又木の説あり、薪を奉ル事もあり。たのしきとはたのしみ也。左に日本記にはとほ続日本記の事成べし。

1070 一、しもとゆふかつらぎ山にふる雪のまなく時なくおもほゆるかな

しもとゝは四本と云説不用。つゑの名也。杖三をゆい合てゆいとうたいなどのごとくする也。しもとは卯杖也。つゑを結かつら也。まなく時なくとはたのしみがつきぬ也。

[1071] 一、近江ふり曲^{フリ}、毛詩の風俗^{ソウ}の中に、其国のやうたいをしらんとの事也。その国のふりと也。

1071 一、あふみよりあさたちくればうねのゝにたづぞなくなるあけぬこのよは義なし。うねの野近江の名所也。

[1072] 一、みづくきぶりとは土佐にある名所也。近江にあるは、みづくきのをかのみなどと也。

1072 一、水くきのをかのやかたにいもとあれどねての朝けのしものふりはもあさけとは朝明也。霜のふりはもふるは也。

[1073] 一、しはつ山にふりとは豊前也。四極と書也。極の字はつるとよむ、^{キヨククワン}極官。極位官位のはつる心也。万葉には、かさぬかひとあり。

1073 一、しはつ山打いでゝみればかさゆひの嶋こきかへるたなゝしをぶね

一、神あそびのうた、内侍所のまへ也。御代始せいしゆたうと云所にてあるうたひなり。

[1074] 一、とりものゝうたとは手に取て舞物の事なり。榊幣まさき弓ひさご等也。

1074 一、神がきのみむろの山のさかきばゝ神のみまへにしげりあひにけり
義なし。みむろは神御座所也。

1075 一、しもやたびをけとかれせぬ榊ばのたちさかゆべき神のきねかも
しも八度は年を重たる事、舞姫もかなぎも神も共にさかゆると也。

1076 一、まきもくのあなし名所大和の山の山人とひとも見るかに山かつらせよ
義なし。人もみるかには人もみるばかりとも人もみるにとも、山かつらとは鬘也。

1077 一、み山にはあられふるらしと山なるまさきのかつら色づきにけり
義なし。

1078 一、みちのくのあだちのまゆみわがひかばすゑさへよりこしのび／＼に
よりことは我方へよる心也。

1079 一、わがゝどのいたあのみし水さとゝをみ人しくまねばみくさおひにけり
義なし。ひさごの哥也。

[1080] 一、ひるめのうたとは日神の御事也。引哥に、いか斗よき事してかあまてるやひるめの神をしはしとゝめん、いづくにか駒はつながらんあさひこがあさるさはへの玉さゝのうへ、あさひこは日の事也。拾遺神楽哥、我駒ははやく行なんあさひこがやへさすをか玉さゝのうへに、同事也。日の名を白馬と申也。

1080 一、さゝのくま両所なから名所也ひのくまかはに駒とめてしばし水かへかげをだにみむ日の御事なり。

[1081] 一、かへしものゝうたとは律のうたひ也。

1081 一、あをやぎをかたいたによりて鶯のぬふてふかさはむめの花かさ義なし。同前也。

1082 一、まかねふくきびの中山おひにせるほそたにかはのをとのさやけさ義なし。此哥は承和の御へのきびのくにのうたは仁明の御にへの事、大嘗会時也。きびとは吉備国也。備前備中備後等也。おほんむへとも一説也。

1083 一、美作やくめのさゝ山さら／＼にわかなはたてしよろづよまでに義なし。此哥みつのをと清和也。

1084 一、みのゝくにせきのふりかはたえずして君につかへん万代までに
義なし。此哥元慶とは陽成也。

1085 一、きみがよはかぎりもあらじながはまのまさごのかずはよみつくすとも
義なし。此哥仁和とは光孝也。

1086 一、あふみのやかぐみの山をたてたればかねてぞみゆる君が千とせは
義なし。此今上とは延喜也。源物に今上とよむ。
コシヤウ

一、東哥をひがし哥とよむ人あり。あづまを用。

一、みちのくうたとは陸奥也。

1087 一、あふぐまにきりたちくもりあけぬともきみをばやらじまではすべなし
義なし。すべなしとはせん方なし也。

1088 一、みちのくはいづくはあれどしほがまの浦こく船のつなでかなしも
義なし。かなしもはおもしろきとなり。

1089 一、わがせこをみやこにやりてしほがまのまかきの嶋のまつぞ恋しき
同。

1090 一、おくろさきみつのこしまの人ならば宮このつとにいざといはましを
をくろさき三の小嶋両所、近所の名所也。

1091 一、みさみさふらひ侍也ふらひみかさと申せ宮木のゝこのした露は雨にまされり
義なし。宮城野は東の方ははるかにて木のしげき所也。西に山ある所也。

1092 一、もがみかはのぼればくだるいなふねのいなにはあらずこの月ばかり
義なし。はやき川也。舟をやくもすれば押落也。仍のぼればくだると也。いなにはあらずこの月ばかりとは、いやにて
はなし、この月ばかりは待んと也。或説に、早き瀬を舟を引のぼる時ふり／＼とするが人のかふりをふりていやと云に
似たると也。

1039 一、きみをゝきてあたし心をわかもたはすゑの松山浪もこえなん
義なし。誓言也。

一、さがみうたとは相模国也。

1094 一、こよろぎのいそたちならじいそなづむまさしぬらずな奥にをれなみ

めさしぬらすとは菜入る物ぬらすと也。食物いるゝ物とも云めのわらはの事を用る也。引哥に、きのくにのなくさの浜に奥ひそふあまのめざしのおとなゝりせば、是もおさなき女をよむ哥也。

一、ひたちちうた常陸国也。

1095 一、つくばねのこのもかのもにかけはあれど君がみかげにますかげはなし
義なし。

1096 一、つくばねの峰のもみぢばおちつもりしるもしらぬもなべてかなしも
同。かなしもおもしろき也。

一、かひうた甲斐国也。

1097 一、かひかねをさやにもみしかけゝれなくよこほりふせるさやの中山

さやかにみする物をと也。けゝらなくとは心なく也。けはこに通五音也。れはろに通也。よこほりを四郡と云。貫之が土佐の日記に云、男山をよこほりふせると書たり。四郡の説不用横横なる也。

1098 一、甲斐かねをねこし山こし吹風を人にもかもやことづてやらん
風の行やうにあらばや人にことづてもせんと也。かもやとは人にもかなやと也。

1099 一、おほのうらにかたえさしおほひなるなしのなりもならずもねてかたらはん
義なし。序哥也。おふの浦は伊勢の志摩の国にあり。

[1100] 一、冬の賀茂のまつりのうたとは臨時の祭也。北祭とも云。此哥をすこしひきのけて書たる本あり。臨時の祭の事、宇多の御門まだ王侍従と申せし時、賀茂に狩し給し時、老翁の参会て臨時の祭給はらんと申せし事あり。御門は神に通して何とか被思食けん、人はしらでそのまゝなりしに光孝の末の御子にて御座しか御代を治し給也。さて臨時北祭は寛平元年十一月廿六日戌酉の日始て被行也。時平のをとゝ使也。敏行歌人也。舞人十人、歌人十人也。延喜の御門父の御門の名御王の御事なれば、当集の軸頭チクトウに入事名誉也。善説也。可秘事と也。軸頭は奥の一番事也。奉双頭は奥の一番也。可心得也。

藤原としゆきの朝臣

1100 一、ちはやぶるかもやしろのひめ小松よろづ世ふともいろはかはらじ
義なし。名誉をほめて軸頭に入る也。

一、書入ながら墨にて滅哥に

[1103] 一、くれのをも五しんの内と也。ちもとをくれのをもと云と也。

[1104] 一、宮こしまへのわかれなりけりとよむ也。

[1105] 一、あやもち

1105 一、うきめをばよそめとのみぞのがれ行くものあはたつ山のふもとに
右の事書に見えたり。

1108 一、いぬかみのとこの山なるなとり川いざとこたへてわかなもらすな
いざや河とある本あり。

1110 一、わがせこがくべきよひ也さゝがにのくものふるまひかねてしるしも
事書に見えたり。蛛糸の事前に書也。

つらゆき

1111 一、道しらばつみにもゆかむ住の江のきしにおふてふこひ忘草
義なし。忘草とは萱草ケンサウ也。世俗にくはん草と云也。

一、真名序の事、御家本になし。但貞応弐年の本を以て御講尺ありしにより少々被仰し也。

一、混本とは旋頭の異名也。此外に援頭ケントウと云もあり。あさがほの夕かけまたてちる花なれや五七七斗の哥也。

一、大津皇子とは天武の第三皇子也。始て詩賦を作とは、フウシテンヒツエカク風紙天筆画ウンリョウ二雲龍サンキウシヨ一山機雲抒織キョウ二葉錦キョウ一、此詩事也。

一、乞食之客とは三方の沙弥つたをして人の門外に立其家内に人の琴を引を聞て哥を詠じてつたをもせずして帰し也。ことならばあるじと共にえてしかなねばしらねともひき心みん。

一、ケイセイ輕情とはほめたる心也。

一、九載とは九年也。しうの世は載也。けんの世は年也。かの世は歳也。たうの世は祀也。トシ如此其代々に年を各用之。

一、瀏変より洋々満耳までの二句、淑望はえかくし、「ママ」父長谷雄卿の作歟と也。キツウケン紀納言の事也。

一、相将大臣大将の事也。

一、秋津洲の事、神武天皇廿一に高山に昇て日本を見給に、国のなり蜻蛉セイレイの居たるに似たり、此虫を秋津と云也。仍秋津洲と云也。東へむきてあるによりて、とうはうと云付てと也。世俗にとんはうと云虫の事也。

一、当集奏覧の事、四月十五日とあるを十八日に始て詔ありしとあるちがい也。巻軸テウジユの席就とあり、調たる心也。貫之を承香殿に召て仰らるゝ仍、貫之集に、ことなつはいかゞありけむ時鳥このくればかりあやしきはなし、十八日は上奏

の日後也。基俊成卿共(後)に此分也。七条の后は延喜七年に薨給也。

長享三年四月十四日に御講尺終也。

古今和歌集序

紀淑望
ヨシモチ
シユクバウ

夫和歌者、託ツゲテ其根於心地ソノネ、發ヒラク其花於詞林ニ者也。人ノ之在アル世、不ス能ハ無ハ為コト、思慮易シリヨヤスク遷ウツリ、哀ヒ樂ク相ヒ變ズ。感カシ生セイ於志シ、詠彰エイアラワル於言コト。是以コ、ヲ逸イツセル者其ノ声ヘ、樂タノシミ、怨アテナル者其ノ吟キン、悲カナシム。可コ以テ述ノフ懷ヒラ、可コ以テ發ハツシツ憤イキトラリ。動カシ天地ヲ、感ゼシム鬼神ヲ、化クワシ二人倫ヲ、和ニ夫婦ヲ、莫ナシ宜ヨロシキハ於和歌ヨリモ。和歌ニ有ニ六義キ。一曰ク風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌。若シ夫春ノ鶯ノ之嘯ヲ、花ノ中ニ、秋ノ蟬ノ之吟ヲ、樹ノ上ニ、雖モ無ニ曲折セツ、各ノ發ハツス二ノ哥ノ謡ヲ。物皆有之、自然之理也。然レ而神ト世ト七代ト、時キスナラニ質ト人ト淳ト、情セイ欲ヨク無レ分ツ、倭ヤマト哥ノ未レ作ラ。逮ヲ于素ソノ淺サノ鳥ヲ尊ヲ、到リ于雲ノ國ニ、始メ有ニ三十一字ノ之詠ヲ。今ノ反哥ノ之作リ也。其ノ後雖ド天ノ神ノ之孫ノ、海童ノ之女ノ。莫レ不レ以テ和歌ヲ通ツ情ヲ也。爰ニ及ニ人ノ代ニ、此ノ風ヲ大ニ興ス、長歌短歌旋頭混本ノ之類ヲ、雜サツ体ノ非ズ一ニ、源流漸ク繁シ。譬ト猶ト弘ク云フ之樹ノ、生レ自リ寸苗ノ之煙リ、浮レ天ノ之波ノ、起レ於中一ノ滴ノ之露上。至テハ如キ難波津ノ之什ヲ、獻ス天皇ノ、富緒川ノ之篇ヲ、報ル太子ノ、或ハ事ヲ開キ神ノ異ニ、或ハ興ル入ル幽玄ニ。但シ見ル上古ノ哥ヲ、多ク存シ古質ノ之語ヲ、未レ為ニ耳目ノ之翫ヲ、徒ニ為ニ教誠ノ之端ヲ。古ノ天子ノ、每ニ良辰ノ美景ヲ、詔ヲ二ノ侍臣ノ、預ニ宴ニ一ノ者ノ獻ス和歌ヲ。君臣ノ之情ヲ、由レ斯レ見ル賢愚ノ之性ヲ、於レ是ニ相ヒ分ル。所レ以テ隨ヒ民ノ之欲ヲ、扱ル士ノ之才上也。自下大津ノ皇子ノ之初テ作リ詩賦ヲ、詞人ノ才子ノ慕レ風ヲ、繼リ塵ヲ、移シ彼ノ漢家ノ之字ヲ、化ス我ノ日城ノ之俗ヲ。民業ノ一ノタビヲ改メ、和哥漸ク衰ヘ。然ド猶ナラ有ニ先師ノ柿ノ本ノ大夫ノ、高ク振ル神妙ノ之思ヲ、獨リ步ニ古今ノ之間ニ。有ニ山ノ辺ノ赤人ノト云フ者ノ、並ニ和哥ノノ仙也。其ノ余ニ業ニ和歌ノ一ノ者ノ、綿々トシテ不レ絶ヘ。及テ下ノ彼ノ時ニ變シ澆漓ノ、人ノ貴中奢淫上、浮詞ノ雲ノ如ニ興、

艶流エンリウ 泉イハノ如ニ湧ワク、其美皆ノ落ノチ、其花孤ヒトリ榮サカウ、至ル有ニ下ニ好色之家ニハ、以レ此レ為ニ花鳥之使ツカイト、乞食之客コウシヨクノカクハ、以レ此レ為ニ中スル活計コトコトクワツケイ之謀ノ上ニ。故半ニ為シテ婦人之右タラヤメノタスケト、難シ進ニ大夫之前マヘニ。近代、存スル古風コノハ一者、纔ワツカニ二三人。然レトモ長短不レ同、論ロン以レ可レ弁フ。花山僧正、尤モ得タリ二レ哥体ノ。然レトモ其詞花而少ニ美。如シ凶画好女、徒イタツラニ動カ人情ノ。在原中将之歌、其情有レ余、其詞不レ足。如シ菱花雖シ少シ二彩色ニ。而シカモ有ク薰香クニキヤウ上ニ。文琳巧フシツク詠物ノ。然其体近ソクニ俗。如シ下賈人之着アキヒトノキルカアサヤカナリ。鮮衣センエラ。宇治山ノ僧撰喜ハ、其詞甚花麗而首尾停滯。如シ望ム二秋月一遇アヘルカノ。曉雲上ニ。小野ノ小町之歌、古衣通姫之流也。然トモ艶而無ニ氣力ニ。如シ病婦之着ヒヤウヲツケタルカ二花粉フナラ。大友ノ黒主之歌ハ、古猿丸大夫之次也。頗フル有ニ逸興ニ而体ニ甚鄙ニ。如シ田夫之息デンフノヤスメルカ二花前一也ニ。此外ノ氏姓流聞者、不レ可ニ勝數一。其ノ大底皆以レ艶為レ基、不レ知ニ和哥之趣ノ也。俗人争ニ事ニ榮利一、不レ用レ詠ニ和歌一。悲哉々々。雖ヘトモ貴兼キコトカネ二相将ニ一富余トミアフ金錢ニ上ニ、而シカモ骨未クチクチ腐ニ於土中ニ、名先ハツキハ滅ニ於世上ニ。適為ニ後世一被レ知ラ者一、唯和歌之人而已ニ。何者イカナンレバ。語近人耳コトハ、クヒトノミ、ニ。義キハカナナハリ。慣ザルニ。神明ニ也。昔平城天子、詔セウス二侍臣ニ一令レ撰ニ万葉集一。自ヨリ爾以來、時歷トキヘ二十代ニ、數過ヒキガ二百年一。其後和歌ス不レ被ニ採用一。雖モ下風流如ク二野宰相一輕情如シ中ニ在納言上ニ、而皆以ニ他才一聞ス、不レ下ニ斯道一。一頭上ニ。陛下御宇于レ今九載ニ。仁流ニ秋津洲之外ニ、惠茂ニ筑後山之陰一。澗變為レ瀨之聲ニ、寂々閑ツ。口レ、砂長シテ為レ巖之頌ニ。洋々ヤウク。滿レ耳ニ。思ヒ繼ニ既ニ絶タル之風一、欲レ興ニ久ク發ニ之道一。爰セウス詔ス下大内記紀ノ友則、御書所レ預紀貫之、前ノ甲斐ノ少目、凡河内ノ躬恒、右衛門ノ府生壬生ノ忠岑等上ニ、各獻ニ家集并古来ノ旧歌一、曰フ統万葉集一。於是重有レ詔、部フ二類所奉之哥一、勒レ為ニ二十卷一、名曰フ古今和歌集一。臣等、詞少ニ春花之艶一、名ハ竊ニ秋ノ夜一長一。況哉、進テ怨ニ時俗之嘲一、退テ慙ニ才芸之拙一。適遇ニ和哥之中興一、以レ樂ニ吾道之再一昌一。嗟乎、人麿既ニ没一。レドモ和哥不レ在レ斯哉。于レ時延喜五年歲次ニ乙丑一四月十五日、臣ノ貫之等謹ニ序一。○一ニボツシタレドモ

第一春上六十八首

第二同下六十六首

第三夏三十四首

第四秋上八十首

第五同下六十五首

第六冬二十九首

第七賀二十二首

第八離別四十一首

第九羈旅十六首

第十物名四十七首

- 第十一恋一八十三首
- 第十二同二六十四首
- 第十三同三六十一首
- 第十四同四七十首
- 第十五同五八十二首
- 第十六哀傷三十四首
- 第十七雜上七十首
- 第十八同下六十八首
- 第十九六十八首短哥五首付返一首
旋頭四首 誹謗五十八首

都合千百首

- 返哥十六首
- 万葉哥七首
- 後撰哥六首
- 神樂哥七首
- 伊勢物語哥五十首
- 三十六人撰哥廿九首
- 寬平菊合哥五首
- 寬平后宮哥合七十七首
- 貞文哥合哥五首
- 大井行幸哥二首 延喜七年
- 讀人不知哥四百五十七首但二十二首若注
- 新撰哥二百七十七首
- 拾遺哥十四首
- 催馬樂哥四首
- 大和物語哥十四首
- 金玉集哥十九首
- 朱雀院女郎花合哥八首
- 先後合
- 惟貞親王哥合哥十五首但一首中宮
- 亭子院哥合哥二首 延喜十三年

作者百廿五人 男八十九人 僧十人 女廿六人

天皇 親王

- 平城天皇一首
- 仁和天皇二首
- 常康親王一首

惟喬親王二首

大臣

前太政大臣一首

河原左大臣二首

公卿

国経卿一首

仲丸一首

追至公卿

定方一首

菅根一首

諸王付賜性

兼覽_ニ四首

登一首

広人

清行_{キヨユキ}二首

菅々二首

近院大臣三首

行平卿五首

仲平一首

兼茂_ニ二首

景式二首

宗于_ニ六首

敏行_{トシユキ}十九首

東三条左大臣一首

具左大臣二首

篁_{タカムラ}卿六首

兼四首

已上諸王

已上賜性

業平廿九首

有常一首已上四位

後蔭^{チカケ}一首
 忠^{ホト} 当^{ユス} 一首
 篤行^{アツ} 一首
 淑望^{ヨシモチ} 一首
 淑人^{ヨシカ} 一首
 良香^{ヨシカ} 一首
 今道^{イマミチ} 三首
 忠行^{チウギョウ} 一首
 美材^{ヨシキ} 二首 已上五位
 長盛^{チカシ} 一首
 是則^{シツ} 七首
 名実^{ナサネ} 一首
 興風^{キョウフウ} 十七首
 黒主^{クロヌシ} 三首
 峰雄^{ミネヲ} 一首
 惟幹^{タケツグ} 一首
 忠岑^{チウシン} 三十五首
 惟岳^{タケノカ} 一首
 良名^ナ 一首
 大頼^{オホタモリ} 二首

春風^{ハルカゼ} 二首
 貞樹^{タカキ} 二首
 実^{サネ} 一首
 中興^{ナカキヨ} 一首
 貫之^{ツルギ} 九十八首
 有朋^{アリトモ} 二首 明敷
 清樹^{キヨキ} 二首
 元規^{モトノリ} 一首
 経覧^{キョウラン} 一首
 人真^{ヒトマコト} 一首
 深養父^{フカヤフ} 十六首
 友則^{トモノリ} 四十五首
 朝康^{アサノカミ} 一首
 滋春^{シケハル} 六首
 勝臣^{カチラン} 三首
 有輔^{アツタマ} 二首
 万男^{マンヲ} 一首
 望行^{ノゾミ} 一首
 秋岑^{アキノミ} 二首
 雄宗^{オサムネ} 一首

忠房^{チウボウ} 四首
 当純^{タカマツ} 一首
 棟梁^{ムネヤサ} 四首
 貞文^{タカフミ} 九首
 関雄^{セキヲ} 二首
 利貞^{トシタカ} 四首
 滋蔭^{シケカケ} 一首
 秀岳^{ヒラカ} 一首
 良風^{ヨシカ} 一首
 利春^{トシハル} 一首
 康秀^{カネヒコ} 五首
 千里^{チヨリ} 十首
 烈樹^{ツラキ} 三首
 元方^{モトカタ} 十三首
 言直^{コトナカ} 一首
 躬恒^{ミヤコト} 五十九首
 忠臣^{チウジン} 一首
 高世^{タカヨ} 一首
 篤行^{アツ} 一首
 有季^{アタリ} 一首 已上六位

宗貞三首

僧十人

遍昭十四首

幽仙二首已上僧侶

素性四十三首

神退一首已上凡僧

仲樹一首

聖宝一首シヤウホウ

真静二首シンセイ

承均三首ソウケン

勝延一首

兼芸三首ケンケイ

喜撰一首

女二十六人付尼

二条后一首

伊登内親王一首

閑院女五宮一首

廣女

三条町一首

洽子一首アマネイコ

寵三首テウ

讚岐一首

大輔一首オホサウ

千古母一首チフル

乙一首ヲト

白女一首シロメ

直子一首ナヲイコ

三国町一首

因幡一首

二条一首

伊勢廿二首

久曾一首クソウ

小町十七首

尼敬信一首

因香四首ヨルカ

紀伴乳子二首

兵衛二首

有常女一首

閑院二首

陸奥一首ミチノク

小町姉一首

兼註作者十一人

天智天皇一首

橘清友一首

黒主一首

近江采女二首

平城天皇二首

人丸八首

三人翁三首

齊宮一首

前太政大臣一首

中臣東人一首

高津内親王一首

墨付百枚

徳島県立図書館山口文庫蔵『古今和歌集伝授』（九一・一三・アス・山口文庫）

古今和歌集伝授

飛鳥井正二位橘雅俊卿

古今和歌集伝授

授主大内義興

古今相伝之次第

初重 文字附詞之説

式重 題歌儀附作者口伝

三重 三木并三鳥之大事

四重 七首之秘事

五重 七ヶ之大事

六重 古今二字附撰者口伝

七重 一首之深秘附三首之秘哥

以上

灌頂唯授一子之大事

三木并三鳥

第一 相生の松

高砂住の江の松をあひ生の松にと有。問云、是は程遠所、何ぞかならず高砂住の江と云にや。答云、高砂とは上古万葉の歌をさして、住の江とは当代の歌を云、合て一部なれば相生とかく。松は千歳をふる様にいふもいへる也。高砂と云に古をあふぐ響あり。住の江といふには、彼御神、此道の長者にておはします上、住吉と申つきて、目出度と聞ゆればなり。すべて此集の体たるを相生のやうにとかける也。

第二 をが玉の木

此事、説々多し。京極黄門に正儀をすこしかきゐて、それを秘せんがために、かたのゝ鳥付柴の事にいひなぞらへ給へり。抑、をが玉の木と申は、天子御即位時、三笠山の松を長さ五寸廻り五寸に削て、御守を朱にて上に書て、綿に包て、御胸にかけ、此を御即位の後、天子の生氣の方に御宝物を添て埋置也。是に安陪・賀茂両家の陰陽の間の一大事也。柳にて作例も侍にや。松を用に付て、をがたまの木と申。玉は物をほむることば也。是を天子の御年木と申也。又、正月人民の門に年木とて立も此木になぞらえて立也。新年の神を迎奉て、人々今年に移さだまるいはひ也。其程にしめ縄を引、松を立ていはふ也。これ等、皆、をがたまの木なるべし。をか・をか（か）を両説共に不苦。

第三 めどのけづり花

此事、京極黄門、葦といふ字是也とばかり出されど、又、遷草とかくともいへり。又、めどゝは花瓶の事など申。心ふかく秘し給へるなるべし。めどとは妻戸也といへり。花とは造ばな也。后などおはします妻戸には、削花をかざしにさゝるゝ事

有を、めどのけづり花と書也。

三鳥

第一 呼子どり

或、猿也。或、鶯也。舌雀也と申。所々に読ならわせり。近代の歌に、

於布引百首 法親王（澄澄）覺澄

布引の瀧みむとてや呼子鳥此山中に絶ず鳴らん

齋歌 順徳院

なげや鳴忍の杜の呼子鳥終にとまらぬ春ならずとも

家集 俊頼

東路のなこそこの関の呼子鳥何につくべき我身なるらん

中納言（前）順時

人かげもせぬ物ゆへに呼子鳥何と鏡の山に啼らん

二条院讃岐

よぶこ鳥鳴音ぞいと哀なるは、その杜の暮るかたの空

津の国の待かね山の呼子鳥など今そとは云ふ人のなき

かやうの証歌ども多侍也。但、当流には、はこ鳥をも。是、春の鳥、此集の春の歌に入によりてなり。昔、大唐人の子、春の山に入てかへらざりければ、其親、尋入て、わが子／＼と呼べどもあはず、歎死に死て、其魂鳥に化て、春山に鳴に、わが子といふを、はこといふ也。わこにて侍べきにや。是表の義也。裏に秘する所は、称徳天皇の御在位の時、賢王にておはせしか、仏教をたうとび給ひて、大乘経を講じさせらるゝに、女人姪乱男にいかほどもすぐれて侍よしを聞召て、我女人の

身なれども全さる事なし、扱は仏語は皆虚妄なりとて、大乘經を御目の前にて焼捨させらる。其炎に自尿を仕懸させ給ひければ、程なく身例ならず、姪乱の心出来させ給ひて、公卿殿上人めしよせ／＼姪事をおこなわせられけれども、御心ゆかずして、世にこへたらん大根をと尋させ給ひければ、あるもの、河内国弓削と申所に道鏡とてめでたき聖のおはしますこそ大根にて侍れと申ければ、やがて勅使を遣してめしよせらる。此人、御寵愛は斜ならず、余のことに太上法皇の尊号をくだされて、弓削の法皇と申。此僧、本より和歌上手にておはせしが、召上られて、其時の心をよみ給る哥也。是、風の歌なるべし。をちこちとは遠近と書。たづきとは便也。山中とは大内山をさす。おぼつかなくも呼子鳥とは、称徳天皇、我をかゝる玉楼金殿によびあげ給事の不思議さよとよめる哥也。其程に呼子鳥とは、人皇四十六代に孝謙天皇と申せし御門也。神の御時、称徳と皇号をあらため給ふ、是女帝の御門也。此道鏡というは、蛇祇道天之法を行て、心中に思ひけるは、願は今生にて十善万乗の宝位にひとしくたのしまばや、後生にては無間悪趣におつともと思ひ給ひて、おこなはれけるに、其法満願の朝にいたりて、夏の事なれば聊昼寝をせられけるに、蜂と云毒虫、飛び来て、道鏡の玉莖をさしける程に、苦痛惱乱申に余有。其種はれふとりて、生付のやうになりしによりての事也。彼人を猿丸大夫と付るは作者也。其おもて、聊猿に似たる面ざしなるによりて也。丸とは皇号にちなみての事也。大夫とは無間成人なればと云心也。此義、家々深秘なり。

第二 稲負鳥

或、山鷄。或、雀。或、鶉。或、馬杯と申。当家には鶉鴿を本とす。

あふ事をいなおほせ鳥の教ずは我は恋ぢにまよはざらまし

色々の説侍れども、此道は陰陽をむねとす。此鳥、陰陽の道を教侍し鳥なれば、是を用にこそ、いなと云詞に陰陽と云響を（脱文カ？）の響有。其程に陰陽を教鳥と云を、今いなをふせ鳥といひならはせるべし。此事一子より外に不伝也。云帖、

はやはこべ刈田の面の駒の足稲負鳥の声いそぐ也

神の田よりは馬に稲おぶせて村里に道は馬を稲負にと云説の歌也。

小夜更て稲負鳥の啼けるを君がたゞくと思ひける哉

此歌は、千兼を待けるにこざりければ、よみてやるとあり。

神の田の稲負鳥のこがれはも木葉出なす露や染らん

此歌ひとつに鶴也。万葉、

鶴といふ稲負鳥の鳴比はこちの雁も思ひ立らん

此歌を証歌にて、こがれはの哥はよめるにや。

垣生なる菊のしげみにかくろひて稲負鳥の声のけちかな

すゝめてふ稲負鳥のなかりせば門田の稲を誰におほせん

此等、雀とみへたり。

我門に作る山田の色付て稲負鳥の声すだくなり

是等は、雀といふ儀に叶たるにや。定家卿は、人は亦鳥共雁ともいへる家の説はとの給へり。彼陰陽の響、努／＼他家にしらすべからず。

第三 みやこ鳥

是も所々に読り。

ふなきほふ堀江の川のみなぎわにきいつゝ鳴は都鳥かも

かもめのやうにて、ちいさくて白き鳥也。 公明

舟とむる難波堀江にきぬるなり声は高津の都鳥かも

こしの海に群つゝゐるは都鳥宮古の人ぞ恋しかるべき

八十嶋の都鳥をば秋の野に花見て帰るたよりにぞみる

古郷をこふるね覺の浦風に声なつかしき都鳥なれ

思ふ人あるに付ても都鳥哀今はとのの船長

かやうに読る類共多し。此、名にしおはゞの歌は、業平二条の後の事によりて、東のかたへくださるゝとありけれど、忠仁公の御はからひにて、東山のほとりにかくれて住し比読る也。武蔵国とは、長良公、其時武蔵国の国官也。おはしますによりていふ。下総国とは、忠仁公の御めぐみに下総の下官を得て侍ければ、我すめる所をさして申。法成寺の邑の角田の里とてあり。宮こ鳥とは陽成天皇を申。業平こもりゐる中、清和天皇御即位有。日は暮ぬとは清和の御事、渡し守は関白を申。船にのれとは陽成の御めぐみにあづかれと云心也申。日は天下を照し給ふ徳有。舟は万人をわたす徳有。其程に陽成母公にておはしませば、二条の後のありさまをばしろしめすらんといふ心也。實には、陽成は業平の子にておはしましけると也。此歌も風の歌也。委は伊勢物語に印。

四重 七首之秘事

此歌は三国和合のことはり侍る也。誠に大和うたといふにかなへり。先、春夏秋冬といふに、秋の季を除て三季によめる。二月十五日にあたる也。可秘々々。天竺の真言、大国の詩文、吾朝の和歌、姿各別也と申ことども、其心一也。其程に仏經の内証にも叶、鬼神の心をもやはらぐる也。

第二 春日野の飛火

とぶ火とは烽火と書。天智天皇、春日野に烽火をあげさせ給ひしより、かの野をとぶ火の野と申とかや。野守とは野を守人も也。但、家の説には、昔大和国に有ける僧、ひえの山の児と契を結びけるが、共にはかなく成し時、其兩人葬道の火、ともに虚空に飛合て一に成てきへぬ。夫より年々此火飛也。或は、ひえの山より飛来年も有、其有様につけて年の吉凶を里人占によりて彼野に出でゝ是をみるを飛火の野守と申なり。今幾日ありて若菜摘てんとは、野を守ものなれば、若菜の生出る様

はしるべきにといふ心也。抑、若菜の事、天智天皇、吉野の奥に住給ひし時、仙人若菜奉る。是は七種の若菜と申て、めでたき草也。正月七日比、若菜をきこしめせば、不老不死の妙薬にて侍也。此七草は則天の七星の七草、今下界にあらはるゝ性也。人として七星の性うけずと云事なし。されば、まのあたりに此七種をなむれば、七魂をかたく養て命の根本を助養儀也。その七種、芹・菜川・莉・はみ・御形・すゞ代・仏の座、以上。又、あざみイ・すゞイ・又九種、しやうじんとて今二種を加へて、九耀のほしをかたどる也。それは源氏物語の説也。此集には七草を肝心とす。七星は、貧狼・巨門・禄存・文曲・廉貞・武曲・破軍、以上。又、七星は四方に名七星あり、合て廿八宿とす。其時は名各別也。只、七星と申は北斗の七星を本とす。是、衆生の元、命元辰、そなわるなり。

第三 芳野河岩波たかく

此歌、貫之、事にあたりて土佐国に住し比、隣国なれば讃岐へ罷しに、ある川を見て人に其名を問ば、吉野川とこたふ。其時、彼大和の吉野河を思ひ出し、都の空も恋しくて、かく読る也。人とさす人は可尋也。はやくもとしはうちつけてのころ也。又、或説、久しくより思ひそめてきといふ儀あり。其時は彼川は大和の説也。家／＼は只讃岐に芳野川といふ所を秘也。

第四 おもひ出るときはの山

此うたは平定文がうた也。長良中納言の息経(マ)の大納言、北方は在原棟梁女也。定文忍てかよひけり。或時、定文、時平の大臣にまいられけるに、大臣、今天下に美人といふ女ぞ誰ならんとの給ひければ、定文、我心に忍びける儘、国経の大納言の北方とぞ承れと申。さて其後、国経、時平の大臣へ訪にまいられければ、左大臣仰けるは、そこに方違に出侍らんと有。国経、なのめならず悦申されて、出だれて秘ニ有ガたげニ其程にかた違におはしけり。さま／＼馳走本意申されて、例の琵琶・琴など奉る程に、左大臣、是はつねの事也、同は北の方対面申さばやと仰られし程に、頓呼出して酒宴有しに、酩酊の

時、左大臣、今夜のひき出物に北方を給らばやと仰ければ、国経、子細有まじと戯れ申されければ、頓御車にかきのせて帰給。国経は酔臥給ひて能もしらざりけり。酔醒て、北の方は尋ぬれば、左大臣殿に引出物にと申。其時、興さめ歎悲しみ給へども甲斐なし。其程に定文も此程は忍びてかよひしにと今より後は及がたければ、こひかなしめども力及ばぬ事也。せめてのことには、常に左大臣殿に参かよひけり。年経て後まいりけるに、五六歳斗の若君の出で遊ひ給ふをみれば、さながら彼北方の面影也。余の事に指を喰切、血を出し、此思ひいづるのうた。又、

昔せし我兼言の悲しきはいかに契し名残成らん

此うた二首を若君の腕に書て、母上に見せ奉れとすかしければ、かひど敷は教の儘見せ奉る。其時、北方もいまさら物悲しく思ひ出るふしどもおほくて、同腕に返事を書てつかはず。

現にて誰契けん定なき夢路に迷ふ我は我かは

定文これを見て、いとど物思ひもまさりて、終に墓なく成。彼兒は後に敦忠の中納言といはれし人也。彼一首は後撰集に入也。

第五 月やあらぬ春や昔の歌

此歌は凡灌頂の大事とも申べき事也。かの業平は兒にて弘法大師の御弟子真雅僧正の御房にそひ奉りし也。その童名を方茶羅丸と号す。是併此人、真言に天然戒道の儀有によりて付給る也。其程に即身成仏の内証にて両部の秘法をさづけ、不転肉身密教を授て、無漏の法をしめさるゝ也。其程に生仏不二の大日とさとりをひらかれし人成によりて、其誦給ふ歌にも其心ども多頭れたり。先、東の五条あたりとは五条洞院なり。大后の宮とは染殿の後の御事也。清和天皇の国母なり。西の台に住人とは二条の後の御事也。是等皆表の儀なり。其内証をたづぬれば、東のと云は発心門をあけて、五条たりと云に五条唯識の浄土をさしてしめす。西と云に菩提門をあけて、弥陀の宝国をおしへたり。又、あばらなるいたじきと云心は、ヲハヘテなる也。是をば本有の大日也。其程にあはらかけんの内証をもて寂光土をさしていふなり。此時は五条わたりとかく所、則、

五大和合の当体なり。地水火風空をもて無漏の法をさとる心なり。月やあらんとは、表には去年の月にてはなきかといひ、又、二条の后を月にもたとへたるにや。裏には本覚真如の月をさす。春とは久遠実成の春を云。今我身は即身の大日なれば、本覚の月、久遠の春と無二無三の心なるによりて、有らんと云は隔ぬと云こゝろ也。此歌、伊勢物語に委見えたり。抑、方茶羅丸と付し事は大日丸と云心也。万茶羅には九耀の曼茶羅、如意輪曼茶羅、其外諸事につきてさま／＼なれども、先、両部の表相を両界の万茶羅と申。中にも灌頂の教曼茶羅を大日経正体とす。夫、大日とは五大を申、五大は地輪を以本とし、空輪をもて正体とす。其程に教曼茶羅、則、両部不二の大日なるによりて業平の名に付、又、業平と云実名も此心也。一切衆生は身口意の三業也。流転は此三業を三密に納れば仏教に至。此人は因果平等にして業障をつくしたるによりて業平と申。因とは、地水火空、各因位の当体、胎藏理曼の心也。果とは五大和合の当位、金剛智曼の心也。因果平和なる時、三業、又、三密に帰する也。山河大地草木国土、惣別同異、終他物々あらず、百性自然の教万多羅也。其程に住吉に参詣申されければ、明神直に出現有て、此人に詞をかはし給ふ。太神宮へ参給ひては、齋宮をおかし奉る。是則、天照大神一神不二の謂をしめさむがためなり。此事は一子より外に不可授也。

第六 我みても久しく

天安元年正月二八日、文徳天皇住吉へ行幸の時、業平供奉して玉櫃に跪て、このうたを詠じければ、魂天にかけり、恵風心底に涙しくて、即、玉扉をおしひらき給ひて、赤衣の童子現給て、

むつまじと君は白波瑞籬の久しき世よりいはひそめてき

此時、玉伝・阿古根浦に直に敷、等置て、業平給られけると申。但、我みてももの哥は文徳天皇の御詠吟有。むつまじとの歌の沙汰なし。其後、参詣申されし時事ども思ひ出して、

住よしの岸の姫松人ならば幾代かへしとゝはまし物を

かく読る時、老翁の婆にけんじて、

衣だに二つありせば赤はたの山にひとつはかさまし物を

かくあそぼして玉伝等をさづけ給とも申。但、家の説には、只われとても歌を詠じと申。此あかはたの歌、神功皇后の異国より帰朝のとき、志賀明神に向はせ給る時、志賀明神は四十八艘の御船に各出現て、赤はたをさし、楫を取給しによりて、赤はたの山と彼嶋を申也。其程に、業平一期の後、かの玉伝をば太神宮へおさめ奉り、阿古根をば二男の滋春に伝へたり。かくて、延喜帝御時に至て、御夢の告に任せ小車の錦の袋を太神宮へ奉し時、勅使ふるき御袋を給て帰まいりければ、彼袋の内に此玉伝あり。其時、帝はじめて和歌に一大事有事をしろしめして、かの貫之等に仰て、此集をえらび給ひて、この度の説の奉幣とせられし也。其程に、われみても歌は八代集の根源と申にや。

第七 いざこゝに我世は

このうたはさまゞ注す。すがはらのふしみとは大和、たゞふしみはこわたのほとりに見えたり。

すが原やふしみの暮に見渡せば霞にまがふお初瀬の山

此うたなど二儀にあらず。ふしみより御初瀬不可見也。顕照法師申は、いざこゝにの歌は伏見仙か歌敷。天台恵心院の僧都の勸女往生義をいへる物かゞれしに、長井の侍従、今ぬきの少将、伏見の翁など云物語とあり。但、家の説に深秘に申所は菅少将にて聖廟配流に赴給とてあそぼしたる也。それ天神は天照太神の御出現にておはします間、国土を守、万人を哀まんと思しめす御心ざし不浅に、かゝるうき名に遠国に赴き給心を悲しみあそす(は)なり。菅原やとは御身をさして読給ふ。伏見の里とは日本をいへる也。凡、此国は伊弉諾尊ふして見給ひて、此下に国なからむやとて、さかほこをくだし給ひよりて、爰をふしみといへる也。あれまくもおしとは、我この帝都になくならば、たれか王位をたすけて国土をあはれまんと思しめしける也。濁世に生まれあひ給ひて、かゝる御身と成事は、誠日月の蝕にあつることくなるべし。此時、山城のふしみとも大和ともわけがたし。唯、吾朝の物名也。可秘々々。

五重 七筒大事

第一 ちはやぶる神

種々の説、一には千磐経。是は天照大神の岩戸を引はなちて、手力雄の明神天照太神を出したる。よりにて千磐経と云也。この手力雄は春日の御社に高く祝へる小社は也。又、其時の手力男は住吉にてわたらせ給ふと申説も有。可尋と也。三には茅振。彼天の岩戸にて諸の神達、幣を立庭火を焼、茅の葉を鈴に取そへて、舞きぬをちはやと申、茅の義也。四には千銚振。天岩戸にこもり給ふと云。素戔雄尊のかたぎまの御神達、天照太神、下界にくだし奉らぬ様にとて、千の銚をならべて拒を奉るといへども、天照太神あま下り給ければ、をのづから千の銚もやぶれて叶給ひ成し事を申て、天照太神、一足にけやぶり給と見へたり。五には茅葉屋古と書。これ、天照太神、垂仁天皇の御幸、伊勢国、渡会郡に祝奉るより以来、かやぶきにて廿一年に茅かゆることのふりぬるを申。ちはや振神とは伊勢よりはじめて申、御神をあぐれば諸神達おはしますなれば、その心にかよふ、此義、当家の秘事。

第二 天も人も身をあはせたり

君も人もと書時、君臣とかく。但、君とは聖武天皇をさして申。人とは人丸を云也。彼御心一にして和歌の道に入給て、堪能世にたぐひなくおはします事を身をあはせたと云也。又、人丸とは聖武の御事、作者といふせつあるにや、不可用。其外、人丸の伝に相応せざる事共おほし。聖武は聖観音の化身、人丸は弥陀の化身なる事、聊しめさんとて、かくかけるをや。弥陀、観音は御一体なるべし。左脇の観音、右脇の勢至と申は誰^唯弥陀一仏の理智を文殊と申、其理を普賢と申。全一体上の表裏なり。極楽にては一体の御身なるが今娑婆示現は二人と見えたり。御心に和歌の道に入ぬる事をかく身をあわせたと云。同体異名の説は用べからざる事なり。

第三 赤人 是は一子の伝授、別紙にあり

第四 衣通姫

是は応神天皇の御子^皇、雅淳毛二流王の御女也。御肌雪のごとくにて、きぬにひかりとをり給によりて、衣通ひめと申とかや。人王廿代、允恭天皇の后に成給。大和国明日香の宮に居す。

わがせことも古今にあり
わきもこがくべきよひなりさゝがにの蛛のふるまひ兼てしるしも

このうた允恭天皇を待給てあそばしける也。其後、光孝天皇御悩の時、ある暁の御夢に紅袴着給へる女房のけだかき姿にてあらはれて、

立かへり又も此世に跡たれんその名うれしきわがの浦浪

と読給ふ。いかなる人ぞと尋おはしければ、われはこれ、いにしへの衣通姫と答ふ。御驚有て、仁和三年九月十七日、勅使左大弁源澄行卿をつかはし、紀伊国和歌の浦玉津嶋に社を造、信回上人をして勘請申さる。それより以来、住吉・玉津嶋とて左右つばさにて、この道の守護神たり。住吉に彼御神の社まし／＼ぬる事、社家家秘曲也。又、彼衣通姫は、七夕に衣をかしたまへる。其衣、天上に吹上ければ、

七夕かしつる衣の程もなくあまの衣となるぞ嬉しき

とあそばしければ、天より梶の葉一ふりくだる。其を御覧ずれば、歌に、

君に今朝かりそめ衣我はきてあまのなくさとかへしやる哉

とありしより、衣を通するひめと申と云り。但、家の説には、七夕の事は淡路の廢帝にておはしなり、衣通姫にあらずと申。其まこと委可尋也。

第五 日おりの日

是は家にも秘し給ひて、かりぎぬのすそをひき折、かちのしもをおりなど書り。北野々御祭のやうにあり。その義にてはなし。内侍所を右近の馬場におろしたてまつり奉るを申也。日神にておはしませば日おりと申。是下化衆生の姿、和光同塵の

儀也。車は二条の後也。みずもあらずとは、車のみすによせて、みぬにもあらず、見たるともいひがたしと云儀也。返事は、思ひのみこそしるべなるべけれど疑はぬ我なりと、こたへたるうたなり。

第六 みだりの翁

是は住吉の明神を申。其謂は、年久御神にて代々の事をみだし給と云儀あれども、家には三人の翁と云儀を用。家持、行平、諸兄、此三人の歌どもなるべし。

第七 ひるめの歌

是は神代の事なり。京極禪門明静も、此廿の巻をば日月と共にはるかに鬼神と興をあらそふなどあそばしければ、げにも凡慮の及がたき事なれども、あら／＼そのはし／＼をも伝聞たる事共にや。此ひるめとは靈姫と書り。又、大日賞貴とも書。いづれも天照太神の御事也。天照太神の御歌といはむとて、ひるめと申也。可秘々々。

六重 古今之二字

古今の事、我見てもの歌にいへるごとく、延喜帝、天照太神より秘書を給りて、延喜の奉幣になぞらへて此集をえらび給。其程に延喜已前のうたをすべて古といひ、当代の前を今といへる也。併、彼奈良の葉になにおふことの葉をいにしへとさし、よろこびをのぶるのとしの祝儀を今とさす。それに十二の徳を含り。所謂古に六義あり。それ古の六義とは自古・空古・体古・性古・観古・諫古、是也。第一、自古は法身本有常住の法無転変をいふなり。第二、空古とは天地未分・陰陽未分・方域未分、法界寂然たるをいふ也。第三、体古は十界三千依法正法無始無終の体、当位即妙本位不改の理をそなふるをいふ。第四、性古は性徳不思儀の理の体、色相質に出ずして五音七声響に応、善悪是非をのづからわかるゝをいふ。是則和歌の当体なり。第五、観古は天地陰陽の二法、亦難三の諸法、五七五の内不観と云事なし。万像和合、平等無差の儀を観古と云。

第六、諫古は実体自性、賢賢固つとなるを散して分別する故に暫諫古といふ。権化の方便、応身の利生、是也。今、又六義とは天今・地今・形今・静今・動今・光今、是等也。第一、天今とは暑往寒来の四季、生住異滅の四相、日月星宿の光耀をあらはす姿をいふ也。第二、地今とは金木水火土の五行随縁真女の作用を云也。第三、動今とは照故法界動散なるがゆへに心兔を四節の空霧にとばしめ、句を上下にわかち字を三十一字につらぬる時、平静の水波浪をたて、しばらく物にふれるにしたがひて動揺するを云也。第四、静今とは寂故法万、但一度なるゆへに四節を刹那に縮て、六義を心に納て、五句にいまだあらはれざる処をいふ。第五、形今、五七五の体出現れて、法万象一首に伝をもて三世明鏡なるをいふ。第六、光今は凡和歌表は狂言綺語の戯と見ゆれども、裏は法身の諸法、衆生の言語、是なり。道即自受、用知の内証、天真独朗の法門也。一度吟すれば三悪道の輪廻を転じ、刹那も是を翫ふ。人は自身是仏の位也。其程に是をよみ是をする人は和光同塵心にひとしきを光今といふ也。以上。又、廿卷にわかつこと、太神廿社、名神法楽のこゝろなり。その廿社とは、

太神宮	賀茂	春日	稻荷	祇園
松尾	平野	貴船	熊野	住吉
三輪	玉津嶋	厳島	熱田	月夜見
大原	日吉	河名田	大山	原北

以上、社是也。又、廿卷の名にも其名目をつけたる。春の上、ふるとしの卷。春の下、初花の卷。夏の藤なみ。秋の上、初秋風。秋下、山風。冬、時雨。賀哥、さゞれ石。離別、浮雲。羈旅、もろこし。物の名、うぐひす。恋の一、あやめ。あだゆめ。恋の三、おもひね。恋の四、花かつみ。恋の五、おぼろ月夜。哀傷、わたり川。離上離、うきふね。飛鳥河。雑体、夕顔。大歌所御哥、初春の卷、以上。撰者の御伝、大内記、紀友則は少納言紀有明が子也。中納言長谷雄が孫、六十歳の時、勅を奉、この秋の部迄撰て、延喜五年九月一日五十七
二月十三日卒、六十一歳。仁明御時、嘉祥三年十二月廿六日生と云々。紀貫之、紀文幹か二男。父、大和守長谷寺に参籠申、夢に妙典を給と見て、妻程なく懐妊す。十月にして朝日の光、口の内に入れば、立ながら生れたり。童名を内教坊とつく。船橋僧正まいらせたり。拾四歳の時、勅によりて元服す。寛平元年九月十六日生、承平十三年五月十八日卒、四十七歳。三十の歳、此集を奉て撰し給と云々。前甲斐少目凡河内躬恒、本は大中臣氏也。行氏が

孫、湛利の子。御厨所預也。四十六歳にて勅奉同四十九歳卒。斉衡元年九月三日生、和泉権椽に任ず。延喜六年三月三日卒云々。右衛門府生壬生忠峯、和泉の右大将定国の隨身、成氏の孫、河内椽忠衡の子也。三十一歳の時、あかつきの別の歌にて預叡慮、昇殿す。三十七歳にて勅奉、左京大夫に成。九十四歳卒。元慶七年正月十一日生、天慶二年九月三日卒。但、家々異説多し。経信卿、住吉大神よりしめし給儀に曰、友則は天照大神の化身也。其墓は近江音羽川のほとりに有なり。貫之は住吉大明神の化身也。其墓は和泉国高瀧と云所にあるべし。躬恒は春日大明神の化身。其墓は四条大宮にあり。忠峯は賀茂大明神の化身也。其墓比叡山の麓にある也。延喜帝は不動明王の化身、御墓山城山あり、郷に在也。若不審をなす人有ば、其はかをほりて見るべし。五体の骨いづれもみだれずして、其骨に皆其人姓名あるべしと教へ給ふと云り。

七重 一首秘歌 并在別紙

灌頂大事唯受一子之口伝也

正二位橘雅俊

文龜元年辛酉三月廿五日

大内権助殿

天文五年八月八日 文上源宗迦入道判

此本乃事、大内義興御在京之時、飛鳥井殿御伝授之本也。而実成公建在山口之時、相良氏俚依入、竟写之者也。努々不可及外見也。

右以高橋右衛門尉証本写之訖

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『飛鳥井雅親卿口伝』（四五二・一『片玉集』所収）

飛鳥井雅親卿口伝

- 一、短冊かきやう、上のもじを書いて下の五文字にて筆をそめ、又下の七文字にて墨を染なり。但、あまり墨くろにならざるやうに筆をそむべきなり。名乗にて又筆をそむるなり。
- 一、題のある短冊は上の句下の句字頭を同じやうにそろへてかくべきなり。
- 一、無題短冊をば下の句の字頭を一字ほどさげて可書なり。
- 一、女房のたんざくは題ありとも下の句の字頭をさげてかくなり。もとより無題は下の句さぐる事、勿論也。
- 一、短冊、長さは不定、広さは一寸八分也。但、長過たるはよろしからず。
- 一、短冊の折様、題ばかり書たるも、歌を書たるも、たんざくの字頭を下へなるやうに三つに折なり。
- 一、短冊を重ねて詠様、題のよせのごとくかさねて、其後、巻頭を詠初次第／＼に上を詠ては下へかさね、下へかさねすれば

詠あげて、もとのごとくに成るなり。

一、題もなく短冊を上句下の句の字頭を同じ通りに書事有。古哥などの昔題のありたる哥などを書にはくるしからず。また題のあるべき事を哥付よむに、題をばかゝらずして哥にばかりよみ入たるは、字頭をおなじ通りに斗でもくるしからず。

一、短冊のをば能哥と云也。懐紙をさやうに唱そこなふべからず。

一、当座の短冊取やうの事。三座の中程に硯箱の蓋ながら置べし。それを給りに参りて、左の手にて短冊を右の手へ取わたし、則懐中して可能立なり。

一、歌出来して短冊持参の時は懐中してまいり、硯箱の蓋のそばにて取出し、右の手にてをくべき也。

一、当座、短冊の詠草は、紙を折て題を書、名乗を外へよせて能ほどに書て、歌をば二行七字に可書。哥数たぐば紙のうちまで可書不苦。

一、題書たる短冊を硯の蓋に置事。二なみに持てもをくなり。又とりちらしてもをく也。人数すくなき時はちらして置べし。

一、短冊とりぬさきによりて其後とづべし。とぢやうは上の場を四分ばかりをきて、水引ほそくば二筋、ふとくば一筋にてもとづべし。水引の赤きかたを表へなしてとづべし。むすべめと短冊との間を結、三ふせをきて結ぶ也。水引の場のあ

まりをば、よき程にむすびあはずべし。水引の場をかへすべからず、引とをして結ぶべし。

一、短冊とちて、短冊の軸のうらに、年号月日当座とかくべし。

一、探り題は取次第なれば、題のよへがきをして置也。其よせ書のごとく短冊可重なり。しかれば、短冊の重様は上下不有也。巻頭は先可定。巻軸不定は其内に祝言の題を軸にすべし。

一、夢想の哥詠事。三十一字を哥の初の頭に一字づゝ置て可詠。題をば四節に恋雑を出すべし。題の上の肩書に夢想の哥の字を一字づゝ短冊に書付て出すべし。

一、神前社頭にて当座の軸の短冊の裏に年号月日書て、其下に二行に天神宝示と書て、又其下に当座と可書。たとへば、

元和二年

九月十三日天神宝示当座 如此なるべし。

一、懐紙持出の事。懐紙をしたゝめ左の袂に入れて、扱座舗へ出る時、取出して、少場を見るやうにして左の手に持て出べし。字頭をさきへして持て出、文座に置時、とりなをして、座上の本尊の方へ字の下のなるやうに右の手に取渡し置て可退。又道などに貴人などおはしまさば、如常礼して通の二郎次第に先へ出る上の人にあとに可出也。

一、詠草書様の事。兼題をば立紙に可書。先題を書て、名乗計を題をより外へ出し、能比見合、可書。哥をば二行に可書。二首三首の題哥の事やう、いづれも同前也。是は懐紙の詠草の事也。兼の短冊も同前なり。

一、懷紙一首の題の哥ならば三行三字、二首題の哥二行七字に可書。但、飛鳥井家斗三行五字、二行五字に書なり。

一、二首懷紙の事。題初のをば一首の時のごとく端作に書入て、後の題を如常書こともあり。又、詠二首と端作にありて題を三首の時のごとくにもしたゝむるよし、二首よりは二行七字なるべし。

一、五首懷紙の事。二枚つぎて書也。三首めの哥を奥の紙に二行ばかり書かけねば懷紙の奥あき過るなり。ちいしのかつかう哥一首書程あまりかるがよし、七首も二枚なり。それはあまるべからず。十首は三枚つぎ也。十首まで二行七字なり。十五首より二行にかくなり。紙数不定、書次第也。懷紙のたての長さ一尺式寸より内にすべし。一尺二寸より外へ出すべからず。横定らずなり。これは武家の懷紙なり。

一、女房の懷紙の事やう、季書をも題をも主が名をもかゝぬもの也。哥ばかりをちらしがきに書べし。

一、当座の懷紙といふ事はなけれども、また俄にする事もあり。一首二首三首、同前なり。

一、大人貴人は季書をすべからず。出家もせぬなり。

懷紙場作書様の事

冬日同詠三首和歌

此問不定

前甲斐守藤原綱景

名乗字歌と云字より、さのみ下て不可書。

寄道祝

四字題場作書様之事

春日同詠海辺

早春和歌

四字題はかくのごとく也。五字題のとき、下つまりたらば題の字を三字和哥のうへ江あげて書ても不苦なり。

二首三首之題之時、前之一首を端作に書入様之事。

冬日同詠時雨和歌

如此書て、其題の哥を書、其次に今一首の題を常のごとく書て、又其題の哥を書べし。

三首の懐紙も如此なり。同の字の心が惣の題と同じといふ心なり。亦惣の人に同じきといふ心もあるなり。

社頭にての会の事。

春日侍 住吉 社壇詠三首和歌

仏前にては

秋夜遊平等寺仏閣詠一

かくのごとくしたゝむる也。哥の書様前に同じ。

文台置様、同読師、講師、発声役之次第之事

上座



講師、文台の有先中の通りより畏りよりて、文台のそばへ能ほどによるべし。此役は二老の人すべし。講師はよみはてば早く立べし。

下読師といふものあり。文台の上に巻てある懐紙を見合、位々に任て重て置なり。

是は三人の役者の外也。下郎から次第／＼に重ねべし。

一の上は上手の人の懐紙なり。扱、懐紙を中より二つに折て台に置也。下読師は案内者のわざ也。読師文台より懐紙を取おろし、中より二つに折たるまゝ右の膝のかたへよせて置、そのまゝ下の懐紙から読初さすべし。下の懐紙から一枚づゝ文台の上に置いて、読師によますべし。詠あげば引重て、字頭を講師のかたへなるやうにをくべきなり。

一、懐紙のとき、講師一人して詠事。懐紙を文台より取おろして左の手にて懐紙のはしをおさへ、上次第に詠ては返し／＼詠べし。よみあげて、もとのごとく文台にをくべきなり。

一、懐紙と当座の短冊ある時はまづ懐紙、後に短冊也。懐紙を重て折返して文台に置いて其上に短冊を置べし。よみはたしてをく時も初のごとく、先懐紙を講じて後短冊なり。

一、懐紙とぢやうはいかやうにてもあれ、上の切目と奥の紙の端を持ってとづべし。先一枚横に中より折て、其紙を定本にして、とづる中三寸ばかり間を置てとづべし。とぢ紙は引合をたてに能比に見合たちて、両方の紙のたちめのやうに紙をたちて折合て、懐紙のとぢめを小刀のさきにてあけて、其穴へ引とをして、懐紙の面にて二むすびにすべし。二むすびめの端の上へなるかたををりかへしてとむべし。とぢて両方のはしの同様になるやうに、むすびあはすべし。とぢてのち、懐紙の裏の前の端に年号月日をかき、会と書べし。月次の会ならば、日付の下に月次の会とかくべきなり。

一、披講を二条家には甲乙とする也。冷泉家には乙甲とするなり。

一、大内にて昔は三曲の御会とて詩哥琴の三捧、清涼殿にて有之。今は詩を講ずるもの無之故に歌と琴とばかりあり。清涼殿にて此御会あれば天下兵乱ありとて、今は別殿にてあり。

一、女房懷紙、ちらし書の様体

かめのをのやまの

いはねをとめて

おつる

滝のしら玉

千代のかず

かも

此書者、飛鳥井雅章卿之東福門院江被進献候書也。

国立公文書館内閣文庫蔵『飛鳥井家懷紙之法』（一九八・二〇三）

懷紙之法

一、懷紙の仕立は家／＼の調進、或は里亭の調法、大概おなじきにて、いさゝかのかはりめ侍る事にて候へ共、当家に御習可被成との義、岩波少進武田散位介をもつて仰せ蒙り候へば、憚をかへりみず調進をゆり侍る也。御詠草に置ては、親王入法及王卿のへだて、あながちに侍らず。もとより

主上にはうちつけに小短冊にもものしたまへば、この例におよぶべからず。親王入法及び撰関のたぐひは、御詠草二行一句に書したゝめて、上タテマツルの文字をはぶきて諱イミナあるひは御法号書給ふべきなり。たとへば、二行一句とは中下の檀紙ニワウシを二横四折セツに調へて、如此に記し給ふべし。

	郭公	明香王
		さつきやみおごつかなきに ほとゝぎす鳴なる声の いとゞはるけき

二行一句

二首三首の詠

草は折目／＼に
かけて書事、故実
にて侍る也。

早 春	一 二 行	誓 梅	一 二 行	柳 露	一 二 行	某
--------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	---

王卿已下は集のわきに上といふ字を細字に右のかたへよせて書事也。上の字を「たてまつる」とよみ成れる、当家にかぎらず他流にも同前なり。此もじをかゝぬは王卿已下よりはみるべき。宗匠相違ありて、僻墨を加へざる事と侍る也。

四首已上は立の詠草にして、百首千首とも書つゞくれば、更に懐紙の調法に及ざる事にて侍るなり。

たとへば、

詠何首和歌

江上春望 某上

人とはゞみずとやいはん玉つしまかすむ入江の春の曙

但、親王・入法及び撰関は上の字をかき給ふべからず。

懐紙の調法は書したゝめて後に、紙のおくを一折の半において、十二おりに調進の事也。九十九三、よのつねの事なり。但し、当家、二行一句にもしたゝめ侍る也。さしてかどたつふしもあらぬは好むところにしたがひ成り侍るなり。

端作一折だけをきて書いてだす事也。

春日の上の闕は五分のかね合なれば、大中小の紙の宜きにしたがふべし。和歌の二字は端作の三折の上一字だけ

春日同詠若菜 和歌	姓 名	あすからはわか なつ まむとしめし野 にきの ふもけふも遊記 波 布利通ゝ
--------------	--------	---

上よりかく也。大よう二字をはさみて書事也。姓名は官位の長短によりて和歌の二字の上よりかく事也。

一、懐紙の九十九三の冠と履のもじ、仮名書にすること也。終の三字はともに三字を仮名書にする事にて侍る也。かながきと申し侍るは俗に万葉書と申事にて侍る也。たとへば、雪を由紀ユキとつかひ、雨を阿面アメとかきかふるたぐひなり。更に字意をかへりみざる事にて侍る也。

惣而、懐紙は三首までを書事、詠草とおなじ事也。其内に一首懐紙なれば春日同詠若菜とかき侍也。二首三首になれば春

日同二首和歌或は詠三首和歌とかきて、題を端作にかき侍らず、一首づゝ前にかき侍るなり。

シユンジツオナジクヨメル
ワカナトイフコトヲ
春日同詠二若菜一

ヤマトウタ
和歌

とよむ事にて侍る。四季にしたがふて、或は夏日秋日とよむ事也。同といふ字は各ツノクの心にて、御会或は里亭の会に大勢通り題にてよむ時の事也。

又、二首三首の懐紙ならば、

フタクサヨメルミクサ
ヨメル
ギン
二首詠三首を詠と吟じ成れる事にて、聊の故実も侍らね事(ぬ)にて候。懐紙のすみつきは、

阿須からはわかなつ

まむと

一すみつき

しめし野にきの

ふけふも

一すみつき

遊紀波布利通

一すみつき

一、端作は、和歌まで三すみつき也。

春日同 一すみつき

詠若菜 一すみつき

姓名 一すみつき

懐紙、如此認る事也。



短冊の法

一、惣じて、むかしは短冊の法侍らず、白川院、風流をもてなさせおはしてなん、小短冊とて色紙形にあしでかきなどをものしたまふて、あだうたの御製にはかならずもてなさせ給ひしなり。更にいまの短冊のごときにおはさざりけり。近代こ
とに風流をきはめたり。

当家の寸法

主上御製の御料は図書寮の調進するところ

横二寸二分、堅壹尺二寸。

但し、主上の勅望によりては更に寸法きはまらざる也。

撰家、当職のときは、横二寸、堅壹尺一寸。

王卿已下諸臣已上は壹尺九分に壹尺よのつねのことなり。二・冷の両家、やゝもすれば通法をみだされ侍る也。或は当家と通用の事も侍る也。

一、色紙形の寸法は大檀紙の六半にてきはめられ侍る。大概、豎六寸、横五寸五分なり。小色紙は右を四つにおりて其一分なり。三光院これをこのみて常にてなれ侍りし也。大むね詠草の料なれば、晴がましき会に用ひなんはひがわざたるべし。一、団扇其外花がたの色紙には常のうたをかくべきにあらず。建武二年艶書合の料にはじめて弁のめのと調進あるを、ことやうの事におぼして、ながく其料になり侍れば、常のうた書べき事、比興の義たるべし。色紙形のうた、短冊のうたの書やう、先手捧げまいらせ候椒房抄にくはしく侍れば、もらし侍る也。

寛文三年五月十五日 藤原雅章_{之書}

右之一卷者、飛鳥井雅章卿、依知門主尊光法親王之御懇望、調進之書也。尤不可出宮中之御事也。

寛文四年十月下旬

武田散位 信俊判

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『和歌樵談』(鷹一四二)

和歌樵談

雅豊卿述

完 (表紙)

一、歌の三十一字は月の丸がごとし。丸き空ばかりを月と見てはわろし。露にやどり水にうつる影ども社面白き月なれ。其ごとくに三十一字斗を哥と心得て余情を見ずは曲なし。定家・俊成などの哥は卅一字の外にいか程も余情有べし。大方に見捨てばかひなかるべし。連哥にも此心得不可違。

一、作より稽古すべし。才学より稽古すべからず、作に至りぬれば何事の才学をも能する也。才学より至ぬれば珍敷事出来がたし。定家・家隆・俊成・慈鎮などは哥読也。其余は哥作りなり。古詞をつらねて三十一字にしたる斗にて、作も余情もなければ歌を作りたるまでにて我力なし。

一、初心のほどは、さのみくいほり入たる哥を案ぜず共、さつ／＼としたる哥のやすきを讀ならふべき也。骨を折たり共、くらいがさだまりたれば、上から見ればさしたる事もなき也。いかに案じたりとも、我くらいほど成歌ならでは出来ぬなり。或人の哥三首に二首は本哥をとるやうによまるゝ事わろし。上古も本哥をとる事は大事にして、上手の位也て、恋・雑を季になし、季を恋・雑になし、句を置所をかへなどして心を別のものに讀なしける也。初心の時、本哥をとればわづかに句の置所をかゆれども心がおなじもの也。初心して斟酌あるべきなり。

一、古今の哥も心にぞあれ。詞はふるめかしくて当世の哥にあらず。古今の哥なればとて皆とりて読べきにもあらぬ也。

一、業平・伊勢・小町・躬恒・貫之・遍昭などの哥を取べき也。古哥にも取て読べき歌、二百四、五十首も過べからざる也。

一、歌よみは才学をおぼゆべからず。只哥の心を能心得て了解あるがよき也。「能心得て」はさとる心也。いかにも歌を能心得る人は上手に成也。我等は古今をみる時も、「此哥の心は何としたる心ぞ、是は幽玄体の哥か、長高体とや申べき」などあてがふ也。「こゝの詞をば我今よまば、かくはえ読まじきよ」などおもひ侍ば、上手の哥にはことに每首心を付て案じて、心得ぬ所あらば人にたづねとひ侍るべし。会などにあひても、やがて懷紙短尺かひまくり置て、心えね共おけば、我哥のある事も有まじき也。また心得共、其人のいはれつれば、「さこそあんなれ」とて其まゝ置人もある也。こなたよりは「え心えられぬ」とは申にくき也。了俊申されしは、哥読どもあつめて哥をばよまずして哥を沙汰ある事、第一の稽古也。又、流儀判の哥合に一度もあひぬれば千度二十度の稽古にもます也。たがひに非を沙汰し是をあらはず故に「人はさ心得たれども我はさは心へず」などいふ事有也。

一、「吉野山は何の国ぞ」と人尋侍らば、「只花にはよし野、紅葉には立田を読事と思ひつきて読侍る斗にて、伊勢やらん、日向やらん、しらず」と答べき也。何の国の才学はおぼえて用なし。おぼえんとせねば、をのづからおぼえらるれば、吉野は大和とするなり。

一、長綱百首を為家判給ふ詞之、「太郎とよへば次郎がくびへのりて出るやうなり」と申されし也。是は題をばさし置て、よも山にかゝりて読事をきらひ侍る也と云々。哥は題にむきて相違なければくるしからぬなり。

一、「郭公稀」といふ題にて或人一声をよみ侍しかば、「是は六月時分の題なれば、只一声斗は」といふ不審ありしに、初も後も稀なるこゝろ相違なきと云々。

一、雑の題にては、先、季をよむまじきとする也。おのづから季のよまれむとをば庶すべからず。

一、季の題に、題の前後によりて季の初後もかはる也。能心へてよまば、初後を分別すべきなり。

一、月には先、山月・嶺月・岡月・野月・里月など次第して出る也。それを山月にて長月の在月など読まじき也。かならず初の心を読べきにはあらず。只末の心を読べからず。

一、上手達者の位に成て自在のときは、題とて立て置べからず。一首がさながら題の心えなりかへりぬれば、必題の字をよまねども相違なき也。

一、むすび題をば、先は二字をば声によみ、二字をば訓によむ物なれども、皆声もよまでかなはぬ題もあり。又皆訓に読もあり。秋の暮の残菊をば、二字を和して読、二字を声に読なり。

一、哥読ぬ時、抄物を見わたして、はれの哥を讀んとては抄物をばさはと取おきて、何もなくして案じたるがよき也。古抄物を見て、ちとづゝ書付てよみたる哥は、何としても等類も有、よき哥なき也。さやうに読つくれば、くせになりて、晴の哥よまれぬ。昔、女などは或はふし或は灯をかすかにかゝげて心ぼそくして案じたる人もあり。西行は一期行脚にて哥をよみし縁行道して案じ抄、或は北面の戸をほそめにあけて月の影をみ、定家は南向を取払て、其中にゐて、みなみを

はるかにみはらして、衣更たゞしくいで案じ給き。是は内裏・仙洞などの晴の御会にて読やうにちがはずしてよき也。俊成はいつもすゝけたる浄衣の上斗うへに打かけて、桐火桶に打かゝりて案じ給ひし也。かりそめにも自由にふしなどして案じたりし事はなし。我等も自然ね覚などによみたる哥をおきて見れ、必よくもなかりし也。

一、本哥とりに、上句をば下句に置、下句を上句にやりて読事は常の事也。又句を置所かはらね共、別のものなるもあり。いかで句をば上下に置かへたれども、等類なるもある也。万葉の哥などをば只調一、二をかへて我ものにしたる哥もあり。後法性寺撰政殿の哥やらむ、万葉の哥に「さゞ波や玉津御神のうらさびてふるき都のあれまくもおし」とあるを、「古都」までは同じくて、「月ひとりすむ」と読て、我哥にせられたる也。

一、恋の哥は、女房の哥にしみ入ておもしろきがおほき也。式子内親王の「いきてよも」「我のみしりて」などの哥は、幽玄の哥ども也。俊成女の「みし面かげも契しも」、宮内卿が「きくやいか^に」などやうに骨髓にとをりたる哥は、通具・撰政などもおもひよりがたくやあらん。

一、定家と家隆と本哥の取やう、おもぶり聊かはりたる也。定家は本哥の心をとりによむ事はなき也。家隆は本哥と同じ心なる哥のまゝ見え侍る也。

一、得たる者の哥は、何事をいひ出したるも、一ふし奥有て面白き也。初の物これを見て、うらやましくおもひて似せんとすれば、無心無着の何ともなきほれたる事をよみ出す也。「是は何をあそばし候ぞ」ととへば、「我もえしらず」といひて、たはごとをよむ也。よく／＼つゝしむべきこと也。初心の時は只打むきて、一首さは／＼と理のきこゆるやうに読べき也。其位にいたらずして達者のまねをすれば、おかしき事出来るなり。

一、定家卿の書たるものに、哥はいかやうに読侍るべきと尋ね侍しに、心ざしの及ぶ所になわんとすべしと申されし。今もおもひあはせられ侍りて、ありがたき親のおしへ也と書給へり。心ざしに浅深有べし。初心の時は初心のこゝろざしの及ぶ所になわんやうにうちむきて読べし。後心に何とかけりても心ざしの及ぶ所になわんべき也。

一、遍昭の「かゝれとてしも」の句をとりて、むかしよりおぼえ侍りたる哥やらんに、又、もみじによみしに「かくれとてしもそめずや有けん」と読侍る也。三代集などの哥をとりて読に、仮令「月やあらぬ春やむかし」の哥をとりて読は、又、「月やあらぬ」をも腰に置かへて読侍らむはくるしからず。あらはに其哥をとりたると見せて取事は、古人もゆるし侍るなり。

一、制の詞と云て「うつるもくもる」「我のみしりて」など書出したる一句名言を、我物がほにかくしてぬすむを、むかしよりいましめ侍る也。絹をぬすみて小袖にしてきたるやうの事とて、かくしてとるをつよくいましめたる也。和哥を取には、いかにも其心をとりにたりと見せて取事也。

一、只今肩をならぶる人ならず共、其人のなき後なりとも、又、百余年の人の哥をばとりてよまぬ事なり。

一、幽玄体の事、正しく其位にのりいで納得すべき事にや。人のおぼえは幽玄なる事などいふをきけば、只、余情の体にて更幽玄にはあらず。或は物哀体などを幽玄と申也。貫之も物つよき物の体をば読侍しが幽玄拔群の体をばよまずと定家書給へり。物哀体をは哥人のたしなみよむなり。

一、定家書に、哥に師なし、古を以て師とすと云々。心を古風に染て、詞を先達にならば、たれか哥をよまざらんと云々。

一、公宴にては臣下の哥を皆よみはつれば、やがて講師は退出する也。又、詠じいるに、其時はじめて御製を御懐中より取出されて摂政などに給を、制の講師まいりてする也。御製は七反講ずる也。臣下も摂政などの哥をは三反講ずる也。

一、続哥よむ時、自然取わすれなどして題残て既短尺かさぬる時など見出しつれば、堪能になげかくる事なり。爰にては、ちとも案ぜずして書て出す事也。頓阿、六首題を取て、みわたして、所用侍て、小棚の下へ押入置て取出し処に、慶蓮が六首取たる題に皆取かへて置たるを、すてに短冊かさぬる所へ、頓阿帰てみれば、悉心前の題にあらざるを墨をしすりて、さら／＼と書て出畢。此哥あまりに皆よき間、慶蓮申たるは、かしこくぞ仕たる、かようの時こそ堪能のほどはあらはれ候へと申ければ、うたてきよしをぞ申ける。その哥に一首おぼゆるに、橋霜といふ題にて、

〱山人の道の往来の跡もなしよのまの霜のよゝのつきはし

一、「和哥」の「哥」の字を、中比、二条家には「歌」の字をかき、冷泉家には「詞」をかくと申侍しも、別てさやうにかならず書べきにもあらず。おのづから御子左家には「歌」の字をかき、冷泉家には「詞」の字をかき給しを、か様に申けるなり。人篇「倭」の字「和」と同事なり。尤ながら、何もめにたつはわろし。只、人にかはらずしたるがよきなり。先達も後世も『古今』をば、かた手にはなたず持べき也。哥をも空におぼゆべきなり。

一、上句・下句のかしらの字をば平頭の病といふ。是をば近比はきはぬ也。声韻とて句の終に同字をりあひたるをば嫌也。物の名にてなきをば嫌なり。

一、懐紙を懐中に持し事。懐中に持ゆへに云名也。会の時、懐中より取出して、各文台に置。懐中とはいへども、誠は袖中に持也。必、左の袖なるべし。取出時は右の手をそうる也。扱、下藤より先、文台に置時、少しわきよりひらきみて置

べし。委細、定家卿説に在之。又、文台の上にて中はしに上下あるべしと云人在之。此事、雅俊卿に尋申時、上下ある事無存知、只、中に置べしと云々。定家卿説にも、文台にさし置と斗有之。近くも、享徳二年二月廿五日御会の記にも、只、下藤より文台にをくと有。冷泉政為卿なども文台の上いづくにも置べしと申されしなり。

一、懐紙かさねやうの事。重やうは、二条家御子左・飛鳥井家は、上首を上にて重て二に折て、講師上より取て文台にをけば、下藤より次第に後に上首を講ずる也。然ば前後ともに上首上にて侍るなるべし。冷泉家には先、下藤を上にて重て、是も二ツに折て置て中より出せば、同下藤より講ぜらるゝ也。中より出は上より出す心也次第に講ずれば後には上首に成也。又、懐紙を重ること、公家には官位次第の間相論有事なし。武家には常に次第を申事有之間、如此ノ儀あるべきやうの時は、当座の哥あれば、当座の次第のごとく懐紙をかさぬること有べし。

一当座の題をさぐる事。兼日の懐紙いまだ出ざる以前に当座の短尺を支配すべし。其様は、硯のふたなどやうの物に入て上首には次第に御前に持参し侍ればとらせ給ふ也左ノ手也。ふところに入たまふべし。末座の人には、短尺入たまふる物をもてさじべき本ノマ、ほどに、たゞみのうへにさし置て、少しそばへよりてつくばいて、末座の人ノノに可取のよしを気色する時、各末座の人の中にて、かみ次第に参して、右の手をつき、左の手にて取なり。其短(尺)ひろげずして、其まゝ折たるひまより題をみる也。たとへ見えずともみる体にする(る)こと、古実也。みべからずといふ人有ば、各とり終て可見と云々。雖然、たしかに雅俊卿折たるまゝあひよりみるていすべきと云々。さて懐に入て後、各取によりてよく可見侍也。上首も題をばみるやうにし給て懐中有べし。哥出来らんずる時、二首も三首もとれ一ツにかさねて硯の蓋などに置てのく也。貴人の哥出来ざらんまへに高名がほにはやく書て出る事有べからず。貴人の哥出たるに延引する事また有べからず。兼日懐紙の会に当座の哥なき事も常に有べし。晴の御会には無也。

一、当座題出来以後出事。扱、哥出来したらむ時、二首も三首もとりたらば題を次第に我読たらん哥をひとつに重て、前の如く折て持て出で、硯箱の蓋杯何をのきてあらんずるに、さし置いて退べし。貴人御哥いまだ出来ざらん高名がほに早く書て出来も不可然。又、上首の如くも出来たらんに、おそきも又不可然。如此事、この道にかぎらず時によりて可然やうに相はからふべし。

一、晴の御会の時は当座無之内々の儀也と云々。中殿以下、晴御会に当座なし。内々の時も正月又諸芸などの会には、あながち法には侍らねども当座なき事多し。其子細は正月の題二首三首も出候事なれども、題数あれば題にも哥にも諸芸斗は如るゝの間、当ち多分一首の題を出すも此心なれば当座無之事可然と云々。

一、雑題に季を讀入事。其時にあたりたる季を讀事は不及沙汰、他の季を詠ずる事またくるしからず。但、猶当季を可讀事は可然也。『愚問賢注』に作例等委みへたり。雖然、他季を讀事不可好云々。

一、季雑題に恋の心を讀事。むかしの哥には相まじはり侍り、近代は当流不讀之。恋の哥に季の心をよみ入る事勿論也。今も冷泉家には讀由申入侍り。但くわしくは不知之。

一、一題をよむ事。題をよむ事は、当流には如何にもやわらげて讀べき也。述懷を「おもひをのぶ」と讀、懷旧「ふるきをおもふ」と讀がごとし。冷泉家には多分コエに讀といへり。雖然、述懷・々旧は同よめり。然上は、のこりも同かるべけれども、多分声によまれ侍る也。山家・田家にも飛鳥井家には「やまの家」「田のいへ」と侍り。但、如此事は講師の時のことなり。常の時は「ジユツクヤイ」「クヤイキウ」「サンカ」「デンカ」と讀てくるしかるべからず。又、夏草・朝露・曉月、かやうにいへる題には何れも／＼字を加てよむべき也。たとへば夏草・朝露(あしたの)などゝ讀べし。

一、短尺を草木の枝に付る事。哥を書て、短尺を先立に三に折て、さて横に二に折て、切目を上になるやうに付る也。飛鳥井
本用之

又、先づよこ冷泉家
用之に、飛鳥井には両方共に雖用之。猶後の義よきよし、雅俊卿は申されし也。又花・紅葉の大なる枝には其枝の中にて可然に付侍るべし。また、一読の短尺をとづることくにとぞて、是もいづれの枝にてもかけて送る事もあり。また硯刀いづなどにて穴をあけて枝のさきをさし入ても用也。是も哥はあらはるゝ也。又、常の兼日の題などつかはずごとく、只三つに折て、つゝみて遣す事もあり。題は多分なければ下句をさけて書べし。また、めづらしくとおもへば三段にも四だんにも、ちらしてかく事も有べし。ちらして書ては名あるべからず。又、恋の哥などにて名をばかりおもふ時は、すぐいきてに書たり共、名をかゝざるもあながち苦からず、心にまかすべし。

如此なるべし。猶かきやうも有べし。

いきて	つらからじ	夕ぐれを
よも		とはゞ
あすまで人は	この	とへかし

一、短尺木草に付候事。中より二つにおり、作者の方をうちにして二つにたゝみ、又二につゝみ、木草の枝しげりたるかげにそと結つくる也。荻薄の枝のなきをば、もとのくきにもつけべし。只みやう四つになる也。三にもたゝむなり。

一、文にまきそへ短尺やる事。文の中に、よこに短尺の字頭を文のはしへして、作者の書方を文の奥へして、巻籠る也。又、常にたゝみ包てもやるなり。

一、又花の下・紅葉之類にて、一座之懐紙短尺は其木の枝にかけ候。若一読ばかりにて候はゞ、件結びやうのわなの内に花の枝を結び可入候。何も懐紙短尺かけ候枝は、ちと下枝のなるべくも口伝あるなり。

一、屏風・障子に色紙押事。同、色紙寸法事。列に秘事など無之。古も色々に押待りぬ。本儀、一列におす時は色紙の大きな見てよき也。物を書に同とをりにならべて置に書に同。又ちらして押時は重半下と押也。テヤウハンゲ冷泉家如此「てう」とは、そばへ同通にならべて押事也。「半」とは中程までかけて半分さけて押事也。「下」とはすみ／＼とを合て押事也。是は物を書てちらして書候同縁、是も譜にかたまりて重半下云々とをすも如何の間末候ば、下半重・半下重などゝもをす。又ひとつなども中にます事あり。色紙の寸法は無之、大小不定也。寸法なきに付ても昔のを一向のかねば如何之間、定家卿自筆小倉山座の色紙を所持し侍しに、高さ六寸六分斗なり。広さ五寸三分斗。常には少づゝの大小はあれども、多分此勢ほど也。大なるもあり。又少もある也。伏見院青蓮院などは御筆共色々也。

一、双紙外題押事。勅撰みな端に押べし。雑之抄物の四方なる草子などは中にもおす苦からず。物語にはかならず中に押といへる也。如此は侍れ共、さのみ譜にかたまるべからず。自然は物語にはしに古もおしたる事も在之。哥道の抄物は必はしといへども中にも押たる事も有べし。然ども本は哥の抄物ははし、物語は中たるべし。

一、哥の名之事。金玉と云は人の哥なるべし。ほめたる詞也。瓦礫とは我哥を卑下の詞也。紙燭一寸とも云。六十作の哥の事なれば我哥を読むべし。紙燭の一寸もゆる間不及、愚案読をいふ也。

一、墨を摺初る事。新き墨をば文字などもあり□(判読不明)などもあれかし。頭の方よりするべしと云。文字なればすそ、□(判読不明)なれば尾の方よりするべしといふ両儀也。当流いづれの方よりにても苦からずと云々。但、同じくは字成とも頭の方よりするべき也。然ばする間はすこしの間の事也。草葉などにたゞをく時はすりたる方さきなればみよき也。(判読不明)□は尾の方よりすれば、おく時さかさまにてわろし。頭よりするべき也。

一、硯にて墨をする事。墨をすることは「の」文字もじすりとて「の」文字のなりにまろくするべしと云々。

一、常の哥の返哥の事。下藤の衆の返哥は五文字からとり、どうはいはのは二句から取、また位のたかひ御衆のは三句から取也。又禁裏の返哥は下句からも取也。但今はいかやうにも返哥する也。猶口伝在之。

一、あふむ返しと云事

ㇿ雲の上はありしむかしにかはらねど其玉だれの内やゆかしき 返哥 小町

ㇿ雲の上はありし昔にかはらねど其たまだれの内ぞゆかしき 此字を返し申

あふむ返とは此哥の心也。一字なをして返を云。あふむ返しといふいはは、あふむの鳥、人のいふ事をまねするに付て哥にも其心をまなうて、あふむ返しといふ。猶万口伝有之。

一、百首之和哥題くばり候次第の事。当季之巻頭軸は不及申候賞翫事、扱は夏秋冬恋雜之始おはりの題は別而其賞翫の一に候。よみ候て清書候て、このつゝみ紙に略て遣すべきの事。

一、和哥会席之時、題読やうのごとく、水上花・湖上月・橋上紅葉以下の「上」文字は「ほとり」と可読也。但、屋上・庭上之類は「ほとり」と不可読候。梅の香袖に留トメと読べきを、梅が香袖に留トメるとはあしく候。残雪は「のこむの雪」「のこむの灯」と可読候。寄月待恋は「月にまつて待恋」と可読候。寄月恋は只「月によする恋」と可読候。又、青黄赤白黒は「青し」「黄也」「赤し」「白し」「黒し」と可読也。自余是以得其心可読候也。講師の時こゝろへ也。

一、贈答の歌の時、我哥短尺の上に一咲云々と云事は早の心にて候。わが哥を云。

一、当座哥を誦事。心を詠草として書出す所を清書とす。能／＼吟味すべき心得にて候。

一、贈答などの時、短尺一枚に哥二首書様の事。如此類は何も題書にて候。

五 嶋がくれ 七 ほの／＼と明 四 あま 五 梅の花

四 ゆく舟 五 石のうらの 六 雪のなべて 七 それともみへず

六 をしぞ思 五 朝ぎりに 四 ふれ／＼ば 四 久かたの 右如此かくべき也。字数よく／＼くばり可書之。

一、古哥を取候事。上手のものに候題は只新哥を一きわ能書候はんには過難候。

一、初の五文字に花の春・月の秋・中／＼になど置候事、わろく候。縦本マ、例敷雖作候当時は不可用候。

一、古枯本敷の音は能候。吹とは有まじく候。大かたは見渡又やみん何も不可詠之。

一、題を短尺に書候時かぞへ候へと有時、短冊かぞへやう口伝にて候。左に持て右之手にてかぞへ渡し候。

一、三首出題事。季恋とも又季雑共、当家には出候。五首・十首も同じこと併自然季恋雑とも出候。冷泉家には多分季恋とのみ出候。又二首題之時も当家は季恋又季雑共出候。但、二首ながら季も可出候。

一、巻頭の哥、何も幽玄体を先たて可誦候。さのみくだけまじく候。心の幽玄詞の幽玄とて共々優美なる体にて候。

一、蛩を夏虫と読には「ひかりかげもゆる」と可読候。又、夏虫とあらむ題候。蟬・蛩、読と尤候。

一、哥一首の中におなじ詞二有事。たとへば、花立花の香、袖の香、各別なれば、一首の内に読也。此儀別而秘密候。又詞はかはれども心の同ことなれば不可読也。

一、すぐ六のいちばにたてる人づまのあはでやみなん物にやはあらぬ、是は拾遺集の哥也。すぐ六の題に心得き^事為り。

一、「かべ」とは夢のこと也。壁もぬるなり夢もぬれば見る也。され共、うつゝともなくぬるともなくてさだかに夢のやうなることの有を「かべ」といひし本哥也。

ゝまどろまぬかべにも人をみつる哉まさしからなむ春のよの夢

ゝねぬ夢にむかしのかべをみつる哉うつゝに物ぞかなしかりける

一、文のおくに書は四三一四三一と書也。短尺も書申候。

とふ人も	ふきそふ	てこのは	やどの
もあら	ちきは	にうつ	みちし
じ	き	む	は

一、文に哥書事、文の奥と袖かきにかく也。書附^時は用の事どもをかき、さて哥をちらして書き、又其すゑにそと何事にても此哥のあひしらひをして、たかきにもかしらたかきにも常のごとく書とむべし。余所より如此かき候て成は返哥のかきやうの事、奥に出来は其かき所に我うたをかくべし。袖かき哥あらば袖かきに候返哥すべし。書所違べからず。是法なり。

一、文台のひろさ一尺四寸、ながさ壹尺八寸。是は四寸、まきゑは人々のこのみなるべし。古実口伝、ながらの橋の板の広さ也と也。

一、短尺は広さ一寸八分、たけはうちくもりの紙にまかすべし。不破の関屋のいた、ひさしの枝にてはじまりたり。短冊は昔、二条后、業平柿のはに哥を書いて川水にながしけるをみて、御手箱の内はりたる紙をひきさきて返哥遊しけるより短尺はじまりぬ、打曇を本とす。

一、短冊のひろさ一寸八分と心得て一寸七分に切べし。短尺かくやう、題ある哥をば上の句、下句、字頭同じ返したるべし。題なきは下の句の字以上の句より字半分さげて書也。御製などは題有にも下の句さげてあそぼす也。是非是非の限また哥の上の句の内を書あまし、下にかきそへ候事、御製、兒女などはあそぼしてもおもしろし。是をもと草と云也。常はしんしやくあるべし。

一、文台の事、哥の会の時は筆返し有べく候。黒漆ぬり蒔絵に秋の野などする也。さりながら虫をば書ぬ口伝有之。又哥道伝受の時は文台も別敷。其時は絵も古今のやうしの絵のごとくなるべく候口伝あり。筆筋は足并筆かへしの崎に有べく候。

一、短尺、題ばかりの時は題を中へして三つに折也。哥をかけば是を上にして我名の有を中へ折る也。

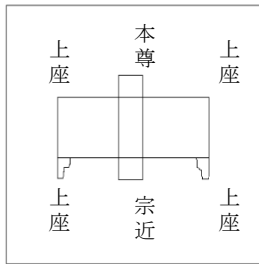
一、短尺は哥かく事、題あれば上下の句おなじごとく、題なれば一字下の句さげて書べし。女の哥は題有共一字さげて書べし。女房名は作者になれば名のかく事題者のゆるし也。

一、出題する事は道の人からゆるし状とらねばせぬ事也。

一、一夜百首、一日百首、いづれも法楽稽古の時に読也。

一、座列会は秘事也。硯ながしとはちがふ、硯ながしは左右に硯二也。是は人毎に硯を持って硯箱のふたに、かうろ・らつそく・しみの葉を置、哥一首もてくれば、せうかうをたき、しきひのはを供す。光明真言を三へんとなふる也。きたうには薬師のしゆ三反心経一卷づゝよみ、とぶらひにはしや／＼ちやうを一へんづゝ読也。題はさだまりたり。三十六しゆ也。夫をさぐりて五人も十人もして詠すべき也。天象・地儀・植物・動物、是を打かへ／＼出す也。春夏・秋冬・恋雑と次第に字をそへ出す、卅六なり。天象は日月星辰雲霧銀河、動物は鳥獸、植物は草木也。地儀は山川海橋云々。秋天象と云題 〽年月をこの暮にのみおくりきていかゞながるゝあまの川なみ 常縁朝臣
風雅集歌に 〽月ならぬ星のひかりのさやけきは秋てふ空やなべてすむらむ

一、座列会 本尊聖徳太子 座次第



宗近柄香炉也

祈祷の時 口伝重々有之

一、人のとぶらひに一首ちらしてかき、一しゆ短尺書なり。二首とぶらひによむ程候人の方へやるに常にはよまぬ也。我所

に置も二首也。

一、とぶらひの時、法華経の上に包て其紙に書也。夫には短尺にはかゝらず、上包にかきやう、頓写

奉春園謹公法座下和哥

桑門道與

へふたつともみつともとかぬ

法のみちまよひ行べき

かたはあらじな

述懐

へ萩の上の露ときえにし

かなしさをなく／＼かりも

空にきくらん

一、説法を聞て懐紙に如此かきて人のかたへ奉寄静

光明寺者法座下和哥

倭哥、是もくるしからず、同前也。

桑門道與

へ雲のやまいでにし

今日の道とひてもと

むる法のちぎり

忘るな

一、主人御まへにて酒宴などに短尺奉は扇子の上に置べし。ひるならばおもて、夜ならばあふぎのうらに置べし。

一、短尺にかぎり、三首の題の時は上中下ともかさね、又下中上ともあり。初冬時雨と云題、十一人の会に巻頭は作者の名乗をよみ、さて哥を五いきに読て、其後作者斗を讀、題をばよまず、十一人を悉よむに、又賞翫の人をば二度讀也。初冬時雨の題を讀はてゝ、扱又、屋上夜霰と云題の哥の初をば、又中ノ賞翫の人を取替て巻頭に置よむ。又其後、其名乗斗讀まへのごとくなる引候。三番久恋と云題にて、又前のごとく讀重次第ノに重てつなげば、以上三十九枚のかずを水引二筋にてつなぐに、穴をば三方同程にあけて結事はまんなかほどをむすぶ。引返してしむる也。

一、中書は紙を二つに折。

初冬時雨 馬内侍

へねざめして誰かきくらん

このごろの木のはにかゝる

夜はのしぐれを 千載集哥也。

か様に三首書也。其内に何の題なりとも二首讀て御意と申事しき也。又三首の題を二首づゝ讀て書入、一覽如此もあるなり。

一、賀茂の祭の時は齋院神館にて庭に筵を敷て二葉の葵を枕にして寝給ふ也。「忘めやあふひを草」の哥は不慮に面白き心を忘めやと讀り。

一、賀茂の祭に出る葵は二葉也。そばのはに似たり。又世上におほき花の紅に咲葵も用也。

一、下かもは鴨也。上かもは賀茂也。下上といへり。諏訪すゐらをば上下といへり。賀茂の明神の本体はわけ雷の神なり。祭は卯月中の酉の日也。

一、吉野山の花は昔神の枝えだを二本立給ひしが花に成たると也。

一、嵐山の花は鳥羽院の比植たるはななり。

一、富士の山は神代より出たる山と皆人意得たる、わろし。神武天皇御時六月一日に一夜に湧出したる山也。普光院殿富士へ御下向の時に今川範政

へ君がみんけふの水とや神代よりのこりはそめし富士の白雪 此哥諸家に難あり。

一、菖蒲のこしとは、五月五日に御輿をあやめにてかざりて大極殿へ御出有也。夫をまなびてたゞの人もこしをかざる事あり。

一、慈鎮・西行などは哥よみ、其の外の人は哥作り也と定家卿の書れたるものに有り。
へ 櫛くしつむあかのおしきにふちなくば何に霰あられの玉たまらまし

一、哥道には、熱・譜代・緑・器用共四つ不相叶は天下の名誉は取がたし

一、かさゝぎは鳥の事也。鵲同。源氏宇治の巻にかさゝぎとあるは今の白鷺の事也。かさゝぎの山とび越て鳴行は夏の夜渡る月ぞ隠るゝと読るも鳥の事也。

一、顕昭は大才の人也。寂連は無才学のひと也。顕昭は哥の下手也。寂連は上手也。顕昭云、哥はやすき物也けるよ、寂連程無才学なれども哥をば能読といへりければ、又寂連云、哥は大事の物也けるよ、あれ程大才なれども哥は下手也けるよと云ければ、我など哥をよめ、よまん事我等などはかたかるべしといひし也。実にも寂連は器用なればこそ俊成の嫡子に兵部卿家長と云人有しかど、無器用なる故に寂連を哥道の弟子にせられし也。其後、定家と云子出来て、寂連は斟酌せし也。寂連は俗名中務少補定長といへり。

一、未来記の哥はかけり飛過たる程也。雨中吟の哥は余に案じ過して理の裏をよめり。此其体を一向すまじき体とのみ定後にはあまりに、賤目にいつもの物なるべし。此心得の程大事也。招月は一生の間の哥に未来記を遁たるは十首共あるまじき也。

一、鴨の長明抄に云、芥子の中に須弥山を入れても猶せき本マ、の有也。広しといふ心をもたでは句に一重の作は出来まじと也。秋の夜の千世を一夜にの返哥是也。芥子の中に須弥を入れる程迄の作は誰もおもひよる也。

一、家隆卿若かりし時、俊成に哥の事問れしに、古実などをばとはずして只哥読事斗を問れしと也。俊成褒美せられしと也。実にも大才有ども作をせずはかひなかるべし。

一、集に読人しらずと入事、其身の名誉也。其いはれば、氏姓なき者は勅撰に名をあらはさねども其作の人は分に作の過て

よければ也。読人しらずに又古実多し。

一、名譽を天下にあぐるは先哥持神夏の句をいかほどもして世にきこへさせて後はすぐ思ひ入ならぬ句古事杯をする也。其時は難なしと也。

一、中古の人の云、一座功、二懷紙、三物語と稽古の様をいへり。宗砌は打かへして一物語、二懷紙、三座といへり。第一、稽古には人の物語杯を能聞、作の道を聞たんれんし、第二によき連哥懷紙などをみて工夫すべし。第三に座功をつめと也。定家卿の人の聴中にて俊成に哥道の不審の事とはれしに返答せず無興して後にいはれしと也。哥道といふものは別に口伝なし。朝夕の物語に其をうたせんこそ工夫なるべけれ。哥道は天竺もろこしの事にもなし。仏法王法の上にもなし。仮名の三十一字の上斗にて才学もいらす。わが作を見出す事社上手なれと也。作いにだに入ぬれば田夫野人の言のは、草木鳥獸の上までも我ものになる也。良匠のあしき材木をもあまさぬがごとし。

一、このてかしはとは、大枋といふ木なり。葉を風の吹はうら表へかへる也。葉広き柏は世上にほうかしわと云也。玉柏は柏迄也。藻にうづもるゝ玉柏と詠には石の事也。

一、懷紙短尺杯手跡のあしくて哥のよきが本也。共に具したるは不及是非。姉小路殿云、定家は性のふとくしんなるによりて哥も上手也。小倉の山座に百人を絵所にかゝせて扱百首を我書給ひし也。其比はいか程も能書写かるべけれど不致憑事大性なり。

一、世尊寺の家には手跡を本にすれば、哥などは書違たれど能書たるとおもはれし時は其俣にて被出。是は家を嗜故なり。

定家などは哥を本にせられければ手をば何とも不思議也。定家の子孫に為富といふ人手跡もわるかりしに、或人我稽古に云、あたらわろし^き手に哥もわろしと有し也。已前の哥のごとく手はわろきもくるしからずと云も心にもちていへり。

一、家の手跡といわんは今は世尊寺殿と清水谷殿と也。彼両人行成卿の子孫也。三跡の二つは絶て尊跡ばかりとはのこりたる也。

一、へさも社は宿はかわらぬ^めすみよしの松さへすぎに成にける哉。八幡の末社に住吉あり。昔は松など有しが今は終たる心を読み。

一、俊成は基俊に五才の時より門弟に成たまひしと也。基俊と俊頼と中悪かりし也。千載集、俊成撰ぜられしに俊頼の哥多入、人難云、師匠に敵の人の哥をば角多入ぞといひしに、俊成曰、俊頼は悪けれども哥は悪からずとの給ひしと也。君子は怒をうつさずといふ心也。

一、俊成云、我集を撰ぜしとき人をみず哥を見ると也。されば定家も新勅撰に家隆の哥をば多く入られたり。

一、物の上手にならん事大事なり。碁打重阿に或人兄弟ながら先にて打たる也。勝^ま芬なし。又人重阿に兄弟の基の事を問に兄まされりと答。人皆云、何も先にて打に兄のまさると云はいかんといひしに、重云、弟は打手定りてはや我流と見へたり。其流と見候ばはやすぐる事有まじと云也。面白詞なり。

一、筆の跡といふに絵は苦からず。写絵とは不可付写と云に筆の跡あまりしたしき故也。

一、秋萩の花咲にけりたかさごの尾上の鹿は今や鳴らむ。此哥も都のはぎの時分、尾上を思ひつけたるを尾上にも萩の咲たる様に取読成れぬ。かやうの根本をよく分別してせば誤不有べし。

一、古き抄に云、鞠の上手ありしが、懸の木をみて、あの枝に落ん時は何遣、此枝にかゝらん時は何と身を持べきと平性心にかけられしと也。哥も連哥も心持如此なるべしとなり。

一、同じ事なれ共、云かへて別に成事あり。云かへても同じ心成有。たとへば、いり大豆は大豆いりと打かへして云ても同物也。やき味噌とみそやきと同じやうなれども別成がごとく也。仏師箕師経師と云はわろし。経師仏師箕師と云は吟のよきがごとし

一、名のりうを声ホマに云事、堪能の人又賞翫の事也。公任卿もいつか我らうじんの卿といはれんと有之也。柏木殿も雅経卿と雑談有しと也。

一、へさらばとて苔の下も急れずなき名を埋む習ひなるれば。此哥は、宮内卿後鳥羽院のゑい慮に叶たりし比、定家に密通の名立て勅に背て、局に引籠て読たりし哥也。是をゑいらん有之、感じ給て、やがて勅免有しと也。

一、後鳥羽院、家隆卿に今天下に可(二)作者誰ぞと御尋有しに、「明はまた秋の半も過べし」の哥をたゝむ紙に書て落して被退しと也。

一、招月云、俊恵哥にへ三吉野の山しら雪ふる時は麓の里は打しぐれつゝ、無斗面白からずと見る程に、稽古せよと有し也。

実も上手の目にては一向手あさなる体也。心をふかくよめらんは定家なり、扱は慈鎮和尚也。家隆卿は心浅敷ふかゝらず。「尾上の鹿のなかぬ日も」の哥、第一に心ふかし。後鳥羽院御哥も三方重までは心行也。四重にはあらずと也。以上、招月の語也。

一、代々王になるは観音の化身也。殊に後鳥羽院は聖徳太子観音の化身と申也。聖徳は二月廿二日死、後鳥羽院は九月廿二

日生推古天皇二十九年

一、「あげまき」といふにあまたあり。簾あぐるをもちへり。へあげまきの跡だに見えぬ庭の面におのれむすべとしげる夏草、定。是は簾のあげまきの事也。牛かひをもちえり。難字也。源氏にみへたり。又、具足のあげまきをもちへり。哥にはみえず。

一、因幡堂の薬師は尺迦の御作、一刀三札に作りたまふ祇園精舎の療病院是也。因幡国へ飛立て朽木に成て、海上にて夜な／＼光て諸人寄て、其後京へ飛給しと也。

一、夢想の事、下句を見れば面を九句にして夢想の句ともに一日一句たるべし。夢想の会の句引に発句に「神一句」と書、又は「御」の字を書事可依事也。神慮の様にみば可然也。我したると見れば我名を書べきと也。

一、仮名づかひといふ事、「お」「を」「い」「ゐ」のさがひとのみ心えたる事、浅き事也。かなのつゞけに有也。たとへば「夕されば」とかゝんを「夕されば」と書程の事なり。

一、「草の戸」は山居に不似合也。生得深山は「柴の庵」「苔の戸」など、よし野には「草の庵」杯似合なり。「蘆山雨夜草庵中」と有は卑下の心也。深山にも卑下の心にてはよし心敬説也。

一、「花あやめ」と云事、招月はじめて哥に読り。花菖蒲と世俗に云て新にふかぬあやめ也。

一、無常哀傷の哥をば、さのみあはれがらせては読ぬと也。心はおのづから哀なる事はあれば面白く読うちに可然哀はこもると也

一、恋の哥を常によめば言葉やはらかに心やさしく成と也。恋の哥は女房の哥を本に見べしと也。

一、十月を神無月と云は、諸神出雲の大社へ十月出社し給故也。神秘には、いざなき・いざなみ十月うせ給によりて云レル。

一、こんくうつとは、神を請じおろし奉りて物を色ノ祈事也。今もしやうもんじのする事也。

一、珍らしからぬ事ながら字あまりの哥むかしより読あます詞あまらで叶はぬ所ならず。古哥にあればとて一字とあますべからず。

一、家隆は詞きよてきつノとしたる風体を読れし也。定家は執しおもはれしにや、新勅撰に家隆の哥を多く入られ侍れば、家隆の集のやう也。伯少亡宝の有て子孫久かるまじき哥ざまなりとておそれ給ひしなり。

一、題歌詠様。哥をかざり読べきやう、題の文字を略して省べきやう、縦令ば「山家深雪」といふ哥あらば必「ふかく」とあらば「深」よまずとも「日かずふる雪」などつゞけたらば、深きよしは下に聞へ「ふかし」とはいはね共勢めては題ともつゞくべきなり。「海上の月」杯あらん題をば上の字などあらはかけさずとも、只「海辺月」誠にあきらかなる由をかざり詠べき也。一切題如此可得心なり。「夜独聞時雨」とあらん題之読る哥に云、袖ぬらすさよのね覚の初しぐれ同じまくらに聞人もがな、此哥は「ひとり聞」といはで「同枕に聞人もがな」とねがへるに人なきよしはあらはれて独聞事をあらはせる也。此体にかざり読べき也。

一、雅経は秀句を好みよまれし間、有まじき事少々ありけるにや。又等類を存ぜられずして人の哥をおほく取てよまれし也。

一、「月やあらぬ」の哥の事、言葉一句をのこす哥あり。業平の「月やあらぬ」の哥は心得ねば面白もなき哥也。是は去年春の比二条后に逢し事を思ひ出で西の台へ行て読たる也。月があらぬか、春がもとの春にてはあらぬか、我身ひとつはもとの身にして、こよひあひつる人社なけれといひたる也。されば業平の哥、其心あまりて、ことばたらず、しぼめる花の色なくて句ひのこれるがごとしといふ。本にも此哥をいだしたるは此心也。今夜あひたる人社なけれといふ一句をのこして読たる也。扱社面白侍。寂連が恨わびの哥もはてぬ哥也。夕暮の空をば扱もいかにせんの一句をのこしたる也。

一、「かこちがほ」「うらみがほ」はにくひげしたる詞也。「ぬるゝかほ」はいまも読べし。「しらず面」くるしからず。ゝ折々は思ふ心もみゆらんをうたてや人のしらずがほなる、此哥『玉葉』一の哥と申侍る也。誠におもしろく侍り。

一、「浪のあはれ」「水のあはれ」などは読まじき也。か様にあれば「あはれ」といふものが一有やうにてわるき也。あはれなるほど読べき也。古哥に、ゝ我ゆへの涙とこれをよそにみばあはれなるべき袖のうへかな。

一、「た^本つみはこすげ」はみはし水のわだ也。水の入たるにすげはたちてあるもの也。「ぶしわかぬ」はやぶ也。「し」はやすめ字なり。

一、「霜のふりは」一説ふりば、場。

一、「いともかしこし」とは恐といふ心也。「かけまくもかしこけれ共」といふもおなじ事なり。

一、「寒草」の題にて寒蘆をばよまず。寒蘆、寒草とつゞきて題にあるなり。

一、「歳暮」は除夜となくば前の日をも読、九月尽は必晦日也。

一、「さらぬ」は、さあらぬ也。「さらぬだに」も同事也。「さらぬ別」は「去」の字なり。

一、庭の題にて軒をよむ。軒の題にては大略軒と読がよし。

一、本哥を取に、二首をとりたる哥いくたもおほきなり。

一、俊成卿老後になりて、扱もあけ暮哥をのみ読いで、さらに当来のとめなし。かくては後生いかならんと歎て、住吉の御社に一七日籠て此事をなげきて、若哥はいたづらごとならば今より此道をさし置いて一向に後生のつとめをすべしと祈念有しかば、七日に満する夜夢中に明神現し給て、和哥仏道全二なしとしめしたまひしかば、扱此通の外に別して仏道をふ

かくとて、弥此道をおもき事にしたまふなり。

一、定家も住吉に九月十三夜に七日に満る日にあたるやうに参籠して此事を歎申されしかば、九月十三夜明神うつゝに現し給ひて、汝月明也としめしたまひしより、扱は此道かう也と思ひ給ひける也。此事などを書のせたるを『明月記』と号するなり。

一、「夕づく夜」の事、小倉の山の哥はむかしより人の不審する也。是は九月尽の哥也。「夕づくよ」はゆふべより月の出四日五日の比也。いかにもおぼつかなきが『万葉』に夕月夜と書たるは夕より出る月の比也。又、夕附夜と書たるは月にはあらず。只夕暮からやう／＼くらくて夜になるを夕づくよとはいふ也。古今の哥は夕に付たる夜の心にて「夕付夜小倉の山」とよめり。

一、「なげの情」といふ事、なげのなさはそとしたる情也。「くれなばなげの花の影かは」はなけん也。暮たればとてなかるべき花かといふ心也。

一、「しかなかりそ」とは、さながらぞといふ心なり。

一、「花は盛に月はくまなきをのみ見るものかは」と兼好が書たる様成心を持たる物は世間に只一人ならではなき也。此心は生得にて有也。久我か徳大寺歟の諸丈夫にて有し也。官が瀧口にて有ければ、大裏のとのいに出、常に玉帯を押し奉りけり。後宇多院崩御成しによりてきえぬ心の因縁也。随分の哥仙にて頓阿・慶運浄・兼好とて其比の王にて有し也。『つれづれ草』は清少納言が『枕草子』のやう也。

一、(本ノマ、)染の下重はえびつるの色したる物也。ぶだうの海たる色は紫くろ色成物也。此色をえび染といふ也。蒲桃と書て、えびかづらと読也。

一、「海士のすさみ」はするわざを云也。

一、恋の哥には定家哥ほどなるは昔より有まじき也。待恋に、

〴風あらしもとあらの小萩袖にみて更行月におもるしらつゆ

此哥はふつと我身を題の心になして読たれば、待といはね共待心聞へたり。ちよつと聞ては心得られず、たは事をいひやるやうなる。され共我身をそれになしはてゝ案ずれば、骨髓に通りに面白也。萩の咲乱たる庭をながめつゝ人を待ぬれば、風あらくもとあらの小萩に吹て露もくだけて落るに袖のあさくひとつにみへて、月も更行まゝにいとゞ袖の泪も置勝ればおもく成いで真萩の露にあらそひたる風情思ひやられて、待心深きこゆ。ゑんの端辺も遣しながらめでこそあるらめとおしはかられて、あはれ也。

一、述懐は連哥に替て何にてもおもふ事を読也。おもひをのぶるなれば祝言をもよむなり。

一、女房のくはひしは俗体のとまぜてはかさねず。女房老人など読たる会紙をばくる／＼とまきて三に折て、わなを上になして、とちたる懐紙に水引にてとち紙に結び付也。口伝有之。又女房あまた懐紙あれば、法中・俗体のごとく別にとづる事に候也。女房俗体・法中ともに其身の次第／＼に会紙を重ねむ。

一、頭書にても懐紙にても、その法師と有を「ほつし」とは読べからず。いづくにも「ほうし」と読事也。子細有之。宇治

山の僧喜撰ばかり「ほつし」と読也。

一、題を取ても無分別、其題者に其心を能々うかゞひ尋べし。題者は貴人ならば、かたはらの其道知たる功者に可相尋也。或経文、或は難題、又は詩題など其題を問しらざれば、傍題にして比興なるもの也。

一、短冊を木草の花にむすび付る事、先枝のこしらへやう、木はしんともに三有を左の方の中のエだに付る也。光短尺はまづ字かしらを下になして、短尺の真中一寸五六分上より折て、又下より今のあまりたるを名乗書たるかたを上になして立に三つに折て、かのこしらへたる枝に結び付る也。是に口伝有事也。草花にはしんの中程に付る也。又短尺下より上へ二つ折て、三にたゝみ、むすびめを上へなしてつくる事有といへども、短尺の折めを下になして上を上になして付たるも能候也。大方は是をつねに可能用也。

一、草木の花を送る事、貴人平人によらず、其人のたしなみ次第に草花勿論梅さくらいづれの梢の花も同じ事にて候。此儀は一枝を賞翫し、又は草花一もとをとづれのよしみなどに送る時は、草木ともに其花の風情を哥によりみそふべく候。

一、見物の芝居、小姓衆か又は恋慕のものにたんざく草木に付る事、其風情すこしかわる義也。まづ草木によらず、小枝の相おひのごとく二有を五寸あまりにうつくしくこしらひて、短尺の字かしらを中へなして三分一に下へ折て、扱又下より名乗の方を上へなして、三つに折、又たてに三にたゝみて結び付られ候。是に口伝有事に候也。

一、短尺の墨のつき所の事、惣じて哥は五句の義に候間、先一の句にて筆を染て二の句まで書之、又三の句にて筆を染て四の句までかき、又々五の句にて筆を染て哥を書て作者までしんに書給べく候。かりそめにもさうに名乗を書候儀、尾籠の

いたり、慮外也。

一、雑の題たりといふ共、正月の会初などの時は其当季を読べし。

一、短尺に題を書ほざらひの事。一字題・二字三字題、ちと替り候なり。夫は三四分斗づゝ上を置事に候。又四字題・五字題・七字題は両方へ分て二行にちらし書の様に書事に候。

一、題と哥とのほざらひの事。たとへば三に折たる短尺に其上の折目よりいさゝかあけて書事に候。又題さがり候はゞ夫に
応じて哥も又下て書候事に候。

一、たたう紙に哥を書候事。是は女房の懐紙のごとくちらし書に調候べく候。其風情めづらしくぬしの心みゆべき事に候也。

一、題斗書たる時と又哥出来候はゞ名乗まで書たる短尺の折やう、大方前にもそとしるし候へども、もやうちちがひ候間、
又々こゝに如斯、題斗の時はうへに折、哥名乗を書候て、下を上になして折候といへども、題をさぐり候の時は、其題見
へ申候間、題斗の時も下を上になして折申候事、二条家において当流の秘曲也。然ども毎度か様の儀は人に見及ばせぬ事
に候。おり／＼は常のごとくに有べく候。

一、返哥の体、依人も品有事に候。貴人の御詠をば第三ノ句の言葉を取申候而、返哥の五文字に置候べく候。等輩の哥をば
第二の句の言葉を取候事也。下輩のは上の句を取執候べく候。又一向に詞を取候はねども、心たゞ能返哥にかなひ申候へ
ば送たる哥の詞を取におよばず候。是は上手功者のしわざのうへ随たるべく候。

一、野山逍遙之時当座あらば、文台硯ばこなきの時は、常のごとくに題を書いて三に折、扇の上に題をのせて置事に候。夫を常のごとく次第／＼に参り候て左の手にて取、本座に行て哥をおく。又ふためきもせず、しづかに吟案して、短尺に書したゝめ候はゞ右の手に持、本の扇の上に置べし。

一、草木の葉に哥をちらし書事は、はのかたより書そめて葉さきへちらして書事に候。

一、文に短尺をそへて人につかはす事有之。腰文の中ほどに字頭を文のはしへなして、よこざまに巻くはへておくる事也。又三に折てたてに巻そへてつかはす事も有。先以前に印す儀可然なり。

一、文に哥を書事。人の方より中ほどに書たらむ中、又末ならばすゑ、はし書にあらば端にかきて返哥すべし。古哥などを書て送たらば、また相応じたる古人の哥を返しにも用侍るべし。

一、短冊に古哥を書て送たるに、こなたよりいまあたらしく読候而、返哥有べからず。夫とも相当したる恋哥を短尺に書て返すべし

一、返哥を贈答といふ也。即「おくりことふる」と読也。貴人のをば御尊答と申也。又は御贈答といひてもくるしからざる也。

一、天子のあそばされたるをば御製と申也。又『新古今集』などには延喜の御門の御哥などゝあれば御哥とも申侍らん。貴人のをば御詠といふ也。撰家・関白大臣などのをも御哥といふ事にや。

一、哥をよむ心もち極秘也。かならずしも五文字より末の七もじまで急によまむとすれば言葉よろしくつゞき候はぬ物にて、二三の句から成とも、または末から成とも、おもしろき言の葉うかびたるをたねとしてよく／＼吟案して次第／＼に読つゞけて、後／＼に五文字をおはれ候べく候。五もじ肝要之物にて候。此心がけ毎度可有候。

一、懷紙寸法之事。右五位六位の輩は壹尺二寸也。公卿は一尺三寸斗、大臣は壹尺四寸斗に是を用ゆ。高檀紙を其俣御用有事は天子の御事也。

一、たとう紙に哥書事。右、女房の懷紙のごとく散し書に用べし。

一、草木の葉に哥書事。近来はよき事也。七夕星の手向に梶の葉に書、柿のはにおもふ事かきて水にうかべける事有といへり。もろこしには紅葉に詩を書て水にながし侍る事有。古流ともいへり侍らぬ間注するにおよばず。

一、哥の点の事。てんをかくるに筆なき時は爪点を合する事有之。

一、草し書之事。物語は中より、哥草しは端よりかくなり。

一、曲水宴の題は、桃のはな杯花を水にながし盃をうかべし心也。是は禁中の御遊たるべし。宴の心は内裏を公宴と申せばに候ど猶可聞口伝者也。

一、当座の哥よむ時可心得事。題を五首にても十首にても取たらむ時は、先其題を手にみわたして、此題にはかく読べし彼

題にては此風情をめぐらすべしと能ほどに心あてがひをして聊案うかべて後、取分秀逸の書ぬべからん。題を心に入れてよ／＼あむずべし。若あまた有時、かたはしに能哥をよまんとくはだてんに、一座の哥皆書そろへたらん時、我題に詠ぬ哥ありてたちまちにせめもよほされては、いとゞ心まよひして出べからず。至尊の御前の御会には三首より硯をめぐらす程に上位の人殊大事也。我身よみ書ずして次の人に硯をゆづるはよきはちとこそ古人はおもひならはしたれ。まして一座みな出来たらんに一身読書さざらん事は無類所辱なるべし。清輔朝臣が諸人の哥いできて一身読おくれたり（未マ）をるに「いく世になりぬ水のみなかみ」といふ哥をよみてこそおそく出来にけるも、中／＼殊勝成しが、させる事も出こぬに一座をおさゑむ事は未鍊の至極成べし。

延宝七己未年極月吉日

雅豊朝臣撰之在判

癸巳林鐘從建通卿借用令信徳写之

(鷹司政通花押)

初出一覧

論考編

序章

新稿

第一部

第一章 秘伝の形成

第一節 三木三鳥をめぐる秘説の形成

「飛鳥井家の古今集注釈と秘伝―『蓮心院殿説古今集註』『古今栄雅抄』の三木三鳥を中心にして」(『国語国文学研究』45号、二〇一〇年二月)

第二節 飛鳥井流切紙口伝のこと

「飛鳥井流切紙口伝の構成をめぐって」(『語文研究』108・109合併号、二〇一〇年六月)

第二章 『古今栄雅抄』の再編

第一節 『一禅御説』『柿本備材抄』との関連について

「『古今栄雅抄』の一条兼良説―『一禅御説』『柿本備材抄』との関連から―」(『語文研究』111号、二〇一一年六月)

第二節 『歌林良材集』『伊勢物語愚見抄』『花鳥余情』との関連について

「『古今栄雅抄』の一条兼良説―『歌林良材集』『伊勢物語愚見抄』との関連を中心に―」(『西日本国語国文学会会報』、二〇一一年八月)

第三章 『蓮心院殿説古今集注』の伝本

「広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』について」〔『古代中世国文学』26号、二〇一〇年五月〕

第二部

第一章 定数歌にみる雅康の晩年

「飛鳥井雅康の定数歌とその晩年」〔『西日本国語国文学』2号、二〇一五年七月〕

第二章 雅章と後水尾院周辺

「飛鳥井雅章の歌会作法書にみる後水尾院周辺」〔『語文研究』117号、二〇一四年六月〕

第三章 雅豊『和歌樵談』にみる歌学継承

「飛鳥井雅豊『和歌樵談』と歌学継承」〔『語文研究』115号、二〇一三年六月〕

第四章 地下との交流ならびに歌書の伝来

第一節 雅章と鍋島直能

「飛鳥井雅章と鍋島直能―「道」の相伝と和歌―」〔『佐大国文』43号、二〇一五年三月〕

第二節 祐徳稻荷神社中川文庫伝来『飛鳥井雅俊卿五十首』のこと

「実隆五十首の成立と道堅」〔『和歌文学研究』110号、二〇一五年六月〕

第五章 幕末期の古今伝受

新稿

終章

新稿

資料編

京都府立総合資料館蔵『古今集注』

「京都府立総合資料館蔵『古今集註』翻刻と解題（一）」『文献探究』45号、二〇〇七年三月、「京都府立総合資料館蔵『古今集註』翻刻と解題（二）」『文献探究』46号、二〇〇八年三月、「京都府立総合資料館蔵『古今集註』翻刻と解題（三）」『文献探究』47号、二〇〇九年三月

徳島県立図書館山口文庫『古今和歌集伝授』

「徳島県立図書館蔵『古今和歌集伝授』解題と翻刻」『文献探究』48号、二〇一〇年三月

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『飛鳥井雅親卿口伝』

新稿

国立公文書館内閣文庫蔵『飛鳥井家懐紙之法』

新稿

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵『和歌樵談』

新稿

主要参考文献

- 吉沢義則編『未刊国文古註釈大系 四』帝国教育会出版会、一九三五年。
- 佐々木信綱編『日本歌学大系 七』風間書房、一九五七年。
- 伊藤嘉夫編『和歌文学大辞典』明治書院、一九六二年。
- 金子金治郎『連歌師兼載伝考』桜楓社、一九六二年。
- 井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』明治書院、一九六五年（改訂新版、一九八七年）。
- 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』風間書房、一九六一年（改訂新版、一九八四年）。
- 片桐洋一『伊勢物語の研究 研究編』明治書院、一九六八年。
- 片桐洋一『伊勢物語の研究 資料編』明治書院、一九六九年。
- 宮内庁編『明治天皇紀』吉川弘文館、一九七〇年。
- 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』明治書院、一九七二年（改訂新版、一九八八年）。
- 久保田淳『新古今歌人の研究』東京大学出版会、一九七三年。
- 米原正義『戦国武士と文芸の研究』桜楓社、一九七六年。
- 中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊 第二卷』武蔵野書院、一九七八年。
- 稲田利徳『正徹の研究』笠間書院、一九七八年。
- 伊井春樹『源氏物語注釈史の研究 室町前期』桜楓社、一九八〇年。
- 横井金男『古今伝授の史的研究』臨川書店、一九八〇年。
- 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 三』赤尾照文堂、一九八一年。

- 熊倉功夫『後水尾院』（朝日評伝選）一九八二年。『後水尾天皇』（同時代ライブラリー170）岩波書店、一九九四年再版。
- 京都大学文学部国語学国文学研究室編『京都大学国語国文学資料叢書40 古今切紙集 宮内庁書陵部蔵』臨川書店、一九八三年。
- 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 四』赤尾照文堂、一九八四年。
- 佐々木信綱編『日本歌学大系 四』風間書房、一九八五年。
- 久曾神昇編『日本歌学大系 別巻七』風間書房、一九八六年。
- 佐々木信綱編『日本歌学大系 六』風間書房、一九八六年。
- 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 五』赤尾照文堂、一九八六年。
- 片桐洋一『中世古今集注釈書解題 六』赤尾照文堂、一九八七年。
- 藤平春男編『早稲田大学蔵資料影印叢書国書篇 7 中世歌書集』早稲田大学出版部、一九八七年。
- 武井和人『一条兼良の書誌的研究』桜楓社、一九八七年。
- 久曾神昇編『日本歌学大系 別巻五』風間書房、一九八一年。
- 武井和人『中世和歌の文献学的研究』笠間書院、一九八九年。
- 徳江元正編『室町文学纂集 第二輯 古今和歌集三条抄』三弥井書店、一九九〇年。
- 島原泰雄編『飛鳥井雅章集 上・下』古典文庫、一九九二年。
- 三輪正胤『歌学秘伝の研究』風間書房、一九九四年。
- 渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究―公家鞠の成立』東京大学出版会、一九九四年。
- 鈴木健一『近世堂上歌壇の研究』汲古書院、一九九六年（増訂版、二〇〇九年）。
- 渡辺憲司『近世大名文芸圈研究』八木書店、一九九七年。
- 深津睦夫編『古今集古注釈書集成 浄弁注・内閣文庫本古今和歌集注』笠間書院、一九九八年。
- 浅田徹『百首歌 祈りと象徴』国文学研究資料館編「原典講読セミナー3」、臨川書店、一九九九年。

- 宮川葉子『三条西実隆と古典学〔改訂新版〕』風間書房、一九九九年。
- 川平ひとし『中世和歌論』笠間書院、二〇〇三年。
- 久保田啓一・鈴木淳・揖斐高・鈴木亮校注『歌論歌学集成 第一六卷』三弥井書店、二〇〇四年。
- 大取一馬編『龍谷大学善本叢書 24 詞源要略・和歌会席』思文閣出版、二〇〇四年。
- 小川豊生編『日本古典偽書叢刊 1 和歌古今灌頂卷・玉伝深秘卷・伊勢物語髓脳』現代思潮新社、二〇〇五年。
- 島津忠夫『島津忠夫著作集 第10卷』和泉書院、二〇〇六年。
- 櫛笥節男『宮内庁 書庫涉猟―書写と装訂』おうふう、二〇〇六年。
- 井上宗雄『中世歌壇と歌人伝の研究』笠間書院、二〇〇七年。
- 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』勉誠出版、二〇〇七年。
- 片桐洋一・山本登朗編『伊勢物語古注釈大成 第三卷』笠間書院、二〇〇八年。
- 廣木一人・松本麻子・山本啓介『文芸会席作法書集』風間書房、二〇〇八年。
- 稲垣弘明『中世蹴鞠史の研究―鞠会を中心に―』思文閣出版、二〇〇八年。
- 久保貴子『徳川和子』吉川弘文館、二〇〇八年。
- 久保貴子『後水尾天皇―千年の坂も踏みわけて』ミネルヴァ書房、二〇〇八年。
- 川平ひとし『中世和歌テキスト論』笠間書院、二〇〇八年。
- 山本啓介『詠歌としての和歌 和歌会作法・字余り歌―付〔翻刻〕和歌会作法書―』新典社、二〇〇九年。
- 佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料 第二編 第一卷』佐賀県立図書館、二〇〇九年。
- 『没後400年・古今伝授の間修復記念 細川幽斎展』熊本県立図書館、二〇一〇年。
- 盛田帝子『近世雅文壇の研究―光格天皇と賀茂季鷹を中心に―』汲古書院、二〇一三年。
- 神作研一『近世和歌史の研究』角川学芸出版、二〇一三年。

白石良夫・青木歳幸編『小城藩と和歌く直能公自筆『岡花二十首和歌』の里帰りく』佐賀大学地域学歴史文化センター、二〇一三年。

和歌文学大辞典編集委員会編『和歌文学大辞典』古典ライブラリー、二〇一五年。

小高敏郎「〔資料紹介〕 飛鳥井歌道秘伝書」『共立女子大学短期大学部紀要』 1号、一九五七年一二月。

伊井春樹「神宮文庫蔵源氏要解と源氏小鏡―飛鳥井榮雅の源氏物語享受及び小鏡の改訂時期をめぐって―」『文学・語学』 43号、一九六七年三月。

久保田淳「〔資料紹介〕 別本『和歌秘抄』（和歌書様）について」『中世文学』 17号、一九七二年五月。

新井栄蔵「榮雅の〈古今集注〉をめぐって―古今集注釈史論―」『国語と国文学』 52巻 9号、一九七五年九月。

武井和人「一禅御説―翻刻と解題―」『研究と資料』 1輯、一九七九年四月。

稲田利徳「飛鳥井宋世の「詠富士十首和歌」について」『和歌史研究会会報』 73号、一九八〇年五月。

武井和人「『柿本備材抄』の成立―兼良の注釈の基底―」『国語国文』 50巻 11号、一九八一年十一月。

武井和人「蓮華王院旧蔵紀氏正本『土左日記』のゆくへ―堯孝所持の確認―」『言語と文藝』 93号、一九八二年七月。

泉紀子「飛鳥井家の古今集注釈―『蓮心院殿説古今集註』から『榮雅抄』へ―」『国語国文』 52巻 3号、一九八三年三月。

武井和人「飛鳥井家歌学書類札記―室町歌学史私稿―」『リポート笠間』 24号、一九八三年十月。

武井和人「『柿本備材抄』の成立―補遺―附翻刻・校異―」『埼玉大学紀要 人文科学篇』 32号、一九八三年十一月。

武井和人「一首懐紙書式雑纂」『埼玉大学紀要 人文科学篇』 33号、一九八四年十一月。

川平ひとし「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について―付・本文翻刻―」『跡見学園女子大学紀要』 21号、一九八八年三月。

日下幸男「鍋島光茂の文事」『国語と国文学』 65巻 10号、一九八八年十月。

飛田範夫「蹴鞠についての造園的考察」『造園雑誌』 52巻 5号、一九八九年三月。

- 川平ひとし 『詠歌之大概』 諸抄採拾 (二) — 靈元院抄 — 『跡見学園女子大学紀要』 22号、一九八九年三月。
- 中村一紀 『鷹司家文庫の書誌的研究』 『書陵部紀要』 44号、一九九三年三月。
- 佐々木孝浩 『鞠聖藤原成通影供と飛鳥井家の歌鞠二道』 『国文学研究資料館紀要』 20号、一九九四年三月。
- 安田晃子 『豊後国における蹴鞠の展開 — 戦国期を中心として —』 『大分県立先哲史料館研究紀要』 4号、一九九九年三月。
- 井上敏幸 『元禄文化と『葉隠』 — 武士道と歌道 —』 『葉隠研究』 49号、二〇〇三年三月。
- 井上敏幸 『元禄文化と『葉隠』 — 武士道と歌道・続 —』 『葉隠研究』 52号、二〇〇四年三月。
- 「『広島大学蔵 勅撰和歌集古写本と古注釈展』 展示書目と書誌」 『古代中世国文学』 21号、二〇〇五年五月。
- 花房美紀 『東福門院の和歌の趣向について — 手鑑類、屏風絵など下賜品を手がかりに —』 『鹿島美術財団年報』 24号、二〇〇六年。
- 山本啓介 『和歌会作法書の生成 — 二条流・飛鳥井流を中心に —』 『中世文学』 52号、二〇〇七年六月。
- 海野圭介 『和歌を伝える聖俗 — テクスト、儀礼、座の荘厳をめぐる —』 『日本における宗教テクストの諸位相と統辞法』 「テクスト布置の解釈学的研究と教育」 第4回国際研究集会報告書、二〇〇八年十二月。
- 山本啓介 『飛鳥井流和歌会作法書『和歌条々』について — 諸本と伝授関係の整理を中心に —』 『国語国文』 78巻11号、二〇〇九年十一月。
- 日下幸男 『史料紹介』 飛鳥井家和歌伝授書二種 (翻字) 『国文学論叢』 55輯、二〇一〇年二月。
- 山本啓介 『飛鳥井家の和歌会作法伝授 — 『和歌条々』を中心に —』 『和歌文学研究』 100号、二〇一〇年六月。
- 酒井茂幸 『飛鳥井家の一首懐紙三行五字説再考』 『研究と資料』 65号、二〇一一年七月。
- 小川剛生 『飛鳥井家の家学と蔵書 — 新統古今集まで —』 『中世の学芸と古典注釈 中世文学と隣接諸学 5』、竹林舎、二〇一一年九月。
- 浅田徹 『飛鳥井雅親の定数歌について — 基礎的整理 —』 『国文』 120号、二〇一三年一二月。